

昭和十一年七月廿三日第三種郵便物認可  
昭和十三年七月三十日發行

# 同盟旬報

（No. 39） 行發日十三月七・號十二第 卷二第

【號旬中月七年三十和昭】

## 主要記事

日銀外國爲替基金設置……  
 暴利取締令改正……  
 陸軍定期異動發表……  
 萬博延期・オリンピック中止……  
 山西南部掃蕩戰完了……  
 ソ聯兵張鼓峰不法占據……  
 英皇帝フランス御訪問……  
 英佛、英獨、伊洪會談……

行發社信通盟同人法團社

昭和十三年  
七月 中旬 重要日誌

七月十一日(月)

- △軍令部總長官瀧江作戰部隊の湖口進出に御電覽
- △農相が首相に國民精神總動員再組織進言
- △全國經濟部長會議(四日間) 始まる、商相重要訓示
- △日銀、寶辰特約付金買上實施
- △山西南部の蒲掌、萬泉占領
- △安慶自治委員會成立す
- ▲獨羅空軍代表交遊
- ▲ヒ總統伊陸軍次官と會見
- 同十二日(火)
- △閣議で日滿馬政要綱決定
- △遞相閣議に海運國策大綱提出
- △五相會議開かる
- △傷兵保護院顧問初會同
- △教育總監部機構擴充
- △臨時參謀長會議(二日間) 開かる
- △加里鹽類輸入販賣統制實施
- △國民參政會、抗戰繼續宣言、外交方策を決定す
- △敵、九江の英、米財産破壊、英、米抗議
- △臨政、保安隊保衛團の軍紀取締條令
- ▲ソ聯兵不法越境、張鼓峰占據
- ▲ヴェネツエラ聯盟脱退通告
- 同十三日(水)
- △有栖川宮記念學術獎勵金下賜
- △竹田宮妃殿下臺灣より御歸京
- △御料調理所御造營御延期

- △內政會議開かる
- △國寶廿九件獨逸へ出品決定
- △山西省垣曲占領
- ▲ベック波外相リガ訪問
- 同十四日(木)
- △商工省關西水害對策決定
- △厚生省が各地方長官宛職業紹介所に離職者相談所設置通牒
- △三相會議開かる
- △司法制度調査會官制公布
- △國語審議會、日本式漢字制定を決議
- △民政黨が水害對策委員會設置
- △暴利取締令改正
- △獅子山砲臺總攻撃開始さる
- △國府地方參政會の設立決定
- △南支防衛司令に余漢謀任命
- ▲滿洲國企畫委員會設置
- ▲滿國、輸出入品二十九品目制限追加實施
- ▲張鼓峰事件で滿洲國、ソに抗議
- ▲獨政府駐支參事官を代理大使に任命
- ▲チエコ外相少數民族問題解決法案に強硬態度表明
- ▲埃亡命者救濟會議終る
- 同十五日(金)
- △閣議でオリンピック大會中止、萬博延期決定、水害救護對策を申合す
- △五相會議開かる
- △教育審議會青年學校義務制答申
- △陸軍定期異動發表、中村孝太郎大將朝鮮軍司令官に補せらる

- △中央物價委員會總會、標準最高價格引下げ決定
- △漢口避難地區設定問題外人側協議す
- △海空軍南昌にて敵機十五機爆破す
- △國民參政會閉幕
- △北支開發十會社基本調査完了
- △察南の暫行土地法公布
- ▲張鼓峰、ソ兵不法射撃に松島伍長戰死
- ▲ソ聯第一回最高會議開く
- ▲ヒューズ機(米)世界一周新記録樹立
- 同十六日(土)
- △失業對策委員會官制公布
- △中央社會事業委員會委員發令
- △司法制度調査會第一回總會
- △各檢事局に經濟係檢事新設決定
- △日米學生會議開かる
- △川岸中將歸還
- △山西省猗氏占領
- △海空軍、漢口空襲、敵十三機を粉碎す
- ▲張鼓峰事件に我外務省ソに抗議、ソ聯我方の要求拒絕
- ▲英佛首相書翰交換
- ▲ワイーデマン獨大尉訪英
- ▲ソ聯最高會議第二日、ロシア共和國憲法修正
- ▲リュニコフ大將の後任決定
- 同十七日(日)
- △英米人の長江下流復歸許可發表
- △海空軍南昌に於いて七機爆破す
- △漢口の混亂に英、陸戰隊派遣
- △南京の抗日團首魁以下逮捕
- ▲洪首相等イタリヤ訪問
- 同十八日(月)

- △中島中將歸還す
- △海空軍、小川中尉等、南昌飛行場に敵中着陸し、敵機を燒拂ふ
- △上海共同租界當局、テロ分子追放令
- △敵、漢口防備に六十ヶ師集結
- △臨時政府、出版法公布
- △滿鮮國境防衛當局、滿洲國、我外務當局等ソ聯に嚴重抗議す
- ▲伊洪會談始まる
- ▲コリガン氏大西洋橫斷
- 同十九日(火)
- △閣議で外國爲替基金設置承認
- △五相會議開かる
- △工作機械の供給制限實施
- △世界厚生會議(大阪) 中止決定
- △戰時下の文展開催に決定
- ▲英皇帝フランス御訪問
- 同二十日(水)
- △初の勞働對策プロック會議開かる
- △文部省が技術學生の卒業前繰上げ就勞を通牒
- △大谷、松井兩氏參議發令
- △宗教團體法案案成る
- △海空軍洞庭湖にて敵艦六隻爆破す
- △滿洲國法人に内地株式取得許可
- ▲ソ聯西部國境でも不法越境、重光大使嚴重抗議す、外交交渉一時打切り
- ▲英佛會談開始さる
- ▲英濠通商協定延長、調印を了す
- ▲伊洪會談終る
- △ロシア共和國第一回最高會議終る
- ▲チエコ紛争圓滿解決



同盟旬報 第二卷第二十號 七月月中旬號 主要目次

宮廷

有栖川宮記念學術獎勵金下賜... 皇太子殿下日光行啓...

支那事變

軍令部總長官御電覽... 武勳の六將軍拜謁... 漢口避難地區設定問題...

戰況

廣東海面のジャンク群大掃蕩... 山西掃蕩戰... 河南山西の敵陝西河南へ潰走...

空中戰

江蘇省東部殘敵掃蕩終る... 漢口空襲、十三機を粉砕、南昌... 漢口空襲、十三機を粉砕、南昌...

占領區域情勢

北支情勢... 中支情勢... 上海情勢... 共同租界當局テロ分子追放令...

國民政府

香港・河内間定期航空開通... 漢口・漢口間直通列車運轉... 國民參政會(續)...

碼頭を敵軍爆撃

九江漢口間に雲煙八百ヶ所... 武漢衛戍區總動員に着手... 支那軍九江防衛に必死...

抗日戰備

對蔣借款說の真相... 對英・米借款問題... 對蔣借款拒絕理由(一)(英紙)...

米支銀協定更新

米支銀協定更新... 米支銀協定更新... 米支銀協定更新...

中國新政權

第三國論議... 獨政府駐支參事官を代理大使に... 聯邦... ソ聯大使館員重慶へ引揚げ...

占領地區の關稅收入好成績

北京臨時政府... 北支開鑿子會社基本調査完了... 北支外資輸入委員會設置...

政治・外交

樞密院... 樞密院... 樞密院... 樞密院...

樞密院

樞密院... 樞密院... 樞密院... 樞密院...

國務院

國務院... 國務院... 國務院... 國務院...

オリビック中止、萬博延期

外國爲養基金設置承認... 五相會議... 內政會議... 三相會議...

津山市長決定

津山市長決定、丸龜市長再選... 傷兵保護院顧問會同... 失明傷兵の再教育...

東京市

東京市... 東京市... 東京市... 東京市...

文部省

文部省... 文部省... 文部省... 文部省...

陸軍定期異動發表..... 完  
日滿馬政國策決定..... 完  
海軍..... 完  
海軍節約方針決定..... 完  
【貴族院】  
男爵議員補缺に久保田男當選..... 完  
【衆議院】  
宮城再選舉に宮澤清作氏當選..... 完  
【政 黨】  
民政黨..... 完  
民政、議會制度調査會..... 完  
民政選舉法改正小委員會..... 完  
民政水害対策..... 完  
民政失業対策委員會設置..... 完  
經濟統制再編成案決定..... 完  
政友會幹部會..... 完  
社會大業黨..... 完  
【人 事】  
社大水害對策陳情..... 完  
陸軍定期異動..... 完

【財 政】  
豫算編成に重要物需給量調査..... 完  
商工省豫算編成方針..... 完  
第二豫備金支出..... 完  
租稅減免の單行法制定考究..... 完  
【金 融】  
日銀、賣戻特約付金買上實施..... 完  
日銀の銀行信託整理會..... 完  
勸銀、國民貯蓄勸奨部を新設..... 完  
社債借入金を從薄、増資は回遊..... 完  
資金認可..... 完  
下期資金移動豫想..... 完  
日本銀行週報..... 完  
東京社員銀行週報..... 完  
六月末全國組合銀行勘定..... 完  
上半期末貯銀勘定..... 完  
六月末全國信託勘定..... 完  
上半期全國手形交換高..... 完  
上半期中全國不渡手形..... 完  
五月中生保會社事業成績概況..... 完  
五五大生保商工中金に融資..... 完  
公社債..... 完  
支那事件公債三億圓發行..... 完  
政府保證國債三千萬圓發行..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

暴利取締令改正..... 完  
物資供給確保、配給改善對策決定..... 完  
國產アルミの價格協定成立..... 完  
六月末卸賣物價指數昂騰..... 完  
七月中東京小賣物價急騰..... 完  
四月分勞働統計..... 完  
【財 政】  
豫算編成に重要物需給量調査..... 完  
商工省豫算編成方針..... 完  
第二豫備金支出..... 完  
租稅減免の單行法制定考究..... 完  
【金 融】  
日銀、賣戻特約付金買上實施..... 完  
日銀の銀行信託整理會..... 完  
勸銀、國民貯蓄勸奨部を新設..... 完  
社債借入金を從薄、増資は回遊..... 完  
資金認可..... 完  
下期資金移動豫想..... 完  
日本銀行週報..... 完  
東京社員銀行週報..... 完  
六月末全國組合銀行勘定..... 完  
上半期末貯銀勘定..... 完  
六月末全國信託勘定..... 完  
上半期全國手形交換高..... 完  
上半期中全國不渡手形..... 完  
五月中生保會社事業成績概況..... 完  
五五大生保商工中金に融資..... 完  
公社債..... 完  
支那事件公債三億圓發行..... 完  
政府保證國債三千萬圓發行..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

【物價・實價】  
醫療藥品も輸入制限..... 完  
消極的統制策一段落..... 完

外國爲替基金勘定要項..... 完  
外國爲替基金運用方法..... 完  
基金正貨は正金に預入..... 完  
池田副相結城日銀總裁談..... 完  
金融界、貿易業者、産業界の意向..... 完  
基金はリンク制に活用..... 完  
日銀の替爲統制強化..... 完  
【貿 易】  
貿易出超に轉換..... 完  
七月中旬重要品輸出入額..... 完  
上旬綿布輸出激減..... 完  
六月中生糸輸出高..... 完  
上半期人絹糸布輸出高激減..... 完  
六月中對南支貿易..... 完  
比島向綿布輸出紳士協定延長..... 完  
輸出振興策..... 完  
綜合リンク制近く公布..... 完  
機械類の輸出にもリンク制..... 完  
羊毛リンク制の内容修正..... 完  
輸出綿製品配給統制規則改正..... 完  
輸出補償制改正考究..... 完  
日商、貿易對策を決定..... 完  
人絹糸、リンク制を協議..... 完  
人絹糸は人工織で一切配給..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

【市 場】  
東株短期取引組合總會..... 完  
正貨現送で株式活況..... 完  
七月初有價證券時價總額..... 完  
期米新高値を示現..... 完  
全國米取對策協議..... 完  
十四年上半年生糸新格付..... 完  
米商人絹格差決定..... 完  
【産 業】  
内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入空..... 完

滿鐵、オイルシエール油増産..... 完  
滿鐵、帝燃と石炭液化會社新設計畫..... 完  
昭和製鋼液體燃料増産計畫..... 完  
燃料國策研究會建議..... 完  
日商、石炭の答申案決定..... 完  
【鋼 業】  
七・九月の鋼材一割六分限産..... 完  
中間鋼統制原案成る..... 完  
日本鋼材聯合會臨時總會..... 完  
機械工業..... 完  
S型工作機械設計圖公開に決定..... 完  
化學工業..... 完  
日本電解曹達工業組合..... 完  
硫安販賣會社改組決定..... 完  
【織 維 工 業】  
六月中生糸製造及消費高..... 完  
綿糸及ス・フ糸生産配給割當..... 完  
綿糸及ス・フ糸の八月生産減少..... 完  
【農 業】  
自作農創設維持資金割當決定..... 完  
農業報國移動班を全國的に普及..... 完  
戦時下米穀配給機構整備案大綱登..... 完  
全國米穀現在高..... 完  
本年全國麥穗收穫高..... 完  
全國春蠶繭收穫高激減..... 完  
戦時下水産維持方針成る..... 完  
産組未設置町村解消方針決定..... 完  
産組綿製品配給方針協議..... 完  
全販聯取扱數量増..... 完  
運輸業..... 完  
日本海航路の改善を建議..... 完  
小型船の標準備船料を決定..... 完  
外國船舶の極力縮減を圖る..... 完  
六月末建造船舶減少..... 完  
船舶の減價卸却短縮通告..... 完  
其 他..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

六月の中洋紙製造、販賣高..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完

【學 術・文 化】  
國寶廿九件獨逸へ..... 完  
新國寶卅三件指定..... 完  
科學振興調查委員會決定..... 完  
文展開催に決す..... 完  
紐青博への日本參加正式契約..... 完  
萬國博延期..... 完  
檢察裁判..... 完  
經濟警察管下の違反件數..... 完  
社會・雜..... 完  
昭和十二年度人口動態..... 完  
事故・遺難..... 完  
兵庫縣の水害調査(十三日現在)..... 完  
計..... 完  
オリンピック..... 完  
東京大會中止..... 完  
オリンピック中止決定..... 完  
組織委員會返上決定..... 完  
第十二回大會はヘルシンキ..... 完  
海外反響..... 完



錦州附近に大鹽田開設	七四
初代駐獨公使呂宜文氏に内定	七四
駐哈ソ聯總領事代理ク氏歸國	七四
張鼓峰事件	七四
ソ聯兵不法越境、張鼓峰占據	七四
張鼓峰附近は明白に滿領	七四
滿洲國抗議	七五
外務省抗議	七五
ソ聯我方の要求拒絕	七五
ソ兵煙秋附近に陣地構築	七五
浦鹽より増兵	七五
更に將軍嶺に進出	七五
重光大使モスクワに歸還	七五
滿洲國境防衛當局退要求	七五
滿洲國再抗議	七五
ソ兵不法射擊松島伍長戦死	七五
ソ聯警備司令官撤退要求	七五
ク總領事モスクワへ出發	七五
岩田伍長不法射擊	七五
外務當局に抗議	七五
兵力百數十に増強	七五
ソ聯機頻りに越境飛行	七五
滿ソ國境狀況	七五
在浦鹽軍艦出動準備か	七五
砲兵部隊増強	七五
トラツク六十臺で軍事輸送	七五
自動車の通行頻繁	七五
西部國境でも不法越境	七五
重光大使嚴重抗議	七五
滿洲國外務當局談表	七五
外交交渉は一應打切り	七五
獨伊の日本支持	七五
我方對策	七五
ソ聯中央部の態度	七五
赤軍極東に増援	七五
ソ聯側越境を否定	七五
モスクワの態度消極的	七五
ソ聯官邊冷靜	七五
ソ聯事件の重大性を否定	七五
ソ聯緊急軍事會議開催か	七五
ボセツト灣に警備増備	七五
國際デマ放送の出所	七五

米紙の海軍協定論	七六
【英 國】	七六
騷擾艦不起工の理由	七六
日本の油槽船建造問題	七六
東洋空軍擴張	七六
米から飛行機エンジン購入	七六
【米 國】	七六
新主力艦の性能	七六
新主力艦三隻入札に附せらる	七六
海軍根據地新設調査委員會設置	七六
太平洋諸島に設けられ	七六
大西洋上で空前の大合同演習	七六
自働着陸装置の實驗成功	七六
【ソ 聯 邦】	七六
ソ聯グラードに要塞新設か	七六
赤色空軍と極東戦線	七六
トルコ、英に軍艦注文	七六
【軍縮問題】	七六
ル大統領軍縮を説く	七六
ハル長官説明回避	七六
軍縮會議は一九四〇年が時期	七六
少數民族問題	七六
【チエコスロヴァキア】	七六
チエコ問題危機回避(佛首相演説)	七六
チエコ政府強硬決意	七六
英、チエコの善處要望	七六
民族法案近く議會に提出	七六
チエコ外相強硬態度表明	七六
ズデーテン側總罷業決行か	七六
英、ソ・チエコ條約廢棄通告か	七六
チエコ對獨國境に軍隊動員	七六
チエコ側動員説を否定	七六
チエコ軍隊集結を獨重視	七六
チエコ在營期間延長計畫	七六
獨官邊チエコの形勢注視	七六
【聖地亞ゴ】	七六
パレスチナの騷擾險惡化	七六
【英 國】	七六
定例閣議國際情勢檢討	七六
ヒューゲッセン駐米大使説	七六
ロンドン金買旺盛	七六
上半期中の綿布輸出激減	七六
【英佛關係】	七六
英佛通商航海條約更改	七六
英佛バルカン工作に提携(獨紙)	七六

【論調】	七六
英佛の協力外交不變	七六
英佛首相書簡交換	七六
ベルチナツクス所論	七六
【英帝御訪佛】	七六
英佛兩國元首の演説	七六
英帝訪佛と英紙	七六
【英佛會議】	七六
英佛會議の諸問題(アヴラス觀測)	七六
會議開始	七六
會議内容	七六
英佛會議コミニケ	七六
英佛會議の成果	七六
佛政界英佛提携を謳歌	七六
【英獨會議】	七六
ウイデーマン大尉訪英	七六
ドイツ側の見解傳達か	七六
獨官邊は公式使命を否定	七六
英大使ドイツ外務省訪問	七六
【英獨會議】	七六
英獨會議の内容	七六
ウイデーマン大尉歸國	七六
空軍制限協定も考慮	七六
英獨獨交渉に乘出さん	七六
【英 國】	七六
英露通商協定延長	七六
英露通商交渉經過發表	七六
日本人の爲北露洲開設提唱	七六
【印 度】	七六
反英運動再燃の兆	七六
ルビー平償引下説	七六
【佛 國】	七六
佛大學生負傷事件解決	七六
人民戦線派氣勢堪らず	七六
【ドイツ】	七六
獨羅空軍代表交禮	七六
ヒ總統伊陸軍次官と會見	七六
獨佛平和國民投票を提唱	七六
前獨帝令孫夫妻近く日本訪問	七六
伯生產品の買入れ中止	七六
埃州の鐵網統制	七六
埃亡命者救済會議終る	七六
【イタリヤ】	七六
【伊洪會議】	七六

洪首相等イタリヤ訪問	七六
伊洪會議の中心議題	七六
伊洪會議始まる	七六
伊洪會議終る	七六
【米 國】	七六
米首相ブダベスト訪問か	七六
歐洲諸國	七六
ベツク波外相リガ訪問	七六
波外相リガに到着	七六
波外相諸國訪問	七六
羅馬尼亞皇太后崩御	七六
【スペイン】	七六
フ軍ヴァレンシア州内に入る	七六
フ政府代表部の昇格を要求	七六
英、ア港の單獨中立化に反對	七六
人戰政府、伊のフ軍援助を非難	七六
駐英スペイン大使歸國	七六
【英伊協定發効問題】	七六
英伊協定發効行儀み	七六
英伊協定發効問題に關し	七六
佛、伊の非難に應酬	七六
協定批准の爲議會臨時召集か	七六
協定發効問題英妥協か	七六
【ソ 聯 邦】	七六
最近ソ聯の内狀	七六
第一回最高會議開く	七六
軍需人民委員會議	七六
ロシア共和國憲法修正	七六
最高會議第三日	七六
在外使臣會議内外策再檢討	七六
新駐獨ソ聯大使信任狀捧呈	七六
本年度豫算概數	七六
募債失敗	七六
收穫改善進まず	七六
日用品、雜貨類の増産を指令	七六
國勢調査で反ソ分子摘發	七六
ソ聯兩飛行士表彰さる	七六
【リ大將越境事件】	七六
イワノフ、ペトロフカ行方不明	七六
リュニョフ大將の後任決定	七六
リュニョフ大將記者團と會見	七六
リュニョフ事件の特別調査開始	七六
佛紙のリュニョフ事件批評	七六
ブリュッヘル元帥勢力縮減さる	七六

ブ元帥近くモスクワに出頭	七六
ブ元帥不即不離の關係清算か	七六
ウラヂオで支那大學生逮捕	七六
【米 國】	七六
ル大統領重要聲明か	七六
ル大統領觀艦式に臨む	七六
豫算見直し修正	七六
又もや反日漁業取締決議	七六
石油問題で政府を攻撃	七六
【フリッピン】	七六
比島から見た極東の危機	七六
【經 濟】	七六
英の對米金現送と米の金過剩	七六
メキシコ、米國へ金現送	七六
英米通貨交渉説	七六
米英通貨協定説否定	七六
通商協定に通貨條項挿入か	七六
英米通貨協定説にボンド下落	七六
ハル長官通貨協定説を否定	七六
財務長官も通貨交渉否定	七六
米英クロス新安値へ	七六
ボンド買戻	七六
米ソ通商協定更改交渉開始	七六
シカゴにチエコ輸出協會設立	七六
鐵鋼界調査沙汰止みか	七六
製鋼労働者賃銀引下折衝	七六
復興金融會社の社債發行條件	七六
肩綱續續と紐育の觀測	七六
小麥融済決定	七六
明年度小麥全米反別割當發表	七六
上半期砂糖引渡高減少	七六
紐育株式急騰	七六
【中南米諸國】	七六
チャコ紛争圓滿解決	七六
ヴェネズエラ聯盟退通告	七六
伯國新移民法全文	七六
【世界經濟】	七六
砂糖割當減少案事實上成立	七六
【國際航空】	七六
世界一周新記録樹立	七六
又もや大西洋橫斷飛行	七六



有栖川宮記念學術獎勵金下賜

【七三】高松宮殿下には學術御獎勵の長き思召から御恒例に依り帝國學士院推薦の左の三氏に對し有栖川宮記念學術獎勵金下賜の御沙汰あらせられた、光榮の三氏は十三日午後四時高輪西臺町の御殿に伺候、拜受する

一 皇國古語の研究(金一千二百圓)

研究者 宮内省御用掛 吉田 増藏 一 本邦に現存する手漉紙業の歴史地理的研究(金一千三百圓)

研究者 關西大學教授 壽岳 文章

一 「國書逸文」の校訂及出版(金一千五百圓)

研究者 史料編纂官補 森 克巳

竹田宮大妃殿下臺灣より御歸京

【七二】皇后陛下の御沙汰を奉しざされて去月廿四日東京御發臺灣に成らせられた御差遣宮竹田宮大妃昌子内親王殿下には臺北をはじめ各地の陸軍病院に白衣の勇士を御慰問、臺灣神社をはじめ各神社に御參拜、臺灣總督府その他各陸軍司令部産業文化社會各種施設後援等を御巡視二旬の御旅を終へさせられ十三日午後三時廿五分東京驛御着御機體はしく御歸京あらせられた

御料調理所御造替延期

【七二】宮内省では七月から豫算期に入り非常時國策に順應して明年度豫算の編成に着手したが、長くも天皇陛下には時局に鑑みさせられ明年中には完成の豫定であつた御料調理所の造替を當分延期せしめられる旨此の程松平宮相に對し長き

支那事變

旬間大觀

衛立煌を總帥とする廿餘ヶ師の大軍は山西南部奪還を豪語して垣曲、曲沃、河津を結ぶ地帯に侵入し堅固な陣地を構築しつゝあつたが、無敵軍は五日決然總攻撃を開始、百數十度の炎撃と食糧難に悩みながら饒賊を突破し清寧、萬泉に次いで垣曲を陥れた。敵軍はイペリツト瓦斯弾を使用し卑劣なる抵抗を試みたが遂に四分五裂、陝西、河南方面へ潰走を餘儀なくされた。明朗山西の再建も間近であらう。この山西掃蕩の成果は蔣政權一種々の影響を與へるものだが、第一に敵が唯一の恃みとする山岳地帯に據るゲリラ作戦が我軍の前には全く威力を示し得なかつたのみか、その原則と逆に少數の我軍に十數倍の大兵が撃破されてしまつた事、第二に多年共匪に荒されて物資食糧に乏しい陝西、甘肅方面がこれら十萬の敗兵を到底容れ得ず、孤立無援の彼等は必然自滅するほかないこと、あれほどラヂオ・新聞で宣傳した山西奪還企圖が敢なく潰え、蔣政權の威信いよゝ失墜したことが等が擧げられる。小川編隊の南昌敵中着陸は全世界を驚嘆させた。日本人はどこまで豪膽なのであらう。

皇太后陛下萬子を賜る

上海【七三】皇太后陛下に於かせられては事變勃發以來前線將士の勞苦に對し日夜御心を垂れさせ給ひ屢々御慰問品や綉帶等を御下賜遊ばされたが今回長くも各野戰病院に於て靜養中の戰傷病兵慰問の爲御菓子賜り廿日午前十時畑上海方面軍最高指揮官は〇にて深谷部隊長に有難き思召しの程を傳へ御菓子を傳進し、各野戰病院ではそれ〴〵病院長の手から傷病兵に傳達、病床にある白衣の勇士達に皇太后陛下の無窮の御仁慈に感泣しつゝ拜受した

軍令部總長宮御祝電

【七二】伏見軍令部總長宮殿下には瀕江作戰部隊の湖口進出に對し十一日及川支

那方面艦隊司令官宛左の御祝電を發せられた

【七四】閣院參謀總長宮殿下には十四日午後一時卅分宮中に御參内天皇陛下に拜謁御所管事項につき奏上同二時五十分御退出遊ばされた

參謀總長宮御參内

【七五】閣院參謀總長宮殿下には十六日午前十時五十分御參内天皇陛下に拜謁御所管事項につき奏上遊ばされた

【七六】閣院參謀總長宮殿下には廿日午

後四時宮中に御參内天皇陛下に拜謁御所管事項につき奏上され、種々御下問に奉答の上御退出遊ばされた

川岸中將歸還

【七六】中支戦線に赫々の勳功を樹て今回東部防衛司令官に親補された川岸文三郎中將は丁度一ヶ年振りの十六日午後三時廿五分東京驛着當士で歸還した

牛島中將歸還

【七六】九ヶ月に亘り中支戦線に無敵軍の武威を輝かした牛島貞雄中將は十八日午後三時卅八分東京驛着で晴れの帝都入りをした

武勳の大將軍拜謁

【七六】支那各戦線に輝かしい武勳を樹て歸還した川岸文三郎、牛島貞雄、下元龍輔三中將、天谷、黒岩、鈴木三少將は十九日午前十時過前前後して晴れて參内十時半御座所に於いて天皇陛下に拜謁仰付けられたが陛下には長くも優渥なる御慰勞の御言葉賜ひ武勳を御嘉賞あらせられたと承はる、三中將は更に内謁見所に於いて皇后陛下に拜謁仰付けられ終つて一同賢所に參拜正午より南沼間に於いて御慰勞の思召に依る酒饌を賜はり三中將に對しては御紋付銀花瓶一個づゝ賜はり一同光榮に感激しつゝ退下した

英米人の長江下流復讐許可

【七六】南京其他揚子江下流地方在留米國人の日本軍占領地域への復讐問題に關しては外務當局と駐日グルー米國大使の間に數次に亘つて交渉中であつたが此の程漸く解決の運びに至つたので外務省では左の如く十七日午後一時半右に關する帝國政府の米國大使宛公文を發表した、

尙英國人の復讐問題に關しても同様復讐許可證を發給することに決定、團滿解決を見た

△外務省情報部發表

米國人の南京其他揚子江下流地方への復讐問題に關しては疊頃日本兩國間に交渉懸案中なりしが兩國友好關係に鑑み且はグルー米國大使の好意的努力を諒とし帝國政府は七月六日附在京米國大使宛左記公文を發し茲に本問題の解決を見た

記

以書翰啓上致候陳者五月卅一日附貴翰を以て廣田前大臣宛五月十七日附貴翰に言及せられ更に貴國政府の訓令に基く趣を以て在支米國市民をして、日本軍により立退かしめられたる各自の財産又は日本軍の嘗て占領し或は今尙占領しつゝある各自の財産に再び歸還又はこれを占有せしむることを可能ならしむる件に付貴國政府は一層關心を深めつゝある旨御中越有之謝意致候

貴國御例示の上海大學に付ては上海及其附近に於て戰闘行はれたる當初支那軍同大學を占據し抵抗せるを以て日本軍に於てこれを擊退する爲交戦の結果同大學に損害を與へたるは已むを得ざる所にして其後日本が同大學を占據し來りたるは軍事上の必要に出づる次第に有之候然共帝國政府に於ては最近各種の事考考慮の結果第三國權益尊重の帝國政府の根本方針に則り軍事上差支なき時機に至る迄同大學は開校せざることを監視人の住込み及校舎の修繕に付ては同大學所有者よりの具體的申出が軍事行動に支障を來たさざる限り好

御心汰あらせられた由にて大御心の程に宮内省では恐懼感激取敢へず従来の御調理所の一部を修理申上げることになつた

皇后陛下に四相御禮言上

【七六】皇后陛下には百九十箇所の内地各陸海軍病院後施設を始め、更に朝鮮臺灣、關東州にまで各皇族妃殿下を御差遣、懇ろに白衣の勇士を御見舞御慰問せしめられ又統後救援状況その他各施設を御視察せしめられたが、皇后陛下を始め奉り各宮妃殿下の限りなき御仁慈には側近、關係當局始め官民齊しく恐懼感激申上げ板垣陸軍、米内海軍、木戸厚生、宇垣拓務各所管大臣は十六日午前十時四十分相前後して宮中に参内大奥に於いて皇后陛下に拜講御付けられ恭々しく御禮を言上、十一時十五分過ぎ相次いで退下した

外地御差遣宮を御慰勞

【七五】皇后陛下には十八日正午御差遣宮として御渡鮮あらせられた東久瀨宮妃聰子内親王、臺灣を御一巡遊ばされた竹田宮大妃昌子内親王、關東州に成らせられた梨本宮妃三殿下を招かせられ御内儀に於て御慰勞の思召しに依り午餐の御催しあらせられたが、三殿下の傷病兵御慰問統後救援状況等御視察の御模様就いて御物語りあらせられ炎臺の國境邊海の各地の旅を遊ばされた御勞苦を稿はせられて御慰勞の御言葉あらせられた由にて三殿下には午後二時頃宮城を御退出遊ばされた

皇太子殿下日光行啓

【七四】葉山御用邸に御滞在在中であらせられた皇太子殿下には廿日日光田母澤御用邸に行啓あらせられた

意的考慮を拂ふこと、並に日本軍の使用により生じたる損害に關しては第三國人財産の蒙れる同種損害と共に將來考慮することを條件とし同大學の軍事使用を取止め七月五日迄に陸海軍共に同大學より撤去することに決定し既に現地に於て帝國總領事より貴國總領事に對し右通達済に有之候

次に揚子江下流の諸地方へ貴國市民歸還の件に付ては同地方には今尚ほ取殘兵各所に潜伏し居り絶えず出没し何時突發事件起るや豫測し難き實情にて第三國人保護の爲には帝國領事館警察のみにては不充分なるを以て戰開参加を任務とする部隊より特に兵を割きてこれに當らしめざるを得ず日本軍にとりては非常なる負擔と相成居る次第に有之候

此の如き状況下に在る南京に日本人八百名餘居住し居るは事實なるも之等日本人は軍の必要上居住を認め居るものゝみに有之而して右日本人に對しては嚴重なる保護警戒を加へ居るに拘らず不逞支那人より暴行強盜等の難を受けたる事例は多々有之候も唯日本人の被害なるが爲外國人の場合の如く目立たざる迄の實狀に有之候

主張せらるゝ貴國側御意向とは根本的に異なる解釋を執らざるを得ざる次第に有之候

右の如き治安状況に於て第三國人の上記地方歸還を認むるは頗る困難なることと御察察相成ること、存候然るにも不拘貴國市民の要望達成方に付ては出來得る限り好意的考慮を拂ひ、六月中國歸還を認めたる件は既に相當多數有之決して總てを拒絶し居る次第には無之今後各地の實情に則し漸次承認する方針に有之候

右中進勞本大臣は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候

昭和十三年七月六日

在 京 宇垣外務大臣

グルー米國大使 閣下

尙英國人の南京復讐問題に關しては露に和氣洋行社員六名が我方事前の了解を求むることなく無断にて赴寧したる爲問題を生じて居たるが、今般帝國政府は日英國交の大局的見地より特に在京クレイギー英國大使の兩國友好關係増進に對する努力を多とし之に酬ゆる趣旨をも含め前記六名の英國人が一應上海に歸還したる上は我方に於て南京復讐の通行許可證を與ふることとし、更に六名の英國人に對し英國側に於て其人物にして信用し得るものなることを保證する場合には我方出先官憲に於て同様南京復讐の通行許可證を發給することに決定し本件も亦圓滿解決を見るに至れり

に公正妥當の措置に努め居ることは左の二、三の諸例に依るも明瞭なりと云ふべし

- 一 日本軍は上海大學より七月五日撤退せり
- 二 我方は客月米國商人「スタンダード・オイル」及び「テキサス」兩石油會社員計二名の赴寧に對する許可證發給方を承諾せり

右に先立ち五月卅一日乃至六月十六日間に於て米國人宣教師、醫師及看護婦卅五名の南京及び其他の揚子江下流地方への歸還を見たこと周知の通りなり

尙右許可を受けたる米國人の數に付米國側の報告に依れば廿名となり居るも右は之等米國人の内或者は米國領事館を経由せずして直接帝國官憲に申出たると覺しきものあるに由る

- 三 米國人宣教師十四名の蘇州歸還方に關しては六月末右全部に對して許可證を近々發給すべき旨なる旨出先官憲より報告ありたるが内六名に對しては既に許可證發給済なり

【七五】英米兩國人の南京その他揚子江下流地方への歸還並に財産占有問題については豫てクレイギー駐日英大使、グルー駐日米大使と宇垣外相、堀内次官との間に數次に亘り折衝が行はれた結果この程圓滿解決を見て在支英米人は逐次正當の手續を経て揚子江下流地方に歸還し得ることとなつた、右は在支第三國權益尊重の帝國政府の根本方針の具體化であり帝國政府としては今後も現地の事態に即應じて漸次にこの既定方針を實現して行くことは勿論で、既に英國政府が帝國政府に申入れ來れる第三國船の揚子江、航行英人の京滬鐵道視察等の諸問題の如きも漸を遂つて許容せらるゝものと見られるししかしながら現地の狀勢は今尚自衛上やむを得ず軍の行動を繼續しつゝあり、表面は平靜の觀はあつても實際は作戦基地として軍機保持のため特別の考慮を必要とする現狀にあるので差し當つて右作戰上の必要のため航行自由、鐵道視察等は未だ承認し得ないのは事實上の戰爭の存在せる以上當然のことと見られる

▲日本の回答接受發表 ワシントン【七六】ハル國務長官は十二日新聞記者團との定例會見に於て長江筋の米人財産保護問題につき日本政府から回答を接受した旨左の如く言明した

米國政府は揚子江流域の米人所有財産並に米國市民の取扱ひ方につき去る五月卅一日日本政府に通報を送つたがこれに對する日本側の回答を接受した、この回答は頗る包括的な内容を含んだものだが尙若干の點につき説明を要する所があらう

因みに日本政府の回答は在支外人所有財産の問題につき支那に派遣した調査員の勸告事項を多數包含してあるといはれる

▲日本の回答全文公表 ワシントン【七七】米國務省は過般長江筋の米人復讐問題につき日本政府から回答を接受、慎重協議中であつたが十六日日本政府發表と同時に回答全文を公表した、右回答は去る六日宇垣外相が米國政府に宛てた揚子江流域の米人所有財産並に米國市民の取扱ひ方に關する去る五月卅一日付對日通報に對する回答で千五百語より成る



が公表に際し米國務省は何等説明を加へてゐない

▲米紙の對米回答 ニューヨーク【七】長江筋の米人復讐問題に關する七月六日付の日本政府回答は十六日夜米國國務省から公表されたが十七日のニューヨーク・タイムズ紙は回答内容につき至る如き批評を加へてゐる

日本の回答は米國政府の要求を半ば充たしたものであるが米國人復讐不能の責任を日本の政策ではなく長江筋の現實の狀態に歸してゐるのは日本軍占領地域の治安が未だ充分でないことを暗に認めるものだ

▲日本の回答不満足(ハル長官談) シントン【七】ハル國務長官は十八日新聞記者團との會見に於て長江筋の米人復讐問題に關する日本政府の六日附回答公文は充分満足すべきものでないとして次の如く語つた

米國政府は日本政府の回答を以て充分満足すべきものとは考へてゐない、從つて問題は未だ完全に解決したとはいひ難い、米國の在支權益侵害事件及び之に伴ふ對日抗議の經過を詳細に検討すると問題は尙ほ幾多の點で未解決の儘に残されてゐることが判る、懸案の一部は既に圓滿解決を見たが又新しい問題が起る可能性はないといひ難い、なほハル長官はそれ以上この問題に觸れる事を拒絶した

漢口避難地區設定問題

▲漢口避難地區設定を外人側協議 上海【七】五】皇軍の寛大なる措置によつて上海南市及び南京に於ける難民地區の設

定に成功した支那側及び第三國側の慈善救濟團體では我が急速果敢なる漢口進軍に早くも漢口に於て避難難民地區の設定に着手しつゝある事が十五日漢口來電に依つて明らかになるに至つた、即ち在漢口宗教團體中米國人ギルマン僧正及びイギリス人コックス女史の唱道によつて十五日漢口に於て避難難民地區設定に關する第一回の協議會が開かれたが同協議會に於ては昔の獨、露、英三租界及び支那街の一部を避難難民地區に指定する計畫が有力で漢口退去の勸告に従はず漢口一帯に残留する民衆を總て收容するの案を擱て近く各國外交團に對して援助方を要望する豫定であるといはれる

▲我軍當局反對表明 上海【七】五】去る十五日の漢口ロイター電は米人宣教師キルマン及同コックス嬢の發意により漢口に避難區域委員會を設立し舊英、獨、露租界及び支那人街模範地區を包む區域に難民區を設定せんとする計畫あることを報じてゐるが之に對し上海軍當局は十七日左の如き意向を發表強硬なる態度を示した

一 漢口が近き將來激戰地となることは言を俟たず、帝國政府並に軍は邊に第三國に對し武漢の外國權益は何處までも尊重保護するも之が支那の交戰目的に利用せられざる様再三通達してゐるものであり第三國の協力的行爲を希望してゐるのである、舊英租界の如きも一九二七年遵附され英支聯合の行政委員會を設けたがその中立性は根據極めて薄弱である、又交戰國外の第三國人留するは如何なる理によるものなりや

多大の疑義を抱かざるを得ず

一 六月七日の外電によれば國民政府は六月中旬諸學校を閉鎖與地移轉を報じ更に六月九日のロイター重電電は重慶に避難難民五萬人を收容し得る設備を設けたと報じてをりこれによつて見るも支那側は夙に非戦闘員の避難計畫を進めてゐるが一方蔣介石は老若男女を問はず民衆に武装を嚴命してゐるのでこれ等一般民衆と雖も一種の交戰團體と見做されこれを庇護せんとする第三國人の眞意は解するに苦しむものである

一 從來難民收容區域は一方面的に設けられたものであるが軍は人道的立場から作戦上の不利を忍んで善意的態度を以てこれを默認してゐたに過ぎない、尤も南市難民區は條件を附して許可したものであつて原則として一方的設置は全く効果なきものと云はざるを得ない以上の理由によつて漢口に限らず豫想される戰間地域に於て支那人の難民區設定を認め得ず、若し人道の見地よりするならば難民區設定の如き姑息な手段を採らず寧ろ安全な地域に一日も速かに避難せしむべきである

五國調停乗出説

英紙、英の調停説否定 ロンドン【七】二】駐支英國大使の漢口乗込みに關聯して又もや英國の日支調停説が傳へられてゐるがロイター通信外

日左の如く報じてゐる  
ロンドンでは今の所謂調停の見通しはない様だ、然し英國政府としてはこの

領域で活動し得る好機會が到來したと見極めがついた時にはいつでも單獨乃至他國と共同して調停に乗出すであらう、極東の事變のために被害を蒙つてゐる者の驚くべき多數に上つてゐる事實をロンドンの識者は充分認識してゐる

瑞典公使香港行の目的

ニューヨーク【七】四】十四日ニューヨークに達したU.P.漢口電の報する所によれば駐支スウェーデン公使ヨハン・ベックフリイス男は十四日漢口發香港に向つた消息筋の觀測によれば同公使の香港行きは英佛獨伊瑞歐洲五ヶ國駐支外交代表の日支紛争調停運動と關聯してゐると云はれる、右五ヶ國の調停工作は其間幾多の難關に逢着しつゝ今尙も極氣よく續けられてをりトウトマン獨大使が當初の豫定を變更して未だ香港に滞在してゐることはこの調停工作と一脈の關係あり同大使は最の調停工作の失敗にも拘らず未だにこの希望を棄てず最後の瞬間に至つて何等かの協力を與へようとしてゐるとも噂されてゐる

五國共同和平調停乗出説

ニューヨーク【七】五】十五日ニューヨークに達したU.P.上海電は英國を中心

獨、伊、スウェーデン、スイスの五ヶ國が共同して調停に乗出し日支間の和平斡旋に努めてゐる旨左の如く報じてゐる  
傳すべき外國筋の情報によれば、英、獨、伊、スウェーデン、スイスの五ヶ國大公使は英國をリーダーとして紛争の共同調停に乗出し目下日支双方と和平の基礎となるべき諸點について折衝を

重ねてゐる、右調停案は漢口陥落による戰局の一段落を俟つて大體今秋初め頃日支兩國政府に提示されることゝならう、米國政府は現在の新直接調停工作には参加しない方針であるが、恐らくそれも一時的で五ヶ國の共同調停工作がうまく行かぬ場合を豫想して最も効果的に調停役を買つて出る下心と解される、ソ聯及びフランスが参加しないのは徒に日本の反感を唆るのみで却つてアチ壞しになるのを惧れたからである、この間最も注目すべきは英國の動きで終始主動的地位に立つて双方を斡旋し和平實現の嚆矢には英國にとつて最も有利な情勢を誘致せんと努力してゐる、英國が對蔣借款を流してゐるのも一に蔣介石をして眞剣に停戰を考慮せしめんとする政策的な考慮に基くもので同時に日本側に對しても揚子江流域に於ける英國の權益尊重を保障せしめんとするところに情勢を利用して最大の効果を收めんとする明確な意圖が窺されてゐる

瑞典調停參加否定

ストックホルム【七】三】駐支スウェーデン公使ヨハン・ベックフリイス男が日支紛争の調停工作に參與してゐるとの報道に關しスウェーデン政府當局は十五日之を否定して左の如く言明した  
ベックフリイス駐支公使の漢口行は漢口政府と連絡を保つため調停問題とは何等關係がない

カール大使和平提議説を否定

上海【七】三】漢口來電によれば最近漢口に於てはカール英國及びジョンソン米國兩

大使が國民政府に對して和平を提議しつゝありとの報道が流布されてゐるが十七日カール大英大使はロイター通信社を通じて右の事實は全然根據なきところなる旨頭から否定した、尙右の漢口ロイター電はこれに關聯して現に漢口にあるスウェーデン及びスイス兩公使の動靜にも何等政治的意味はなく未だ漢口に於ては和平討議は進められてゐない旨を報じてゐる

戰死將校氏名

【七三】原隊發表

▲兩角部隊 少佐 荻岡 壽(仙臺)

▲田中部隊(戰傷死)少尉井平貞雄 (佐世保)

【七四】原隊發表 去る四月嶧縣東南方に於いて戰傷、〇〇病院で加療中戰傷死せる將校左の如し

▲木下部隊 大尉 板橋 勘六(千葉)

【七五】原隊發表

▲市川部隊 少佐嶋島橋馬(熊本)大尉東三太郎(鹿兒島)少尉今村千夫(同)同後藤民二(同)同小橋芳名(同)同菊川圭助(同)

北京【七六】河北省安國附近に蠢動する集團匪討伐中戰死せる將校左の如し

▲吉川部隊 大尉 印南 靜夫(栃木)

▲南郷大尉戰死 上海【七八】(艦隊報)道部午後八時發表 十八日朝南昌に於ける空前の戰團機隊指揮官南郷大尉は敵機十五機の遁走せんとするを發見するや一轟之を急追、その第一撃により敵機をして忽ち火を吐きつゝ不軌の運動を爲し第二機隊に向はんとしつゝありし南郷大尉機の左機翼と觸衝したる爲大尉の變機は一瞬にして機體四散し大尉は機と共に壯烈なる戰死を遂げたり

【七九】原隊發表

▲人見部隊 中尉 河合 明雄(滋賀)少尉 大橋 博(岐阜)

▲小田部隊 中尉 下村 親一(滋賀)

【八三】原隊發表(七月一日戰死)

▲小田部隊 少佐 阿部永之進(右手)

戰況

廣東海面のジャンク群大掃蕩

南京【八二】南支那海の酷熱を冒して活躍を續けてゐる我が海軍の交通遮断隊は連日に亘り廣東省電白灣バイアス灣及び碭石灣を結ぶ海面に蠢動する軍需品物資輸送のジャンク船の大掃蕩を續けつゝあるが沿岸地區一帶守備の廣東軍は大動搖を起し附近の住民も戰々々として避難準備を開始した

☆ 山西掃蕩戰

石家莊【七五】山西省南部に蠢動する敵四十ヶ師を掃蕩すべく去る五日行動を開始した我が軍は旬日にして早くも敵全戰線に再び立つ能はざる大痛撃を與へて赫々たる戰果を収めた、即ち我が軍は臨汾方面、新郷西方々面よりそれ〴〵一氣に敵を包圍殲滅するが如き態勢下に攻撃前進を開始、疾風迅雷敵の堅陣を相次いで突破、浮足たつて敗走する敵の追撃戦に移るや百數十度の酷熱を肩して山間の盜路を克服、強行又強行敵を

垣曲附近より黄河に包圍殲滅し、或は運城方面より鹽池に之を壓迫殲滅或は河津方面より黄河に捕獲殲滅する等各方面に於て敵の優勢なる兵力を分離潰亂せしめ戰團開始後僅に十日間に於て豫定通り我が軍が欲する攻撃を敢行したのである、殊に河津に於ける岡崎部隊、運城附近に於ける高田部隊、垣曲東方に於ける高木部隊の如き實に寡少の兵力を以て数十倍の敵と對峙し之が重圍の中にありながらもよく大軍を手許に牽制して友軍の作戰を有利に進捗せしめ惡戰苦闘よく守備地を堅持して戰略上の要點を確保し又援軍到着するやよく之と呼應して斷乎追撃敵の包圍を打ち破る等星軍の眞價を遺憾なく發揮して其勇戰力固は眞に今次山西作戰を特徴づけたものである、斯くて第二次山西作戰は豫期以上の戰果を収め敵の大半は黄河對岸に又一部は山中奥深く遁走、何れも匪賊化して今後の集團的敵對行動を不能ならしめ山西の再建明瞭化が期待されるに至つた

▲敵全面的退却開始 石家莊【七三】垣曲方面の敵は十一日正午より全面的に退却を開始し雪崩を打つて敗走する敵の一部は北方山中に遁入、一部は黄河渡河點目指して敗走、我が軍は之を猛追中である

▲我軍ひた押しに追撃 石家莊【七三】豫わて絳縣東側地區より垣曲方面に敗敵を急追中の萬城目、鬼武の諸部隊は絳縣南方山地の隘路口を扼し頑強に抵抗する敵の防備線を突破十一日午後一路垣曲に向ひ山間の惡路を急追中である、尙翼城方面より南下した我が〇〇部隊もこれに續き今や一大威力を加へて各隊垣曲目指しひた押しに敗敵を急追中である

▲垣曲完全占領 石家莊【七三】我が猛攻に堪へかねた垣曲附近の敵は十一日頃より漸次退却を開始したが敵の有力部隊はなほ垣曲東方地區に踏み止つてその退却掩護を爲す可く執拗なる抵抗を繼續してゐた、我が〇〇部隊は東方より猛烈にこれを壓迫且つ北方よりも強壓を加へ

これらため敵大部隊は我が軍により包圍殲滅さるべき危険に瀕したので遂に垣曲一帯の陣地を放棄して收拾すべからざる大混亂のうちに敗走、我軍はこれを號散らしつゝ十三日午前垣曲を完全に手中に掌握、西方及北方目指して潰走の敵殲滅を期して猶も猛追の手を緩めず戰果を擴張中である

▲附近一帶に敵一兵も認めず 石家莊【七四】垣曲附近は十三日我軍の手中に歸し敵は大黄河を渡つて南方に潰走一部は山中に遁入したが我が高木、井上等部隊は之を追つて隨所に敗敵と遭遇し之を撃滅して北進、一方曲沃、絳縣より垣曲街道を之亦敗敵を追つて南下した萬城目、清水、鬼武、高橋の諸部隊は垣曲西方〇〇に於て出會ひ十三日午後八時南北兩軍の感激の握手成つた、斯くて曲沃、絳縣、垣曲を結ぶ一帶の地區は敵の一兵をも認めざるに至つた

▲蒲掌、萬泉占領 北京【七三】垣曲東方六里西羊村の敵據點を陥れた我が〇〇部隊は四個師に餘る優勢な前面の敵に攻撃を續けた結果敵は終に堪へず十一日午後四時退却を開始し我軍は破竹の勢を以て同方面の敵陣地を乘越へ遂に蒲掌を占領目下敗走する敵を急追中であるが敵の大部分は既に垣曲方面の黄河を渡河南方に潰走した、又絳縣より南方に退却した敵約四ヶ師は一部を山岳地帯に殘し我軍の猛追を阻止しやうと同山地に數線の陣地を構築してゐる又我が〇〇部隊は曲沃を西南進し敵を追撃して十一日午前十時萬泉を占領した

運城包圍の敵を更に包圍

石家莊【七三】最近綏遠南方の敵左側背に迫つた森本部隊は同地附近で敵に多大の損害を與へた後、直ちに運城方面に轉進、途中敵の執拗なる抵抗を排除しつゝ十一日正午運城東北側に肉薄、目下同地附近の敵を攻撃中、續いて眞野、鈴木、小林、細川、南部の各部隊も敵殲滅の絶好期なりと更に戦果を擴張すべく猛進中である

石家莊【七三】我が〇〇部隊は去る五日以來孤立無援の中にも運城を固守して數十倍の敵の包圍下に奮戦力闘、よく優勢なる敵を巧みに牽制して我が主力の作戦を有利ならしめてゐるが、森本部隊は一刻も早く之を救援す可く強行軍に次ぐ強行軍を以て十二日午後運城附近に到達した、之により森本部隊は運城包圍の敵大軍を更に外廓より之を包圍して内外相呼應して一擧に敵を殲滅、その包圍を解かんとする態勢を示すに至り恰も熊本鎮城に際し官軍が植木、田原坂方面より薩軍の圍みを解けると同様な事態が再現されんとしてゐる

▲運城固守部隊の陣脚 石家莊【七二】運城附近にある高田、松井、山本等の諸部隊は孤立無援奮兵よく数十倍の敵を牽制、友軍の作戦を有利に導き敵の重圍の中にあつて却つて攻勢に出づつなど戰略交通、補給の要點たる同地を斷乎として堅持しつゝあつたが之が救援に急行せる森本部隊の到着と相俟つて内外呼應して包圍の敵に痛撃を加へ十三日午後三時圍を破つて敵を潰走せしめた、之等の諸部隊は同地死守の結果運城を兵火の禍禍より免れしめたもので、飛行場、停車場、輪轉材料の一物をも損せず盡く原状を保

たしめたその功績は實に偉大なるものあり各方面より絶讃されてゐる

河津包圍の大敵退却 石家莊【七二】十四日河津附近にある高崎部隊を包圍した敵四ヶ師は聞喜、萬泉方面より應援に急行せる山崎部隊の猛進に堪へ切れず十四日午前續々河津西南方の榮河方面に向け退却を開始した、我が〇〇部隊は之を追撃中

猗氏占領 北京【七二】猗氏縣城(聞喜西南方)の敵第七十七師の一部は我が南部山西肅清進歩後尙も頑強に抵抗してゐるが我が上田部隊は去る十四日よりこの敵に對し攻撃を開始し十五日城壁を爆破城内に躍り込み城内の敵を猛攻し十六日美事城内の掃蕩を完了したがこの戦闘で上田部隊長は十五日拂曉敵砲のため壯烈なる戦死を遂げた、尙敵の遺棄屍體七十餘で我が方は敵迫撃砲三、重機一、小銃百七十四其他各種彈藥多數を鹵獲した、目下同地附近の住民は漸次復歸し皇軍を信頼して生業にいそしんでゐる

敗敵イペリット瓦斯使用 石家莊【七二】我が森本部隊が敗走する敵を急追して十六日午後復縣南方五里平陸に通ずる道路上を要衝張店鎮に至るや我が猛攻撃に堪えかねた敵第四軍團部隊は突如卑怯にも毒性の猛烈爆發式擲毒管によるイペリット毒ガスを使用する我が方は適切なる處置によつて幸ひ何等の被害なかつたが國際法を無視した度重なる支那軍の此の非人道的行為に我が將兵均しく憤激してゐる

▲運城固守部隊の陣脚 石家莊【七二】運城附近にある高田、松井、山本等の諸部隊は孤立無援奮兵よく数十倍の敵を牽制、友軍の作戦を有利に導き敵の重圍の中にあつて却つて攻勢に出づつなど戰略交通、補給の要點たる同地を斷乎として堅持しつゝあつたが之が救援に急行せる森本部隊の到着と相俟つて内外呼應して包圍の敵に痛撃を加へ十三日午後三時圍を破つて敵を潰走せしめた、之等の諸部隊は同地死守の結果運城を兵火の禍禍より免れしめたもので、飛行場、停車場、輪轉材料の一物をも損せず盡く原状を保

☆ 中 支 戰 況

鄱陽湖上の小海戦

南京【七二】我が海軍遼江部隊は湖口に基點として揚子江及鄱陽湖方面に逃込んだ支那海軍部隊の掃蕩に着手しつゝあるが我砲艦〇〇は迷彩色を施し快速を利用して鄱陽湖内より密かに湖口を偵察、我が江上艦を襲撃し來つた最新型敵魚雷艇(約五十噸)を發見直ちに砲門を開き鄱陽湖上に追ひつ追はれつの小規模乍ら壯烈な水上戦を展開、湖岸の岸の中に逸早く遁走せんとする其魚雷艇を撃破し敵乗組員十名と共に湖底の藻屑にしてしまつた此鄱陽湖は洞底湖と共に支那本部二大湖の一にして長さ九十哩、幅二十哩の廣大な湖面を有し湖上は常に浪高く我が海軍部隊の猛進に追はれた支那海軍砲艦及び英國及びドイツ製の最近型魚雷艇數隻が他小艦艇は此の湖裏に遁入してゐるが更に我が部隊の進撃により幾多の湖上戦展開が豫想されてゐる

湖口逆襲の敵撃滅

上海【七二】湖口攻略の我が部隊に對し後方を遮斷せんとする敵は流淅橋附近に續々兵力を増大し逆襲を企てんとしてゐるので我が諸部隊は青山、周花莊、史家橋の三方より之を包圍、十一師、十六師七十八師の中央軍三ヶ師約二萬の敵と目下激戦中であるが漸次敵は激減されつゝあり、沿道の敗殘兵の掃蕩と相俟つて我軍は湖口、彭澤間の揚子江南岸の交通路兵站橋を完全に確保するに至つた

裝甲橋樑を分捕る

湖口【七三】十三日午後四時海軍航空隊及江上部隊に相呼應して湖口對岸獅子山砲臺の湖口敗殘の敵攻撃の眞最中海軍陸戰隊士師部隊の荒武者廿餘名の決死隊は後藤梅吉特務少尉(北海道出身)佐々木誠次郎兵曹長(宮城縣出身)指揮の下に湖口の敵が退却に際して持ち去り右岸中洲に警備中の敵海軍使用の裝甲浮橋樑を分捕るべく敢然小舟を驅つて霧らに敵陣地目前に突入、白霧の奇襲に狼狽した敵は度隙を抜かれながらも之を阻止せんと猛射を浴せ來つたが少しも怯まぬ海軍荒武者は、江上艦艇の掩護砲火に勇氣百倍し一時間に亘る大膽不敵の敵前決死作業を敢行見事分取りに成功し裝甲浮橋樑を曳航し悠々歸還した

獅子山砲臺總攻撃開始

湖口【七二】漢口防衛の最重要據點たる九江防守の敵五ヶ師が唯一の堅壁と恃む獅子山砲臺及び梅花洲陣地に對する我が方最後の總攻撃は十四日に入るや愈々激烈を加へ巨砲の咆哮、爆彈の炸裂愈々湖上、江上を壓して轟き渡り正に壯絶快絶の極みである、前日の猛攻に大打撃を受け沈黙を餘なくされた敵は夜陰に乘じて再び新手と交代して獅子山死守を策し依然抵抗を敢てするので我が方は斷乎これを期して海陸空軍江上艦艇相呼應する立體的總攻撃の火蓋を切つたのである、先づ海軍の荒武者は壯烈果敢なる低空飛行を敢行して猛爆撃、陸の荒武者も連日飛來し巨砲を投下すれば鏡の如き鄱陽湖上に堂々の威容を浮べた〇〇よりも敵要靈陣地に直撃の釣瓶撃ちと息もつかせぬ猛攻數時間に亘れば窮敵最後の抵抗も空しく午後に至つて遂に山腹の砲臺測所巨砲掩蓋、トーチカ等は中天高く吹き飛

ばされ流石に頑強を極めた敵も遂に再び起つ能はざる打撃を蒙り總崩れとなつたこの機を逸せず海陸の荒武者は猛然獅子山後方山麓の敵陣地に飛び猛爆を加へて徹底的にこれを掃蕩、悠々歸還した

江蘇省東部殘敵掃蕩終る 上海【七二】江蘇省東部の揚子江北岸地區に蠢動しつゝあつた殘敵に對し我軍は去る十三日より之が掃蕩を開始し北方へ急進中であつたが十六日田上、足立、川上諸部隊は敵に多大の損害を與へて掃蕩戦を完了敵を四方に遁走せしめた、此の方面に出没の敵は第十一師乃至第十一師の混成で兵力約一個師であつた

空中戦・空爆

☆ 海 空 軍

粵漢鐵路爆破 上海【七三】艦隊報道部正午發表) 十一日海軍航空部隊は密雲低き悪天候を肩し粵漢鐵道の要點源潭浮橋を完全に爆破せる外英德驛及び同驛附近の鐵橋並に防禦陣地を大破し又廣九鐵道の石龍驛及び同鐵橋を爆破し甚大の損害を與へたり、揚子江方面に於ては田家鎮及び九江、湖口間の江岸陣地を機撃、撃破せり

武漢、廣東爆撃

上海【七三】艦隊報道部正午發表) 十二日完全なる制空權下に漢口、武昌方面大空襲をなせる海軍航空部隊は中支に於て宜昌、永修、玉山等の飛行場を攻撃せるが地上に兩三機の飛行機及び若干の隠機を認めたる外空中には一機の敵影だに





定機銃、旋回機銃の一齊掃射を加へたがなか／＼炎上せず、銃弾も漸次盡きて來たので面倒と見て取つた桑島機がグイグイと更に降下を始めた、敵機がアツと驚いた瞬間敵空軍の大根據地の真中に着陸せんとしてゐるのだ、「桑島が降りた」と異口同音に叫んだ時には桑島二空曹は機體から躍り出して敵中に走つてゐる、それと見て桑島機に續くと各機が次ぎ／＼に舞降りた、ドン／＼銃銃の音がする、桑島二空曹が敵のガソリンタンクに撃込んでゐるのだ、山路一空曹、徳永二空曹も亦走り寄つて來る、宮里一空曹が機銃弾を叩き込むと濱ノ上三空曹、小野二空曹がマツチを持つて馳け込んで來た、濼々と黒煙が上る、炎がサツと沖に立つ、ガソリンに引火したのだ、一機、二機、三機、紅蓮の炎が同飛行場を嘗める様に無氣味に擴がる、宮里一空曹がまた走り初めた、荒鷲群の連續的爆撃にたゞ敷された大格納庫に向つて一直線に走つてゐるのだ、濱ノ上、別宮空曹がその次ぎ、山道空曹がそれにまた續いた、半壊された敵機に交つて敵機撃機が隠匿されてゐるのだ、「此處にもあるぞ火をつけろ火をつけろ」

ヨアレヨと見てゐるばかりだ、然もそれが恐怖に變じ死守すべき基地を抛棄して全部が何れかに遁走したのだ、黒煙は同飛行場の上空を蔽ふて向續く世界空中戦史上未曾有の同隊を遂行した荒鷲は敵根據地の真中に立つて旭光の中に互に手と手を確く握り合つた儘暫し感敵の沈黙を續けるのであつた、小川中尉の歸還情報再び機上に荒鷲の姿が映つた、敵の根據地を完全に蹂躪した荒鷲は小川機を殿りに亡び行く敵の基地に空の勇士のみがしる床しき擧手の禮を送つて悠々〇〇基地に歸還したのである、世界空中戦史上に燦として輝くであらう、此の南昌飛行場着陸攻撃の空の勇士の中には紅顔可憐な桑島、徳永の少年航空兵が若爾と微笑みつつ天晴れ若鷲の働きを見せてゐたのである

▲珍らしく英字紙質讀 香港【七二】從來動もすれば故意に我方の報道を曲解して日本側に不利な宣傳を飛ばしてゐる當地英字紙は昨日我空軍南昌空襲を珍らしく賞讃して居り夕刊紙ホンコン・テレグラフはその社説に於て左の如く論じてゐる

空中戦の歴史に於てエピソードの数は多いが昨日の日本軍の南昌攻撃に匹敵する成功はその比を見ない、勿論此の成功は急襲の功を奏したことに依るものが多い、然し日本飛行士の勇敢さや議論の餘地がない、支那空軍は宣傳ビラを日本に撒いて其の技倆を示したが日本軍の大膽不敵さはそれに劣るものではない、勇士の動機とか性格を分析せんとするは當を得たものでないかも知れないが日本に於ては意識的に自己

を犠牲とすることは決して稀ではない、勿論日本人以外の國民が同胞の爲め命を捧げることがなかつたと云ふのではないが外國人は命を捨てる前に命を全ふする様努力する、日本人は一たび犠牲を覺悟すれば生還を期せない、前の上海戦の際起つた廟行嶺(肉彈三勇士を指す)の例がそれが南昌空襲は例を稍々異にするが冒險の點に於いては變りない九死に一死と云ふ冒險ではないが素晴らしい勇氣と云はざるを得ない

獅子山砲臺爆撃 上海【七二】(艦隊報道部正午發表) 十八日午前南昌飛行場に不滅の偉功を奏したる我が海軍航空部隊は同日引續き江上艦艇と協力九江下流獅子山及び新港背面の敵砲兵陣地を爆破多大の損害を與へたり、南支方面に於いては舊江口兵工廠の西側工場二棟の大半を炎上せしめ同工場の倉庫群二つを潰滅せる外廣九線沙村附近線路一ヶ所を切斷せり

漢口大空襲 上海【七二】(艦隊報道部正午發表) 一十八日の南昌空襲により士氣愈々揚れる我が海軍航空部隊は昨日十九日も亦左記の如き偉大なる戦果を収め而も我方被害なく敵機の挑戦し來るものもなく全機無傷歸還せり

一 漢口空襲に向ひし〇〇機隊は猛烈なる地上砲火を押し果敢なる低空飛行により漢口飛行場及其附近に巧みに隠匿しある敵機廿餘機(一部機體を見見、銃撃によるS.B.五、ノースロップ、ダグラス各機を炎上せしめたり、S.B.及ノースロップ十機に對しても相當の損害を與へたり、この間逃避せんとするS.B.一機を撃墜せり

二 〇〇機隊は武昌、蛇山の機銃陣地及び武昌兵營を爆撃、多大の損害を與へ又他の一部は漢口飛行場にはS.B.一機を爆破せり

三 黄石磯上流燕磯附近に於て我が飛行機近迫するや敵大型運貨船四隻より約二百名の人員江中に飛び込むを察知し更に近接、支那軍用船なるを確め曳船を大破し運貨船二隻を完全に粉碎沈没せしめ残り二隻に損害を與へて漂流せしめたり

四 九江方面に於ては白石磯、攬江磯の背面陣地新港南方及び西方の野砲陣地獅子山附近敵砲兵陣地、下猪橋附近敵陣地等江岸各所を反覆爆撃し何れも多大の損害を與へたり

三 又十九日江上艦艇の一部は敵砲火を押し獅子山方面敵陣地を砲撃破壊し南支に於ては粵漢線舊江口兵工廠倉庫を爆撃破壊せり

洞庭湖にて敵艦六隻爆破 上海【七三】(艦隊報道部正午發表) 廿一日海軍航空部隊は岳陽の敵艦艇を攻撃し多大の戦果を収めたり、即ち軍艦二隻を撃沈、四隻を大破(内一隻は殆んど沈没)軍需品搭載の運送船一隻民船ライター數隻を爆破せり、南支に於ては舊江口兵工廠の残存工場倉庫等を大破し同工場を殆んど完全に潰滅せる外粵漢線樂昌驛大倉庫四棟を粉碎汽關車二棟を撃破炎上せしめ他方廣九線石龍驛構内の線路を切斷せり揚子江々上艦艇は航空部隊の爆撃と協力湖口上流兩岸敵陣地を猛烈多大の損害を與へたり

☆陸空軍

潼關爆撃

北京【七三】我が陸の荒鷲は百州餘度の酷熱を克服して戰闘中の地上部隊に呼應し連日山西南部の空に果敢な行動を續けてゐる、即ち中國部隊は部隊長自ら陣頭に立ち前日に引續き十一日午前十時頃大擧襲撃を運んで西部隴海線の要衝潼關を急襲、停車場及同地西側高地にある敵陣地及軍用建築物を猛爆、徹底的打撃を與へ之を潰滅せしめた、尙仁井部隊は之に呼應し同日垣曲方面敵陣地を爆撃、軍事施設及退却中の敵大部隊に徹底的打撃を與へ悠々基地に歸還した

賈魯河渡河の敵軍爆撃

徐州【七三】我軍の魯西地方殘敵掃蕩戦に危く包圍圈を滑つて曹縣を脱出逃亡した曹福林軍は周家口方面に落延びたとの情報に接した我が陸の荒鷲〇〇部隊は十二日正に賈魯河を渡河せんとする敵に猛撃を敢行大損害を與へた

占領區域情勢

☆北支情勢

黄河決潰の水流増大 石家莊【七三】暴虐なる支那軍の手に依つて行はれた黄河の氾濫は連日の降雨に益々水量を増し雨期を控へて愈々擴大の兆あり開封、中牟間に於ては隴海線西南方に於て水流の移動から堰止められ従來南流したものが最近では東方に流れ十三日來開封北方に滔々として流れ込んで

居りこれが爲め開封北門より關封に通ずる自動車路は全く破壊されてしまつた、開封當局は市民を總動員して我軍の指揮下に銃意防水或は決潰場所の修理に全力を注いでゐる

▲陳留、杞縣方面に氾濫 開封【七六】數日來の豪雨で増水した黄河の水は二、三日來、朱仙鎮の東方陳留、杞縣方面一帯に氾濫溺死者數十名を出すに至つたので軍軍並宣撫班では直ちに現場に急行避難民の救助に當つてゐる

▲我方濁流の東進を堰止む 開封【七六】數日來黄河流域に降つた雨と昨朝開封一帯を襲つた雷雨は黄河の水量を四尺近くも増し開封、中牟間では南流してゐた水が陂海線に堰止られ東方に水勢を増してきたので〇部隊工兵隊は直ちに離海線破壊を行ひ水流を南方に導くべく努力した結果開封北方一里近くまで浸水してきた水は十八日朝に至り一米餘り減水した、尙開封特務部宣撫班、治安維持會では連日開封市民を督勵苦力一千名、麻袋三千五十袋を集め開封附近一帯の堤防構築を行つたのでたとへば今後雨期に入り黄河が大増水しようとも開封一帯は絕對安全とされるに至り市民は齊しく皇軍の努力に感謝してゐる

安慶自治委員會成立 安慶【七二】安慶自治委員會發會式は十一日午前十一時から省立民衆教育館で舉行され委員長に推戴された安慶の最長老七十五歳の汪萬齋氏が答詞を述べ日本軍の保護と指揮の下に欣然治安維持に全力を傾倒すべき旨を誓つた

上海 情勢

共同租界當局テロ分子追放令

上海【七六】租界内のテロ行為は依然として跡を絶たざるのみならず七月七日支那事變一周年記念日當日の如き朝來十數件のテロ事件を惹起し、しかもその犯罪内容は我が陸海軍歩哨又は通行中の日本人市民を狙つた悪質のもので我が總領事館當局は七月七日夜共同、フランス兩工部局當局に對して嚴重なる抗議を爲したが共同租界當局では取敢えず之が對策として取締強化策を決定十八日夜次の様な揭示を租界内各處に貼附すると共に十九日の日英支各新聞朝刊に之を掲載することとなつた

一 共同租界内に於て武装せる軍隊に對し攻撃をなせるものは當該軍隊に引渡さるゝものとす

二 共同租界内に於て武器による犯罪を犯したる者は共同租界在住の特權を喪失し放逐さるゝものとす

三 工部局警察は隠匿武器の搜索のため公有たると私有たるを問はずあらゆる建物に搜索を行ふ權限を有するものとす

四 テロリスト逮捕のための情報を提供したるものは四千弗以内の賞金の支拂を受くるものとす

五 隠匿武器差押のための情報を提供するものは相當の賞金の支拂を受くるものとす

六 共同租界内に於て工部局當局より許せざる武器或は爆發物を所有し又はテロ行動に参加するか或は關係を持つ者は共同租界より放逐されるものとす

國民政府

香港・河内間定期航空開通

香港【七二】豫ねて開設計畫中であつた香港、河内間直通定期飛行は愈々來る十日より開始されるに決定した、河内は既に歐洲との定期航空を有するから之により香港は更に一つの對歐空路を加へた譯で西南支那の重要性の増大しつゝある折柄注目されてゐる、右定期飛行は毎週水曜午前六時半河内發同十一時香港着の豫定で實施される

香港・漢口間直通列車運轉

香港【七二】廣九鐵路當局は十一日布告を以て來る十四日から香港、漢口間に一週二回の直通急行列車を運轉することになつた旨公布した、右は漢口方面からの避難者續出を豫想した結果である

ポロヂン・漢口着

【七二】十一日確實なる情報によれば往年の國民革命の指導者ポロヂンは九日漢口に到着したと、右は日支交戦の現在であるだけに甚だ注目される、ポロヂンは一九二三年孫文の招聘により廣東政府政治最高顧問となり當時の軍事顧問ガロン即ち現在のソ聯極東軍司令官ブリユッヘルと共に國民革命、北伐軍を指導し、當時の支那の共產施設は彼の方針の下に行はれた、一九二七年蔣介石のクーデターに遭ひ支那を去つたが彼の支那赤化の所期の目的が大半達成されたことは世界の耳目を驚かせしめた、現在では彼は反スターリン派と見做されソ聯政界に餘り重きをなしてゐないものとやうではある

が今回の披露は彼の過去の経歴より見て重視すべきである

國府滇慶移轉に四川阻止工作

香港【七五】國民政府が漢口放棄後政府機關全部を重慶に移すことに決定した事に對し四川土著の舊軍閥劉文輝、鄧錫侯等はこれに伴ひ中央軍が四川に移駐されるを恐れ表面中央の重慶移轉支持を装ひつゝも裏面に於て中央軍の四川移駐を阻止せんとする工作を講じつゝあり今後の成行如何では中央系將領と四川軍閥との軋轢が表面化するべく既に下層部隊間では露骨なる反對示威の態度を示して居る

支那側小工場の輿地移轉數

上海【七六】國民政府は上海戰以來輿地工業生産力の脆弱を痛感し上海に於ける工場と輿地移轉を躍起となつて獎勵し來つたが支那側の報道に依れば本年五月末迄にこれが移轉を完了した工場數は合計百五十二を算しその内譯は左の如くであると言はれてゐる

- 鍛冶工場六、機械工場九、電氣工場八
- 金屬製造工場一、交通用具工場一、土石製造工場三、化學品工場三〇、紡績工場三七、服用品製造工場七、皮革工場八、食品製造工場六、製紙印刷工場一三、科學及び音樂器具工場二、其他工場一一

右の大部分は支那人經營の小規模なるものゝみであるが支那側では其他何無錫、南京、青島等から二百餘の工場が輿地移轉を行つた旨を報じて居りこれら各工場の移轉先は武昌、漢口、長沙、重慶、南昌、昆明、梧州等の各地であると福建省主席陳儀抗戰を語る

香港【七八】最近福建省獨立や主席陳儀の態度怪し等の説が流布されるので支那記者が彼に直接意見を求め意見を徴したに對し彼は次の如く語つた

福建省は事變勃發勢頭日本軍の攻撃を受けるものと思つたところ地理的關係で今尚ほ其攻撃を免れてゐる、金門、廈門兩島の喪失は海中の孤島ゆゑ全く已むを得ないが福建省沿岸一千支里は飽老傳統の精神を以つて嚴重に守る覺悟である、戰時教育は十六歳より四十歳に至る失業男女に對して施してゐる民族意識の誘發と文化の基礎建立は抗戰建國の中心事業で、政治は官治より自治に進み福建省をして抗戰の一單位となし之に基き最後の勝利獲得に邁進せんとするものである

雲南主席龍雲、蔣介石と協議

香港【七三】雲南政府主席龍雲は蔣介石の招電により十九日午前飛行機で昆明出發同日午前十時十五分重慶着飛行機にて約一時間休憩し四川將領鄧錫侯、王縱緒劉文輝等と會談の後同十五分再び飛行機で重慶出發午後五時半漢口着同應迎へを受け直ちに宿舎に入つた、蔣介石は廿日龍雲を武昌の軍事委員長宿舎に招致して雲南省に於ける軍事施設武器輸送状況、抗戰教育の實情等に就いて聽取したるも昆明を首都とした場合の蔣政権の軍事上經濟上からの抗戰能力に就て協議を遂げつゝあり蔣介石は更に雲南を中心とする佛蘭西勢力等の對外關係殊に雲南通運の場合の佛蘭西の對蔣援助問題、鄧錫侯印皮支那並に英領ビルマとの交通關係に就ても彼の意見を叩き今後に處すべし



き重要方針を指示する豫定である  
張群中央銀行理事となる

上海【七三】漢口來電によれば中央銀行理事は今回任期満了となつたので廿日行政院會議に後任案が上程された結果唐有壬及び故榮宗敬の後任は張群及び實業家李國欽と決定、その他は全部留任した

藍衣社の暗闘から陳儀取調

香港【七三】福建省政府主席陳儀は去る十三日蔣介石の招電に接し漢口に赴き目下蔣介石の下にあつて取調へを受けつゝある模様であるが右により蔣介石直系の重要機關たる藍衣社中に二派の暗流があり絶へず抗争を續けてゐた事情が明瞭となり蔣介石をして驚愕せしめてゐる、即ち處に中央から福建に特派され民國抗日團體の指導に當つてゐた特務員張超が保安處長葉誠に殺害されたが張超は藍衣社中央派であり葉誠も亦藍衣社員で廉策の系統でありこの殺害事件以來兩派の抗争は愈々激化し福建保安處長葉誠、財政廳長張郭維、公安局長李進德等が中央に押送され遂に首府陳儀が蔣介石の忌諱にふれ責任糾纏を受けつゝあるものとされ彼が果して福建に歸任するか否か疑問視されてゐるが従來の蔣との關係で唯確實に止まるのではないかと見られてゐる

國民參政會(續)

議決發表の五案

- 一 政府を擁護し長期抗戰の國策樹立
  - 二 民衆團體を調整し民力發揮
  - 三 發刊物を檢査し統一する
  - 四 内地に於て工礦開發の基礎を樹立し生産を増加、國力を増進する
  - 五 内地農業の基礎を確立、後方の生産事業を増進、抗戰力量を増大する
- 以上五項目であるが右第一案は國防軍事を審議する第一委員會の提案にして陳誠がその主軸者となり最近屢々言はれる和平論を一蹴し參政會を通じ徹底抗日の方針を決定したもので第四、第五は國家經濟今後の方針を決定したものであるが第一は共產黨及び第三黨の提案に係り人民戰線派の鄒韜奮が提案者となつて上程され民衆の總動員、軍事、政治、商業、工

業の各階級の組織化を目的とし民衆を嚴重なる國家統制下に置かんとする企圖を表明したものである、右に關し差當り唱へられてゐる具體案としては

- 一 軍政各機關、各派商工團體代表を總動員して武漢衛衛總動員會を設置し政府及び武漢衛衛成長官の指導下に正規軍に協力せしむ
- 二 軍隊に對する抗戰政治工作の強化
- 三 民衆動員と民衆組織の積極化
- 四 各種行政機關の改善と保甲制度の改革
- 五 省、縣、區、鄉各行政機構内へ普通選舉による民意代表機關を設置すること

外交方策決定

上海【七三】漢口で開催中の國民參政會は既に七日目を迎へ漸次政府政策の核心に觸れて來たが昨十二日の會議に於ては國府外交部の外交報告並に今後の外交方針を審査可決した、右によれば支那の外交方針は「須らく抗戰建國綱領に規定するところの原則に依據して決定し臨機應變の運用を圖る事」との原則を定め實際施行方法として外交部より提案した二項目(内容は明記されず)は最短期間内に實現する様促す事となつた、然して國民參政會は審査委員の意見を綜合して外交改善に關する左の諸項目を政府に提出した

- 一 支那の外交機構及び外國駐在使臣が現下の抗戰時期に於ける重責を完全に果し得るや否や政府の再檢討を求めその刷新を圖る
  - 二 國際情勢の變動に適應するため正確なる情報の蒐集に努力し政府をして在外使臣の情報工作の充實を圖らしめ同時に從來の情報處理上の缺陷を補はしめる
  - 三 支那の國際宣傳は尙散漫の嫌あり、政府をして宣傳方針の統一、工作の調整をなさしめその効果の増進を期す
  - 四 今後政府の指導の下に國民外交を活躍ならしめ且つ臨時官界民間の適當なる人物を國外に派遣同時に政府をして在外使臣の協力を命ぜしむ
  - 五 政府をして隨時外交及國際情勢の事實及資料を頒布せしめ以て國民の國際情勢の正確なる認識を爲さしむ
- ▲外交陣強化問題化す 上海【七三】國民參政會に外交刷新問題が取上げられて以來俄然外交問題が支那側論議の中心となり支那新聞も各種各様の批評を加へつゝあるが十五日の華新報は「外交戰線の強化」と題して次の如き社説を掲げ第三期抗戰段階に於ける外交の緊迫とその重要性を強調してゐる
- 國民參政會に提出された五項の外交上に關する建議は一年來の外交政策の缺陷を指摘してゐるが第三期抗戰時期に於ける外交戰線の強化は非常に切迫し且つ重要な問題であるので我々は更に次の諸點を提議する
- 一 外交人材は在外使臣のみならず國內擔當者よりも嚴重に選擇せよ
  - 二 支那人の意志を正常に代表する有力人物を國民使節として隨時海外に派遣し國民外交を強化す可し、特に米國には勞働代表を派遣、米國労働者をして日貨の運搬、軍需品の日本輸送拒絶を行はしめる

抗戰總綱宣言

- 一 鄒韜奮等の提案する精誠團結、抗戰建國綱領案
  - 二 陳紹禹等の提案する國民政府を擁護し建國綱領を實施する案
  - 三 王家楨等の提案する抗戰建國綱領を擁護する案
- を擁護する案

招商局汽船問題で英米抗争

香港【七三】事變以來當地に繋船中の招商局汽船四隻總噸數一萬三千二百餘噸は曩に米國資本ウイリアム・ハント商會の手で支那側と交渉を行つたが當時右交渉は不調に終つた模様で一旦ハント氏は

上海に歸つたが右四隻の汽船が英國團匪賠償金を以て英國で建造されてゐる關係上最近英國資本のチャードン・マゼソン商會が之を購入する権利ありとして交渉近く調印の運びにまで進みつゝあると傳へられたのでハント氏は驚いて一週間前上海より香港經由漢口に向つた、ハント氏は右汽船が英國借款で建造されたのは事實とするも所有權は商招局に在るのでチャードン・マゼソン會社が購入すべき權利なしと主張し居り漢口では蔣介石に直接強談すべしと教團いて居る模様で同問題を繞り英米間の紛争表面化と共に其の成行は注目されてゐる

三 外交政策は對外的のみならず對內的に強化すべし、即ち日本側の各種陰謀語言等を指摘し隨時これを發表すべし

四 日本の武漢進攻の積極化に伴ひ支那は更に英佛兩國と緊密なる連絡をとり香港、安南と南支保衛の相互的關係を強調して共同對策を講ずべし

**國民節約運動計畫**

上海【七・四】國民參政會に政府より提案同會の議決決定を見た節約運動計畫大綱は支那側の抗戰總動員計畫として頗る注目されてゐる、大綱内容は先づ目的を

- 一 抗戰力量増加の爲めの節約
  - 二 建國力量充實の爲めの節約
  - 三 國民の儉約習慣養成の爲めの節約
- と明示し實施原則に於ては生産の増加、消費の節約を強調更に實施方法實施綱目等詳細に亘つて規定し公務機關の節約獎勵から各個人の日常生活の節約に至るまで具體的に極めて詳細に指示してゐる、個人生活の節約として主なるものは先づ衣食住に制限を加へ「外國紙幣を使用せねばならぬ區域に居るものは須らく後方に移れ」と云ひ奢侈品、娛樂に至つては極端に之を切詰めて政府公債を買はしめんとするものである、此の計畫は極めて形大なるものであるが戰爭を忌避しつゝある國民が果して國府の笛に踊るや否や甚だ疑問とされてゐる

**共產黨國府の政策に容喙**

上海【七・四】共產黨代表陳紹禹等六十八人、鄭震宇等廿八人、王家楨等廿一人の國民參政會内各團體が、夫々の立場から「抗戰建國綱領の擁護」案を提出全會一

致之を可決確定したことは國民をして再び國府中心主義に引戻さんとする國府側の巧妙なる詭計の成功であり各黨派が小異を捨て、大同に就いた點に於て抗戰力量の尙ほ殘存するを物語るものとして注目されてゐる、共產黨側提案の「國府の抗戰建國綱領實施擁護」の内容は左の如くである

- 一 抗戰期間内に於ける國府の對内對外の重要施政方針はその實施前に國民參政會に提示して決議を経べし、而して今回國府各部の報告と施政方針の説明は抗戰建國綱領の規定に根據するより全體參政會委員は團結一致して國府を擁護し同時に抗戰建國綱領に依據して採用せる對内對外施政方針を表示する爲め特に國民參政會は政府各院部の報告の從左の決議の一致通過せん事を提議する

- 一 國民參政會は國府各院部の報告を聽取せる後一致決議する
- 二 國府は最短期間内に抗戰建國綱領に規定するところの外交、政治、軍事、經濟、民衆運動及び教育の各項の原則を重ねて具體的に説明し實施辦法（機密に關するものを除く）を全國に公布すべし
- 三 全國國民は蔣委員長の指導下に積極的に政府を補助し抗戰建國綱領全部の實現の爲めに奮闘努力する

右によれば參政會を利用して政府の政策に容喙せんとする共產黨側の意圖が窺はれる

**國民參政會閉幕**

上海【七・三】國民黨政權崩潰に隨して初めて政治を民意に問ふた國民參政會はそ

の本質的僞隔性や國民黨の指導權掌握等により會議の進行は歪曲され而かもそれに対する左翼陣營よりの非難攻撃が行はれたるにも拘らず兎に角多數の建議案提案等を採用可決して政府諮問機關たるの使命を果たし十五日午後三時閉幕式を舉行同時に左の要旨の宣言を發表した

一 茲に全國人民を代表して宣布す、支那民族は必ず不屈の意思を以て一切の人力、財力、物力を動員して長期抗戰を爲し最後の勝利に達す

二 支那人民は各友邦の同情、援助に對して感謝に堪へず、全支那人民は必ず永遠の努力に國際平和組織を擁護し人類進歩の一切を爲す、同時に各友邦の政府及び人民が平和を希望するならば國際義務と條約の責任を實踐に移し支那に對する同情援助を更に擴大して日本を孤立に陥らしめ且つ日本を制裁せんことを希望する、支那は一つの獨立自主の國家でありその統治大權を國民政府に賦與してゐる、蔣委員長はその最高統帥であり全國一致擁護するものである

三 國民政府を否認するは即ち支那國家を否認するもので蔣委員長を仇敵視するは全支那民族を仇敵視するものである、我が全體國民は一年來の奮闘の精神を繼續し抗戰建國綱領に基づき庶政一新し、民主政治の基礎を樹立し經濟上にありては節約を勵行し政府公債に應募且つ勸誘する

▲取職責任を國民に分担 香港【七・六】國民參政會議は會議を開催すること前後十日、政府提出議案九件議員提案百十六件の多數であつたが會議は大した波瀾も

なく經過し今次大會で滿場一致通過した最重要議案は先きに臨時全國大會で決定を見た抗戰建國綱領で民意を代表する本會議を通じて全國民衆の支持を受けこれがため全國國民は蔣介石の指導下に於て抗戰の共同責任を負はれることとなつた、敗戦を重ねたる蔣が軍事委員長として當然責任を負ふて下野すべき所を彼は耐くまでも民意の支持ありとしてその責任を國民に分擔せしめた處は最初からお手盛り會議とは言へ巧妙な彼一流の欺瞞政策に外ならず會議によつて國民政府の得たる收穫は

- 一 漢口陥落後必然的に來るべきものは國民の離反であるが之を防止せん前もつて緩み行く民心に一本の注射を施した事
- 二 日本政府の蔣政權不承認は最高リダーを侮辱するものである、即ち國民を侮辱するものなりとて之を強調して國民の敵愾心を振起せしめた事であるが漢口陥落後に於ける自給策として極力農業、工業、鑛山開發に努力すると民間の資本吸收に努むる方針なるも右は殆んど絶望で外國の資本援助を俟つ外なるべく窮境に陥れる國府が如何なる利權を提供して外國資本の歡迎策に出るか今後注視に價するものあり

**地方參政會設立**

上海【七・三】十四日國民參政會で決定した省、縣、市參政會の職權は左の如く規定されてゐる

一 省政府の重要施政法案は省參政會の決議を経たる後施行すべし、省政府は右決議が不當なりと認めたる時は行政

院に申請し指令を仰ぐべし、又緊急事項は參政會の追認を求めても差支へない

二 省參政會は省政府に建議し並に省政府より施政報告を受け又省政府に向つて質問の權限を有す

三 省政府の豫算は中央政府に報告する以前に省參政會の審議を経べし

四 人民負擔を増加するものに就ては省參政會の審議を経べし

尙縣市參政會も略同様の權限が與へられてゐるが省參政會員の選出方法に關しても詳細規定されてゐるが民選、官選兩方法を併用し大體人口廿萬人以下の縣は會員廿一人廿萬人以上は五萬人を増加する毎に會員一人を増加する事となつてゐる

上海【七・三】國民參政會は十四日の討論に於て參政會組織の擴大を出席參議員大多數の賛成によつて決議した組織擴大の内容は各省、縣、市に夫々參政會を設立するもので中央、地方各政府と人民の關係をより緊密化し地方自治への準備となすと共に長期抗戰に備へる壯丁徵募の徹底が本決議案の狙ひどころである點が注目される、省、縣參政會は三ヶ月以内、市參政會は六ヶ月以内に選出設立される豫定であるが參政會の持つ單なる諮問機關としての性質は依然そのまゝ、何等本質的改革は行はれぬが各地方にまで參政會を設立することにより行政機構の下部組織を形式的に充實し政府組織と民衆との接觸面をより擴大したもので、この裏面には左翼派の策動が大いに効を奏したことは明かである

**漢口九江混亂狀況**

漢口九江混亂狀況

外國軍事専門家の見た漢口

上海【七・四】最近漢口より歸還した外國軍事専門家の齎らした所によれば最近の漢口の政情は其内部に包蔵する矛盾と左右の軋轢が運轉的敗戦と共に日を追つて漸次表面化せんとする傾向が見えて来たといはれる、即ち焦土抗戦を強硬に主張してゐる共產黨は事變の終末に就ては確信ある見透しなく敗戦必至と見れば國民黨と一蓮托生の愚を避け責任を他に轉嫁して獨自の立場をとる事は明らかとされ唯現在は蔣介石の對内外信用を巧みに利用し表面的には國共合作の鞏固なるを強調してゐるに過ぎず、一方白崇禧、李宗仁を中心とする廣西派の存在は依然たる勢力を有し蔣介石の徳意により廣西から南京に乘出し蔣政権の帷幄に參劄した當時は必ずしも蔣介石と最後迄道連れになるはなかつたが現在四圍の環境上又徐州會戦に大敗を蒙つた手前急に中央より離脱し得ない運命に置かれてゐる、然し山東會戦以來廣西軍は夥しく兵力を消耗しその實力が低下した事は否定し得ず、李宗仁、白崇禧は此上廣西に戦火が波及して自己の本據が灰燼に歸することを極度に恐れこれが防止に對しては廣西派獨自の立場に於て考慮を拂はんとする意向が窺はれる、蔣介石としても其個人的信用から現在尚強き威令を行ひつゝあるもこれら共產黨の廣西派の日和見的態度には警戒を怠る事が出来ず殊に漢口陥落せばこの不安は遂かに増大さるべく焦慮しつゝありと云はれる

獨記者の見た漢口附近情勢

ベルリン【七・三】ベルリナー・ロカールアンツアイカー紙特派員として過敵漢口

方面を視察したヴォルフガング・ゾルゲ記者は廿日の同紙上に長文の特電を寄せ危機切迫せる漢口附近の情勢につき左の如く報じてゐる

支那側は五月には漢口拋棄説を一笑に付してゐたが徐州陥落後には市民達は何れも漢口會戦に備へる避難計畫を進めるやうになつた、外人連は大體日本軍の漢口占領後又商賣が始められると言ふ見込みで漢口に踏み止まつてゐるが之に反し支那側は全く意氣消沈の體である、上海、南京喪失の後國民政府は漢口に移轉したが漢口が陥落すれば支那の中央政府は解消し爾後政府の全機關を容れるに足る都市を求めめることは不可能とならう、四川省には重慶、成都の兩都市があり避難所にはなり得ようが如何に排日意識の熾烈な四川省も蔣政権最後の據點となり日本軍の進撃によつて各都邑を灰燼に歸せしめるようなことは希望してゐない、湖南省の衡陽は最近その市街を始め無線電信、電話の通信機關が改良されたので蔣介石は衡陽にその軍司令部を移すことになるかも知れないが政府の各部長は重慶に止まり一部は昆明に逃れ残された西南各省の團結を圖ることゝならう、かくては中央政府と言つてもその勢力は微弱化し各地方の威令を行ふことは困難とならう、一方共產黨は日本軍の占領を免れた陝西、甘肅等西北各省に退避して隣接のソ聯邦と直接聯絡をとることゝならう、四川省が赤化すれば西北各省は全部ソ聯邦の奴隸と化するであらうが四川省當局はこの事態を憂慮し防共工作に躍起となつてゐる

る、漢口が陥落すれば支那軍内部に分裂を來す惧があるので支那軍は漢口防衛に躍起となつてゐる、然し日本軍は上海戦、徐州戦と同様急進壓を以て近く漢口を攻略するだらう

漢口の避難者既に卅萬

上海【七・四】漢口より奥地への避難民は漢口政府の引揚支持の下に益々増加しつゝあり支那側警察の調査によれば武漢三鎮を立退いた避難民總数は現在迄に既に卅餘萬に達してゐる由である、彼等の避難の経路は漢口より船で宜昌を経て重慶へ赴くのが最も多いが揚子江上流は天下に聞えた難所續きで小舟でなければ航行出来ぬ爲め避難者輸送は非常な混雑を極めてゐる、漢口重慶間の飛行機は八月下旬迄停約済と云ふ有様であるが漢口九江間、漢口西安間の汽車が十三日全通した爲め避難者輸送便は大分緩和されるものと見られる

漢口にコレラ蔓延

上海【七・七】漢口來電によれば漢口市内の気温は日と共に高まり十七日の如きは日蔭でもなほ華氏九十六度に上つたが之と共にコレラの蔓延漸く著しく漢口防疫局の發表による七月七日から十六日まで十日間に漢口、武昌兩避難病院に送られた患者数は七十四名に達し更に七月十四日から十六日迄の三日間に於ける漢陽のコレラ患者数は十名に上つたことが明らかにされ斯くて武漢三鎮は今や戰禍、水災、炎暑と共に病魔の脅すところとなり市民は戦々兢兢たる有様である

英、漢口へ陸隊派遣

上海【七・七】漢口の危機を前に和平餘隙を呈して居るが漢口駐在フランス領事ブロンドリー氏は十九日支那紙を通じて空襲警報の發せられて居る間通行證を有せざる市民はフランス租界内に入るを禁止する旨發表し支那側にセンチションを懸き起してゐる、尙フランス領事館當局では將來必要なる場合フランス租界の入口戰鬥を閉鎖することある旨附言してゐる

九江市民の避難者二萬

上海【七・三】湖口陥落後九江の不安は愈々増大し殊に「九江全市を焦土と化せしめよ」との蔣介石の命令が市中に流布されて以來九江八萬の市民は大恐慌を來し昨日までに既に二萬人が避難、商店、旅館銀行等すべて門を鎖して逃げ出し家財道具が路傍に散亂して目もあてられぬ狼狽振りを示してゐる、九江は長江に於ける漢口に次ぐ殷賑な商埠であるが今や一隻の汽船も碇泊せず避難の市民は陸路奥地に向つて晝夜を分たず逃走しつゝある

九江市街大浸水

南京【七・三】揚子江の増水は益々水量を増し上流方面に於て殊に甚しく漸く沿岸各地は本格的な洪水に見舞はれつゝあり我が空中からの偵察によれば漢水の大増水の結果漢口西北方面は漢水流域五十哩に亘つて一面の湖水と化し漢口市街及び飛行場は僅かに濁水中に浮び又九江は我軍の湖口攻略に脅へた支那軍が堤防決潰濁水流入せしめた結果市街は四尺乃至五尺の浸水を見るに至り飛行場も全然水中に没してゐるといはれる

漢口佛租界避難民の流入禁止

上海【七・九】漢口來電によれば連日に亘る我が空軍の猛襲に漢口市民は戦々兢兢空襲の度毎に多數の市民はドツと安全地帯たるフランス租界に雪崩れ込み大混亂

九江の主要建造物悉く破壊

上海【七・三】外人側への入電に依れば九



江守備の支那軍は蔣介石の焦土抗戦の命を受け十二日朝来九江々岸の櫛比する外人支那人の主要倉庫、ハルク、商店等の建造物を片つ端から破壊しつゝあり日本軍遼江部隊の九江進攻附近にありと見て既に九江の放棄を決意し日本軍占領後同地の各施設利用を妨害せんとする策に出たものである

**九江の英國財産も全滅**

上海【二三】當地外人側に達したその後の情報によれば支那軍が我が遼江部隊の九江進攻近しと見て大動搖を來し既に九江放棄を決意、堤防並に江岸の各施設を手當り次第に破壊し又は焼拂ひつゝあるがスタンダード石油會社の建物は既に燒失し英國の權益に屬する太古洋行（パタファイルド・アンド・スワイア會社）怡和洋行（ジャヤデンマゼン會社）亞細亞石油會社等の各建物は何れも破壊江岸に面する建物の一部は陣地に利用されハルク二つは爆破沈没された、スタンダード會社のハルクは將來引揚げ再び利用するため會社側で自發的に水を入れて沈め九江下流三連の地點にある同社の石油タンクも既に支那軍の手で爆破されたものと觀測されてゐるが同會社社員二名は米國砲艦に收容、九江上流三連に避難したと言はれる、尙ほ九江市内各所並に飛行場附近一帯は堤防決潰によつて浸水し市民は續々奥地に避難しつゝあり戦々々々として人心極度に動搖し九江は既に自滅の一途を辿つてゐる

▲カー大使嚴重抗議 上海【二二】九江守備のために手段を選ばず狂暴の限りを盡しつゝある支那軍は遂に江岸に沿ふ外

人支那人所有の建造物を破壊したが更に最近では英國人權益に屬する建造物その他を占據し之を根據として防備陣地を構築してゐることが明瞭となつたので目下漢口に在るカー大使は十八日國民政府當局に對し嚴重抗議を申し込み即刻英人所有建造物より撤退方を要求した、英人權益の蔭に隠れて我が軍の攻撃を避けんとする此の支那軍の卑怯極まる手段は從來も屢々繰返され外人權益不測の災禍の原因をなしてゐたものであるため英國側でも右の事實を憤慨して強硬に國府の反省を求めた模様である

**米人財産破壊に米抗議**

ニューヨーク【二三】十二日ニューヨークに達したA.P.上海電は九江に於ける支那軍の外人財産破壊につき左の如く報じてゐる

支那側は日本軍の進出に怯え十二日九江にある米國スタンダード石油會社所有の大鋼製船二つを爆破した、會社側は損害を過大ならしめないため今一つの舟橋を自ら取り壊した「焦土政策」の下に目下九江の外人財産は續々と破壊されてをり之に對するジョンソン米大使の嚴重抗議、英國側の抗議も何の効果もない

**九江碼頭を敵軍爆破**

上海【二三】漢口來電によれば我が急速なる揚子江遼江部隊の進撃に怯え九江市民の殆んど全部は既に避難を完了し市中は無氣味な沈黙を續けて居り遠く聞ゆる銃聲と我が空襲部隊の爆音の外は極度の静寂を保つて居るが支那軍事當局は第三國權益と否とに拘らず片端から碼頭の爆

**☆抗日戰備**

**九江漢口間に堡壘八百ヶ所**

上海【二三】最近九江から漢口に歸つた英外人軍事專家の報告によれば李漢魂の率ある廣東軍數ヶ師が九江防備のため來援し長江沿岸陣地に更に一段の鞏固を加へた、現在九江より漢口に至る約百哩の地方には既に防備陣地數段が構築され機關銃座と高射砲陣地は百八十ヶ所、堡壘八百ヶ所に及んでゐる、支那軍精銳部隊は九江、南昌附近一帯に充満して居りその裝備も優秀なものである、南昌北側鄱陽湖畔は數萬の支那軍に依つて守備され湖濱より揚子江岸に至る間は深き六尺に及ぶ螺旋狀の塹壕が掘られてゐる

**武漢衛戍區總動員に着手**

香港【二三】武漢の形勢逼迫と共に支那軍事當局の狼狽一方ならず愈々衛戍區總動員に移り武漢衛戍司令陳誠は武漢衛戍區總動員委員會設置に着手した、右は十日の參政會議で通過されたもので民衆は否應なしに引き出され我が軍の武漢進攻を防止せんとするものがあるが動搖の色は早くも濃厚なるものがある、尙委員會主任は衛戍區軍事長官陳誠が兼任することとなつた

**武漢防空司令部市民に訓令**

上海【二三】漢口守備に關する支那側の各種施設は全く常識を以ては考へ得ない程の驚くべきものであると言はれてゐるが更に日本軍空軍の空襲に對しては官民共に恐怖のドン底に投込まれてゐる模様

で十六日武漢防空司令部は次の様な命令を發し空襲を受けた際の混亂防止に躍起となつてゐる

- 一 爆彈による死體は三時間以内自身許を明らかたせよ、然らざるものは當局に於ては直ちに埋没する
- 二 公共團體並に個人は防空班、救護班の職務を妨害すべからず
- 三 棺槨不足につき市民はこれを獻納せよ
- 四 擔架、救護藥品等を獻納せよ
- 五 救護班の多忙なる際は市民はこれを援助せよ
- 六 防空當局指導のもとに市民は防空壕を掘るべし
- 七 醫師に對して市民は協力せよ
- 八 漢口、武昌間は軍用電話輻輳するにつき午前十時より正午、午後二時より同六時まで一般市民の電話使用を禁止す
- 九 空襲に備へる漢口の旗警報

の敏捷に當つてゐるが當局では我が漢口進撃部隊が

- 一 九江より揚子江を遼江する直進線路
- 二 揚子江の北岸に於ける包圍作戰
- 三 先づ南進して南昌を衝きそれより漢口、長沙間の鐵道を切斷する線路

の何れかを擧ぶるものと見て六十ヶ師を漢口附近に、二十ヶ師を南昌附近に配備して之が防備に當らしめつゝあると傳へられる、而して現在漢口在住第三國人は總數一千二百名に上つておりの等の第三國人は早くより漢口籠城の準備を進め英國當局は十八日香港より二百名の水兵を漢口に急派したが之が駐屯すべき舊英租界は既に戰鬥によつて嚴重防備されて居り今や漢口は來るべき戰鬥を前にして動搖の色益々濃い

**支那軍九江防衛に必死**

ニューヨーク【二三】十一日ニューヨークに達したA.P.漢口電は戰時状態に入つた九江の情勢を左の如く報じてゐる

支那軍は目下九江を死守しつゝあり九江に至る交通路は何れも支那軍によつて嚴重に固められてゐる、支那軍は九江市内の一部建物を破壊したと傳へられるが之は日本軍遊撃隊のため砲兵隊の視野を清掃すると共に九江陥落の建物利用を豫め不可能ならしめんとする意圖に出たものである、米國宣教師團は尙ほ九江市内に踏み留つて居り廬山には現在五十名の米國人が殘留してゐる模様だがスタンダード石油會社の米支從業員は既に數隻の油槽船に便乗して九江上流三連に碇泊中の米國砲艦モノカシー號の附近に避難した、英國居留民も一部避難したが單に一時的な措置

に過ぎず英國艦艦コックシエフアー  
號も直ぐ九江に歸る豫定だと稱してゐる

「九江攻略の重要性」(U.P.)

「ニューヨーク」【七二】十一日ニューヨ  
ークに達したU.P.上海電は漢口の運命は  
今や目前に迫つた九江附近の會戰によつ  
て決せらるべき旨左の如く報じてゐる

上海の外國武官達は漢口の運命が恐ろ  
く九江附近の決戦によつて定まるもの  
と觀測してゐる、日本軍は折柄の洪水  
にも拘らず目下湖口西方に着々進軍を  
續けてゐる模様である

江西省官吏に抗戰命令

上海【七三】漢口政府から江西省死守の  
嚴命を申渡された江西省政府主席熊式輝  
は此の程省内各縣長に對し次の如き抗戰  
命令を發した事が判明した

- 一 各縣長は許可なくして任地を離る  
ゝを許さず
- 一 敵軍來らば死を誓つて抵抗すべく  
最高軍事長の命令なき限り職を離る  
ゝを許さず、又擅に辭職するを許さ  
ず

一 右違法者は軍法に照して處刑す  
右は最近支那官吏が連續的敗戦に逃走者  
續出し全く混亂狀態に陥つて居ることを  
明證するものである

湖北、江西省境に陣地構築

上海【七二】支那側は漢口に於て國民參  
政會が無事終了した事を以つて凡ゆる機  
會を通じ漢口の民心は極めて沈着平靜で  
あると宣傳し民心動搖防止に躍起となつ  
てゐるが、皮肉にも同會開催中にも我が  
空襲に怯える警報は連日武漢三鎮に響き

渡り人心は平靜に歸する道もない有様だ  
蔣介石は同會席上で「漢口は三ヶ月間安  
全なり」と言明し人心安定に勵心し、一  
方各軍隊に訓令して長江一帯に大量の援  
軍を集中防備に全力を擧げるべく命令し  
たと傳へられる、その爲め漢口、南昌附  
近の江西、湖北省一帯に亘り驚くべき大  
規模な陣地が晝夜兼行で構築されつゝあ  
り、更に支那側では我軍の次の攻撃は西  
進して直ちに武漢を衝くものではなく蕪  
湖と浙贛鐵路より南昌の側面を衝くもの  
として特に南昌一帯の防備を嚴にすべく  
命じ南昌附近に於て第二の徐州戦を展開  
せんと早くも廿數箇師の集結を終つたと  
傳へられる

南支防衛司令に余漢謀を任命

香港【七四】南支防衛司令として暹に中  
央は何應欽を任命したが何應欽は軍務多  
忙の爲め之を第四路軍總司令余漢謀に讓  
る事となり中央は福建、廣東、廣西三省  
の防衛司令として余漢謀を正式に任命す  
る事となつた

李宗仁六安を脱走

北京【七三】徐州大會戰に一敗地に塗れ  
た李宗仁はその後安徽省西部六安にあつ  
て敗殘隊下部隊の整理に當つてゐるが信  
ずべき情報によれば此の程部下數人だけ  
を伴ひ秘かに飛行機で同地を脱出し某方  
面に逃亡し漢口軍事當局を狼狽せしめて  
ゐると謂はれる

支那側の大ヨウ発表

ニューヨーク【七四】十四日ニューヨ  
ークに達したA.P.漢口電によれば支那軍  
當局は支那空軍が日本艦船四十五隻を撃  
沈乃至は損傷したと大ヨウを發表し崩れ

行く士氣を挽回せんと躍起になつてゐる  
我が空軍は最近の戰闘に於て日本の軍  
艦四十五隻を撃沈乃至損傷したがこの  
うちに航空母艦一、乙級巡洋艦一、其  
他數隻の驅逐艦、掃海艇が含まれてゐ  
る、かくて我が空軍は敵の揚子江漕江  
作戰を挫折せしめた

☆戰時 財政

支那在外正貨二億元程度か

天津【七三】事變滿一周年將政權最後の  
據點たる漢口陥落も目睫に迫つてゐる今  
日激減の一途を辿りつゝある將政權の在  
外正貨が幾何かは各方面の注目的であ  
る、將政權としてこれが暴露は列強對將  
援助に至大の影響を及ぼす關係上極力秘  
匿しつゝあるが最近香港方面より當地に  
齎された信すべき情報によれば昨年事  
變發生直後の在外正貨は七億二千八百萬  
元で一九三七年七月より一九三八年三月  
末現在の諸収入は凡そ十億元、これに對  
し諸支出は十四億一千六百萬と推定さ  
れ差引き支拂超過は四億一千六百萬元こ  
れに本年三月以降の外貨統制賣りの四千  
八百萬元加算すれば支出超過は四億六千  
四百萬元となり結局三月末現在の在外正  
貨は精々二億五六千萬元程度の推定とな

り然も其他本年四月以降は詳細不明な  
毎月多量の軍需品其他の輸入を爲してゐ  
る關係上實際在外正貨は恐らく二億元程  
度ではないかと察せられる

對英・米借款問題

英の對將借款は尙早

ロンドン【七三】最近一部消息通の間で  
又もや英國の對將借款問題が論議されて  
ゐる右につきロイター通信社は十二日左  
の如く報じてゐる  
對支借款問題はロンドンでは絶へず考  
慮されてをり種々の示唆が行はれてゐ  
る様だが各方面の情報を綜合するに未  
だ何等かの決定を爲す點迄には至つて  
ゐないと思はれる

實現困難

ロンドン【七三】英國の對將財政援助問  
題はカー駐支大使の漢口行と共に再び蒸  
返されその可能性について各種の推測が  
行はれてゐるが、英國が借款に應ずるた  
めには單なる財政問題以上に政策的考慮  
が多分に入るので、近い將來に具體化す  
る見込は今の所ない模様である、ロイタ  
ー通信社は十三日この間の消息を次の如  
く傳へてゐる  
英國政府がこの所すつと對將財政援助  
の可能性を考慮してゐることは事實で  
ある、然し對支借款は種々複雑な問題  
を含んでゐるので、尙ほ種々検討を加  
へる必要があるといふのが英國政府の  
見解と見てよい、従つて今後借款が具  
體化するとしても尙ほ相當の時日を要  
し目下の所近い將來に政府の方針が決

英政府對將借款拒絕

ロンドン【七三】英國政府は去る十三日  
の閣議に於て蔣介石の對英二千萬磅借款  
申込を拒絕するに決定したと傳へられる  
がロイター通信社は十四日官邊の情報と  
して右の事實を確認し次の如く報道して  
ゐる  
最近蔣介石政府は借款乃至クレヂット  
設定に關し種々の提案をして來たが  
ゝる借款は英國政府の保障なくしては  
成立不可能である、英國政府は諸般の  
事情を慎重考慮の結果かゝる保障を拒  
絶することに決定した

ロンドン【七三】十四日のデーリー・ヘ  
ラルド紙(勞動黨機關紙)は英國政府は蔣  
政權よりの二千萬磅借款申込を拒絕する  
に決定した旨左の如く報じてゐる  
英國政府は漢口政府より申込のあつた  
二千萬磅借款問題につき過去數ヶ月考  
慮を重ねてゐたが十三日の閣議で遂に  
拒絕することに決定した、閣議の席上  
閣僚の一部は對將借款は日本側から挑  
發的行爲と見做され影響の及ぶところ  
甚大で必ず香港の地位を危殆に陥らし  
める結果に終ることを指摘し、これに  
對し少數閣僚から反對意見の開陳もあ  
つたが結局好んでかゝる危険を冒す必  
要はないといふ結論に到達した

對將借款説の真相

ロンドン【七三】日支戰局が長びくと共  
に支那の在外正貨は次第に減少し最近  
は遂に二、三百萬ポンドを越すに過ぎな  
いと推定されるに至つたが斯る事態に直  
面して蔣介石は最近一切の外交、財政機

關を動員し對外借款の獲得に必死の活躍を開始した、この形勢を反映して英國政府にもこの際支那に何等かの經濟的援助を與へねばならぬとの意見が可成有力化し、リットン卿がタイムズ紙上に對蔣經濟援助の必要を高唱したのをはじめ勞働黨機關デリー・ヘラルド紙の如きも對蔣借款は既に出来上つてゐるのだがこれが實現しないのは政府が抑へてゐるからだ

とてチエンバレン内閣を攻撃してゐると傳へられる、對蔣借款の内容に就ては何等確報はなく金額についても新聞界は行政院長孔祥熙が昨年英財界に持ちかけた失敗した借款額二千萬鎊を蒸し返したに過ぎないが起債乃至クレディット案が再三支那側から提示されたことは間違ひなくこれに對し英國政府も徐州戦の前後から慎重に考慮してゐた模様である、所が結局十三日の閣議で對蔣財政援助は經濟的、政治的に幾多複雑な事態を誘致するから何れも改めて考慮するといふ名目で事實上否決し外債諮問委員は遂に支那への借款に對し許可を與へない事に決定したと傳へられる、従つて國民政府がロンドン市場で新規に資金を獲得することは殆んど絶望視されるに至つたが英國政府は依然考慮の餘地があるとの名目で餘裕を残して居り漢口戰の推移を見た上で最後の方針を決定することにならう、英國政府の日支紛争居中調停に就ては平和人道の看板からも在支權益擁護の見地からも成立の見込みさへつげば何時でも乗り出す用意ありハリファックス外相就任以後クレイギー駐日大使は再三日本政府の意嚮を打診したと見られるが未だ調停見込

みが立たないとの結論に到達し差當り情勢の推移を見送ることに決定したといはれる

**英下院と對蔣借款問題**  
ロンドン【七・三】英國政府は最近國民政府よりの二千萬ポンド借款申込を拒絶したと傳へられるが十四日下院の質問時間に於て對蔣財政的援助問題に關し左の如き質疑應答が行はれた

△グリーンウッド議員(労働黨) 政府は國民政府より借款の申込を受けた事實があるか、若し有りとなればその申込みは受諾されたか

△サイモン議員 國民政府は英國で借款を得る目的を以て種々の提案をして來た事は事實である、これに對する英國政府の態度は去る四月十四日ヘンダーソン議員にお答へした様に國民政府が現在の状態で英國の金融業者から借款を得ることが可能でありこれに對する許可を政府に求めて來るならば政府はこの問題に好意的な考慮を與へるであらう、政府自身が對蔣借款に應じ又はその保障を引受けるには特別の法律を制定する必要があるが現在の情勢ではかゝる法案を上程する餘地はないと思ふ

△ウィードロー・ミルン議員(保守黨) 閣下は在支英國諸機關が政府の保障により英國の對蔣借款が何等かの形で實現する可能性を極めて重大視してゐる事實を御承知か

△サイモン閣相 その問題に就ては極めて慎重且つ充分な考慮を拂ひつゝある

△ヘンダーソン議員(労働黨) 政府は昨

年十月及び本年一月の聯盟の對蔣援助決議より生ずる義務を出來得る限り忠實に履行する意圖ありと明言し得るか

△サイモン閣相 聯盟の決議には英國も參加したのであるから政府はその決議の條項には充分留意してゐる

△マンダー議員(自由黨) 政府は極東に起つた事態に鑑み支那は少くもトルコと同様に英國から借款を與へられ得る立場に在ると思考せぬか

△サイモン閣相 借款に就ては個々の國の特殊の事情を考慮に入れねばならぬ、支那が現在非常に重大な情勢に當面してゐることは認めるがトルコが現在交戦状態にないといふことも見逃してならぬ事實である

**英上院對蔣援助討議**  
ロンドン【七・二】目下上院で審議中の英土經濟協定は十八日第二讀會を通過したが席上労働黨議員ストラボルギー卿はドナウ沿岸諸國並に支那に對する同様の財政援助を與へる必要を力説して左の如く述べた

政府はドナウ沿岸諸國との間に英土協定と同様の協定を締結して之等の諸國に財政援助を行ふべきだ、余はかゝる政策によつてドイツを包圍しその東方進出を阻止しようと考えてゐる譯ではない、唯英國の對外貿易に對し新しい商品の捌け口を東歐の市場に求めざるを要してゐるに過ぎぬ、政府は國民政府に對して借款賦與の意圖を有つてゐない様だが借款によつて蔣政權の維持を圖することは英國の利益である、政府部内のフアッシュョ派が日本に肩を持つてゐるのは寔に遺憾である

之に對しスタンホープ文相は左の如く答へた

政府がフアッシュョ派と民主派とに分裂してゐるやうな事實はないからストラボルギー議員の主張は諒解に苦しむ所だ、國民政府に對してトルコと同様の財政援助を與へ得ぬ理由は一に支那の現状が全然トルコと異つてゐる事情に基くものである

**對蔣クレディット設定考慮説**  
ロンドン【七・五】對蔣借款問題は十三日の閣議で事實上否決されたものと見られてゐるがロイター通信社は十五日信ずべき筋よりの情報として借款の代りにクレディット設定の可能性が多分にあるとて次の如く報じてゐる

英國政府が十五日の閣議で對蔣借款案を最終的に廢棄したと考へるのは誤りである、閣議の決定は單に借款案を一時的延期したに止まり將來一般情勢が好轉した場合借款問題再燃の可能性を全く封じたわけでは決してない、サイモン閣相が議會の答辯中に言及した借款保障のための特別法制は夏季休暇間近の今日始んど見込みがないが直接の借款供與を離れてクレディット提供乃至その他の方法が考慮されてゐる、而も借款が今日到底不可能な事實はクレディット提供の可能性を愈々濃厚ならしめてゐる、事實また官界、政界、財界を通じて對蔣財政援助を極力要望してゐる向きが非常に多いと斷言しても決して誇張ではない

「英政府を鞭撻せよ」(労働黨紙) ロンドン【七・五】労働黨機關デリー・ヘラルド紙は十五日の紙上で英國政府が日本に氣兼ねして對蔣援助に積極的でないのを攻撃して左の如く論じてゐる

對蔣借款は支那が防空施設強化のため高射砲を購入するのにどうしても必要なのだ、然もその借款は英政府が日本を制覇することを懼れたため遂に物にならなかつた、政府の遺口はフランコ軍の英國商船擄奪事件が頻發した際ムソリーニ首相に氣兼ねして防衛措置をとらなかつたのと全く其軌を一にする然し可愛想な侵略の犠牲者を救へといふのは英國國民の心からの希望である、政府の政策を左右するものは戦争挑發者に對する懸念であつてはならぬ、國民はこの事實を政府に悟らせねばならぬ、各人は宜しく對蔣借款問題を直ちに取上げよ、平和を愛する市民の集りがあつた場合は必ず對蔣借款を要求する決議を行ひ之をチエンバン首相の許に送れ、我々は廣東にある婦女女子のために借款を纏める責任がある、蓋し借款によつて支那は市民の安全を期するに足る防空施設を行ふことが出来るからだ

**「對蔣借款拒絶理由」(佛紙)**  
パリ【七・五】英國政府が對蔣借款を拒絶したとの報道はパリでも注目を惹いてゐるが十四日のワイガロ紙はロンドン特派員電話として

十三日の英國閣議に於て支那の借款申し込み却下を決定したのはヨーロッパの状態が不安なため對蔣援助によつて日英關係の緊張を來すのを懼れた結果である

と報じてゐる、ワイガロ紙は更に十四日

と報じてゐる、ワイガロ紙は更に十四日

と報じてゐる、ワイガロ紙は更に十四日

と報じてゐる、ワイガロ紙は更に十四日

の夕刊に於ては、

ハリファツクス英外相がその理由として支那に借款を與へれば日本が怒つて英國船舶を擧撃するかもしれないと述べた

と報じこれを犯罪的な事法だと非難した

漢口英字紙英に纏る

上海【七二】國民政府の對英借款交渉は抗戰第三期に於ける國府財政が之により破綻を喰ひ止めるか否かの瀬戸際に立つてゐる際とてその成否に對しては絶大な關心が寄せられてゐるが、十六日英國下院に於てサイモン議相が英國政府當局は目下の所これに必要な法律手續きをとり見込みなき旨を答辯した事は國民政府當局に多大の失望を與へて居るものゝ如くである、英字紙「漢口ヘラルド」は十七日の朝刊に於て「サー・ジョン・サイモンのロジック」と題する社説を掲げ英國は積極的に國民政府を援助することによつて自己の權益を擁護すべきだと結んで居り國民政府當局は今や列國に對する哀願以外に權益供與の口實を以て醫骨な運動を續けつゝある事を如實に反映してゐる

抗戰援助が法幣維持か

上海【七三】英國政府當局が屢々議會に於ける質問に對し明答を避け又最近にはサイモン議相の否認的答辯があつたが國民政府の對英二千萬ポンド借款については相當突き進んだ話が進められたものゝ如くで國民政府は之と同時にアメリカに對しても亦總額二億米弗程度の借款を持ち出し之が擔保としては國民政府が現にニューヨークに於てロンドンよりも多量に

保有する在外現銀を提供せんとする意を示してゐるとも傳へられる、而して國府はこれから諸國に對する金融援助申込みに際しては列國の關心淺からざる法幣の維持に必要な理由を擧げこれを好餌に列國を思ふ堂に倣め國府はこれに依つて法幣の維持資金を獲得して對外信用を撃き留めると共に武器彈藥購入資金をも捻出せんとの一石二鳥の策に出たものと解される、一方列國としては法幣の維持に就いては利害關係極めて深き爲め其の爲めの資金提供は必ずしも不本意とせぬが此等資金が武器、彈藥の購入其他抗戰目的の進出に向けられる場合には從に國府の抵抗力を助け自國權益が益々脅かされる事を豫想し何等かの方法に依る國府在外資金の國際的管理又は監査を要求し以て此等資金を法幣維持以外の目的に利用される事を防止せんとする態度に出るものゝ如くである、此の結果國府内部に於ては焦土抗戰派と法幣維持派との間に可なり深刻なる摩擦を生じ之と共に列國また法幣維持の爲に國府を助けんか、或は國府支援を中止せんか爲には法幣をも見捨てんか、の點に就いて相當眞剣なる考慮がめぐらされてゐるものと見られる、最近上海に於て香港上海銀行其他英米銀行が法幣維持のマーケット・オペレーションに乗り出してゐるものゝ如く推察される點より推して列國の出方如何は頗る注目を惹いてゐる

米支借款交渉失敗

ニューヨーク【七六】信すべき筋の情報によれば、支那國民政府は去る四月以來

アメリカに於て六億ドルの借款交渉を進めたが最近支那側がウォール街有力者に擔保物件の内容を示すに及んで交渉は全く崩壊したと傳へられる、それは支那側の擔保が極めて貧弱なる事が暴露した爲めである

支那側代表が極秘裡にウォール街代表に示した擔保物件によれば國民政府の在外銀保有高は僅か二億二千萬元に過ぎず又國內保有も漢口國民政府發行準備管理委員會は來る六月十六日十一億一千四百萬元に上ると發表したが、事實は僅か五千七百萬圓に過ぎない模様である

一部のウォール街代表者は從來駐米大使王正廷の申し出に對して寛大且つ眞面目な考慮を拂つてゐたのであるが、然し支那側銀擔保の不充分なる事が暴露するに至つて最近遂にこれを斷念するに至つたものゝ如くである、又支那側は「對支友好」とか其他支那銀行の資産等の無形の擔保に對する考慮を求めたがアメリカ側は全く問題にしなかつたと傳へられる

米支銀協定更新

ワシントン【七三】駐米支那大使王正廷は本十二日財務省にモーゲンソー財務長官を訪問し米支銀協定の繼續に關し協議を行つた、而してその結果王大使は今後三乃至四ヶ月間に於ける支那の對米銀積出計畫をアメリカ政府に提出するものと豫想される、一方消息通の所報によるとアメリカ財務省は今後も支那銀を買上げる意向を有してゐる模様である、尤も金融界では右の協定更新を當然の事として大して重要性を置いて居ない

事變と列國動向

英下院論戰

上海の阿片取締問題

ロンドン【七二】十一日の英國下院質問時間に於て上海共同租界に於ける阿片密賣問題につき労働黨のマッケンテュー議員から質問がでたがこれに對しペトラール次官は次の如く答辯した

上海共同租界に於ける麻藥密賣が増加してゐるかどうかについては現に手許にある情報だけでは何とも確答出来ない、一九三七年中に共同租界で差押へられた阿片は北支、南支の双方から送られて來たもので「ロイン」の方は大部分北支から來たものと思ふ

次いでペトラール次官は上海共同租界に於ける阿片不正取引取締りに關する質問に對し次の如く答へた

治外法權撤廢問題

ロンドン【七三】十三日午後の英國下院

1. ゲンソー氏は明十五日で満期となる米支銀協定を更新する旨今十四日發表した尤も更新される新協定の期間については明確にされず唯八月以後も繼續することになつたと發表されたのみであつた、而して新協定の下にアメリカが買入れる支那銀の數量は大體從來と同程度の規模で又買入れ価格はアメリカ財務省に銀を引渡した當日における公定價格による模様である、尙ほ支那は現在月額約一千二百五十萬ドル(米幣)に上る支那銀貨をアメリカに現送してゐる

△ワイドロー・ミルン議員(保守黨) 上海の日本スポークスマンは過日日本軍の占領地域全般に亘り治外法權を撤廢する意向を表明したが政府は之をどう見てゐるか

△ペトラール外務次官 日本政府は支那に於ける現在の事態を利用して英國其他の諸國が享有する治外法權を否認しやうとは考へてゐないと信する、クレイギー大使の報告によれば日本政府は治外法權問題を專ら諸外國と支那との問題と解して居り日本側スポークスマンの言はんとしたところも外人居留民が日本軍の安全を脅かし或は日本軍の軍事行動を妨害せんとする行動に出た場合日本軍はこれ等外國人に對し必要な措置を講ずる旨を強調したに過ぎず治外法權云々は全く誤解に基くものだとの釋明があつた

△ワイドロー・ミルン議員 日本政府はスポークスマン談の形式で既に政府の方針を闡明してゐる事實に鑑みペトラ



一 次官も以上の説明を對支貿易に携つてゐる關係各方面に充分徹底させる手段を講じては如何

△パトラー次官 答辯内容はその儘新聞に掲載されるからそれには及ばぬと考へる

△キャンベル議員(保守黨) 中國聯合準備銀行は日本が提供した一億圓の名目的クレジット以外には何等の貨幣準備なく又その兌換券は國外輸出を禁止してゐるが、この新幣制實施の結果英國の對支貿易は少なからぬ打撃を受けてゐる、政府はこれに對し適當の措置をとつたか

△パトラー次官 お質問の點に關しては既に日本政府に對し正式申入れを行つてゐる

在支英國權益の保護問題

ロンドン【七六】十八日の下院質問時間 に於てパトラー外務次官は一議員の質問に答へて上海に於ける英國人商社の現狀について次の如く答辯した

最近接受した政府の通告によれば日本は英國の在支權益に關し一般の不安を除くため適當な措置を講じつゝある由であるが、クレイギー駐日大使は尙ほ引續き本問題について日本側と交渉中である

ロンドン【七五】廿日午後の下院質問時間 に於て英國の在支權益問題に關し保守黨のワードロー・ミルン議員とチェンバレン首相との間に左の如き質疑應答が行はれた

△ワードロー・ミルン議員 近衛首相は日本が英國の在支權益の保護につき好意を有してゐるに拘はらず英國側はこ

れに疑念を挿んでゐるやうに見受けられると言明してゐるがチェンバレン首相はこれに對し注意を拂つて居られるか、又首相はクレイギー駐日大使に訓令を發し近衛首相に對し「從來屢々英國から申入れを爲した抗議に對し日本が満足な回答を寄せるならば英國の輿論は相當緩和するだらう」と通告せしめる意向はないか

△チェンバレン首相 御趣旨には同感である、クレイギー駐日大使は字垣外相との會談に際し屢々この點に言及してゐるものと信ずる、更にクレイギー駐日大使から近衛首相に對し直接この趣旨を申入れてはとの御意見についてはハリファックス外相も、近衛首相は字垣外相からの報告により充分事情を承知して居るものと解してゐられると信ずる

支那海關問題

ロンドン【七五】廿日午後英國下院質問時間 に於てパトラー外務次官は労働黨のデー議員の質問に答へて支那海關問題に關し左の如く述べた

英國政府に關する限り一九二八年の關稅條約で認められた支那の關稅自主權は飽くまで之を尊重する方針である、然し日本軍の占領地域に於ては關稅自主權は武力によりその適用を阻止されてゐる現在國民政府はその支配下にある區域内に於ては一九三四年の關稅率を適用してゐる、又日本軍占領地域内では一九三四年の關稅率は多少修正を加へて適用されてゐる

米 國

米砲艦の引揚を要求 ニューヨーク【七二】下院に於ける中立主義ブロックの急先鋒たる共和黨選出議員ハミルトン・フィッシュ氏は十一日の新聞紙上にステートメントを發表、日本軍の長江遼江作戦の進展に鑑み速かに米國軍艦を交戦地域から撤退せしむべしと主張、國務省の態度を非難して左の如く述べてゐる

ハル國務長官は米國砲艦モノカシー號の撤退を拒否する態度を持してゐるが米國々民はかかる危険極まる挑撥的政策に危懼を感じざるを得ない、日本政府及び現地の海軍は八十哩に亘る揚子江上の危険區域から米國砲艦の撤退を要請したとのことであるがモノカシー號が日本からの再三の警告を無視して戦開區域に止り爆撃や敷設水雷により損害を受けた場合にはその責任は全く國務省にある、國務省は責任を以て米國が戦禍に捲込まれることを回避すべきである

機雷線にて米國軍艦退避不能

上海【七二】第三國艦船撤退要請に對し九江在泊中の米國軍艦モノカシー號は直ちに之を諒とし九日九江渡漢口に向ひたる所途中に於て支那側が敷設せる機雷線を發見、航行不能となつたので已むを得ず引返し九江上流三漣の地點に碇泊した旨本日當地に報告があつた、我方としては米國のかゝる友誼的態度に好感を寄せると共に支那側が外國艦船在泊中に拘らず機雷を敷設して航行を不可能ならしめ戦開地區に押込めた好策と其非人道的所爲に對して憤慨してゐる、米國側も亦支那側の此の措置を頗る不快としその非

友誼的態度を詰り戦開地區以外への避難を考究中である

米平和團體外交全權案に反對

ワシントン【七七】支那事變の進展に伴ひ米國の一部に於ては再び中立法の修正論が擡頭しルーズヴェルト大統領は來議會に於て外交政策に關する全權を要求する意向と傳へられるが米國平和團體は十七日共同聲明を發し平和維持の見地から大統領に斯る權限を賦與することは絶對反對なる旨次の如く表明した

平和五團體は來議會に於てルーズヴェルト大統領に米國の外交政策を決定する全權を賦與せんとする如何なる運動にも反對である、米國憲法は議會に對して平和戦争かを決定する權限を與へてゐる、中立法の目的は嘗て米國を世界大戰に追ひ込んだ様な政府の政策から米國民を保護するにある、米支間の貿易を増加せしめる爲從來の政策を修正すれば勢ひ日本軍の支那沿岸封鎖を突破する事が必要となりこれは即ち戦争を意味する、世界が如何に支那を援助しやうと欲してもあらゆる過去の歴史が我々に物語る如くアジアの情勢は諸外國の干渉で安定した例がない、しかもこの干渉たるや多くは自國の帝國主義的經濟利權を擁護せん爲に行はれたものであつた

四日發表した フランス 佛印司令官西沙島視察

香港【七三】佛領印度支那軍當局は西沙群島問題を極めて重大視し佛領印度支那駐屯軍司令官マーチン將軍は過日自ら西沙群島の實狀を視察十一日飛行機で廣州灣に到着同地に開かれた陸海空軍の將校會議に列席し廣州灣西沙島、佛領印度支那沿岸の攻防聯絡軍務に就き指示を與へ十三日空路印度支那に歸還した、同地には目下新訓練の第七軍團安南兵廿萬、佛蘭西兵三萬別に機械化兵團二ヶ師團二萬が編成されてゐる

西沙島に佛艦六隻警備

香港【七三】支那側報道に依ると西沙島は目下フランス軍艦六隻により警備され十日午前八時には武器食料を満載したフランス運送船二隻が到着、駛揚けを行つた、同群島の守備を着々固めつつあるフランス廣州灣艦隊は海南島附近海上警備の我が艦隊の動靜に極度の注目を拂ひ十日夕刻も移動中の我が艦隊に對し約四十哩の距離を以て追従し西沙島方面に向ふことを極度に恐れ居るものゝ如くである尙ほ佛廣州灣艦隊司令官も既に廣州に到着して之が指揮に當れりと云はれてゐる

佛軍艦警備説を否定

パリ【七三】問題の西沙島附近は目下フランス軍艦六隻が警備に當つて居り且つ九日朝にはフランス運送船二隻が武器、食糧を同島に陸揚げしたとの香港電報につき十二日フランス官邊では現在同島附近にはフランス軍艦は一隻も存在せず又軍需品を輸送し

た事實もないと活力否定してゐる

ドイツ

獨政府駐支委員官を代理大使に

上海【七・四】トラウトマン獨逸大使の本國歸還、國府軍部顧問の總引揚げ等により獨支間の外交關係に間隙を生じたと觀測されてゐる折柄獨逸政府は今回上海總領事兼大使館參事官フィツシャー氏を代理大使に任命、フィツシャー氏は本月初漢口に赴く豫定である、右により獨逸政府は後任大使を當分任命せざる意圖が明らかとなり支那側では面白からず感じてゐる模様である

▲獨上海總領事後任決定 上海【七・三】獨逸の新任代理大使フィツシャー氏の後任たる上海總領事には青島領事ブラックロ氏が任命され近く來任の答

ソ聯

ソ聯大使館員重慶へ引揚げ

上海【七・二】漢口來電によれば各國外交團漢口引揚げの先頭を切つたソ聯大使館員家族等合計七十名は愈々十一日特に備船した汽船に乗込み重慶に向ふこととなつた、代理大使、大使館附武官その他館員若干名は當分の間漢口に在留すると

第三國論調

支那の現状と列國の責任

シヤールツツヴイル(ヴァージニア州) 【七・二】國際評論家として令名のあるデニートク大學教授ポール・クライド博士は十一日當地の政治經濟調査會に於て支那

問題に關する講演を行ひ支那の現状は過去に於ける各國の僞善政策の結果であると左の如く論じた

現在支那に存在する混亂は過去一世紀に亘る西洋及び東洋諸國の誤れる政策の産物である、自己の利己的目的を道徳と理想で偽裝すると云ふ間違つた方法をとることにより東洋に關係ある總ての大國は支那の驚くべき混亂をそれゝ寄與したのだ、従つて支那は道徳的に優れて居り且つ聖者の様な指導者を有するといふ觀念をアメリカ國民の頭に植多つけることが問題の解決を齎らすと思ふのは以上の歴史的事實に鑑み全く誤りである、支那は過去百年間に亘り苛酷な取扱ひを受けたが支那の現在の苦惱は外國の罪にのみ歸すべきものではない、支那自身も帝國主義諸國と共に東亞の現状に對する責任をわかつたねばならぬ

日本の強靱な持久力

シヤールツツヴイル(ヴァージニア州) 【七・三】ハーヴァード大學國際問題研究所の女流評論家エリザベス・シヤンピーター博士は十二日下當地に開催中の政治經濟問題調査會の席上で支那事變に關する講演を行ひ日本は一般に豫想されてゐるよりも遙かに強靱な持久力を有してゐると左の如く論じた

日本は今後數年に亘つて戰爭を續續する能力を有してゐる、勿論日本の國力は無限ではないが現在の所若干の資源の供給を絶たれても參ることはなささうだ、日本が支那事變の進行中にロシ

アの様大國と事を構へれば問題は全然別だがその可能性は今の所先づあるまい

日本を敵とするな

【七・二】英國海軍のサー・ペーリー・ドムヴァル提督は「フォトナイトリ」誌四月號に「作戦上より觀たる太平洋の現實」なる論文を發表してゐるが同提督は英國海軍省企畫部長、地中海艦隊參謀長、海軍省情報部長、地中海第三巡洋艦隊司令官、海軍大學校長等を歴任し一九三六年現役を退いた海軍大將で同誌に掲載した論文は英國の外交政策を徹底的に批判し東亞に於ける日本の地位につき極めて公正有力なる意見を吐露したものと注目されてゐる、その論旨の大意は左の如くである

△作戦上の見地から觀れば大戦後に於ける我外交の動向は誠に不幸なるものであつた、戰略上吾人が友好關係を維持することを得策とする三つの國家は今や我が敵國とならざるを得ぬ立場に立つに至つた、我が本國の安全を確保せんとするには獨逸との友好を必要とし又極東に於ける莫大なる權益を擁護せんがために日本との親善を必要とし印度に到る交通路の安全を確保せんがためには伊太利の好意を必要とするに拘らず此等の三國は情勢の赴くところ遂に相連繫し集團安全主義の發頭人たる國際聯盟を尻目に自ら一聯の集團安全機構を確立して聯盟に拮抗するに至つたが我が政治家が嘗々辛苦の揚句吾人をして直面せしむるに至つた情勢は實に斯くの如き悲しむべき情勢なのである

△日本の政治的興隆は最も注目すべき歴史の一章をなすものである、日英兩帝國の本國間には多くの相似點がある、兩者とも大陸と一衣帶水の島嶼より成り立つて居り何れも高度に工業化して而も自給自足の國家ではない、然し乍ら我が英國が海洋の連絡を斷たれれば極めて短期間に國民は餓死の憂目を見なければならぬのに反して日本はたゞ軍需品及び工業原料品を國外に依存するに過ぎないのであるから此の點に於ては日本は英國より遙かに有利の立場にある、英國は中世期に於て海國の發展には島國を最も有利なりとの見地から隣接大陸より手を引いたのであるが日本は之れに反して經濟的に絶えず大陸進出を圖り今なほその進出を續けてゐるのである、然しそれが結果は將來に俟たなければならぬ問題であるが日本は世界大戦の終りにヨーロッパを併呑した彼の大變革にも何等の打撃も蒙らず極めて堅實なる地位を保持して居たのみならず今世紀當初より着々發達を遂げて來たその海軍はいまや強大なる一勢力を成すに至つたのである

△日英同盟を廢棄した當時日本は我が態度を解するに苦しみ甚だしく感情を害したのであつたが爾來日英兩國の關係は遂に昔日の親善を回復し得なかつたのである、最近我が海軍の極東作戦の根據地として建設したシンガポールは日本へは約三千哩の距離がある故に若し我が艦隊が日本海軍に對して攻勢を取らうとするには遠く根據地を距ること二千哩、本國を離れること一萬二千

哩の支那海で戦はなければならぬのであつて、斯くの如き遠隔の水域に於いて戦つた經驗は我が海軍には未だ曾てないことである、若し我が艦隊が眞に戰略の常道に従つて日本の近海まで進出して戦はんとするならば少くとも日本の艦隊より五割の優勢を保持する必要がある、而して實際問題に一步進んで考へるならば假りに五割の優勢艦隊であつてもそれでもなほ不足を感ずるであらう、然るに我が海軍は全艦隊を極東に振り向ける事は絶対に出来ないものである、安全といふ事は慈善と同様先づ身近の手許から始めなければならぬのである

△米國の加擔の如きことについても實現性のある問題の様に考へられてゐるが事實上は全く期待することは出来ない、米國一般の感情は斯る行動には全然反對なのであつて米國の名のある人物が折々洩らす希望の言辭を捉へては之を誇張して「米國は國際的協力に乗り出さん」等々と大々的に報道してゐるに過ぎないのである

△いまこゝで支那を見放すべしと提言したならば多數の聯盟理想主義者は定めて不快に感ずるであらうが支那は現在空虚なる希望を持續ける以外には他より何等の援助をも期待し得ないのであると云ふことを正直に支那に告げる方が支那のために遙かにましなのである、由來外交的煽動に信を置き得べき管なく威嚇備喝も亦何等の實效をもたらすものでない、要するに余は極東に於ける平和克復に寄與せんとするには日

本に對して更に友好的態度に出づる外に方法なしと信するものである

佛紙の對日論調

パリ【七三】フランス新聞各紙は連日海南島及び西沙島問題で賑はつてゐるが十二日中立系フイガロ紙は一面トップに「海南島と印度支那」と題して左の如き社説を掲げてゐる

今回の支那事變に際し列強中フランス程支那事變の始めから日本に對して正しき態度を採つた國はなく又フランス程日本の行動を邪慮せず日本の發展を敵意を以て見守ることをせず寧ろ東亞の平和確立を窮極に於て有利としてゐる國はない、従つて日本としてはフランスを敵視する理由はないわけだ、又武器密輸に關してもフランス官憲の採つた措置に鑑み左程大規模のものとは思はれずそのため支那事變が永引く様なものでないことは確かである

又共產黨機關「マニテ紙」は西沙島問題に關し左の如く論じてゐる  
フランス外務省は西沙島問題に關し十一日日本の覺書に回答せる旨發表したがフランス外務省では既にこの問題は終結したと考へてゐる

伯國領事の日本感想

リオデジャネーロ【七三】極東市場の開發に特別の關心を持つヴアルガス伯大統領の命令によりシベリア經由で最近歸伯したポツパ横濱駐在領事は廿日次の如き日本感想談を發表した

先づ日本に行つて何人も氣のつくことはあれだけの大戰争をしなから戦時状態にあるとは思へぬほど静謐なことだ

中國新政權

占領地區の關稅收入好成績

上海【七三】維新、臨時兩政府關稅改正後に於ける我が占領地區の關稅收入は相當の減少を豫想されてゐたが六月中の輸出、輸入、轉口の三稅收入は上海五百九十四萬元(全支の卅二%)天津四百廿萬元(廿三%)青島六十五萬元(四%)と豫期に反し頗る良好で我が占領地區合計は全支の六十二パーセントに上つた、之に對し非占領地區の關稅收入は全支の僅か卅八パーセントで廣東は百六十六萬元(九%)九龍は九十四萬元(五%)漢口は七十七萬元(四%)に過ぎず、國府は新政府の關稅改正以來兩政府治下諸港よりの移入品に對し兩關稅率の差額を賦課し以て上海その他の中職貿易の阻止に努めて來たがこれにも拘らず我が占領地區の稅收にかくの如き好調を示したのは我が占領地區の復興に伴ふ貿易量の急速度の増加と共に國府治下に於ける貿易が我が粵漢鐵路の絶えざる擴張と國民政府の輸出入に對する嚴重なる爲替管理によつて異常な萎縮を來たした結果と見られる

北京臨時政府

北支邦人金融機關統制方針

北京【七三】北支に於ける邦人金融機關の統制に對しては所謂統制企業とは異り營業者の自治的統制に待つこととなつてゐるが北支の通貨金融並に經濟開發上に關する役割の重大なるに鑑み軍當局では

擬に根本方針として

- 一 内地銀行の進出を認めざること
- 一 専ら正金、鮮銀の兩行をしてその機能發揮せしむ
- 一 對外爲替業務は正金、對日爲替は鮮銀に行はしめる

等決定し右の原則に基き其の發展を圖つてゐる、而して正金及び鮮銀は龍に中國聯銀との間に業務協定を結び以て相互の資金融通を圓滑ならしめるため北支に於ても内地資金統制策と協力すべき精神に基き一定額以上の貸出しは許可制としたが、更に左の如き自治的統制によつて競争を排除し基礎の強化を圖りつゝあるのも法に値する、即ち

- 一 正金、鮮銀間の預金協定 現在北支に於ける邦人銀行の預金利率は區々定期預金三分乃至三分五厘、當座預金二厘乃至五厘と云ふ状態であるので兩社間に預金協定を締結而も北京、天津に於ては内地並みの利率として漸次各地支店に及ぼすこととする、尙ほ内地への送金手数料についても協定を行ふ

鮮銀の地元銀行の買收 從來からの地元銀行としては天津銀行(大正元年設立)排資金六十二萬五千圓)濟南銀行(排資金廿五萬圓)の兩行があるが鮮銀では今般兩行の買收を行ひ對邦人金融の一元化を圖ることとなつた、當初は株主過半数を得て鮮銀より重役を入れる等であつたが其後財産讓渡しを受けることとなつた模様である、尙ほ

買收後は子銀行として存続し從來の營業方針を尊重して引續き中小金融に努力する筈である

北支開發子會社基本調査完了

北京【七三】北支經濟開發の樞軸となるべき北支開發會社の諸子會社の内容性質については豫て現地側よりも意見を中央に提出し種々折衝研究を續ける一方現地側にも更に諸子會社に關する詳細な基本的數字について慎重調査研究を行つてゐたがこれ等基本的調査も略々七月初旬には開發親會社の子會社に對する指導監督等の權限規定並に諸會社の機構業務につき最後の決定を見る豫定で資金關係の許す範圍内に於て諸子會社緊急の順序に従ひ急速に設立するものと見られてゐる、更に子會社の運營の事業形態等に關する方針は特殊事業を除き大部分一業一社主義を採る方針で鐵道、通信、電氣は勿論、石炭、鐵の如きも左の如き理由より一業一社で共同計算制を探り我國の最高技術を動員して開發に當らしむる筈である

北支諸炭礦、諸鐵礦に就てはその所在の位置により探鑛、原價運賃等に著しき差異を生じ之れが開發を數社に分ける時は各社間に均衡を缺き、従つて我が國需要に應ずる綜合的資源開發に不都合を來たす結果を招來する

假りに石炭に就て見れば凡そ十ヶ所の炭礦が開發子會社の事業部門に吸收される豫定であるが、之れを一業數社にする場合は地理的關係から見ても當然七社乃至八社とせねば一業數社主義の利益をあげることは困難であり、斯

る多數の石炭子會社を設立する事は我が國の實情から殆んど不可能に近い、尙このほか諸子會社に就ては從來種々曲折を経て來た臨時政府側の出資形態並に内容等の問題も近く決定を見る筈である

北支外資輸入委員會設置

北京【七三】北支開發に對する第三國資本及び物資の導入に關しては臨時政府及び日本側當局に於て此れが歡迎の意を表明既に逸早く獨逸系商社からパーター制に依る物資輸入の提唱があり最近に於ては北支特産と第三國物資との輸出入リンクの採用により主として獨逸向けを中心にして北支貿易の振興を圖りつゝあるが近く北支開發會社及び子會社の設立を見、開發工作が具體的進展の段階に入るに至つたに伴ひ外資問題も又重要性を加へるに至つたので今般現地當局では外資輸入委員會を設置各部門のエキスパートを擧げて委員とし左記要項に關して具體的研究を行ふと共に之が實施に向つて邁進することとなつた、即ち研究される點は

- 一 外資輸入を爲すべき相手國
  - 一 外資輸入を受くべき條件
  - 一 北支に於て必要とする外資金額及び物資數量
  - 一 北支よりパーター制により輸出可能の物資及びその數量
  - 一 パーター制の實行方法
  - 一 中國側商社の有する手持外貨の活用方法等である
- 尙北支特産の第三國への輸出に關しては對日輸出と睨み合せ、考慮す可きものでこれがため北支駐在商工省書記官菅波稱氏は目下東上、日本が北支に於て要求する物資の具體的數量その他につき企圖

陸當局と研究を進めてゐる、又これと共に最近北支の所謂民族資本が開發工作に對し多大の關心を抱き積極的に日本側と協力日華經濟提携の實をあげんとするものは頗る注目され外資輸入に對する之が協力も頗る期待されてゐる

北支電氣委員會設置

北京【七三】北支の電氣事業開發に就いては基礎的産業として將來の開發にも影響するところがあるので現地側に於いては慎重研究を續けてゐたが、更にこれが萬全を期する爲めこの種現地關係當局並に民間専門家を網羅する北支電氣委員會を設け電氣事業法其他に就き基礎的研究を行ふ事になつた、而して右委員會の研究事項は大體左の如くである

- 一 電氣事業法
- 一 標準電壓の制定
- 一 標準周波数の制定
- 一 器具機械の規格制定
- 一 從業員養成に關する事項

保安隊保衛團の軍紀取締條例

北京【七三】我軍の殘敵敗敵掃蕩と並行して北支各省保安隊、保衛團の宣撫工作は漸次進展し北支各省の治安工作は一日とその成果を擧げつゝあるが、臨時政府治安部では各省に於ける保安隊、保衛團等の風紀を正し軍紀の厳正を期する爲め今回暫行懲罰條例を制定し行政院會の議決を得て公布した、該條例は七十七條より成り抗命罪、辱職罪、暴行、強迫罪、逃亡罪等十種の罪科を規定し死刑、無期徒刑等の嚴重なる所罰規定を制定してゐる

法規制定標準法制定

北京【七三】從來支那に於いて法律、條令規則等の制定に關しては確固たる標準法なく各省區々にこれを制定した爲めに軍閥地方政權は勿論國民黨の如き專制政權に於ては惡法誕生し幾多の弊害を生じ暗黒政治に陥り易かつたが臨時政府ではこれが弊害を徹底的に艾除し法治主義を確立し明朗政治の建設に邁進す可く過嚴來法部に於いて該標準法の制定を急ぎつゝあつたが十三日「法規制定標準法」を公布施行した、同法は

- 一 議政委員會の議決を経臨時政府の公布を見たるものを法律と稱す
- 一 左の如き場合は議政委員會の議決を経べき事
  - イ 現行法の變更或は廢止
  - ロ 國家各機關の組織及び人民の權利義務其他に關する法律の制定
- ハ 現行法に於ける明文規定法律化
- 一 條令、章程、規則等の制定に關しては必ず法律手續を要すべき事
- 等六條よりなるものである

出版法公布

北京【七六】北支各省に於ける治安工作は豫想以上の好成績を示し北京を初め各主要都市の治安等は全く回復するに至つてゐるが、未だ尙共產黨或は國民黨等が蠢動を續け後方擾亂を策しつゝあるに鑑み臨時政府では此の程策勵を根柢せしめ治安確保の徹底を期するため十八日廣汎且つ詳細なる規定を有する出版法を公布即時施行して不法且つ民衆を惑亂せしむるが如きものは出版を嚴重に取締ると共に國民黨政府時代の出版法の缺陷を徹底的に改正し出版の不當なる抑壓を排除しその明朗公正化を圖ることとなつた、該

法は總則、罰則、各論等七章五十七條の詳細なる規定より成り第廿一條以下廿六條に於て

- 一 政府を顛覆或は中華民國の利益を害せんとするもの
- 一 民衆を煽動し或は共產主義を宣傳せんとするもの
- 一 反政府的事實を主張せんとするもの
- 一 公序良俗を破壊せんとするもの
- 一 外國元首或は駐支他國外交官を誹謗及び害せんとするもの

等の事項は之を記載事項と爲す得ずとの規定を設け出版物による治安擾亂を嚴重に防止し居り又第四十四條以下第五十五條に於て罰則を設け體刑として一年以下の有期徒刑、罰金として一千元以下を定めその情狀により刑の輕重を規定してある

黄河修理に着手

北京【七四】先般臨時政府は廿萬元を支出し黄河決潰による難民救濟費に充て應急處置を講じたが今回更に政府令を發し行政部、振濟部、建設總署に命じ技術員を現地に派遣せしめ河南省長を委員長とする官民合同の黄河水災江振委員會を組織せしめ決潰堤防の修築難民の救濟、災害地區の復舊などに關し協議せしめることとなり黄河決潰による災害の復舊に乗り出すこととなつた

黄河水災復興委員會設立

北京【七五】臨時政府では黄河決潰による罹災區及び難民の救濟並に堤防決潰箇所之の修理に本格的に乗り出す事となり農林行政部、振濟部、建設總署等に訓令を發し現地に専門委員を派遣せしめ河南省公署當局と協力し災害地の詳細なる調査を行はしめたが今回河南省黄河水災復興委員會を設立せしめ行政委員會直屬とし該委員會を救護組、收容組、工程組の三組に分け

- 一 難民の救護、保護、疾病の診療療養の配給
- 一 難民の收容
- 一 決潰堤防の修理恢復その他防水工事、難民の復興建設工作の指導

等黄河水災對處の根本策を樹立實施せしめる

新民會で標準貨銀發表

北京【七五】新民會首都指導部では中國労働者労働統制救恤對策としてこの程勞工協會を設置、關係各方面に亘つて労働者標準貨銀を調査中であつたが十四日左の如き協定貨銀を發表した

- △協定貨銀
- 苦力 六十錢、土工 七十錢、木工 一圓廿錢、瓦工 一圓廿錢、裱糊工 一圓廿錢、石工 一圓卅錢、油工 一圓卅錢、電工 二圓卅錢、手車 一圓十錢、荷馬車(頭曳)二圓八十錢、同(二頭曳)三圓八十錢
- △一日労働時間
- 自四月至十月 十二時間、自十一月至三月 十時間、自四月至十月殘業四割増、徹夜は八割増、自十一月至三月殘業五割増、徹夜は十割増

濠洲粉北支市場に再現

天津【七二】北支の小麥市場は三月以來一時濠洲粉の驟騰に委ねられてゐた所産頃滿洲豚毛輸出禁止の結果北支に輸出ビルが出廻り不足を告げこれがため外商輸入資金缺乏を來した一方舊法幣替相場場の低落は輸入採算を惡化せしめ濠洲粉の輸入は全く杜絶した、又上海粉は去る六月十五萬袋の移入を見たのみで以後は地場消費擔頭のため北に振向けられず、それに對する天津在荷は約百十八萬袋と京津地方一ヶ月の消費を充たすに過ぎぬ状態となつたので天津麵粉相場は換物人氣と相俟ち一舉五圓七十錢臺に急昇騰するに至り、北支の食料問題上成行は注目されるに至つた、然るに右の相場高と爲替相場場の安定化は再び外粉輸入を刺激し最近英商怡和、興隆兩洋行の手により濠洲粉百八萬袋、C.I.F.ハポンドニシ月横の輸入を見るに至つた、而して右の輸入資金は上海決算によつて賄はれるものと見られてゐるが、何れにしても再び濠洲粉の擡頭を見るに至つたのは日本粉輸入が依然不振を極めてゐる折柄相當注目されてゐる

青島取引所綿糸上場

青島【七三】青島取引所では十五日より綿糸も上場することとなり午前九時より一時間、午後二時より一時間立合ひ上場物件は内外綿、銀毛標百廿番手を標準として格差標より十六番手及び卅二番手を受渡しに代用することになつた

王氏神戸辦事處長に返り咲く

【七五】前神戸中國總領事王守善氏は同領事館の閉館とともに歸國中この程臨時政府の命により神戸僑務辦事處長に返り咲き十七日正午神戸入港の長江丸で晴れの再來朝をなした

【七六】初代臨時政府神戸辦事處長王守善氏は十八日神戸市神戸區下山手二丁目



の舊總領事館を縣當局の手より移管受領し即日開處した

匪賊邦人三名を慘殺

北京【七二】去る十四日午前三時北京北

蒙疆委員會

蒙疆聯合委員會強化

張家口【七三】察南、晋北、蒙古聯盟の

成り各自治政府より特派される委員及び

必要な職員を以つて構成す、各部に部長を置く、部長は委員中より總務委員長

察南の暫行土地法公布

張家口【七六】察南自治政府では蒙疆聯合

一 黄河及び堤防各地並に其の間に直接

せざる凡ての土地を一切官有とする事

中支鹽業組合組織

上海【七三】我が中支占領地區内に於ける

之を前月に比すれば輸出に於て三百十五

ら日本の茶業との關係調整に努めつゝある

上海海關六月貿易額

上海【七五】江海關發表による六月中に

輸入 一八・七七五

抗日テロ首魁蔡劭軍上海潜入

上海内河汽船會社成立

上海【七三】中支占領地區内の内河航運

輸出 一五・一四六

# 政 治 外 交

## 旬 間 大 観

内閣改造以來對支最高方針の検討を進めてゐた五相會議は愈々漢口攻略後の事變處理大綱を決定し、具體的細目の検討に移つた。四氏を抜かれて頼に影の薄くなつた内閣參議がこの機會に松井、大谷兩參議を迎へて如何なる動きを示すか、五相會議今後の動向と共に注目されやう。

オリビック中止、萬博延期の決定は、時局の要求する決意を端的に表現した迄の話であるが、銃後の國內對策としては既に物資動員、物價調整が各般に亘つて進められつゝある外、更に人的動員に就ても勞務需給對策が具體化しやうとしてゐる、今旬は失業對策委員會官制公布、暴利取締令改正、外國爲替基金設置、經濟部長會議等が行はれたが、運用の成否は銃後の覺悟一つにかゝる。政府が國民の自覺ある協力に訴へる爲國民精神總動員再組織に乗出したのは週しとしない、繰上定期異動に凝刺たる陸軍の聖戰遂不動の備へなる。宗敎團體法案、日滿馬政國策も決定した。

### 樞 密 院

#### 樞府外相説明聴取

【七三】十三日は樞密院本會議の定例日であるが附議案件なきため平沼、原正副議長以下各顧問官は午前十時宮中に參集天機を奉伺して退下控室において字垣外相より一般外交の経過及び事變をめぐる列國の動向につき詳細なる説明を聴取し同十一時四十分散會した

#### 日滿伊通商協定可決

【七六】去る七月四日外務省に於て調印された日滿伊三國間の通商協定に就ては政府は樞密院に御諮詢奏請の手續を取つて居たが、樞密院では十八日午後一時半より事務所に審査委員會を開催、平沼議

る處理の件  
一 朝鮮總督府官制改正の件(事務増加による事務官、屬、技手等の定員増加に關するもの)  
を上議、櫻井顧問官より勞務條約案に關する審査委員會經過並に結果に就て報告あり更に朝鮮總督府官制案に就ては村上書記官長より審査報告あり採決の結果何れも政府原案通り可決天皇陛下入御あらせられ、同四十分散會した

### 政 治

#### 國民精神總動員再組織

▲首相、農相會談【七二】有馬農相は十一日午前十一時首相官邸において近衛首相と會見、長期戦に對應すべき銃後對策の積極化につき隔意なき意見の交換を遂げた、即ち政府は事變第三段階に對處して軍需資材の一層圓滑なる充足を期すると同時にこれに照應して戰時經濟體制の強化を進め銃後對策の萬全を期してゐるが物資動員計畫の實施その他政府の施策に對する趣旨が薄い傾きがありこの國民の國民の理解が薄い傾きがありこの國民の積極的協力を求めるためには國民精神總動員運動に再検討を加へるべき必要ありとされてをり、有馬農相も右の必要を痛感してをり同日首相との會談においては農相は

今日の國民精神總動員運動の程度では到底所期の効果を期待されない、上からの運動を排し下から盛り上つた力ある運動として各婦人團體、産業團體其他民間諸團體を中心に政府民間一體となり、都市農村を一貫する國民精神總

動員體制を確立せねばならぬとの趣旨のもとに種々進言しこれが具體的方法については池田藏相とも協議することに意見の一致を見、農相は正午辭去した

▲藏相、農相會談【七三】池田藏相、有馬農相は十二日午前九時四十分首相官邸において會見、十一日の首相、農相會談において協議せる國民精神總動員運動再組織問題につき隔意なき懇談を遂げた

▲農相、輪長協談【七五】有馬農相は十五日閣議散會後風見書記官長と會見、農村對策、國民精神總動員運動再組織等につき協議した

#### 議會制度審議會

▲貴族院制度部會【七三】議會制度審議會貴族院部會は十三日午後二時より首相官邸に開會、政府側より近衛首相、船田法制局長官、委員側より兒玉部長以下各委員關係官出席、兒玉部長の提案になる

甲 我が二院制度に於ける貴族院の地位の問題  
乙 貴族組織の特色の問題  
丙 その他

の三項目を議題とし之に基いて各委員より夫々意見の開陳があり、次回は幹事案の各項目について審議することとし午後三時半散會した、而して同部會席上、近衛首相が各委員の意見に對して總括的に左の如く貴族院改革問題に對する政府の積極的所見を披瀝したことは注目される、即ち

貴族院の改革につきかつて私見を發表したことがあるが、時代の進展と共に自分の考へも變つて來た、然し具體的に

はつきりした意見があるわけではない一昨年貴族院改革の必要が認められ貴族院制度調査會の設置が決議されたのである、然るに細川早々支那事變が勃發したため具體的にこの問題を考慮する暇がなかつたが事變も長期戦に入り事變處理の方針も定まつたので内政改革についても、事變終了まで待つわけに行かぬので事變處理と同時に手をつけ次第である、貴族院改革についても御審議の上成案を得るに至れば來議會に提出したいと考へてゐる

▲選舉制度部會【七四】議會制度審議會選舉制度部會第二回會議は十四日午後二時より首相官邸に開會、水野總裁、小泉部長以下各委員、政府側より鹽野法相出席、選舉權、被選舉權の問題を議題として懇談を遂げ同四十分散會したが、席上田澤義輔氏外各委員より少壯有爲の人材を議會に送る爲選舉權年齢の低下を爲すべしとの論が主唱されたことは注目し

▲議院制度部會【七五】議會制度審議會の議院制度部會第二回會議は十五日午後二時より首相官邸に開會、水野總裁、濱田部長以下各委員、船田幹事長、各幹事等出席、前日に引續き議院制度改革の總論的討議を續行し今回は議會の開會期を議題とし審議することとし同四時廿五分散會した、同日の主なる發言要旨左の如し

中村藤兵衛氏 議會開會期については十一月案、十二月案の両案があるが政府は何れを可とするか、現行一月廿日の再開期を一月十日に繰上げては如何、從來會期が切迫してから會期の延長が奏請されるが豫め一ヶ月乃至二ヶ月の會期延長を奏請するやうにしては如何船田幹事長 會期の延長は例外的場合であるからこれは成る可く避くべき性質のものであり、従つて延長を豫め豫定すべきではないと考へる。

田川大吉郎氏 (一)會期の延長については實際上臨時議會を開くことによつて會期の不足を補へる。(二)憲法第五十二條の主旨を尊重し絶対に議員の表決を自由ならしめねばならぬと思ふ(三)議員の質問と討論とを厳に區別し議事進行を促進せしむること、(四)質問は文書を以てし、提出者は一人とすること、(五)一事不再議は質問にも適用すること、(六)議員提出法律案は充分上提の機會を與へること、(七)本會議以外の速記を廢止すること、(八)一般施政方針の如きは一院において行へば他院においてなす必要なし、(九)貴衆兩院擔當の大臣を定め兩院にそれぞれ列席せしめる、(十)政府も議員の表決に参加すること、(十一)豫算案の形式を簡略にし從來その準備作成に費されたる歳末歳始の休會期を短縮する

藤田若水氏 議院法の改正に當つては憲法との關係を明確にする必要がある、即ち議院法の改正は憲法違反の懼れがあると思ふ

▲貴族院制度部會【七〇】議會制度審議會貴族院部會は廿日午後二時より首相官邸に於て開會、先づ兒玉部長より「本月廿七日まで審議を續け八月中休會し九月十四日より再開し度い」旨語つて直ちに審議に入り委員より左記の如き意見の開陳あつて同四時卅分散會した

一條實孝公 議員の種別につき適否を考慮せよ、萬年缺席議員を整理せよ、世襲議員(公侯爵議員)の年齢卅年は若過ぎる、公侯爵議員中から現役軍人官吏を除け

黒田男 議員の兼職は貴衆兩院共同様にすべし

前田利定子 貴族院の審議期間は衆議院に比して短期間であるから考慮すべし

月田藤三郎氏 多額議員の数が少い、依つて政府は凡有る業態について一段と考慮せよ

野村嘉六氏 勸選議員の任期を決定せよ

黒田男 華族議員の互選規則を改正するのはよくない

に復舊に關する根本方針は十四日商工省の緊急省議で決定、池田藏商相は直ちにこの方針に則り救済復舊の積極的施策を實行するよう商工、大藏兩當局に下命した、依つて當局では取り敢えず木暮商工太田大藏兩政務次官を即日現地に急遣し問せしめ、つゞいて現地調査團を派遣して災害地方の實情を詳細に調査せしめこれが復舊救済に要する物資の急運なる供給に乘出すこととなつた、池田商相は災害地方の急運なる復舊と應急の救済を目標に物資動員計畫遂行のため非常管理下に置かれた戦時物資中復舊に對する必要な鐵、鋼、鉛、木材等の復舊資材の供給については萬遺憾なきを期し兵庫縣を中心とする災害地方に限つて特別にその使用制限を緩和しガソリンの割當供給も増量することになり、又復舊資金については現在中小商工業振興費として本年度豫算に計上されてある一千二百萬圓中より應急支出し、これにて不足の場合は増額する方針を決定した

▲文部省議【七二】文部省は十二日午前九時より省議を開き藤野普通學務局長より水害地方に於て小學校教員の俸給費支出に支障を生ずる場合は義務教育費國庫負擔法に依り隨時國庫交付金の増額支出、就學兒童の教科書、學用品、被服等給與品の購入費交付等の方法を講じて兒童就學に支障を生ぜしめざるやうにしたい

▲水害對策

▲文部省議【七二】文部省は十二日午前九時より省議を開き藤野普通學務局長より水害地方に於て小學校教員の俸給費支出に支障を生ずる場合は義務教育費國庫負擔法に依り隨時國庫交付金の増額支出、就學兒童の教科書、學用品、被服等給與品の購入費交付等の方法を講じて兒童就學に支障を生ぜしめざるやうにしたい

▲文部省議【七二】文部省は十二日午前九時より省議を開き藤野普通學務局長より水害地方に於て小學校教員の俸給費支出に支障を生ずる場合は義務教育費國庫負擔法に依り隨時國庫交付金の増額支出、就學兒童の教科書、學用品、被服等給與品の購入費交付等の方法を講じて兒童就學に支障を生ぜしめざるやうにしたい

▲水害對策

▲文部省議【七二】文部省は十二日午前九時より省議を開き藤野普通學務局長より水害地方に於て小學校教員の俸給費支出に支障を生ずる場合は義務教育費國庫負擔法に依り隨時國庫交付金の増額支出、就學兒童の教科書、學用品、被服等給與品の購入費交付等の方法を講じて兒童就學に支障を生ぜしめざるやうにしたい

▲水害損失額(内相閣議報告)【七五】末次内相は十五日の閣議に於て關東及び關西の水害に對する應急的措置につき報告をなし更に水害損失額につき左の通り報告した

▲水害損失額(内相閣議報告)【七五】末次内相は十五日の閣議に於て關東及び關西の水害に對する應急的措置につき報告をなし更に水害損失額につき左の通り報告した

▲水害損失額(内相閣議報告)【七五】末次内相は十五日の閣議に於て關東及び關西の水害に對する應急的措置につき報告をなし更に水害損失額につき左の通り報告した

▲水害損失額(内相閣議報告)【七五】末次内相は十五日の閣議に於て關東及び關西の水害に對する應急的措置につき報告をなし更に水害損失額につき左の通り報告した

▲水害損失額(内相閣議報告)【七五】末次内相は十五日の閣議に於て關東及び關西の水害に對する應急的措置につき報告をなし更に水害損失額につき左の通り報告した

▲水害損失額(内相閣議報告)【七五】末次内相は十五日の閣議に於て關東及び關西の水害に對する應急的措置につき報告をなし更に水害損失額につき左の通り報告した

▲關議水害救護對策申合せ【七五】政府は十五日の閣議に於て末次内相の發議に依り關東關西の水害救護對策につき左の如き申合せを行ひ救護の徹底を期することになつた

此度の關東及び關西に於ける水害地にありては官民一致協力應急措置に銳意努力し居れるも尙今後の善後措置については縣市等を指導督勵し早急に復舊對策の樹立を圖り以て事變下にある國民の護りを完ふするため必要に應じ國庫より第二豫備金を支出之が助成をなすものとす

尙右の應急的經費に關しては第二豫備金支出に依る外關係各府縣及び市町村の起債許可條件を緩和し更に之が公募を容易ならしめる様政府に於ても特別の考慮を拂ふことに決定した

▲關議水害救護對策申合せ【七五】政府は十五日の閣議に於て末次内相の發議に依り關東關西の水害救護對策につき左の如き申合せを行ひ救護の徹底を期することになつた

此度の關東及び關西に於ける水害地にありては官民一致協力應急措置に銳意努力し居れるも尙今後の善後措置については縣市等を指導督勵し早急に復舊對策の樹立を圖り以て事變下にある國民の護りを完ふするため必要に應じ國庫より第二豫備金を支出之が助成をなすものとす

尙右の應急的經費に關しては第二豫備金支出に依る外關係各府縣及び市町村の起債許可條件を緩和し更に之が公募を容易ならしめる様政府に於ても特別の考慮を拂ふことに決定した

▲關議水害救護對策申合せ【七五】政府は十五日の閣議に於て末次内相の發議に依り關東關西の水害救護對策につき左の如き申合せを行ひ救護の徹底を期することになつた

此度の關東及び關西に於ける水害地にありては官民一致協力應急措置に銳意努力し居れるも尙今後の善後措置については縣市等を指導督勵し早急に復舊對策の樹立を圖り以て事變下にある國民の護りを完ふため必要に應じ國庫より第二豫備金を支出之が助成をなすものとす

尙右の應急的經費に關しては第二豫備金支出に依る外關係各府縣及び市町村の起債許可條件を緩和し更に之が公募を容易ならしめる様政府に於ても特別の考慮を拂ふことに決定した

第一條 失業對策委員會は中央失業對策委員會及道府縣失業對策委員會とす

中央失業對策委員會は厚生大臣道府縣失業對策委員會は地方長官の監督に屬す、中央失業對策委員會は厚生大臣、道府縣失業對策委員會は地方長官の諮問に應じ支那事變に伴ふ失業對策に關する重要事項を調査審議す

第二條 中央失業對策委員會は厚生省に之を置く、道府縣失業對策委員會は厚生大臣の指定する道府縣毎に之を置き道府縣の名を冠す

第三條 委員會は會長及委員を以て之を組織す

第四條 中央失業對策委員會の會長は厚生大臣、道府縣失業對策委員會の會長は地方長官を以て之に充つ

第五條 中央失業對策委員會の委員は四十人以内とし道府縣失業對策委員會の委員は卅人以内とす

前項の定員の外必要あるときは臨時委員を置くことを得

第六條 中央失業對策委員會の委員及臨時委員は厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

道府縣失業對策委員會の委員及臨時委員は地方長官を命す

第七條 委員の任期は二年とす、但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げず

第八條 附 則

附 則 本令は公布の日より之を施行す

▲失業對策要綱成る【七六】厚生省では物資動員計畫の強化に伴ひ物資の使用制限又は禁止の國策の影響を受け不急の

▲失業對策委員會官制公布【七六】政府が物資動員計畫實施に伴ふ失業及び轉業對策樹立の爲設置することとなつた失業對策委員會官制は十六日官報を以て左の如く公布された

▲失業對策委員會官制

第一條 失業對策委員會は中央失業對策委員會及道府縣失業對策委員會とす

中央失業對策委員會は厚生大臣道府縣失業對策委員會は地方長官の監督に屬す、中央失業對策委員會は厚生大臣、道府縣失業對策委員會は地方長官の諮問に應じ支那事變に伴ふ失業對策に關する重要事項を調査審議す

第二條 中央失業對策委員會は厚生省に之を置く、道府縣失業對策委員會は厚生大臣の指定する道府縣毎に之を置き道府縣の名を冠す

第三條 委員會は會長及委員を以て之を組織す

第四條 中央失業對策委員會の會長は厚生大臣、道府縣失業對策委員會の會長は地方長官を以て之に充つ

第五條 中央失業對策委員會の委員は四十人以内とし道府縣失業對策委員會の委員は卅人以内とす

前項の定員の外必要あるときは臨時委員を置くことを得

第六條 中央失業對策委員會の委員及臨時委員は厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

道府縣失業對策委員會の委員及臨時委員は地方長官を命す

第七條 委員の任期は二年とす、但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げず

第八條 附 則

附 則 本令は公布の日より之を施行す

▲失業對策要綱成る【七六】厚生省では物資動員計畫の強化に伴ひ物資の使用制限又は禁止の國策の影響を受け不急の

▲失業對策委員會官制公布【七六】政府が物資動員計畫實施に伴ふ失業及び轉業對策樹立の爲設置することとなつた失業對策委員會官制は十六日官報を以て左の如く公布された

▲失業對策委員會官制

第一條 失業對策委員會は中央失業對策委員會及道府縣失業對策委員會とす

中央失業對策委員會は厚生大臣道府縣失業對策委員會は地方長官の監督に屬す、中央失業對策委員會は厚生大臣、道府縣失業對策委員會は地方長官の諮問に應じ支那事變に伴ふ失業對策に關する重要事項を調査審議す

第二條 中央失業對策委員會は厚生省に之を置く、道府縣失業對策委員會は厚生大臣の指定する道府縣毎に之を置き道府縣の名を冠す

第三條 委員會は會長及委員を以て之を組織す

第四條 中央失業對策委員會の會長は厚生大臣、道府縣失業對策委員會の會長は地方長官を以て之に充つ

第五條 中央失業對策委員會の委員は四十人以内とし道府縣失業對策委員會の委員は卅人以内とす

前項の定員の外必要あるときは臨時委員を置くことを得

第六條 中央失業對策委員會の委員及臨時委員は厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

道府縣失業對策委員會の委員及臨時委員は地方長官を命す

第七條 委員の任期は二年とす、但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げず

第八條 附 則

附 則 本令は公布の日より之を施行す

▲失業對策要綱成る【七六】厚生省では物資動員計畫の強化に伴ひ物資の使用制限又は禁止の國策の影響を受け不急の

平和産業關係に於ては多數の離職者並に  
 練業短縮等に因り推定總數約百萬人乃至  
 百廿萬人に達する失業者を出す虞れある  
 ので是に備へて根本的失業救済、並轉業  
 の具體的對策を樹立するに決し過般官制  
 を以て中央軍地方の失業對策委員會を樹  
 立したが、この中央委員會の第一回報告  
 せは愈々近く開催される運びに至つたの  
 で本會議に附議すべき政府の失業對策に  
 關する其基礎案につき厚生當局は連日首腦  
 の成案を得たので十九日關係各省聯合の  
 失業對策準備會議を開き具體的方針につ  
 き打合せ協議を重ねることになつた、今  
 回成案を得た厚生省の失業救済並に轉業  
 對策の基礎案大綱は左の如くである

一 政府の物資動員計畫の影響を蒙る  
 べき平和産業に就ては就業時間の短縮  
 專業の軍需生産業への轉業等の方法に  
 依り極力離職者、失業者を出さざる様  
 政府に於て適當の具體的方策を樹立す  
 ること、隨つて離職者に對しては軍需  
 生産業への轉職を國營職業紹介所等の  
 機關を活用して斡旋就職せしむること  
 一 軍需工場、會社、鑛山等に於ては新  
 規の雇入れに際し時に物資動員の影響  
 を受け離職せんとする者を優先的に雇  
 傭せしむる豫考を求むること

一 物資動員計畫の影響を受けて離職、  
 失業する者を軍需工業その他に轉職せ  
 しむるため政府は新に國營職業紹介所  
 に職業輔導施設を創設する他既存の職  
 業輔導施設を活用し更に公共團體、社  
 會事業團體を初め學校その他の施設を  
 動員して職業輔導施設の完備を期する  
 こと

一 政府は學校その他各種公共團體に委  
 託して職業輔導を行はしむる場合は是  
 に對し國庫補助を行ふこと  
 一 軍需工場その他に轉職すること不可  
 能なる事情にある者は植民政策の積極  
 的方針を執り移民の奨励指導の方法を  
 とること  
 一 綿、羊毛等抑制の結果多數の女工が  
 離職する見込なのでこれ等婦人に對し  
 ては地方農村に歸農せしめ労働力の不  
 足を充足せしめ得るやう政府は最善の  
 方法を講ずること

一 政府は各種の事情で轉職不可能なる  
 中、小工業者、その他に對しては授産  
 施設並に内職斡旋等の機關を設くるこ  
 と  
 一 政府は高齢者、病弱者、不具廢疾等  
 のため前記の方法を以てしても生業に  
 つくこと全く不可能なる者の出た場合  
 には救護法を活用して生活扶助の方途  
 を講ずること

一 政府は軍需資材の擴充のため土木建  
 築事業等については極力禁止抑壓する  
 方針なるを以てこれ等の事業に従事す  
 る労働者に對しては特に軍需工場、鑛  
 山、軍事關係の土木建築事業に出來得  
 る限り多數の人員を就業せしむる方法  
 を講じ、場合によつては戰時移動労働  
 の措置を講ずること

一 陸海軍積極的支援【七・六】平和産業の  
 轉業指導助成と失業救済に關し、物資調  
 局局長井上上海軍々務局長及び中西陸軍  
 整備課長は十八日の物資調局初參與會  
 議に於いて左の如く陸海軍の熱意ある態  
 度を表明した  
 一 物動計畫遂行の犠牲となれる中小商

工業者の轉業については、これに積極  
 的指導と助成をなすためその希望者に  
 對しては軍需工業への轉換再教育をな  
 すべく既に關係技術機關へ指令済みで  
 ある  
 一 轉業不能にして失業せる業者並にこ  
 れに隨伴する労働者の救済については  
 工廠その他に雇入れする場合これら職  
 性失業者を優先的に雇傭することにな  
 つてゐる

▲失業對策準備會議【七・五】失業對策委  
 員會準備會議は十九日午後一時より内務  
 省に開催、企畫院、内務、農林、商工、  
 拓務、陸海軍各省關係官廿名出席、厚生  
 省より熊谷職業部長外關係各課長參集、  
 厚生省側より失業對策に關する職業部長  
 を提出し各委員の間に種々意見の交換を  
 行つたが結局職業部長案に就いて各省再檢  
 討を行つた上二、三日中に職業部に送付  
 することとし同四時半散會したが同會に  
 於ける主なる意見は左の如くである

一 失業對策は之を國策相應の精神運動  
 に發展せしめては如何  
 一 平和産業工業に於ては就業時間の短  
 縮を行ひ雇傭を防止せしむべし  
 一 股販産業に對しては交替制を採用せ  
 しめ平和産業よりの失業者を吸収し合  
 せて生産力擴充に資せしむべし  
 一 軍需品、代用品、輸出品工場に失業  
 者を轉換せしむべし  
 一 府縣商工課に商工相談所を設置し中  
 小商工業者の失業防止に努めしむべし  
 一 儲蓄獎勵

職業紹介所に離職者相談所設置  
 【七・四】物資動員に伴ふ離職者の保護に  
 就ては關係廳に於て夫々具體的對策を急  
 いであるが厚生省職業部に於てはかゝる  
 離職者の保護に萬全を期する爲今般全國  
 百九十六ヶ所の國營職業紹介所中日雇勞  
 働專門紹介所四十二ヶ所を除く百五十四  
 ヶ所の職業紹介所に離職者職業相談部を  
 設置し懇切に職業相談並に就職斡旋に乗  
 出すことになり十四日職業部長より各地  
 方長官宛右に關する通牒を發した

總動員法第六條の發効決定  
 【七・三】厚生省労働局では戰時下の労働  
 力培養の爲國家總動員法第六條「政府は  
 戰時に際し國家總動員員必要あるときは  
 勅令の定むる所に依り從業者の使用、雇  
 入者は解雇又は賃銀其の他の労働條件に  
 付必要なる命令を爲すことを得」の規定  
 を發効して全國労働者の最低賃銀制度並  
 に最高標準賃銀制度を確立するに決し目  
 下勅令案起草中であるが近く企畫院と協  
 議の上準備整ひ次第勅令を公布即日實施  
 することに決した

工鑛關係卒業生雇傭に勅令公布  
 【七・二】厚生省では軍需品生産上必要な  
 る勞務對策の重要事項の一たる工業及び  
 鑛業に關する大學專門學校及び中等學校  
 卒業生者の規制に關する國家總動員法第  
 六條並に第廿二條に基く單行勅令の制定  
 に關し豫て職業部を中心として右勅令案  
 の起草中であつたが今回漸く基礎案の決  
 定をみたので目下本省法令審査委員會に  
 於て逐條審査中であるが近く企畫院に送  
 附する運びに至つたので企畫院は原案に  
 再検討を加へた上八月中旬頃までには國  
 家總動員審議會に附議し遅くも來る九月  
 下旬には勅令公布の上國家總動員法發効

の魁として直ちに實施されることとなつ  
 た、今回完成をみた厚生省基礎案は全文  
 六條より成りその要綱は左の如くである  
 △工鑛技術者關係の學校卒業  
 者に對する規制の單行勅令  
 案要綱

一 適用範圍 今後新規に卒業する大學  
 專門學校及び中等學校の卒業生(卒業  
 見込)にしてその専攻學科が機械、電  
 氣、採鑛冶金、船舶、化學工業、交通  
 運輸等軍需品生産上必要なる技術を修  
 得したる新規工鑛技術者は本勅令の適  
 用を受く  
 一 雇傭の規制方法 新規に工鑛關係の  
 學校卒業生者を雇傭せんとする各事業主  
 工場、會社、鑛山等の雇傭主は厚生大  
 臣の指定する期限迄に(明年卒業者は  
 大體今秋十月末日迄となる積弊)學校  
 の程度別、學科別に分類し其の雇傭人  
 員を厚生大臣に申請するを要す  
 一 供給量 文部省は各關係學校當局に  
 對し新規卒業見込人員を學科別に申告  
 せしめこれを厚生省に通過する  
 一 配當方法 厚生大臣を委員長とし關  
 係各省並に關係代表者を委員とする學  
 校卒業生使用規則委員會(假稱を組織  
 し左の重要事項を審議決定す  
 イ 雇傭許可の人員數の決定  
 ロ 配當方法の決定  
 ハ 軍需品生産上必要なる工場、鑛山  
 會社の序列(重要性の緩急度に應じそ  
 の順序)を決定  
 一 罰則  
 イ 雇傭の許可人員を超過し又は許可  
 を得ずして雇傭したる者はその使用  
 の禁止(解雇)を命ずることを得





決定、次で永井通相より海運の現状に關して説明し正午散會した

オリシヒツク中止、萬博延期

【七五】十五日の定例閣議は午前十時四十分より首相官邸に開會、近衛首相以下全閣僚出席、劈頭池田商相より萬博延期に關し引續き木戸厚相よりオリシヒツク中止に就き夫々詳細に理由を説明、全閣僚異議なく之を承認し「社會文化」其項参照、次で末次内相より全國各地における水害状況につき詳細に報告し

今回の水害状況については事變下における國民の護りを全からしめたため必要に應じて随時適宜の處置を講じ萬遺憾なきを期したい

旨を述べ之が具體策については内務、厚生兩省を中心として關係各省と連絡をとり統後對策に萬全の處置を講ずる申合せをなし十一時十五分散會した

外國爲替基金設置承認

【七六】十九日の定例閣議は午前十時四十分より首相官邸に開會、近衛首相以下全閣僚出席、まづ池田商相より日銀正貨準備活用に關する大藏省案「財政經濟」の項参照の内容を説明し閣議の承認を求めた後瀧企畫總裁より「製工作機械設計圖の公開に關する説明をなし次で宇垣外相より張鼓峰におけるソ聯兵の不法越境事件に關し詳細なる報告あり板垣陸相よりも補足的な報告をなし中島、永井兩相よりも簡單なる質問があつて同十一時四十分散會した

五相會議

【七三】定例五相會議は十二日午後一時より首相官邸において開かれ近衛首相、宇垣外相、池田藏相、板垣陸相、米内海相出席、外相より事變をめぐる列國の動向、藏相より財源の實狀に關し夫々詳細に説明あつて後當面の對策について協議をなし同三時散會した

五相會議

【七三】定例五相會議は十二日午後一時より首相官邸において開かれ近衛首相、宇垣外相、池田藏相、板垣陸相、米内海相出席、外相より事變をめぐる列國の動向、藏相より財源の實狀に關し夫々詳細に説明あつて後當面の對策について協議をなし同三時散會した

より首相官邸において開かれ近衛首相、宇垣外相、池田藏相、板垣陸相、米内海相出席、外相より事變をめぐる列國の動向、藏相より財源の實狀に關し夫々詳細に説明あつて後當面の對策について協議をなし同三時散會した

【七三】三三三 板垣陸相、米内海相は十二日の五相會議後首相官邸に居残りて近衛首相と種々要談し午後三時五十分辭去した

【七二】板垣陸相は近衛首相と定期會見の爲十一日正午首相官邸を訪問、首相と午餐をともにし、最近の戦局進展に伴ふ政戦兩略上の諸問題につき隔意なき意見を交換、内閣に設置すべき對支中央機關の構成を始め事變處理、長期建設の諸方策につき陸相側の意向を傳へて種々重要協議を遂げ午後二時過ぎ辭去した

【七二】定例五相會議は十五日の閣議散會後、近衛首相、宇垣外相、池田藏相、板垣陸相、米内海相首相官邸に居残り、午後一時より開會前回は引續き支那事變處理の最高方策に關して重要協議を遂げ同三時散會した

【七二】對支最高國策決定のための五相會議は去月十七日第一回會議を開いて以來毎週二回開催戦局の擴大と刻々に變化する内外の諸情勢に對して對支方策の實行に遺憾なきを期するため首相、藏、外、陸、海五相間において協議を進めた結果去る一月十一日の御前會議において決定された事變處理要綱に關しその後の情勢に應ずる修正、又漢口攻略後の新事態に臨むべき根

本方針等政府としてとるべき最高方針の確立を見たので今後は右根本方針に基き現地の諸問題を採りあげ個々の問題に對して具體的検討を加へこれが處理方針を決定した上現地當局に指示して對支方策の完全な一元化を期することとなつた

即ち現地に發生する諸問題は戦線の擴大に伴ひ近時益々國際的複雑性を濃厚化し外交問題として微妙な動きを見せるに至るものもあるもので、從來現地當局にその解決方法を一任してゐた諸問題を中央に移し五相會議に於て處理方針を決定した上現地當局に指示するものであつて既に第三國より現地當局に提示された具體的諸問題に關して検討をなし英國人の京滬鐵道視察、第三國船舶の揚子江航行問題については適當な容認せぬことに方針の決定を見たので現地當局はこの方針に基いて處理に當ることとなるが最高方針の検討から具體的問題檢討へ移行せる五相會議の動向は頗る注目される

【七八】近衛首相と板垣陸相との定例會談は十八日午後零時卅分より首相官邸において行はれ午餐を共にして後當面の諸問題につき意見の交換を遂げた

【七五】近衛首相、宇垣外相、池田藏相は十四日午後零時十分より首相官邸に參集、定例三相會議を開き午餐を共にしつゝ支那事變處理の對外方策並にこれに關聯する財政經濟問題に關して種々意見を交換、同二時過ぎ散會した

【七五】十九日の定例閣議は午前十時四十分より首相官邸に開かれ、松岡參議を除く各參議並に政府側より近衛首相、風見書記官長等出席、支那事變處理方策に關し近衛首相より

【七四】十四日の定例參議會は午前十時より首相官邸に於て開會、松岡參議を除く各參議並に政府側より近衛首相、風見書記官長等出席、支那事變處理方策に關し近衛首相より

最近第三國方面に於て將政權が容共抗日政策を放棄した場合の和平問題に關して云々する向きがある様に傳へられてゐるが帝國の方針は去る一月十六日の聲明通り何等變更する所なくあくまで將政權潰滅に向つて邁進するのみである

【七三】池田藏相は十三日內政會議散會後首相官邸に居残り近衛首相と會見、當面の財政經濟上の重要問題につき要談した

【七三】近衛首相は廿廿日內政會議取止め【七三】近衛首相は廿廿日午前鎌倉の金子堅太郎伯並に葉山の有賀長文氏邸を訪問、病氣見舞をなしたが、之が爲め同日開催豫定の內政會議は取止めとなつた

【七四】近衛首相、宇垣外相、池田藏相は十四日午後零時十分より首相官邸に參集、定例三相會議を開き午餐を共にしつゝ支那事變處理の對外方策並にこれに關聯する財政經濟問題に關して種々意見を交換、同二時過ぎ散會した

【七五】十九日の定例閣議は午前十時四十分より首相官邸に開かれ、松岡參議を除く各參議並に政府側より近衛首相、風見書記官長等出席、支那事變處理方策に關し近衛首相より

最近第三國方面に於て將政權が容共抗日政策を放棄した場合の和平問題に關して云々する向きがある様に傳へられてゐるが帝國の方針は去る一月十六日の聲明通り何等變更する所なくあくまで將政權潰滅に向つて邁進するのみである

【七三】池田藏相は十三日內政會議散會後首相官邸に居残り近衛首相と會見、當面の財政經濟上の重要問題につき要談した

【七三】近衛首相は廿廿日內政會議取止め【七三】近衛首相は廿廿日午前鎌倉の金子堅太郎伯並に葉山の有賀長文氏邸を訪問、病氣見舞をなしたが、之が爲め同日開催豫定の內政會議は取止めとなつた

【七四】近衛首相、宇垣外相、池田藏相は十四日午後零時十分より首相官邸に參集、定例三相會議を開き午餐を共にしつゝ支那事變處理の對外方策並にこれに關聯する財政經濟問題に關して種々意見を交換、同二時過ぎ散會した

【七四】十四日の定例參議會は午前十時より首相官邸に於て開會、松岡參議を除く各參議並に政府側より近衛首相、風見書記官長等出席、支那事變處理方策に關し近衛首相より

最近第三國方面に於て將政權が容共抗日政策を放棄した場合の和平問題に關して云々する向きがある様に傳へられてゐるが帝國の方針は去る一月十六日の聲明通り何等變更する所なくあくまで將政權潰滅に向つて邁進するのみである

【七三】池田藏相は十三日內政會議散會後首相官邸に居残り近衛首相と會見、當面の財政經濟上の重要問題につき要談した

【七三】近衛首相は廿廿日內政會議取止め【七三】近衛首相は廿廿日午前鎌倉の金子堅太郎伯並に葉山の有賀長文氏邸を訪問、病氣見舞をなしたが、之が爲め同日開催豫定の內政會議は取止めとなつた

【七四】近衛首相、宇垣外相、池田藏相は十四日午後零時十分より首相官邸に參集、定例三相會議を開き午餐を共にしつゝ支那事變處理の對外方策並にこれに關聯する財政經濟問題に關して種々意見を交換、同二時過ぎ散會した

【七五】十九日の定例閣議は午前十時四十分より首相官邸に開かれ、松岡參議を除く各參議並に政府側より近衛首相、風見書記官長等出席、支那事變處理方策に關し近衛首相より

最近第三國方面に於て將政權が容共抗日政策を放棄した場合の和平問題に關して云々する向きがある様に傳へられてゐるが帝國の方針は去る一月十六日の聲明通り何等變更する所なくあくまで將政權潰滅に向つて邁進するのみである

【七三】池田藏相は十三日內政會議散會後首相官邸に居残り近衛首相と會見、當面の財政經濟上の重要問題につき要談した

【七三】近衛首相は廿廿日內政會議取止め【七三】近衛首相は廿廿日午前鎌倉の金子堅太郎伯並に葉山の有賀長文氏邸を訪問、病氣見舞をなしたが、之が爲め同日開催豫定の內政會議は取止めとなつた

【七四】近衛首相、宇垣外相、池田藏相は十四日午後零時十分より首相官邸に參集、定例三相會議を開き午餐を共にしつゝ支那事變處理の對外方策並にこれに關聯する財政經濟問題に關して種々意見を交換、同二時過ぎ散會した

【七四】十四日の定例參議會は午前十時より首相官邸に於て開會、松岡參議を除く各參議並に政府側より近衛首相、風見書記官長等出席、支那事變處理方策に關し近衛首相より

最近第三國方面に於て將政權が容共抗日政策を放棄した場合の和平問題に關して云々する向きがある様に傳へられてゐるが帝國の方針は去る一月十六日の聲明通り何等變更する所なくあくまで將政權潰滅に向つて邁進するのみである

【七三】池田藏相は十三日內政會議散會後首相官邸に居残り近衛首相と會見、當面の財政經濟上の重要問題につき要談した

【七三】近衛首相は廿廿日內政會議取止め【七三】近衛首相は廿廿日午前鎌倉の金子堅太郎伯並に葉山の有賀長文氏邸を訪問、病氣見舞をなしたが、之が爲め同日開催豫定の內政會議は取止めとなつた

【七四】近衛首相、宇垣外相、池田藏相は十四日午後零時十分より首相官邸に參集、定例三相會議を開き午餐を共にしつゝ支那事變處理の對外方策並にこれに關聯する財政經濟問題に關して種々意見を交換、同二時過ぎ散會した

【七五】十九日の定例閣議は午前十時四十分より首相官邸に開かれ、松岡參議を除く各參議並に政府側より近衛首相、風見書記官長等出席、支那事變處理方策に關し近衛首相より

最近第三國方面に於て將政權が容共抗日政策を放棄した場合の和平問題に關して云々する向きがある様に傳へられてゐるが帝國の方針は去る一月十六日の聲明通り何等變更する所なくあくまで將政權潰滅に向つて邁進するのみである

【七三】池田藏相は十三日內政會議散會後首相官邸に居残り近衛首相と會見、當面の財政經濟上の重要問題につき要談した

【七三】近衛首相は廿廿日內政會議取止め【七三】近衛首相は廿廿日午前鎌倉の金子堅太郎伯並に葉山の有賀長文氏邸を訪問、病氣見舞をなしたが、之が爲め同日開催豫定の內政會議は取止めとなつた

【七四】近衛首相、宇垣外相、池田藏相は十四日午後零時十分より首相官邸に參集、定例三相會議を開き午餐を共にしつゝ支那事變處理の對外方策並にこれに關聯する財政經濟問題に關して種々意見を交換、同二時過ぎ散會した

☆ 内閣參議

閣僚參議懇談會

【七三】十二日の閣僚參議懇談會は閣議散會後首相官邸に開會、郷、松岡兩參議を除く各參議、政府側より荒木文相、鹽野法相、木戸厚相、有馬農相、永井通相、中島鐵相等出席、當面の諸問題につき種々懇談し午後二時過ぎ散會した

閣僚參議懇談會

【七五】十九日の定例閣僚參議懇談會は正午より首相官邸に開かれ、松岡、郷兩參議を除く各參議、政府側より近衛首相外各閣僚出席午餐を共にしたる後宇垣外相より張鼓峰におけるソ聯兵不法越境事件につき説明があり、次で對支諸問題につき種々意見の交換を遂げ二時過ぎ散會した

大谷、松井兩氏參議補充

【七三】近衛首相は參議補充について過般來人選を進めてゐたが取あへず大谷前拓相、陸軍大將前上海方面軍司令官松井石根氏を推すことに決し十九日午前九時風見書記官長をして大森の同大將私宅を訪問せしめ内諾を得たので近衛首相は同日午後五時宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ御裁可を仰いだ結果廿日左の通り諭令された

從三位勳二等 大谷 尊由  
陸軍大將 松井 石根  
正三位勳一等功四級

☆閣員參内

▲首相參内【七三】近衛首相は十二日午後四時十五分宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ、一般政務に關して奏上種々御下間に奏答して宮中を退下した

▲五相會議の経過首相奏上【七三】政府は事變處理、長期建設の最高國策決定に關して所謂五相會議を開き帝國不動の國是具體化につき協議を進めて居たが去る一月十六日の帝國聲明以後に於ける事變の事情對處する諸方策に關しても凡ゆる角度より検討を加へた結果、漸次結論を得るに至つて居るので近衛首相は十二日午後四時十五分宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ一般政務奏上を合せて右五相會議の内容に關しても奏曲奏上種々御下間に奏答して御前を退下した

☆往 來

▲陸相參内【七三】板垣陸相は十三日午後二時五十八分宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項に關して奏上種々御下間に奏答して御前を退下した

▲陸相參内【七三】板垣陸相は十四日午後一時卅五分宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ所管事項に關し奏上同三時退下した

▲藏相參内【七三】池田藏相は十八日午後三時宮中に參内、重要所管事項につき奏上、種々御下間に奏答して退下した

▲首相參内【七三】近衛首相は十九日午後五時五十分宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ政務に關し奏上御下間に奏答の御前を退下した

▲陸相參内【七三】板垣陸相は廿日午後四時十五分宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項につき奏曲奏上、種々御下間に奏答して御前を退下、更に別室に於て字佐美侍從武官長と會見、張鼓峰附近に於けるソ聯軍不法越境事件の情況につき詳細報告し同六時廿五分退出した

▲文相歸京【七三】關西方面視察中の荒木文相は十一日午前八時東京驛歸京し

▲邊相、首相會見【七三】永井邊相は十一日午前十時首相官邸に近衛首相を訪問、邊信豫算の編成方針並に経過を説明した後、航空、海運、通信の諸事業は作戦、外交等政戰兩略に至大の關係あるを以てこの際特に劃期的な飛躍を必要とする旨を強調、尙時局に關し懇談を重ねて十一時辭去した

▲内相歸京【七三】末次内相は十一日午前九時卅分鈴木京都市知事の案内で加茂川、桂川、天神川各被害状況を視察の後午後一時卅六分京都驛發歸京の途についた

▲首相、文相要談【七三】荒木文相は十二日午前九時五十分近衛首相を永田町の私邸に訪問、約卅分要談した

▲安達氏清浦伯訪問【七三】國民同盟總裁安達謙藏氏は十二日清浦老伯を熱海海濱の米壽莊に訪問、老伯の病氣を見舞つたが病床にあつて時局を憂慮する老伯は戰局及び内外の情勢につき種々意見を交換した

▲原田男首相訪問【七三】西園寺公使書原田熊雄男は十三日午後二時首相官邸に近衛首相を訪問要談の後同三時辭去した

▲首相内相會見取止め【七三】十四日近衛首相と末次内相の定例會見日であるが内相微恙のため取止めとなつた

▲原嘉道氏法相訪問【七三】樞密院副議長原嘉道氏は十四日午前十一時法相官邸に鹽野法相を訪問、司法制度改正問題に關して種々意見を交換し同卅分辭去した

▲海相輪長と要談【七三】池田藏相は十四日三相會議後首相官邸に居残り風見書記官長と會見當面の財政經濟問題の處置に關して要談した

▲鮎川氏首相訪問【七三】鮎川義介氏は十八日午後三時首相官邸に近衛首相を訪問懇談した

▲井上子首相訪問【七三】井上匡四郎子は廿日午前九時菰窪の別邸に近衛首相を訪問要談した

▲大村副總裁陸相訪問【七三】大村滿鐵副總裁は廿日午前十時卅分陸相官邸に板垣陸相を訪問會談した

副總裁は廿日午前十時卅分陸相官邸に板垣陸相を訪問會談した

☆法令公布

- △十三日
一 南洋廳官制中改正の件
一 南洋廳氣象臺官制
一 關東州裁判事務取扱令中改正の件
△十四日
一 司法制度調査委員會官制
△十六日
一 失業對策委員會官制
一 海軍々人の正裝、禮裝又は通常禮裝を爲すべき場合に關する件
一 昭和二年勅令第卅三號(大正十二年勅令第百四十四號)の建築物の除却期限に關する件)中改正の件

- △廿日
一 警視廳官制中改正の件
一 北海道廳官制中改正の件
一 地方官々制中改正の件
一 海軍軍令中改正の件
一 海軍軍令中改正の件

内 務

農村自治制度特別委員會

【七三】農村自治制度に關する第三回特別委員會は十一日午後二時より内相官邸に開會、船田法制局長官、館内務、井野農林兩次官、木村内務參事官、坂内務省地方局長、千石、紀、岡崎(勉)、野村(嘉宮)等、渡邊各委員出席

一 各種團體と町村との調整に關して各委員から夫々意見の開陳がある

り船田法制局長官より中間機關の設置に關する發言に對しては阪地方局長より此の問題は特に重大であるから當局として尙充分研究する必要があるとの答辯あり、同四時半散會した

▲地方制度調査會幹事會【七三】内務省では十八日午前地方制度調査會幹事會を開き市町村機構問題に關し農林省首腦部及び各幹事との間に種々意見の交換が行はれたが更に午後二時より同調査會の第二特別委員會(農村自治振興關係)を開催、酒井委員長以下各委員出席し種々検討を行つたが農村機構改革に當つて政治經濟機構を併立せしむべしとの意見は一面反對論も可なり強固なるものがあるの

で來週の特設委員會には更に此の問題を中心に議事を繼續することになつた

經濟部長議會

第一日

【七三】戰時重要物資の非常管理とこれに伴ふ物價管理の強力遂行を期して招集された全國道府縣經濟部長會議第一日は十一日午前九時より内務省會議室に於いて開會、池田藏相、村瀨調整局長をはじめ商工、内務兩省關係各局長、北海道、東京外全國經濟部長及び特に帶同せる各商工課長等出席、勢頭池田商相より別項の如き訓示をなし、ついで村瀨次長以下關係局長より夫々左の如き商工當局が新物資動員計畫に即應して矢急早に斷行せる綿製品、皮革、非鐵金屬、鋼製品等十八品目に互る消費禁止乃至制限に關する非常管理並に物價抑制の諸方策につき卅六項目に達する指示事項並に協議

事項を説明しその積極的協力を要請した

△指示事項

- 一 物價の騰貴抑制に關する件
- 二 有價證券取扱法施行に關する件
- 三 金の増産計畫に關する件
- 四 鑛業出願事務の處理促進に關する件
- 五 石油消費規正に關する件
- 六 石炭の消費節約に關する件
- 七 揮發油及アルコール混用法の施行に關する件
- 八 關東州、滿洲及中華民國以外の第三國に對する輸出促進に關する件
- 九 鐵鋼配給統制規則の施行に關する件
- 一〇 銃鐵購物の製造制限に關する省令の改正に關する件
- 一一 鐵鋼工作物製造許可規則の改正に關する件
- 一二 鋼製品の製造制限に關する省令制定に關する件
- 一三 製鐵工場等に對する工場法其他取締規則の運用に關する件
- 一四 屑鐵配給統制機關の設置に關する件
- 一五 石炭の生産並配給統制に關する件
- 一六 鉛、鋅鉛、錫等使用制限規則制定に關する件
- 一七 鉛、鋅鉛、錫及アンチモンの配給統制に關する件
- 一八 屑鋼の配給統制に關する件
- 一九 銅使用制限規則の施行に關する件
- 二〇 工作機械の増産に關する件
- 二一 一部特殊機械の配給統制に關する件
- 二二 國內向綿製品の生産及配給統制に關する件
- 二三 輸出綿製品の配給統制に關する件

二四 羊毛製品の需給調整に關する件

二五 化學纖維の需給調整に關する件

二六 純ベンゼンル及純トルオールの需給調整に關する件

二七 苛性ソーダの價格統制に關する件

二八 石炭酸クレゾールの需給調整に關する件

二九 皮革使用制限規則の施行に關する件

三〇 皮革製品販賣價格取締規則の施行に關する件

三一 皮革配給統制規則の施行に關する件

三二 ゴム配給統制規則の施行に關する件

三三 ゴムの使用制限に關する省令の施行に關する件

三四 ゴム靴の販賣制限に關する省令施行に關する件

三五 米松販賣取締規則の施行に關する件

三六 木造建築物許可規則制定に關する件

△協議事項

一 石油の消費規正を強化せる場合の影響並に對策に關する件

二 時局關係産業法規の勵行に關する件

三 物資の配給統制、消費規正等の惡化に伴ふ失業對策に關する件

△前相訓示要旨

我が皇軍は連戰連勝、其の武威を中外に宣揚してゐるが、未だ蔣政權を徹底的に覆滅するに至らず、事態は正に長期戦の段階に入つてゐる、假に此事變が近き將來に於て終熄するとしても大陸に於ける戦後の經營並に向後に於ける國防力充實の爲には、今後一層舉國一致して非常な努力を拂はねばならないと考へる、從つて一方に於て此の事態を國民一般に充分認識せしめて其決意を促すと同時に、政府に於いても國家總力の擴充強化を期する爲急速に各般の措置を講ずる必要緊切なものがあると信する、殊に最近の情勢は去る六月廿三日の政府の聲明に於ても明である通り現在の國際收支の見透し及戦局の擴大に伴ふ軍需の増加に因り物資の需給調整計畫に大修正を加ふるの餘儀なきに立ち至つたので、政府に於ては之に即應して諸般の對策を緊急に斷行して參らねばならなくなつた

我が國現下の經濟政策の根本方針は當面の戰爭遂行に必要な諸般の物資を充足し且將來に備ふる國防力を強化する爲日滿支を一體とする戦時經濟體制の整備を期するにある事は申述べる迄も無い所であるが、我が國現下の經濟情勢に鑑み就中緊急を要するものは輸出振興、物資の需給調整並に物價調整の三點である

先づ輸出の振興に付いては、本年の貿易狀況を見るに此の五月末迄の輸出額は十億六千八百餘萬圓であつて之を前年に比べると一割八分を減少してゐる、而して右の輸出額には所謂圓アロツク即ち關東州滿洲國及北支、中支向の輸出額を包含してゐるから、之を除外すると眞の輸出額は約五億八千三百萬圓で前年に對する減少率は實に三割五分と成る、斯様な輸出不振の原因としては原料品の手當難、國內の物價高、海外の不況、對日感情の惡化等が挙げられるのであつて、之に對

しては極力是正の方策を講じなければならぬが、其の内特に當面の重要問題は輸出品の原料の輸入を如何にして確保するかに在ると考へる、原料品の輸入に關しては從來其の手續に圓滑を缺く嫌があつたので不取敢先般大藏省爲替局の一部を商工省の總舎に移して事實上兩省の關係と輸入許可事務との緊密なる連絡を圖ることとしたが更に一步を進めて輸入に關する手續を簡易化する爲に輸入許可制及爲替許可制を一元化して單一なる許可制度とすべく目下考究中である、又輸出品の原料の輸入を確保する爲に輸出製品の國內消費に流入することを極力阻止して輸出を促進すると共に、原料品の輸入は製品の輸出と睨み合せて可及的に之を認めると言ふ方針に依ることとしたのである、而して之が爲には製品の輸出と其の原料の輸入とを緊密に連繫せしむる所謂リンク制に依るのが最も適當と思はれるので、綿製品、羊毛製品等に付ては商品別のリンク制を實施することとし其の他の各種の商品に付ては其の輸出金額の範圍内に於て當該輸出品の原料たるものとを問はず各種の物資の輸入を爲し得る所謂綜合的リンク制の採用に付ても目下考究中である、又現行の保稅工場制度、戻稅制度の機能を擴充すると共に原料の輸入から製品の輸出に至る過程を監視する爲の特殊工場制度等に付ても研究を進め極力輸出の増進を促進する事に努力して居る、尙關東州、滿洲國及北支、中支に對する輸出を如何に調整すべきかに付ても目下現地の事情等を併せ考慮して遺憾無きを期せんとしてゐる

次に物資の需給調整の方策に付いては先に申述べた通り戦局の進展に伴ひ軍需が増大しつゝあると共に國際收支自體の見透しも決して良好とは申し難い、從つて政府に於て可及的に軍需、民需の調整をなすにしても、生産力及輸入力の關係から民需の輸入調整、消費統制を極力強化しなればならぬことと成つた、事態の勃發以來一つは産業界に急激な衝擊を與へまいと云ふ考慮と、もう一つは經濟的に調整機構の整備に合はなかつたと云ふ様な關係から、最近迄は大體に於いて民間當業者の自治的統制方法を主體として政府は之に指導監督を加へると云ふ方法を採り來つた、而して此の方法は一面に於て民間の創意を尊重しつゝ統制を行ひ得る妙味もあるが、反面に於いては統制を案す者に對する法的制裁を缺く爲に折角の調整方策も充分に効果を擧げ難い弊害もあつた、從つて時局の進展に伴ひ國內の需要、供給を計畫的に調整せねばならぬ必要が一層加重せられた此の下半年期以降に於いては法令の發動に依る配給機構の整備及物資の使用制限に關する各般の對策を躊躇なく強行する必要があると信する、即ち鐵、鋼、銅其の他の非鐵金屬、石油、石炭、棉花、羊毛、麻、皮革、ゴム、木材、重要化學藥品、パルプ紙等の重要物資の需給調整に付ては國內に於ける使用制限を強化すると共に此等の物資を適確に軍需用、生産力擴充用等時局に緊要な用途に向けしめる條配給の統制を一段と強化することとしたのであつて、先般實施した綿、皮革等に關する諸般の措置の如きも其の趣旨に出でたものである、尙物資の需給を調整します爲

には上述した方策の外に生産力の擴充を極力促進するは固より、消費の抑制せられたる方面に於ける代用品の研究、使用を奨励し、或は重要物資の廢品回収に努むる等諸般の對策、施設を擴充強化して行かねばならぬと考へてゐる。

次に物價問題は軍事豫算の遂行、爲替相場維持、輸出の増進、國民生活の安定等と極めて密接な關係を有してゐる、物價騰貴の抑制は實に戰時經濟運行の要訣と申すも敢て過言ではないのであつて物價問題の解決に付ては最も苦心を重ねて居る次第である、即ち暴利行爲に付ては事變勃發後改正した暴利取締令の運用に依り之を抑制すると共に、或る種の物資に付ては最高價格制を設けて來たのであるが、此等物價對策の具體化に付ては去る四月設置された中央物價委員會に於て鋭意審議を進めて居る次第であつて、既に綿製品、麻製品、木材、皮革製品、工業藥品、ゴム製品等に付て標準最高價格の決定を見たので、今後は之を基準として物價の取締を行つて行くことと成つたのである、今後共定價格又は標準價格の制度及價格引上之禁止は物價委員會の活動と相俟つて、之を擴充して行く意向であるが、更に進んでは物價の引下をも考慮する必要があると思料する、然し乍ら物價對策は他の諸方策と關聯する所多く、殊に物資の需給調整方策と切り離して考へることは出来ないものであるから生産、配給、消費の方面等凡ゆる角度から綜合的に對策を講じて行き度いと思ふ、尚上述の物價對策を遂行して行く爲には物價の嚴正なる監視乃至取締を必要とするが故に、政府は不取敢多數の物價

調査員を全國に配置することゝしたが、更に物價の取締のみならず、配給統制、消費統制等の徹底並に其の違反取締の嚴正を期する爲には急速に夫々の機構を擴充整備する必要があるもので對策に付ては内務省とも緊密な連絡を圖り目下鋭意考究中である、第一線に在つて物價取締その他各般の經濟統制の實施に當られる各位に於かれては特に此の點に留意せられ、取締の勵行に萬遺憾なきを期せられ度い。

最後に以上申述べた各種物資の配給統制及消費統制を強化して行くに所謂平和的中小商工業者中には事業の縮小休止を餘儀なくせられるものも發生し、延いては失業問題を惹起することが豫想せられるのであるが之に對しては軍需工業、輸出工業、代用品工業等への轉換に極力努める方針であつて關係方面とも協議の上社會政策的見地よりも適切なる措置を講じ度いと考へて居る、以上申述べた所は何れも現下に於ける喫緊の要務と信するが、各位並に一般國民の深甚なる理解と協力なくしては到底所期の目的を達成し難い、各位は宜しく政府の意の在る所を諒得せられ、本會議に於ても隨意なく所見を披瀝せらるゝと共に、御歸任の節は汎く管下に現下の時局並に經濟動向を充分に認識、理解せしめられ、以て朝野一致、中央、地方相率ゐて長期戦下に於ける國防經濟の整備、運行に遺憾なきを期する様指導、督勵に努められんことを切望して已まな。

遠山部長(北海道) 支那事變の戰争目的達成のため物資の獻納運動例へば國民の蒲團棉(概算一億圓位のものはあるが)獻納の氣運を醸成し、國民精神總動員運動と併行して「物」の獻納運動を起しては如何

村瀬調整局次長 國民の自覺によるものはこの際誠に結構なことと思ふ。

遠山氏等各部長 經濟警察部の實現はどうかであるか、消費制限乃至禁止に關する新省令を矢早く實施するだけでなく、よく一般國民にその趣旨の理解を徹底せしめる方策は如何

村瀬次長 經濟警察確立の爲めに要する内務省の豫算は目下大藏省で査定中で近く決定しようが經濟部の擴充もこれに併行して實現したいと思つてゐる。

また經濟法令實施の趣旨徹底に就いては言論機關の協力を求め、また青年團婦人會、學校等を活用してその實効を擧げた。

星子部長(栃木) 物資調整官を新設されるや、又物資の非常管理により新たに中小商工業者、労働者の失業問題を惹起してゐるがこれが救済には萬遺憾なきよう積極的に盡慮されたい、失業の商工業者及び労働者が軍需工業部門に吸収されて轉業をしても四十歳以上のものは軍需工場の方でも採用せず、却々轉業は至難である

村瀬次官 この點に就いては厚生省と密接に連繫して轉業の指導補助並に失業救済の積極的具體策を考究中で急速にこれが實行を期したい

清水部長(千葉) 漁業用の重油及び産業用の石油の配給割當に關し更に考慮されたい

石井部長(兵庫) 今回の大水害により兵庫縣のガソリンは一層窮屈となつたがこれについては別個に考慮されたい

竹内燃料局長官 燃料問題は第二日に一括協議したい、兵庫縣の水害は殊にお氣の毒で物價計畫により燃料の數量はその如き天災地變を豫想して織込んでゐないから、それについてはよく事情を睨いた上相談の上いづれとも何分の具體策を考究したい

岡田部長(静岡) 全面的使用禁止で國家によつて抑留された綿製品の買上げは業者の爲め急速に實行して欲しい

村瀬次長 目下清々その準備中であるから近く買上げを開始することゝなる筈である

實業(其)

村瀬次長 長期戦に入つたのであるからその覺悟で施策されたい、苦境の綿業者のためス・フを出来るだけ配給し得るやう至急對策を實行すべく研究中である

山田(新潟) 販賣供給取締規則の實施により物價を支那事變前にまで引下げる建前であるが我が輸出振興上、その程度の物價引下げでよいか

寺尾貿易局長官 物價の引下げによつてのみ一概に輸出振興が出来るとは云へぬ、個々の商品に就いて適當な方策を講せねばならぬ

山田(新潟) 綜合リンク制の施行期日、内容は如何、製品を輸出した丈け百パーセントに原料輸入が認められるか輸入權にプレミアムが付いてゐるが、その最高はどの邊に置くか

顯谷第二部長 輸入物資の種類、數量は輸出入計畫の範圍を超えることは出来ないから自ら限度がある、プレミアムは放任して置く譯にはゆかぬと思ふ

△産業法規勵行に關する事項

長谷川(岡山) 地方物價委員會の經費を増加せよ

外山(京都) 京阪神地方の如きは、これを一括して取締る方法を考究しては如何、また産業法規の趣旨を徹底せしめるため當業者だけでなく婦人團體等の消費關係を指して具體的な方法を執らねばならぬが、この一方法として例へば商品貨物に價格を標記して適當な一定場所に展示しては如何

村瀬次長 その趣旨で然るべき方法を考へてゐる

皇子(栃木)、清水(千葉)等各部長より經濟警察の急速實現、經濟部(拓充)商工課長には専任事務官を充當し、商工課に警察電話設備をなす)に關する意見の開陳あり

△轉業失業対策に關する件  
山田(新潟) 今次の失業対策を樹立するに際し日滿支を一體とした立場から爲さるべきであると思ふ  
村瀬次官 國全體の問題である、拓務、厚生等關係各省と連繫して根本的な対策を考究中である  
石井(兵庫) 失業せるもの、中労働者は比較的簡單で、先づ各種産業の労働時間を短縮すればよい、時間外労働を此來得る限り壓縮して新失業労働者を此の中へ吸收すれば國民保健の向上の目標にも合致してよいと思ふが、失業事業主はなか／＼困難だ、轉業し得ざるものに對しては積極的に考慮しなければならぬ

長谷川(岡山) 軍需工業への轉換は都市に比し地方は困難で、大工場の下請となればその連絡上益々困難を加へる  
▲愛媛縣に戰時經濟對策部(一)戰時經濟體制の確立に關し中央地方とも大童の努力を傾注してゐるが、十二日の經濟部長會議席上、山田愛媛縣經濟部長より披露された既に新設されて活動を開始してゐる「愛媛縣戰時經濟對策部」の機構は頗る注目をひいた、同縣では右戰時經濟對策部を第一部(部長は經濟部長兼任)第二部(警察部長兼任)に分ち、第一部は戰時物資並に物價の統制とこれに伴ふ轉業失業対策を講じ、第二部は物價及び産業法規の勵行に關し監督取締とこれに關す

る情報蒐集をなし、更に縣下の松山、八幡濱兩市に戰時對應會を創設せしめ、その構成は市役所、商工會議所、警察署の各代表を以つてしてゐる  
第三日  
【七・二】全國經濟部長會議第三日は十三日午前九時より續開、商工關係の最終日のことゝて協議緊張し論議は戰時物價抑制策に集中し、午後五時併分會、第三日の協議内容左の如し  
工藤部長(宮城) 物價抑制方針を支那事變前の物價まで引下げることにした根拠如何  
新倉商務局長 我が國の物價は爲替相場と不可分の關係にあるが、先づ國內物價は現在以上に騰貴せしめないことを第一目標とし第二段として引下げを考慮してゐるのである  
坂井部長(福島) 標準最高價格の規格は未だ明確を缺くものあり、更に一層商品細目に亘つて公定しては如何  
藤野部長(鳥根) 地方物價委員會の専門委員選任に關しては地方長官に一任してはどうか  
新倉局長 標準價格は漸次細目に決定されること、ならうと思ふ、地方物價専門委員の選定は本省と打合せの上地方長官に於てドンドン選任されて然るべきである  
外山部長(京都) 公定の標準最高價格以下で賣惜み、買占めする場合これに對する取締は如何  
新倉局長 たとへ標準價格以下であつても「賣惜み」「買占め」の行爲に對しては暴利取締令を適用して處罰する  
乾部長(奈良) 地方物價委員に監視の權

限があるか  
新倉局長 法令上明確にその權限は規定されてゐないが、物價監視は出来る  
原部長(鳥取) 綿製品及び皮革製品の販賣價格は何故物品販賣價格取締規則によつて大臣指定としなかつたか  
新倉局長 綿製品については纖維製品引上禁止の省令があり、皮革にも同様特殊法令がすでに設定實施されてゐるので、指定されなかつたわけであるが、これら價格の引下げについては新販賣價格規則によるを便利とするから、近く綿製品及び皮革の價格に關する省令を改廢してゞもこれを新販賣價格規則に吸收せしめ新たに指定し得るやうにするつもりである  
佐伯部長(富山) 隣接府縣を一プロックとして一齊に標準價格を設定してはどうか  
沖森部長(岡山) 岡山では大阪を標準として居り、地方の特殊事情からそれよりも引下げねばならぬ場合は地方物價委員會にかけて決定することにしている、商品の種類は多いが消費者側に於いても公定價格の設定された所謂標準品を出来るだけ購入するやうにしたいものである

に密接な影響を與へるが如何  
新倉局長 現在までの標準價格は市中の在庫品をねらつたもので原料の標準價格公定は考慮する、また滿支との關聯もよく考慮してゐる  
▲經濟警察來週中に實施【七・三】内務省警保局では經濟保安警察制度の實施につき目下大藏當局と折衝中であるが大體來週中には施行し得る運びに至つたので十三日の全國經濟部長會議席上清水保安課長より露に公表された經濟保安制度の内容、組織、機構並實施方針等につき詳細説明して後實施に當つては消費者大衆、生産者等の理解と協力により新制度の圓滿なる遂行を圖り物資動員計畫の執行に違算なきを期せられたき旨の指示を行ひ地方廳經濟部と警察部の緊密なる連絡協調の方針を中心として中央と地方の間で質疑應答を重ねた  
第四日  
【七・四】農林省所管經濟部長會議は十四日午前九時より農相官邸に於て開會、劈頭有馬農相より別項の如き訓示あり井野次官より左の如き注意事項につき詳細説明をなし質疑應答を重ね懇談の後正午散會した  
△注意事項  
一 戰時に於ける經濟更生計畫の擴充強化に關する件  
一 農山漁村に於ける勞働力に關する件  
一 産業組合の擴充に關する件  
一 加肥料の配給統制の強化に關する件  
一 漁業用必需品の消費規正に關する件  
一 漁業經營の協同化に關する件  
一 鱒系類の生産確保に關する件

一 民有林伐採對策に關する件  
一 木材の販賣取締に關する件  
一 薪炭瓦斯發生裝置の普及徹底に關する件  
一 本炭の配給調整及價格安定に關する件  
一 竹材の利用促進に關する件  
一 野兔毛皮蒐集に關する件  
一 犢の屠殺抑制並に育成獎勵に關する件  
一 製革原料家畜皮の増産に關する件  
一 軍用候補馬の資質向上に關する件  
一 徵發馬補充促進に關する件  
一 農務局に販賣課設置に關する件  
△農相訓示要旨  
今回の物資供給計畫に依り農林水産物の生産に要する各種の資材の中輸入に俟つものにては之が輸入は今後相當制限せられ加ふるに事態の推移に因り農山漁村に於ける勞力は更に減少する虞がある、仍て政府に於ては此の新事態に即應する重要農林水産物の生産の確保増進並に其配給の統合調整に關する方策に付成案を得るに従ひ逐次必要なる施設を講ずる所存である、之が方策は固より複雑多岐に亘るを要するが第一には生産の計畫化である、食糧農産物並に軍需及貿易關係農産物の生産の維持増進を期する爲に農業の全般に亘り一定の生産計畫を樹立し各種農産物の重要度に應じて大體四種類に分類したいと思ふ、即ち第一種は需給推算に依る生産目標を定めて必ず其程度の生産を確保せんとするもの、第二種は輸出増進上其の生産の維持又は増進を必要とするもの、第三種は生産の現状

一 民有林伐採對策に關する件  
一 木材の販賣取締に關する件  
一 薪炭瓦斯發生裝置の普及徹底に關する件  
一 本炭の配給調整及價格安定に關する件  
一 竹材の利用促進に關する件  
一 野兔毛皮蒐集に關する件  
一 犢の屠殺抑制並に育成獎勵に關する件  
一 製革原料家畜皮の増産に關する件  
一 軍用候補馬の資質向上に關する件  
一 徵發馬補充促進に關する件  
一 農務局に販賣課設置に關する件  
△農相訓示要旨  
今回の物資供給計畫に依り農林水産物の生産に要する各種の資材の中輸入に俟つものにては之が輸入は今後相當制限せられ加ふるに事態の推移に因り農山漁村に於ける勞力は更に減少する虞がある、仍て政府に於ては此の新事態に即應する重要農林水産物の生産の確保増進並に其配給の統合調整に關する方策に付成案を得るに従ひ逐次必要なる施設を講ずる所存である、之が方策は固より複雑多岐に亘るを要するが第一には生産の計畫化である、食糧農産物並に軍需及貿易關係農産物の生産の維持増進を期する爲に農業の全般に亘り一定の生産計畫を樹立し各種農産物の重要度に應じて大體四種類に分類したいと思ふ、即ち第一種は需給推算に依る生産目標を定めて必ず其程度の生産を確保せんとするもの、第二種は輸出増進上其の生産の維持又は増進を必要とするもの、第三種は生産の現状

一 民有林伐採對策に關する件  
一 木材の販賣取締に關する件  
一 薪炭瓦斯發生裝置の普及徹底に關する件  
一 本炭の配給調整及價格安定に關する件  
一 竹材の利用促進に關する件  
一 野兔毛皮蒐集に關する件  
一 犢の屠殺抑制並に育成獎勵に關する件  
一 製革原料家畜皮の増産に關する件  
一 軍用候補馬の資質向上に關する件  
一 徵發馬補充促進に關する件  
一 農務局に販賣課設置に關する件  
△農相訓示要旨  
今回の物資供給計畫に依り農林水産物の生産に要する各種の資材の中輸入に俟つものにては之が輸入は今後相當制限せられ加ふるに事態の推移に因り農山漁村に於ける勞力は更に減少する虞がある、仍て政府に於ては此の新事態に即應する重要農林水産物の生産の確保増進並に其配給の統合調整に關する方策に付成案を得るに従ひ逐次必要なる施設を講ずる所存である、之が方策は固より複雑多岐に亘るを要するが第一には生産の計畫化である、食糧農産物並に軍需及貿易關係農産物の生産の維持増進を期する爲に農業の全般に亘り一定の生産計畫を樹立し各種農産物の重要度に應じて大體四種類に分類したいと思ふ、即ち第一種は需給推算に依る生産目標を定めて必ず其程度の生産を確保せんとするもの、第二種は輸出増進上其の生産の維持又は増進を必要とするもの、第三種は生産の現状



の維持を目標とする場合にも依り其の減少も已むなしとするもの、第四種は必要ある場合に於ては生産の縮小を考慮せんとするもの、であつて之が目標に向つて農業生産に關する諸般の施設を綜合實施し、以て特に生産の確保を必要とする範圍に於ては計画的に必要な努力及肥料等の生産資材の補給に萬全の措置を講ずる考へである、第二には生産用物資の節約と其の配給の改善で、殊に肥料及飼料に付ては消費の調整を強化するの外自給肥料及自給飼料の増産を圖り、以て輸入物資の節約に資したいと考へる、其の他農山漁民が其の産業に従事するが爲に必要な各種必需品の消費節約の徹底的實行並に其の公正妥當なる配給と價格の安定を圖る爲に農山漁民の組織する産業組合漁業組合等此の種團體の擴充と其の活動の促進を圖りたい第三には農林漁業經營の合理化で、地方の事情と漁業の性質に應じて漁業經營の協同化、無動力漁業への轉換等漁業經營の合理化を圖り以て水産物生産の維持並に漁村經濟の安定に資したい、第四には重要農林水産物の配給の統制調整で、重要農林水産物に付ては現下の情勢に鑑み軍需の充足、輸出の振興、輸入の防遏及國民生活の安定等に萬遺憾なき様之が圓滑なる供給を圖ると共に他面に於て之が生産に當る農山漁村の經濟の安定を確保するの必要がある、馬政の將來に付ては事變の貴重なる經驗に基き考慮を要するものが多々あり軍當局より之に關する種々なる要望があつたが何れも現下の時局に於て眞に緊要なるも

ので關係各方面とも十分協議の上之が實現を期したい、要之現下の時局に鑑み食糧農林水産物並に軍需及貿易關係農林水産物の生産の維持増進は今や萬難を排して確保すべき事項であつて此の點に付格別の配慮を煩はしたい、最近各地に水害其の他の災害が發生し又天候の不順なる爲農作物、殊に稻作に相當の影響ある地方のあることは此の際洵に遺憾で政府に於ては目下銳意之が對策に付考究中である

▲質疑應答【七二四】十四日の農林省關係の道府縣經濟部長會議は時局農林を反映し各方面から重要意見が續出し注目すべき質疑應答が重なられたが主なる質疑應答は左の如くである

坂井(福島) 今回の水害は雪害損害に引續いて起つたので農民の困窮は甚しい救済は急速に實行して貰ひたい

井野次官 被害状況の報告が出揃ふのを待つて至急實行する

田村(福岡) 政府米を政府の倉庫に集中して置くことは危険である、市町村に分散すべきではないか

之に對し周東米穀局長より現在も分散主義を取つてゐる旨を答へたる後

周東米穀局長 米については生産を確保すると同時に配給機構を確保する事が必要であり、而して米穀統制法による一片の統制命令のみでは不十分と考へ配給機構の整備について準備中である

渡(東京) 農産物の生産及配給の統制について今後の方針如何

井野次官 内地は滿洲と事情を異にするが今後一層計画的にやつてゆく、特に米の配給は相當突込んで統制を行ふ考

へである

酒井(秋田) 農業生産の確保には肥料が最も重要であるに拘らず硫酸製造の設備を握り潰して居るのは不當である

井野次官 農林省としても努力する

遠山(北海道) 生活必需品の値段を騰に引下げるといふが農産物については農具その他生産資材の値上りの爲實行し難いと思ふが如何

有馬農相 生産資材の價格が下らない以上農産物の價格引下は困難である

迫(徳島) 米國の排日思想により生糸の輸出が困難となる慮はないか

井野次官 現在その心配はない、生糸の輸出は數量よりも値下り防止の爲に業者の自主的統制を期待してゐる

### ★東京府市

#### 都制案特別委員會

【七二五】東京都制案に關する地方制度調査特別委員會は十三日午前十時より内相官邸に於て開會、委員長大隈信常侯以下各委員出席(青木、岡田(忠)、渡邊の三委員缺席)前日に引續き都制案の總括的問題につき松永東、大岩勇夫、石渡莊太郎堀切善次郎の各委員と内務省側との間に質疑應答を兼ね結論を見すして正午過ぎ散會したが質疑應答の主なるもの左の如し

問 市政の刷新は都會を重視してその權限を擴大する必要があるのに原案では市政の代表機關である都會の權限を抹殺せんとしてゐるがどうか

答 都會の議決權はあくまでこれを尊重すると共に都會の重要機關であること

問 原案に於て執行機關を強化したのは都會の權限を抹殺する意味ではなく市政運営の能率増進に適當と思ふ範圍内に於て執行權の強化を圖つたのに過ぎない

答 東京都を官治にしなければ市政刷新が不可能なりとする理由如何

答 都長の官選は市政を刷新すると云ふ意義だけでなく國と東京都の密接な關係を考慮したものである

問 東京のみ自治體である地位を放棄せしむるの如何と思ふ

答 都長問題だけで自治體か否かを判斷するのは妥當でない

問 従來の都長の選舉母體たる都會の構成をば公選分子以外の有識者を入れて都會の刷新を考慮してはどうか

答 都内の有力分子を都會に參與せしむることは必要であつてこの一案として都參與が都會に立入るのが適當であると考慮してゐる

問 都の區域から三多摩を分離するのが最善ではないか

答 三多摩を都の區域に入れるのは不合理ではない

問 三多摩の發展は自立能力を既に持つてゐる

答 三多摩の發展は東京の延長として發展したことを考慮しなくてはならない

問 島を東京都の區域に入れるのは理由に乏しくはないか

答 多年の沿革もあり他の處置方法が考へられないからだ

問 都參與は官選都長の補強工作のためではないか

答 貴衆兩院議員、團體代表者等によつて構成される都參與が都長の補強とは考へられない

【七二六】東京都制案の特別委員會は廿日午前九時より内相官邸に於て開會、全體論の討議を打切り具體的審議に入り松永岡田(忠)、堀切、大岩、山道、潮の各委員より夫々發言があつたが主なる質疑應答は左の如くである

問 都長を公吏として國家が都行政に就いて必要なる發言權を有する方法はないか

答 官吏と公吏は其の本質を異にするが故に公吏の場合は積極的に國家行政との融合を期することは不可能である

問 帝都行政の充實向上の實を擧げるには事情を異にする那部はどうしても切り離すべきではないか

答 區域に就いては現在の東京府を包括する以外に良い方法は考へられない

問 都會議員の定員を百六十名から百名に減じたのは何故か

答 別に強い理由はない

問 四年の任期を二年にする結果都政運用上に支障に來たさぬか、又短縮の趣旨を別の形にして半数改選を採用しては如何

答 自治體の實情に鑑み二年位が適當と考へる

問 選舉方法につき考慮する餘地はないか

答 實際問題として現行の選舉方法を最善と考へる

▲政友支部都制案反對決議【七二五】政友會東京支部では十五日午後一時より本部に當任幹事會、同二時より幹事會を開き左の如き内務省地方局立案の東京都制案

に對する反對決議をなし關係方面に提出することゝなつた

東京府會正副議長決定

【七三】東京府會は十二日午後四時開會直ちに休憩同十一時五十分再開、皇軍に對する感謝決議を満場一致可決會期を一日延長し渡邊議長、大久保副議長の辭任に伴ふ正副議長の選舉を行つた結果議長に大橋清太郎氏(民政政府會)が當選副議長には山口久太郎氏(政友和會)が當選した

☆ 地 方

津山市市長決定

【七二】津山市では十一日市長選舉の市會を開き満場一致で元代議士中島琢之氏を推薦し同氏も之を受諾した

九龍市長再選

【七六】任期満了の九龍市長後任選舉の九龍市會は十八日午前十時五十分開會満場一致現市長柏清三郎氏を再選に決定した

厚生 生

傷兵保護院顧問會同

【七三】傷兵保護院の第一回顧問會同は十二日午前十時半より厚相官邸に開催、顧問側より奈良武次、野村吉三郎兩大將長與東大總長、結城日銀總裁(徳川家達公病氣缺席)保護院より本庄總裁、岡田副總裁、藤原計畫、持永業務兩局長等出席し本庄總裁の挨拶の後兩局長より傷兵軍人優遇保護對策につき其の經過と併せて將來の方針につき説明をなした

見の交換に入つたが顧問側より特に一 傷兵軍人の保護施設の完成に全力を擧げ遺漏なきを期せられたい

一 傷兵軍人療養所には醫師が多数要するから今より之を整備につき考慮する必要がある  
の二點につき要望があつた、正午より木戸厚相、廣瀬次官、山本參謀官も出席、午餐を共にし午後二時半散會した

傷兵軍人職業再教育所教授科目

【七六】傷兵保護院では國立の傷兵軍人職業再教育所を大阪府(堺市)及び福岡縣(小倉市)に設置することとなり(東京は財團法人啓成社に補助金を交付して代行せしむ)且下敷地買収の交渉中であるが同所に於て教育する科目の選擇に關し十八日午前十時より保護院に於て専門委員會を開き各委員、陸海軍關係専門委員及關係官出席、再教育所に於ける教育科目を左の如く決定した

△洋服科 △洋裁科 △家具工藝科 △工場經理工科 △製圖工科 △精密機械工科 △旋盤工科 △仕上工科 △フラインス工科 △熔接工科

右の外國立再教育所に於ては數十種の科目に付商店、工場、學校等に委託再教育をなし、又學校教育を希望する者には學費補助の途を講じ中等學校、高等學校に進學せしめ職業教育に遺憾なきを期する方針で同教育所は豫算各六十萬圓、定員二百名、今秋十一月には開校の見込である

失明傷兵の再教育

【七二】文部省は支那事變當初より國家として職傷者に對する再教育の必要なる

を認め之れが具體的施設に就て考究中であつたが今回傷兵保護院より職傷失明者の再教育に就て委託を受けたので愈々傷兵教育施設の第一着手として直轄の東京官學校を擴充し失明傷兵の再教育を行ふ事となつた、而して本年度に於ける失明

傷兵再教育は豫算約二萬圓を以て傷兵の學力其他に就て十分考慮の上夫々の能力に應じて教員、マツサージ術師、鍼灸術師等として六月乃至は一年程度必要なる知識技術を修得せしめんとするものであるが之等失明傷兵の再教育は勿論施設本來の趣意に則り、其の期間に於ける學費、食費等一切傷兵の負擔と爲さず國庫に於て支辨し傷兵をして安んじて必要なる職業教育を受けしむる事となつてゐる

中央社會事業委員會發令

【七五】社會事業法の圓滑なる運行を期すると共に一般社會事業の重要事項を調査審議する爲今回厚生省に設置されることになつた中央社會事業委員會の委員は十六日付を以て左の如く發令された

- △會長 厚生大臣侯爵 木戸幸一△委員 內務省地方局長 坂千秋、大藏省主計局長 谷口恒二、陸軍中將 阿南惟幾、海軍少將 清水光美、厚生政務次官 工藤鏡男、厚生次官 廣瀬久忠、厚生參事官 山本芳治、厚生省社會局長 山崎謙、厚生省豫防局長 高野六郎、東京府知事 岡田周造、公卿 島津忠水、岡實、岡喜七郎、小橋一太、男爵 穗積重遠、末弘殿太郎、小原新三、中川望、鈴木信太郎、伯爵 二荒芳徳、有吉忠一、男爵 淺田良逸、子爵 鍋島直繼、齋藤守園、丸山鶴吉、赤木朝治、山口安憲、林市藏、安藤正

純、田澤義輔、星島二郎、林平馬、武知勇記、三善信房、藏原敏捷、今井新造、鈴木文治、前田多門、武田慎治郎

世界厚生會議中止

【七二】日本厚生協會理事會では十九日午後二時より厚生省において理事會總會を開き協議の結果昭和十五年に世界厚生會議を大阪において開催の豫定であつたのを時局に鑑み之を中止することに決定この旨關係方面に通過した

司法 司 法

司法制度調査會官制公布

【七二】司法制度調査委員會官制は十四日公布と同時に左記委員が任命された

△官 制

- 第一條 司法制度調査委員會は司法大臣の監督に屬し其の諮問に應じて司法制度の改善に關する重要事項を調査審議す  
第二條 司法制度調査委員會は會長一人及委員五十人以上を以て之を組織す特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得  
第三條 會長は司法大臣を以て之に充つ委員及臨時委員は司法大臣の奏請に依り關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗ある者の中より內閣に於て之を命ず  
第四條 (略)  
第五條 議事に關する規則は司法大臣之

を定む 第六十七條 (略)

附 則

本令は公布の日より之を施行す

△委 員

- △常任委員 司法政務次官久山知之、同次官岩村通世、同參事官藤田若水、大審院長池田寅二郎、大審院民事部長神谷健夫、大審院刑事部長木村尚選、東京控訴院長田中右橋、大阪控訴院長長島毅、名古屋控訴院長立石謙輔、檢事總長泉二新熊、大審院檢事局長長三橋市太郎、東京控訴院檢事長吉益俊次、大阪控訴院檢事長金山季逸、名古屋控訴院檢事長宮城長五郎、顧問官河合操、企畫院次長青木一男、法政局部長橋本貞三、東京辯護士會長長谷村唯一郎、東京辯護士會田坂貞雄、第一辯護士會長有馬忠三郎、第一辯護士會平松市藏、第二辯護士會長渡佐慶夫、第二辯護士會長高木常七、大阪辯護士會長片岡誠一、名古屋辯護士會長岡崎壽、小村捷治、舟橋清賢、山岡萬之助、松村義一、奥田剛郎、倉元要一、志賀和多利、八並武治、野田文二郎、片山哲、小山松吉、小原直、林頼三郎、穗積重遠、松本蒸治、小野清一郎、清瀬一郎、明石照男、宮島清次郎、加藤敬三郎、藤山愛一郎、井坂孝、膳桂之助、南條金雄、瀬下清△臨時委員 內務政務次官 勝田永吉 以下廿四名
- 一 豫審制度の改正  
一 搜查方式の合法化  
一 審理の促進

一 裁判所と検事局の分離  
一 司法官の養成

▲第一回總會【七・二】司法制度調査委員  
會第一回總會は十八日午後二時法相官邸  
に開會、會長鹽野法相、池田大審院長、  
泉二檢事總長、久山、岩村兩次官外各委  
員並に幹事全部出席、鹽野法相より別項  
の如き挨拶があつて後諮問第一「司法部  
職員の素質を益々向上せしむるに付考慮  
すべき事項如何」を議題とし岩村次官よ  
り右諮問に就ては

- (イ)司法官採用に際しての人物考查
- (ロ)司法官試験修習に關する再檢討
- (ハ)司法官の再教育
- (ニ)裁判所書記の再訓練
- (ホ)裁判所職員の待遇是正

等の諸點に付き御審議を煩はしたい、  
旨を説明直ちに各委員の意見開陳並びに  
質疑應答に入つたが、主なる意見及び當  
局の答辯左の通り

問 諮問に對する當局の具體案ありや  
答 腹案は有するも各委員の意見開陳後  
適當なる機會に提示したし

問 専門裁判所を設置する前提として司  
法官に各般の専門知識を授くる用意あ  
りや  
答 その必要を認め各局部において考究  
中である

問 司法官採用の方法に就ても諮問あり  
たるものと解し然るべきや  
答 御意見あれば承りたし  
意見

(イ)辯護士會多年の主張たる法費一元論  
を審議の内容とされたし  
(ロ)十年前後の實務經驗を有する有能の  
辯護士中より大審院長以下の長官を採

用し裁判の範を示すや考慮されたし  
(ハ)適材適所主義の建前から區裁判所に  
も勤任判事を置く一面大審院判事の資  
格制度を緩和されたし

(ニ)司法官試験と辯護士試験の修習を合  
併し學成式教育の弊を避けられたし  
(ホ)大學における法律教育を司法の實際  
に即應せしめるやう教育制度の改革を  
も本委員會において審議されたし

(ハ)構成法の身分保障が裁判の尊嚴に役  
立つてゐることは勿論なるもこれを利  
己的に解する弊に陥らざるやう戒心を  
望む

(ト)共產運動防遏に對する司法部の努力  
は多とするも他の防共諸國に觀る如き  
權力至上主義に隨せざるやう注意を望  
む

(チ)司法省の敎養に努むると共に部内人  
事の流通を潤滑ならしむるやう努めら  
れたし

かくて午後四時半散會、次回は來る廿五  
日開催する事になつた

△法相挨拶要旨

司法事務を改善せんと欲せば法規、制  
度、設備等に亘り考察を要すべき事項  
は多々あるが如何に法規、制度が完備  
し設備を整頓しても之を運用するに其  
の人を得なければならぬことはいふ迄  
もない、故に司法部職員の素質を益々  
向上せしむべきことは司法制度改善に  
付實に重要な一項目を爲すのである  
此の問題に於ては將來司法官に採用す  
べき人物の考查又は修習の方法、司法  
部職員の待遇是正又は敎養其の他之に  
關聯して考究を要する重要な研究問  
題が多々あると思ふ、次に人權保障の

問題であるが此の問題は屢々議會等に  
於ても論議せられ夙に識者の憂ふる所  
である、此の問題は身柄拘束に隨伴し  
て往々發生する不祥事であつて誠に遺  
憾に堪へない、此の問題に關し檢討す  
べき範圍は隨る廣汎に亘り犯罪の認知  
より捜査に於て裁判確定に至るまでの  
訴訟の段階を経て研究を要すべき事項  
があるから之を諮問の一事項と致し度  
い、次に民事刑事の訴訟遅延と言ふこ  
とも世上の問題となつて居る、又行刑  
の方面に於ては未決拘禁者に對する處  
遇は人權保護に關する問題であるから  
是亦何れも諮問の一事項と致し度い

各檢事局に經濟係檢事を新設

【七・二】商工省當局は支那事變に對應す  
るため輸出入品等に關する臨時措置法の  
規定に基いて重要物資の統制を行ふこと  
になつたが右に關する省令違反はすべて  
本法に準據して三年以下の懲役または  
萬圓以下の罰金刑に處することになつて  
ゐるので司法省當局においてはこれが取  
締りの適正妥當を期するため大審院檢事  
局、各控訴院檢事局以下全國の各地方裁  
判所檢事局に各一名の專任經濟檢事を置  
くこととなり右に關する刑事局長通牒を  
發した

實修學校製綱を議題として審議の結果、  
之を整理委員に附議する事に決し同四時  
散會した

▲敎養整理委員會【七・五】國民學校及び  
國民實修學校案の整理を行ふべき敎育審  
議會整理委員は十五日午前十時半より  
文部省會議室に於て開會、原總裁、田所  
特別、林整理兩委員長外委員全部、伊東  
文部次官外關係官出席、直に議事に入り  
各委員より意見開陳あつて午後零時四十  
分散會した

▲青年學校義務制答申【七・五】敎育審議  
會總會は十五日午後一時五十分より文部  
省會議室に於て開會、原總裁外各委員、  
政府側より荒木文相、内ヶ崎、伊東兩次  
官外關係官出席、諮問案第一號中の青年  
學校敎育義務制實施に關する件を議題と  
し、田所特別委員長より特別委員會に於  
ける審議經過並に結果を詳細に報告し、  
椎尾、吉岡、山田、東條、西、橋本の各  
委員より主として女子青年學校義務制實  
施並に敎員養成の重要性に就て意見の開  
陳ありて委員長報告通り答申案を可決し  
同四時半散會した、依つて文部省は其の  
答申を尊重して具體的實施案を作成し、  
來年度豫算に之が實施費を計上要求する  
ことになつた

▲敎養整理委員會【七・四】敎育審議會整  
理委員會は廿日午前十時十五分より文相  
官邸に於て開會、前日に引續き初等敎育  
の内容制度、主として國民學校並に國民  
實修學校敎科案について審議を進め各委  
員より意見開陳あり同四時散會した

▲文部省議  
【七・二】文部省は十八日午前九時より文

文 部

敎育審議會

▲敎養特別委員會【七・三】敎育審議會特  
別委員會は十三日午後一時四十分より文  
相官邸に於て開會、諮問第一號中初等敎  
育に關し幹事案として國民學校並國民

相官邸に於て省議を開き荒木文相、内ヶ  
崎、伊藤兩次官、菊地敎學局長官、池崎  
參與官外各部長等出席、主として現行高  
等小學の實情と義務敎育年限延長及國費  
並父兄負擔問題、中等學校に資力乏しき  
爲め入學し得ざる貧賤優良兒童の育英問  
題、私立學校の振興問題に就て種々懇談  
的に意見の交換を行ひ同十一散會した

日本式漢字を制定  
【七・四】時勢の進展に應じて日常漢字も  
著しい制限をうけつゝあるが文部省では  
昭和十一年以來國語審議會に諮問して煩  
雜な漢字々體の整理を行ひ社會の要求に  
應じた日本式漢字の制定について研究中  
であつた所この程主査委員會において成  
案を得たので十四日午前九時半より文相  
官邸で國語審議會第三回總會を開催、南  
會長、穗積副會長以下各委員出席、篠田  
主査委員長の報告に基き主査委員會原案  
を慎重審議した結果

(一)常用漢字千八百五十八字中約千字の  
字體を整理すること、例へば應接の應  
を成と簡易化したり四角の角の線を伸  
して角とし慣用語を正當化すること

(二)整理漢字はこれを第一種と第二種に  
分ち第一種文字は國定敎科書を始め一  
般に使用させるもの第二種文字は特別  
の場合に使用するもの及び普通の場合  
に使用しても差支へないと認められる  
ものとする、例へば叛亂の亂とい  
ふ字は簡單化した亂を第一種とし整理  
しない亂を第二種文字とすることその  
他の例

第一種 第二種

(剩餘の) 余 餘

第一種 第二種

第一種 第二種

第一種 第二種

第一種 第二種

第一種 第二種

第一種 第二種

第一種 第二種

(三)政府は常用漢字々々整理の趣旨を諒承して速にこれを教育の實際に應用すると共に廣く各官廳の公用文書にも採用するやう文相及首相に建議すること

等を決議して正午散會した、尙國語審議會では引續き昭和六年五月制定の常用漢字千八百五十八字の再檢討を行ひ社會の進展、事變の勃發等により常用化した漢字の整理に着手することとなつた

▲南氏國語簡易化意見書提出【二六】樞密顧問官南氏は十六日午前十時半首相官邸に風見書記官長を訪問、國語簡易化に關する意見書を提出、國語協會長たる近衛首相に傳達方を依頼し辭去した

育英事業の統合を企圖

【二七】文部省は我國育英事業の現状及び事變後に於ける地位の重大性に鑑み此の際非常時教育施設の一として之が助成發達を圖ると共に育英團體相互の連絡を緊密ならしむる必要あるを認め今回各地方長官に照會を發して育英事業の振興計畫立案の準備として道府縣の既存育英事業につき其の沿革、組織、事業内容等に亘り詳細な報告を徴し折角調査考究を進めることとなつた、而して文部當局の意圖するところは主として教育の機會を均等ならしむる趣意に則り中等程度の育英に重點を置き都市、農村の區別なく有用な中堅人物を多數養成する大育英事業を行はんとするにあり、之れが爲には強力なる中央機關を設け道府縣既存の育英團體を統合し之れに相當の補助金を交付して育英の目的達成を期する方法が考究されてゐるが其の具體的決定を見たる上は來年度新規事業として所要助成費を大藏省に要求する筈である

宗教團體法草案成立

【二八】文部省は宗教團體法制定の多年の懸案を解決すべく屢に木戸文相當時折角宗教制度調査會に諮問中の宗教團體法草案を撤回し今日迄前後三回貴族院に於て審議未了に終つた苦き經驗に頼み宗教團體を始め各方面の意見を參酌して慎重に考究を遂げた結果此の程漸く宗教局に於て其の草案を作成するに至つたが荒木文相としては今後案の精神、内容等に就て具さに檢討を加へるは勿論各方面の該案に對する動向を十分考究した上来る通常議會に於て其の成立を圖り畫期的な宗教團體統制を行ふべき法制の確立を期すべく九月頃には宗教制度調査會に諮問したき意向である、右草案の内容を見る

と單に現行宗教法規の整備統一を行ふに止まらず積極的に我が宗教團體の健全なる發達を圖る爲め一面大に之れが助成を行ふと同時に他面嚴重なる監督取締を加へんとする點に重きを置き努めて今日の社會情勢、宗教界の實情に即する規定を網羅してあるがこれに對する荒木文相の態度、課税規定、罰則等に關する大藏内務、司法關係各省の合議結果如何は案の内容に附れる事となるから今後の成行は注目されてゐる、宗教團體法草案全文左の如し

△宗教團體法草案

第一條 本法に於て宗教團體とは神道教派佛教宗派、基督敎其の他の宗教の團體(以下單に敎派、宗派、敎團と稱す)

寺院及敎會を謂ふ、本法に於て敎師とは宗教團體に屬し其の奉する宗教の敎義の宣布及儀式的執行に従事する者を謂ふ

第二條 敎派、宗派、敎團及寺院は之を法人とす、敎會はこれを法人と爲すことを得

第三條 敎派、宗派又は敎團を設立せんとする者は敎規、宗制又は敎團規則を定め主務大臣の認可を受くべし

敎規、宗制及敎團規則には左の事項を記載すべし

一 名稱

二 所在地

三 敎義の概要

四 敎義の宣布及儀式的執行に關する事項

五 公益事業に關する事項

六 管長又は敎團統理者其の他敎派、宗派又は敎團の機關の組織、任免及職務權限に關する事項

七 寺院、敎會其他所屬團體に關する事項

八 住職、敎會主管者、敎師の資格、名稱及任免、其の他の進退並僧侶に關する事項

九 財務に關する事項

十 檀信徒又は信徒に關する事項

十一 敎規、宗制及敎團規則の變更は主務大臣の認可を受くべし

第四條 敎派及宗派には管長を、敎團には敎團統理者を置くべし、管長又は敎團統理者は敎派、宗派又は敎團を統理し及之を代表す

第五條 敎派、宗派又は敎團の設立ありたるときは命令の定むる所に依り設立の登記を爲すべし、登記したる事項に變更を生じたる時亦同じ

敎派、宗派又は敎團の設立又は登記したる事項の變更は其の登記を爲すに非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず

第六條 敎派、宗派又は敎團は主務大臣の認可を受け合併又は解散を爲すことを得

敎派、宗派又は敎團が破産したるときは主務大臣は其の解散を命ずることを得

第七條 寺院又は敎會を設立せんとする者は寺院規則又は敎會規則を定め、管長又は敎團統理者の承認を經て地方長官の認可を受くべし

寺院規則及敎會規則には左の事項を記載すべし

一 名稱

二 所在地

三 本尊、奉齋主神又は安置佛等の名稱

四 所屬敎派、宗派又は敎團及本寺の名稱

五 敎派、宗派又は敎團に屬せざる敎會に在りては其の奉する宗教の名稱及敎義の概要並に敎師の資格名稱及任免其の他の進退に關する事項

六 住職又は敎會主管者其の他の役員に關する事項

七 檀信徒又は信徒及其の總代に關する事項

八 敎義の宣布及儀式的執行に關する事項

九 公益事業に關する事項

十 財務に關する事項

十一 寺院規則又は敎會規則の變更は檀信徒を請求することを得

第十二條 寺院又は法人たる敎會、左に掲ぐる行爲を爲さんとするときは檀信徒總代又は信徒總代の同意を得、管長又は敎團統理者の意見書を添へ地方長官の認可を受くべし

總代又は信徒總代の同意を得、管長又は敎團統理者の承認を經、地方長官の認可を受くべし

第八條 寺院には住職を、敎會には敎會主管者を置くべし

住職又は敎會主管者は寺院又は敎會を主智し及之を代表す

住職又は敎會主管者久しきに亘る故障あるとき又は關けたるときは代務者を置くべし

第九條 寺院には三人以上の檀信徒總代を、敎會には三人以上の信徒總代を置くべし

檀信徒總代又は信徒總代は住職又は敎會主管者を補佐し寺院又は敎會の經營に參與す檀信徒總代又は信徒總代の選任及解任は住職又は敎會主管者より之を市町村長(市制第六條及第八十二條第三項の市に在りては區長、町村制を施行せざる地に在りては之に準すべき者)に届出づべし

第十條 寺院又は法人たる敎會の寶物其他重要な財産は命令の定むる所に依り地方長官に申請して寺院財產產帖又は敎會財產產帖に登録を受くべし

寺院財產產帖又は敎會財產產帖を閲覧し又は其の謄本若し抄本の交付を受けんとする者は命令の定むる所に依り之を請求することを得

第十一條 寺院又は法人たる敎會、左に掲ぐる行爲を爲さんとするときは檀信徒總代又は信徒總代の同意を得、管長又は敎團統理者の意見書を添へ地方長官の認可を受くべし

一 不動産又は寺院財産寄附者は教會財産寄附に登錄せられたる財産を處分し又は擔保に供すること

二 借財又は保證を爲すこと

前項の場合に於て檀信徒總て又は僧徒總代の同意を得ること能はざるときは住職又は教會主管者はその事由を具し地方長官に認可の申請を爲すことを得

第十二條 前條第一項に規定する事項に付前條の規定に依らずして爲したる行為は之を無効とす

前項の場合に於て相手方が善意無過失なるときは住職又は教會主管者たる者は相手方の選擇に従ひ之に對し履行又は損害賠償の責に任ず

第十三條 寺院又は教會は地方長官の認可を受け合併又は解散を爲すことを得

寺院又は教會左の各號の一に該當するときは地方長官は其の解散を命ずることを得

一 堂宇又は會堂の滅失後五年以内に其の施設を爲さざるとき

二 住職又は教會主管者及其の代務者を闕くこと三年以上に及ぶとき

三 設立認可の條件に違反したるとき

四 破産したるとき

第十四條 寺院の境内地、境内建物の管理及境内地の區域の變更並に教會の構内、構内建物の管理及構内地の區域の變更に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第十五條 本法に於て規定するものを除くの外宗教團體の合併及解散に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第十六條 第五條の規定は寺院及法人たる教會に付之を準用す、民法第四十三條、第四十四條第一項、第五十四條、第五十七條、第七十條及第七十三條乃至第八十四條、民法施行法第廿四條、第廿六條及第廿七條並非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は教派、宗派、教團、寺院及法人たる教會に民法第五十條及第五十一條第一項の規定は教派、宗派及教團に民法第四十一條及第四十二條の規定は寺院及法人たる教會に付之を準用す

但し民法第五十七條の規定の準用に依る特別の代理人の選任は宗教團體の規則の定むる所に依る

第十七條 宗教團體又は教師の行ふ宗教の教義の宣布若し儀式の執行又は宗教上の行事にして安寧秩序を妨げ風俗を壞り又は臣民たるの義務に背くこと認むるときは主務大臣は之を制限し若し禁止し又は宗教團體の解散を命ずることを得

第十八條 宗教團體又は其役員が法令、法令に依る命令に基きて發する命令若くは宗教團體の成規に違反し其の他公益を害すべき行為を爲したるときは主務大臣は之を取消し停止し、若くは禁止し又は其の役員を解任し若くは選任することを得

第十九條 主務大臣は宗教團體に對し監督上必要ある場合に於ては報告を徴し又は實況を調査することを得

第廿條 主務大臣は本法に於て規定する其の權限の一部を地方長官に委任することを得

第廿一條 第十三條第二項、第十七條又は第十八條の規定に依る處分に對して不服ある者は訴願を爲すことを得

但し本法に依り行政裁判所に訴願することをを得る場合に於ては此の限りにあらず

第十三條第二項又は第十七條に規定したる事項に付違法の解散處分に依り權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に訴願することを得

第廿二條 主務大臣は宗教團體の行ふ特殊布教又は公益事業を助成するため毎年度豫算の範圍内に於て補助金を交付することを得

第廿三條 宗教團體に於て公衆禮拜の用に供する建物又は其の敷地にして命令の定むる所に依りて登記を経たるものは不動産の先取特權、抵當權又は質權の實行の爲に於ては之を除くの外其の登記後原因を生じたる民事上の金錢債權の爲に之を差押ふることを得ず、寺院財産臺帳又は教會財産臺帳に登録せられたる寶物に付亦同じ

第廿四條 宗教團體には所得税を課せず寺院の境内地、教會の構内其の他宗教團體の用に供する土地には命令の定むる所に依り地租を課せず、但し有料にて之を使用せしむる者に對しては此の限りに在らず

寺院の境内地、教會の構内其の他宗教團體の用に供する土地及建物に關する登記には命令の定むる所に依り登録税を課せず

第廿五條 北海道、府縣、市町村其他の公共團體は宗教團體の所得並前條第二項の規定に依りて地租を課せられざる土地及宗教團體の用に供する建物には地方税を課することを得ず、但し有料にて建物を使用せしむる者及住宅を以て宗教團體の用に充つる者に對しては此の限りに在らず、地方税に非ざる公課に付ては命令の定むる所に依りてを免除し又は輕減することを得

第廿六條 左の各號の一に該當する者は教師たることを得ず

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者にして復權を得ざる者

四 本法に依りて禁錮以上の刑に處せられたる者

五 懲役六年以上の禁錮又は舊刑法の重罰の刑若し禁錮に處せられたる者

第廿七條 宗教團體に非ずして宗教の教義の宣布及儀式の執行を爲す結社は規則を定め其の代表者に於て設置の日より十四日以内に地方長官に届出づべし其の届出事項に變更ありたる時亦同じ

前項の結社の規則には左の事項を記載すべし

一 名稱

二 所在地

三 教義、儀式及行事に關する事項

四 奉齋主神又は安置佛等の名稱

五 住職に關する事項

六 財務に關する事項

七 代表者及布教者の資格及選定方法

第廿八條 前條第一項の結社の代表者は其の結社に屬する布教者の氏名及住所を地方長官に届出づべし、其の届出事項に變更ありたる時亦同じ

第廿九條 第十七條乃至第十九條、第廿一條及第廿六條の規定は第廿七條第一項の結社又は其の代表者若し布教者に付之を準用す、但し第十七條乃至第十九條中主務大臣とあるは地方長官とす

第卅條 公衆禮拜の用に供する宗教上の施設に於て宗教團體に所屬せざるものに關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第卅一條 第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の規定に依る制限には禁止に違反したる教師又は第廿七條第一項の結社の布教者は二月以下の懲役若くは禁錮又は三百圓以下の罰金に處す、宗教團體又は第廿七條第一項の結社に對し第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の規定に依る制限又は禁止ありたる場合に於て當該宗教團體若くは第廿七條第一項の結社の代表者若し他の機關の職に在る者又は之に關する教師若くは布教者にして其の制限又は禁止ありたることを知りて第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の行為を爲したるもの、罰亦前項に同じ

第卅二條 第廿七條第一項の結社の代表者左の各號の一に該當するときは百圓以下の罰金に處す

一 第十九條の規定に依る報告を爲さず又は調査を妨げたる時

二 第廿七條第一項又は第廿八條の規定に依る届出を怠り又は届出を爲さず又は實を以てせざるとき

△附 則

第卅三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第卅四條 明治五年太政官第二百七十四

一 一條及第廿六條の規定は第廿七條第一項の結社又は其の代表者若し布教者に付之を準用す、但し第十七條乃至第十九條中主務大臣とあるは地方長官とす

第卅條 公衆禮拜の用に供する宗教上の施設に於て宗教團體に所屬せざるものに關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第卅一條 第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の規定に依る制限には禁止に違反したる教師又は第廿七條第一項の結社の布教者は二月以下の懲役若くは禁錮又は三百圓以下の罰金に處す、宗教團體又は第廿七條第一項の結社に對し第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の規定に依る制限又は禁止ありたる場合に於て當該宗教團體若くは第廿七條第一項の結社の代表者若し他の機關の職に在る者又は之に關する教師若くは布教者にして其の制限又は禁止ありたることを知りて第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の行為を爲したるもの、罰亦前項に同じ

第卅二條 第廿七條第一項の結社の代表者左の各號の一に該當するときは百圓以下の罰金に處す

一 第十九條の規定に依る報告を爲さず又は調査を妨げたる時

二 第廿七條第一項又は第廿八條の規定に依る届出を怠り又は届出を爲さず又は實を以てせざるとき

第卅三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第卅四條 明治五年太政官第二百七十四

第卅五條 北海道、府縣、市町村其他の公共團體は宗教團體の所得並前條第二項の規定に依りて地租を課せられざる土地及宗教團體の用に供する建物には地方税を課することを得ず、但し有料にて建物を使用せしむる者及住宅を以て宗教團體の用に充つる者に對しては此の限りに在らず、地方税に非ざる公課に付ては命令の定むる所に依りてを免除し又は輕減することを得

第卅六條 左の各號の一に該當する者は教師たることを得ず

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者にして復權を得ざる者

四 本法に依りて禁錮以上の刑に處せられたる者

五 懲役六年以上の禁錮又は舊刑法の重罰の刑若し禁錮に處せられたる者

第卅七條 宗教團體に非ずして宗教の教義の宣布及儀式の執行を爲す結社は規則を定め其の代表者に於て設置の日より十四日以内に地方長官に届出づべし其の届出事項に變更ありたる時亦同じ

前項の結社の規則には左の事項を記載すべし

一 名稱

二 所在地

三 教義、儀式及行事に關する事項

四 奉齋主神又は安置佛等の名稱

五 住職に關する事項

六 財務に關する事項

七 代表者及布教者の資格及選定方法

第卅八條 前條第一項の結社の代表者は其の結社に屬する布教者の氏名及住所を地方長官に届出づべし、其の届出事項に變更ありたる時亦同じ

第卅九條 第十七條乃至第十九條、第廿一條及第廿六條の規定は第廿七條第一項の結社又は其の代表者若し布教者に付之を準用す、但し第十七條乃至第十九條中主務大臣とあるは地方長官とす

第卅條 公衆禮拜の用に供する宗教上の施設に於て宗教團體に所屬せざるものに關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第卅一條 第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の規定に依る制限には禁止に違反したる教師又は第廿七條第一項の結社の布教者は二月以下の懲役若くは禁錮又は三百圓以下の罰金に處す、宗教團體又は第廿七條第一項の結社に對し第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の規定に依る制限又は禁止ありたる場合に於て當該宗教團體若くは第廿七條第一項の結社の代表者若し他の機關の職に在る者又は之に關する教師若くは布教者にして其の制限又は禁止ありたることを知りて第十七條（第廿九條に於て準用する場合を含む）の行為を爲したるもの、罰亦前項に同じ

第卅二條 第廿七條第一項の結社の代表者左の各號の一に該當するときは百圓以下の罰金に處す

一 第十九條の規定に依る報告を爲さず又は調査を妨げたる時

二 第廿七條第一項又は第廿八條の規定に依る届出を怠り又は届出を爲さず又は實を以てせざるとき

△附 則

第卅三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第卅四條 明治五年太政官第二百七十四

第卅五條 北海道、府縣、市町村其他の公共團體は宗教團體の所得並前條第二項の規定に依りて地租を課せられざる土地及宗教團體の用に供する建物には地方税を課することを得ず、但し有料にて建物を使用せしむる者及住宅を以て宗教團體の用に充つる者に對しては此の限りに在らず、地方税に非ざる公課に付ては命令の定むる所に依りてを免除し又は輕減することを得

第卅六條 左の各號の一に該當する者は教師たることを得ず

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者にして復權を得ざる者

四 本法に依りて禁錮以上の刑に處せられたる者

五 懲役六年以上の禁錮又は舊刑法の重罰の刑若し禁錮に處せられたる者

第卅七條 宗教團體に非ずして宗教の教義の宣布及儀式の執行を爲す結社は規則を定め其の代表者に於て設置の日より十四日以内に地方長官に届出づべし其の届出事項に變更ありたる時亦同じ

前項の結社の規則には左の事項を記載すべし



號布告、同年教部省第十二號通、明治六年太政官第二百四十九號布告、明治八年內務省乙第百十三號通、明治九年教部省第三號通、明治十年太政官第四十三號布告、明治十一年內務省乙第八號通、同年內務省乙第五十七號通社寺取扱規則、明治十二年內務省乙第卅九號通、明治十五年內務省乙五十九號通、明治十七年太政官第十九號布達は之を廢止す

第卅五條 本法施行の際現に存する教派又は宗派は之を本法に依る教派又は宗派と看做す、其の管長は之を本法による管長と看做す、前項の教派又は宗派は本法施行後一年以内に教規又は宗制を作り主務大臣の認可を受くべし、其の認可ある迄従前の教規又は宗制寺法を以て教規又は宗制に代用す

第卅六條 本法施行の際現に寺院明細帳に登録せられたる寺院は之を本法に依り設立を認可せられたる寺院と看做し本法施行の際現に存する祠宇は之を本法に依り設立を認可せられたる法人たる教會と看做す

前項の規定に依り寺院又は教會と看做されたるものは本法施行後二年以内に寺院規則又は教會規則を作り信徒總代表又は信徒總代の同意を得管長の承認を經、地方長官の認可を受くべし其の寺院規則又は教會規則の認可を受ける迄の寺院又は教會に關し本法を適用し難き事項に付ては従前の例に依る地方長官前項の規定に依りて寺院規則又は教會規則を認可したるときは命令の定むる處に依り其の登記を寺院又は教會所在地の登記所に囑託すべし

第卅七條 従前の規定に依り教會所、堂宇、會堂、説教所又は講義所の類として設立の許可を受けたるものにして本法施行の際現に存するものは之を本法に依り設立を認可せられたる教會と看做す

前條第二項の規定は前項の規定に依りて教會と看做されたるものに付て之を準用す

第卅八條 第卅六條又は前條の規定に依りて寺院又は教會と看做さるるものを主管し及代表する者にして本法施行の際現に其の職に在るものは各之を住職又は教會主管者と看做し其の信徒總代表又は信徒總代にして本法施行の際現に其の職に在るものは之を本法に於て信徒總代又は信徒總代と看做す

本法施行の際現に教師たるの身分を有する者は之を本法による教師と看做す第卅九條 本法施行の際現に佛堂明細帳に登録せられたる佛堂は地方長官の認可を受け本法施行後二年内に寺院に屬し又は寺院若し教會となることを得、其の寺院に屬せず又は寺院若し教會とならざるものゝ處分に關しては命令を以て之を定む

前項の佛堂に付ては本法施行後二年を限り仍従前の例に依る

### 交通・通信

#### ☆ 交 通

##### 日本海交通改善委員會

【七二】日本海交通改善委員會の館内務平澤透信、喜安純道、萩原拓務各次官は

十一日午後四時より陸相官邸に參集、陸軍側より板垣陸相、東條次官、中村軍務局長出席して上京中の片倉東軍參謀より日本海交通改善に關する關東軍の意見を聴取、種々懇談して午後六時半散會した

##### 海運國策大綱

【七三】永井選相は十二日の閣議に於て最近の軍事輸送を中心とする本邦海運の現状を報告し、選信省に於て研究中之ものが對策を説明して各閣僚の諒解を求むる所あつたが選相の説明せる海運國策の大綱は

- 一 外國船備船制限の緩和
- 二 造船促進
- 三 船舶供給を潤澤ならしめるため近海向き小型船舶の造船を促進する必要あり幸ひ物資調整にも拘らず造船用鋼材は略自給可能な状態にあるを以て之が造船を積極的に奨励する
- 四 以上の兩方針を中心とし之に加ふるに運賃、備船料の統制、廢船就航の合理化等を行ひ又港灣設備の整備を急ぎ現在の不合理な「船待ち」排除等を行ふ必要ある旨力説したもので併せて對支海運會社の内容についても説明諒解を求むる所あつた

##### 東京市の交通費軽減具體案

【七四】東京市電氣局では政府の方針に従ひ交通料金の低下を明すべく計畫中であつたが十六日次の如き具體案を發表した

△電車は定期券を全線通川のものを發行し均一料金區域の擴張により市民の負擔を軽減し玉川、西武、王子、城東の如く路線が市内にあるものと協定し一部を市電の均一區間に編入する、現在京濱、玉川、帝都、京王、西武、王子、東武、京成、城東の九社日浦東京滙社の二バス會社との十錢區間を延長し目蒲、東横、小田急電鐵會社との間にも擴張實施する、新線の擴張は護國寺池袋間、龜戸天神橋龜戸驛間は本年度中に完成せしめる

△バスは市バス相互間の乗換制度を實施し青バスとも運輸協定を實施し重複區間を打つて一九とする輸送計畫を樹立する、又市電内の民營バスとも共通乗車券を發行する

△圓タクは現在の車輛一萬二千を七、八千臺としてタクシー商業組合を組織せしむる、流し圓タクは禁止し各所に駐車場を設置し料金の合理化を圖る

##### 昭和十二年東京市總交通量

【七五】六百萬市民が昭和十二年中に利用した交通機關に關する調査を十六日市電氣局調査課で發表した、昭和十二年中の總交通量は十五億六千二百七十萬五千九百七十二人、一日平均四百廿八萬一千三百八十六人で前年に比して一億二千三百四十七萬五千廿三人増加となつてある乗客数を各機關別に見ると次の如くである

地下鐵 三〇、七六五、四一七  
私營鐵道 二六七、六四七、六七九  
乗合自動車 三一、八二三、五三三  
タクシー 二〇四、八九三、〇〇〇  
合計 一、五六二、七〇五、九七二  
料金の總収入は一億六千六百八十八圓と百八十圓一日平均四十四萬八千八百八圓となつてゐる、各機關別に見ると

市電 二、〇〇三、三七〇、三七〇  
省電 三三、九五一、八六七  
地下鐵 一、九六一、一〇〇  
私營鐵道 二〇、四七五、〇四七  
乗合自動車 一九、一七七、一四七  
タクシー 六五、〇六六、三三二  
合計 一六〇、六六八、五八〇

となつてゐるがタクシー料金が全體の三分の一以上で市民が一ヶ年間に拂ふ金額は莫大なるものであることが判る、各機關の一人一回當りの料金は市電六錢二厘、省電八錢、地下鐵六錢四厘、私營鐵道七錢七厘、乗合自動車六錢一厘、タクシー卅一錢八厘平均十錢三厘であつた

#### ☆ 通 信

##### 東京、北京直通無線電信開始

【七六】選信省では北支方面との電報の輻輳緩和のため直通電信連絡の設定に關し北支當局と協議中であつたが十一日から東京中央電信局と北京電報局との間に直通無線連絡を開始した



#### ☆ 消 息

▲佛大使外相訪問【七三】アンリイ駐日

フランス大使は十二日午後四時卅分外務省に宇垣外相を訪問、去る四日堀内次官に對し口頭を以て通告したフランス政府の西沙島に對する主張を重ねて公文を以て正式に申出で同五時廿分辭去した

▲英大使外務省訪問【七二】クレイギー駐日イギリス大使は十三日午前十一時外務省に堀内次官を訪問、揚子江沿岸英國權益問題を中心に一時間五十分を亘り要談を遂げ辭去した

▲白國大使堀内次官訪問【七三】パットンビニール駐日ベルギー大使は十五日午後三時卅分外務省に堀内次官を訪問、要談卅分にして辭去した

▲米大使外務省訪問【七四】グルー駐日米國大使は十六日午前十一時卅分外務省に堀内次官を訪問要談の後同五十分辭去した

▲伊大使堀内次官訪問【七五】アウリツチ駐日伊太利大使は十八日午後二時卅分外務省に堀内次官を訪問要談約廿分にして辭去した



陸軍

教育總監部機構擴充

【七三】陸軍では事變下の軍隊教育部門の増大と複雑化に伴ひこれに對應する爲め教育總監部の編成に大改正を加へ来る十五日より實施することになり十二日軍令を以て教育總監部令の改正を公布した而して改正の要點は本部長の下に新に第

一、第二部及び四課を増設して第一部長の下に庶務、第一、第三課、第二部長の下に第四、第五、第六課を置くと共に各兵監の所管業務に一部の改正を行ふもので改正要項は次の如くである

一 本部長は教育總監を輔佐し教育總監部の一切の事務整理の責に任ず

一 第一部長及第二部長は教育總監の命を受け各課長以下を指揮し部務を掌理す

一 第一課長は軍隊教育一般に關する事項並に歩兵に關する事項及陸軍歩兵學校、陸軍自動車學校、陸軍戸山學校に關する事項を掌り教育總監所轄諸部及學校の編制制度に關する事項並に各兵監の主管事項中教育に關する事項及之に關聯する制度に付調査審議等の事務を整理す

一 第二課長は典範令に關する研究審議編纂等一切の事項を掌る

一 第三課長は陸軍砲工學校、陸軍士官學校、陸軍豫科士官學校、陸軍幼年學校、陸軍豫備士官學校及陸軍教導學校に關する事項並に陸軍將校生徒の召募及試験に關する事項を掌る

一 第四課長は戰車隊、輕裝甲車隊及陸軍戰車學校に關する事項を掌る

一 第五課長は陸軍習志野學校に關する事項並に之に關聯する軍隊及學校教育(兵監の主務に屬するものを除く)に關する事項を掌る

一 第六課長は各兵通信の技術の統制に關する事項及陸軍通信學校に關する事項を掌る

臨時參謀長會議

▲第一日【七三】陸軍では國家總動員體

制の強化を計るため十二日より二日間臨時參謀長會議を開催、第一日の十二日は午前九時より參謀本部に各軍師團參謀長參集、先づ多田參謀次長の挨拶あつて後各部長の口演あり正午一旦休憩午後一時半より陸軍省第二會議室に於て再開板垣陸相より別項の如き訓示あり、東條次官、中村軍務、今村兵務兩局長の口演あつて第一日を終つた

△陸相訓示要旨

事變に對處すべき國家總力戰準備、特に形而上下に亘る總動員態勢の擴充に關し尙向上せしむべきもあり、他に二三重要なものを開陳せんとす

一 國民精神の作興と總動員の擴充とについて 時局は夙に長期に亘る國家總力戰態勢の完成、就中國國民精神の飛躍的作興を要望しつゝあるに拘らず時と所によつては未だ所望の域に達せずともすれば事變當初の烈々たる躍動すら日を遂ふて消磨、萎微せんとするの傾向なしとせず、軍は自らの戰時態勢を一層強化し以て朝野に對し率先範を示すと共に事變に關する真正なる認識を徹底せしめ愈々國民精神の作興に寄與し他面官民の任する一切の施策を強化推進し兩者相俟つて總動員態勢の擴充完成を期せざるべからず

二 軍需資材の愛護と軍需動員の完成について 時局の擴大持久に伴ひ軍需の要求は日を逐ふて増加し露に軍需動員の實施を命ぜられ朝野各當事者の眞摯なる努力に依りて漸次軌道に乗りつゝあるも重要資源の取得難と生産施設の不足等により軍需の充

足未だ所要に満たざるもの甚からざるは眞に遺憾とするところなり、軍は率先自ら軍需の愛護節約に努め一は以て作戰上の要求を充足するのみならず廣く國民に消費節約資源愛護の範を爲さざるべからず、之が爲には露に示されたる軍事豫算運用に關する訓示の指示徹底を期すると共に軍需に於ては其の緩急要度を精査して規格の低下、代用品の獎勵はもとよりいやくも利用し得る限り一品一物の微に至るまで極度に之が節約利用に努めて無益の浪費乃至廢棄等は嚴に之をいましめ以て軍需動員の完成に資せざるべからず

之を要するに現下の重大時局の解決の爲には戦力を強化擴充軍訓練の完備徹底はもとよりのなるも特に國民精神の作興と表裏一體化する軍需動員乃至總動員の強化とによる眞個の戰時態勢の確立とを以て必須の條件となす諸官深く思ひをこゝに至し各々其の職域に應じて全幅の努力を傾注せざるべからず

▲第二日【七三】第二日は十三日午前九時より陸軍省第一會議室に於て開會、先づ山脇整備局長より軍需資材の愛護及軍需動員の完成について細目説明あつて後東條次官を中心に物心兩面に亘る國家總動員の諸問題について隔意なき意見の交換を遂げ正午散會々議を終了した

陸軍定期異動發表

【七五】事變下に於ける陸軍定期大異動は七月六日板垣陸相より上奏御裁可を仰ぎ内命が發せられてゐたが愈々十五日午前十一時陸軍省から發表された、今回の異動は質、量共に稀に見る大異動であつ

て長期戦に對應する陸軍の陣容は全く整備、充實して一段の強化を加へたものと見られる

(陸軍省発表) 今回の異動は特に實戦の成績を重視して有爲壯齡の士を簡放し之を適所に配し又教育機關の充實を圖り以て長期聖戰の遂行に遺憾なき陣容を整頓強化せられたり(詳細「人事」の項参照)

日滿馬政國策決定

【七三】今次事變を通じ有事の際に於ける國軍所要軍馬の供給を容易ならしめると共に之が産業上に及ぼす影響を勘からしめることの必要なることは各方面に於て痛感せられるに至つたので農林省では友邦滿洲國とも連絡をとり日滿を通じ馬の生産分布の調整を圖り馬資源の培養充實に努めることになり左の要綱に基く馬政國策を決定十二日の閣議に附議且つ承認を経て發表した

△要綱

一 内地に於ては軍所要の有能馬特に戦列部隊所要の有能馬を供給するを主眼とし鏡國內保有馬の資質向上を圖ると共に生産力を擴充し以て國內保有馬の維持に努め且外地及滿洲國に於ける軍馬資源の培養並改良の促進に付積極的援助を圖ること

二 外地に於ては速に軍所要馬數を整備するを主眼とし適當に内地馬の移植を圖り且漸次外地に於ける生産に依り馬資源を充實すること

三 滿洲に於ては軍所要の有能小格馬の供給を潤澤ならしむるを主眼とし優良なる國內産並日本産種馬の供用に依り

一 内地に於ては軍所要の有能馬特に戦列部隊所要の有能馬を供給するを主眼とし鏡國內保有馬の資質向上を圖ると共に生産力を擴充し以て國內保有馬の維持に努め且外地及滿洲國に於ける軍馬資源の培養並改良の促進に付積極的援助を圖ること

二 外地に於ては速に軍所要馬數を整備するを主眼とし適當に内地馬の移植を圖り且漸次外地に於ける生産に依り馬資源を充實すること

三 滿洲に於ては軍所要の有能小格馬の供給を潤澤ならしむるを主眼とし優良なる國內産並日本産種馬の供用に依り

改良を促進するの外、銳意馬の増産に努め別に爲し得る限り多量の有能日本産馬を移民地其の他所要の地方に輸入し馬の増加を圖る廉措置すること

尙從來本邦に於ける馬政計畫は内地及び朝鮮、臺灣、北海道、樺太等夫々別個の計畫を有し而も何れの計畫も廿年乃至卅年の長期に亘り且單なる改良計畫に過ぎず、かゝる情勢の下に於ては事變動敏以來急速に増大せる軍の所要馬數を整備供給し得ないので今回國策決定となつたものである

▲陸相馬政關係者招待【七四】板垣陸相は十四日午後六時より官邸に有馬農相、井野次官、荷見馬政局長官以下馬政關係者を招待晚餐を共にして馬政計畫遂行に關し懇談した

### 海軍

#### 海軍節約方針決定

【七三】海軍省では政府の物資動員計畫實施に關し十一月三日間に亘り全國海軍關係作業總關係官、職員、艦政本部航空本部各監督官等約二百餘名を招集し協議會を開催、協議の結果軍需品の節約代用等に關しては從來より更に強化し一般生活用品等の使用に就いても國民一般に率先して輸入を要する物資の節約及び使用制限を實施する事に決定した

### 貴族院

#### 男爵議員補缺に久保田男當選

【七二】貴族院男爵議員一名補缺選舉は

十六日午前十時より華族會館において執行、開票の結果三百十五票の多數を以て久保田敬一男が當選した

### 衆議院

#### 宮城再選舉に宮澤清作氏當選

【七五】宮城縣第一區の再選舉は十五日開票の結果左の如く宮澤清作氏が當選した

當選 四〇、九二票 宮澤清作(政前) 次點 二七、六〇三票 北村文衛(民新) 牧野、笠井兩代議士出發

【七五】第卅四回列國議會同盟會議並第廿三回萬國議員商會會議に參列の牧野良三、笠井重治兩代議士及鈴木衆院書記官は十五日午後三時横濱出帆秩父丸で渡歐の途に就いた

### 政黨

#### 民政黨

##### 民政、議會制度調査會

【七二】民政黨の議會制度調査會は十一日午後二時より本部に開會、前後八回に亘る總括的討論の終結を見るに至つたので之を小委員會に移して具體案を作成せしむることに決し、小泉特別委員長より左の如く夫々小委員長を指名して同五時散會した

▲貴族院制度改革 添田敬一(郎)選舉法改正 野村嘉六(大)議院制度調査 山谷職

民政選舉法改正小委員會

に關する小委員會は十五日午後二時から本部に開會、野村小委員長外十餘名出席選舉有権者年齢低下問題に關し協議の結果低下論には意見の一致を見たが、たゞその年齡に關し

一 現行法の二十五歳の規定を廿歳に低下すべきである、即ち概兵適齡は廿歳で政治能力、法律行為能力より見ても廿歳を以て適格者と認める  
二 兵役除隊並に高等教育終了は廿三歳前後であるから廿三歳が適當であるとの兩論に分れたので次回に於て慎重にこれを決定することとして同四時過ぎ散會した

##### 民政水害對策

【七三】民政黨は十二日午後二時より本部に幹部會を開き町田總裁、永井選相ほか各幹部出席、先づ勝幹事長より政府の工作機械事業法委員に岡崎久次郎氏を指名ありたる旨報告の後小柳牧衛、伊藤五郎兩氏より水害狀況につき報告しこれに基き協議の結果左の決議をなし更に松村政調會長の發議により臨時水害對策委員會を設置する事に決し同時にこれが事後處置に關し各代議士をして直ちに關係各省大臣を歴訪せしめ懸急對策上萬遠算なきを期するやう要望せしむることとし同四時半散會した

##### 民政水害對策

(決議) 政府は今水害の慘狀に鑑み速かに懸急措置を講じ更に根本對策につき萬遠算なきを期すべし

▲水害對策委員設置【七四】民政黨は十四日午後一時より本部に臨時政務調査會を開き松村會長ほか四十餘名出席、水害對策につき協議の結果この際至急懸急對策を講ずると共に根本的に治山治水の方

策を確立する必要があるを認め堤康次郎氏を委員長とし水害對策特別委員會を設置することに決し同四時散會した

##### 民政失業對策委員會設置

【七三】民政黨は物資統制に伴ふ勞働者並に中小商工業者の失業問題を重視し十三日午後二時より本部に政務調査會を開き廣瀬厚生次官の失業問題に關する説明を聴取した上、協議の結果此際失業對策委員會(委員長前田房之助)を設け至急その對策を樹立することに決し同五時散會した

##### 民政黨幹部會

【七二】民政黨は十九日午後二時より本部に幹部會を開き町田總裁、永井選相ほか各幹部出席失業對策につき協議の結果先づ黨の失業對策委員會より全國の重要地に調査班を派遣し、地方の實情を基礎として失業並に轉業の對策を攻究すること

##### 經濟統制再編成案決定

【七二】民政黨は廿日午後二時より本部に政務調査會を開き、松村、豊田、西村正副會長ほか六十餘名出席、現下の重大問題たる經濟統制に關し村瀨商工次官の説明を聴取した後池田(秀)、前田兩氏の報告により財政商工兩部會に於て聯合作成せる左の經濟統制再編成案を附議しこ

れを決定した、よつて更に幹部會の議を経てこれを政府に進言する事とし同六時散會した

一 日滿を一體とし且つ支那と提携して物資動員計畫を更に強化すること  
二 技術並に勞務の調整を圖ること  
三 經濟行政の一元化を圖りその機能を整備し事務の簡捷を期すること  
四 輸出振興方策としてパーター制を強化すること  
五 クレジットの設立に努力し民間クレジット設定の場合は政府は爲替差損を補給すること  
六 金の買上げについては適當なる新方策を樹て相當強制方法を講ずること  
七 日本銀行をして積極的に銀の買上げをなさしむること  
八 保税工場の擴充、保税倉庫の普及並にその手續の簡易化を圖ること  
九 現行の輸出補償制度を擴充し國內原料による工業品の輸出については特に獎勵方法を講ずること  
十 外國相互間航路の補助を擴充すること

#### ☆政友會

##### 政友會各地派遣顧問觀察團は

【七二】政友會の各地派遣顧問觀察團は左の如く決定十一日正午より芝三條亭に於て送別會を催した

△列國議會同盟會議並に萬國議員商會會議參列 牧野良三(大)南洋、比律賓及臺灣觀察團 川島正次郎、西岡竹次郎、沖島鐵三、中野治介(大)北支及中支派遣軍隊顧問議員團 工藤十三雄、大石倫治、山口忠五郎、佐保肇雄、松尾孝之

服部岩吉、伊東岩男、樋口善右衛門、山川頼三郎

【七二】政友會は十九日午後二時より本部に定例幹部會を開催馬田代行以下各顧問、總務、幹事並に幹事長出席砂田幹事長より

一 實業教育調査會委員牧野良三氏辭任の後任として田中亮一氏に決定

一 失業対策委員として安藤正純、田子一民兩氏を決定

一 關東、關西水害救済のため黨内に臨時特別委員會を設置し委員長今井健彦氏とすること

一 政務調査會に物價對策、議會制度改革の二特別委員會を特設すること

の諸件を報告し更にソ聯越境問題につき報告あり、次に太田大藏政務次官より日銀正貨備準金中より今回三億圓を輸出商品原料の輸入を圓滑ならしめるため米國へ現送することに決した」旨報告あり、なほ神戸地方水害救助に對する當局の方針を併せ説明し最後に依光幹事より陳情報告あり午後三時散會した

即時給付の件△救助費の即時特別補助の件△政府米即ち拂下の件△特別補助及び縣町村の起債許可並に低利資金給付の件

【七三】社會大衆黨の藤生、淺沼兩代議士は十三日午前十時板垣陸相米内海相を歴訪支那事變一周年に際し黨擴大委員會に於て議決せる左記感謝並に抗日政權徹底膺懲の兩決議を手交、同時に水害農村に對する救済方に關し陳情して辭去した

【七四】社會大衆黨では長期戰對應の見地よりする産業の再編成と失業救済策に關し過般來厚生部會を中心に調査を進める一方と併行して麻生書記長、淺沼、三輪、平野三執行委員の間に於ても慎重協議を重ねてゐたが兩問題並に水害に關する根本對策樹立のため黨に特別調査委員會を設置することに決定した、委員會は龜井貫一郎氏を委員長として十九日以降運續的に開催する

【七五】社會大衆黨では長期戰對應の見地よりする産業の再編成と失業救済策に關し過般來厚生部會を中心に調査を進める一方と併行して麻生書記長、淺沼、三輪、平野三執行委員の間に於ても慎重協議を重ねてゐたが兩問題並に水害に關する根本對策樹立のため黨に特別調査委員會を設置することに決定した、委員會は龜井貫一郎氏を委員長として十九日以降運續的に開催する

【七六】社會大衆黨では長期戰對應の見地よりする産業の再編成と失業救済策に關し過般來厚生部會を中心に調査を進める一方と併行して麻生書記長、淺沼、三輪、平野三執行委員の間に於ても慎重協議を重ねてゐたが兩問題並に水害に關する根本對策樹立のため黨に特別調査委員會を設置することに決定した、委員會は龜井貫一郎氏を委員長として十九日以降運續的に開催する

【七七】社會大衆黨の野澤、須永、中村の三代議士は十三日午前農林、厚生、内務三省を歴訪、關東、關西並に長野地方に於ける水害對策に關し左記要項による緊急處置の陳情をなした

△近縣稻苗及綠苗買上げ配給の件△勞力不足農村への被害者出稼給付の件△土木復興事業即時開始と農民使用の件△種苗費、代作付費及び消毒費等の

△同田中靜壹△同土橋一次△同伊藤義雄△同内藤正一△同小泉泰次△同長瀬武平△同淺川一衛△同塚田政

任陸軍主計中將

△砲兵大佐大妻茂澄△航空兵大佐栗山新太郎△步兵大佐十川次郎△砲兵大佐北島彌子雄△工兵大佐内草章△步兵大佐根本博△砲兵大佐畑勇三郎△航空大佐中富秀夫△步兵大佐栗原秀△砲兵大佐石井昌一△步兵大佐倉石忠一△砲重兵大佐武内俊二△步兵大佐及川源七△航空兵大佐林末松△步兵大佐高橋良△砲兵大佐石川芳義△步兵大佐下枝金之輔△工兵大佐中馬九平△步兵大佐片桐護郎△騎兵大佐泉名英△航空兵大佐下重長四郎△砲重兵大佐米山久馬△步兵大佐今井文二△同西原眞治△同坂西一良△同萱島高△同助川靜二△同杉本理太郎△同脇坂次郎△同高橋多賀二△同岡崎潤雄△同岡本鎮臣△同石丸辰一△同田中正季△同田尻利雄△工兵大佐岩倉卯門△步兵大佐神田正種△同山田鐵二△同大野宣明△砲重兵大佐板花義一△工兵大佐大津和郎△步兵大佐長谷川美代次△同村井俊雄△砲兵大佐芥川透△步兵大佐福島成△同岡田資△同桑名卓男△同山本源右衛門△砲兵大佐内山隆道△步兵大佐神野龜市△同松井源之助△同藤堂高英△同小林恒一△同森村經太郎△同佐伯文郎△航空兵大佐東榮治△同鈴木謙二△騎兵大佐高橋重三△步兵大佐酒井直次△同奈良晃△航空兵大佐賀藏寺久雄△步兵大佐永

津佐比重△砲兵大佐野忠義△同丸山政男△憲兵大佐馬場龜格△步兵大佐猪鹿倉徹郎△同鈴木宗作△砲兵大佐酒井隲△步兵大佐沼田多稼藏△同竹下義晴△砲兵大佐長谷川治良△工兵大佐加藤愼三△步兵大佐佐藤要△航空兵大佐本郷義夫△砲重兵大佐湯原均一△砲兵大佐澄田隼四郎△步兵大佐青木成一△同土橋勇逸△砲兵大佐柳川梯△步兵大佐加藤守雄△同森本伸樹△砲兵大佐木谷資俊△航空兵大佐河邊虎四郎△步兵大佐伊佐一男△航空兵大佐柴田信一△騎兵大佐馬場正郎△騎兵大佐柳澤一△步兵大佐上村幹男△工兵大佐西原八三郎△步兵大佐有村恒道△同片村四八△工兵大佐木村經廣△步兵大佐大迫通貞△工兵大佐秋山德三郎△步兵大佐野田謙吾△航空兵大佐瀬戸俊二△步兵大佐森田純正△砲重兵大佐森永武雄△砲兵大佐鈴木敏行△步兵大佐横山領明△航空兵大佐佐々誠

任陸軍少將

△主計大佐稻葉肇△同藤原明夫△同秋澤穗△同石田壽男△同迫菜吉△同西原實△同青木謙吉△同栗橋保正

任陸軍主計少將

△軍醫大佐中野敏治△同押火權太郎△同吉植權逸△同平野林△同安藤快平△同小宮山友則△同木村虎次郎△同家原小文治△同大島敬三△同奥田四郎△同朝川猷夫△同河西郡三△同青木九一郎

任陸軍軍醫少將

△獸醫大佐増尾敏△同小笠原長淳△同

武富三郎

補陸軍野戰砲兵學校長

補陸軍重砲兵學校長

補陸軍航空技術學校長

補明野陸軍飛行學校長

補陸軍自動車學校長

陸軍大將 小磯 國昭

陸軍大將 中村孝太郎

陸軍中將 松 井 命

陸軍少將 中井良太郎

同 加藤 愼三

同 西村 利温

同 野澤 北地

陸軍中將 山脇 正隆

陸軍少將 神田 正種

陸軍少將 野田 謙吾

同 桑原 四郎

補工兵監 陸軍中將 山室 宗武

補陸軍士官學校長 陸軍少將 國崎 登

補陸軍步兵學校長 同 前田 治

補陸軍野戰砲兵學校長 陸軍少將 太田 勝海

補陸軍重砲兵學校長 陸軍中將 值賀 忠治

補陸軍航空技術學校長 陸軍中將 小畑 英良

補明野陸軍飛行學校長 同 井出 鐵藏

補陸軍自動車學校長 同 鐵藏



☆ 社會大衆黨

社大水害對策陳情

【七三】社會大衆黨の野澤、須永、中村の三代議士は十三日午前農林、厚生、内務三省を歴訪、關東、關西並に長野地方に於ける水害對策に關し左記要項による緊急處置の陳情をなした

△近縣稻苗及綠苗買上げ配給の件△勞力不足農村への被害者出稼給付の件△土木復興事業即時開始と農民使用の件△種苗費、代作付費及び消毒費等の

△同田中靜壹△同土橋一次△同伊藤義雄△同内藤正一△同小泉泰次△同長瀬武平△同淺川一衛△同塚田政

任陸軍主計中將

△砲兵大佐大妻茂澄△航空兵大佐栗山新太郎△步兵大佐十川次郎△砲兵大佐北島彌子雄△工兵大佐内草章△步兵大佐根本博△砲兵大佐畑勇三郎△航空大佐中富秀夫△步兵大佐栗原秀△砲兵大佐石井昌一△步兵大佐倉石忠一△砲重兵大佐武内俊二△步兵大佐及川源七△航空兵大佐林末松△步兵大佐高橋良△砲兵大佐石川芳義△步兵大佐下枝金之輔△工兵大佐中馬九平△步兵大佐片桐護郎△騎兵大佐泉名英△航空兵大佐下重長四郎△砲重兵大佐米山久馬△步兵大佐今井文二△同西原眞治△同坂西一良△同萱島高△同助川靜二△同杉本理太郎△同脇坂次郎△同高橋多賀二△同岡崎潤雄△同岡本鎮臣△同石丸辰一△同田中正季△同田尻利雄△工兵大佐岩倉卯門△步兵大佐神田正種△同山田鐵二△同大野宣明△砲重兵大佐板花義一△工兵大佐大津和郎△步兵大佐長谷川美代次△同村井俊雄△砲兵大佐芥川透△步兵大佐福島成△同岡田資△同桑名卓男△同山本源右衛門△砲兵大佐内山隆道△步兵大佐神野龜市△同松井源之助△同藤堂高英△同小林恒一△同森村經太郎△同佐伯文郎△航空兵大佐東榮治△同鈴木謙二△騎兵大佐高橋重三△步兵大佐酒井直次△同奈良晃△航空兵大佐賀藏寺久雄△步兵大佐永

津佐比重△砲兵大佐野忠義△同丸山政男△憲兵大佐馬場龜格△步兵大佐猪鹿倉徹郎△同鈴木宗作△砲兵大佐酒井隲△步兵大佐沼田多稼藏△同竹下義晴△砲兵大佐長谷川治良△工兵大佐加藤愼三△步兵大佐佐藤要△航空兵大佐本郷義夫△砲重兵大佐湯原均一△砲兵大佐澄田隼四郎△步兵大佐青木成一△同土橋勇逸△砲兵大佐柳川梯△步兵大佐加藤守雄△同森本伸樹△砲兵大佐木谷資俊△航空兵大佐河邊虎四郎△步兵大佐伊佐一男△航空兵大佐柴田信一△騎兵大佐馬場正郎△騎兵大佐柳澤一△步兵大佐上村幹男△工兵大佐西原八三郎△步兵大佐有村恒道△同片村四八△工兵大佐木村經廣△步兵大佐大迫通貞△工兵大佐秋山德三郎△步兵大佐野田謙吾△航空兵大佐瀬戸俊二△步兵大佐森田純正△砲重兵大佐森永武雄△砲兵大佐鈴木敏行△步兵大佐横山領明△航空兵大佐佐々誠

任陸軍少將

△主計大佐稻葉肇△同藤原明夫△同秋澤穗△同石田壽男△同迫菜吉△同西原實△同青木謙吉△同栗橋保正

任陸軍主計少將

△軍醫大佐中野敏治△同押火權太郎△同吉植權逸△同平野林△同安藤快平△同小宮山友則△同木村虎次郎△同家原小文治△同大島敬三△同奥田四郎△同朝川猷夫△同河西郡三△同青木九一郎

任陸軍軍醫少將

△獸醫大佐増尾敏△同小笠原長淳△同

武富三郎

補陸軍野戰砲兵學校長

補陸軍重砲兵學校長

補陸軍航空技術學校長

補明野陸軍飛行學校長

補陸軍自動車學校長

補陸軍工科學校長 同 和田 盈  
補陸軍砲工學校校長 陸軍中將 内田 莊一  
補陸軍砲工學校校長 陸軍少將 天谷直次郎  
補仙臺陸軍教導學校校長 同 和田 義雄  
補騎兵監部附 同 畑 勇三郎  
補砲兵監部附 陸軍少將 秋山德三郎  
補工兵監部附 同 武内俊二郎  
補輜重兵監部附 同 木村 經廣  
補陸軍工兵學校幹事 同 西原 貫治  
補陸軍習志野學校幹事 陸軍少將 木谷 賢俊  
補陸軍重砲兵學校幹事 同 大津 和郎  
陸軍通信學校附被仰付 同 石井 昌一  
補陸軍砲工學校砲兵科長 同 下野 一壱  
補熊谷陸軍飛行學校幹事 同 酒井 康  
補陸軍大學校兵學教官 同 板花 義一  
下志津陸軍飛行學校附被仰付 陸軍歩兵大佐 赤柴八重藏  
補陸軍士官學校生徒隊長 同 鷹森 孝  
補陸軍豫科士官學校生徒隊長 陸軍中將 田中 靜堂  
補憲兵司令官 同 伊藤 義雄

補旅順要塞司令官 同 小泉 恭次  
補領海要塞司令官 陸軍少將 西原八三郎  
補長崎要塞司令官 陸軍少將 栗飯原 秀  
補基隆要塞司令官 同 田村 元一  
補豐後要塞司令官 同 岩倉 卯門  
補對馬要塞司令官 同 三村 友茂  
補陸軍兵器本廠長 同 渡邊 正夫  
補陸軍造兵廠總務部長 長谷川治良  
補陸軍造兵廠作業部長 同 加藤 一勝  
補陸軍技術本部第二部長 同 木村 弘人  
補陸軍造兵廠名古屋工廠長 同 白倉司馬太  
補陸軍造兵廠小倉工廠長 同 上月 良夫  
補陸軍省整備局長 同 小松 光彦  
補陸軍省人事局徵募課長 同 佐々眞之助  
補陸軍省人事局慰賞課長 同 園田茂之助  
補陸軍省兵器局機械課長 陸軍軍醫大佐 鎌田 調  
補陸軍省醫務局醫事課長 陸軍軍醫大佐 佐藤 賢了  
補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

補陸軍省新聞班長 陸軍航空兵大佐 佐藤 賢了

【聯隊區司令官】  
福山 陸軍歩兵大佐 大澤 寅一  
都城 同 有馬 純彦  
鹿兒島 同 平岡 力  
釧路 同 梅島 勝成  
鳥取 同 堀 三郎  
松江 同 加藤 義政  
仙臺 同 村井權次郎  
大阪 同 西脇 宗吉  
徳島 同 森本壯太郎  
敦賀 同 太田藤太郎  
奈良 同 遠山 憲  
姫路 同 北澤貞治郎  
靜岡 同 新井 泰治  
津 同 上住 良吉  
金澤 同 蓮花 豊吉  
福知山 同 鈴木義三朗

小磯大將の参付は待命の前提とも見られて惜しい感じがする、才膽兼備へてゐるものと見られてゐるが實現を見ず陸軍側から参議に推されるものと豫想される、中村孝太郎大將の朝鮮軍司令官は適材で、同將軍が健康の關係上第一線の軍司令官につけないため朝鮮に行くことになつたのであらう、山室宗武中將の士官學校長は國崎登少將の歩兵學校長と共に今回の異動に於ける異色であつた山室中將は中支に於ける赫赫たる實戰の功績によつて又國崎少將は北支の野に於てその作戦に抜群の成績を示し一躍その名を轟かしたものである、山室中將は十四期生として古壯臺灣、西尾教育總監と同期であるが陸軍將校教育の本家の長に推されたものでなく國崎少將は土校十九期生で幾多の秀才を押しつけて軍隊教育の本家歩校長に選ばれたもので共に異数の拔擢である山脇正隆中將の教育總監本部長は教育方面にも經驗があり總監部の擴充に伴ひいよゝ重視される際適材である、上月良夫少將の整備局長は軍事課員としては期待される、田中靜堂中將の憲兵司令官は同中將が陸大教官駐米大使館附武官、憲兵司令部附等に歴任し人格者である點好感を以て迎へられるであらう教育總監部第一部長神田正種少將は土校廿三期のソ聯通、同第二部長野田謙吉少將は廿四期の新銳である

海軍辭令  
△十二日  
海軍大佐 前田 稔

農林辭令  
△十八日  
△農林省水産局長三宅發士郎△日本銀行副總裁津島壽一△從三位勳二等戸田保忠△正四位勳二等河田烈△正三位勳三等子爵野村益三△小畑種吉△勳四等青山憲三△小西繁吉△齋藤主計  
産業組合中央金庫評議員を命ず  
司法辭令  
△十六日  
大審院部長 木村 尙遠  
東京控訴院長 田中 右橋  
補東京控訴院長  
停年退職  
△十九日  
宮城控訴院長 久保田美英  
補大審院部長  
大阪地方裁判所長 鈴木 秀人  
補宮城控訴院長

文部辭令  
△十一日  
正三位勳二等 青木 薫  
帝國大學令第十三條に依り  
東北帝國大學名譽教授の名稱を授く  
△十二日  
新潟醫科大學助教 三林 隆吉  
任京都帝國大學教授  
△十六日  
京都帝國大學助教 大隅健一郎  
任京都帝國大學教授法學部勤務を命ず  
拓務辭令  
△十八日  
從三位勳三等 渡邊 昭  
願に依り東洋拓殖株式會社理事を免す  
對滿事務局辭令  
△十一日  
內務次官 館 哲一  
對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付

對滿事務局參與被仰付



# 財 政 經 濟

## 旬 間 大 觀

物資非常管理は更に前進して、十五日の中央物價委員會議において、原料供給の確保、配給の改善、家賃交通費に關する對策、食料品價格の抑制、綿製品その他五品の標準價格が決定され、他方また暴利取締令が三度目の改正を受けて、生産、配給、消費の全面に亘つて戰時經濟體制が整備され、いよいよ本格的な運営が行はれることになつた。

かくて國內民需の制限による消極的統制政策は一段落を告げ、今後は輸出の伸長と軍需生産の増大を二つの軸とする積極的統制の段階に移行することになる。

十九日の閣議は、輸出用原料の輸入を圓滑ならしめるために、正貨準備八億百餘萬圓のうちから三億圓を劃いて、日銀に外國爲替基金を設置することを正式に決定した。輸出入リントク制が我が國獨特の新制度である如く、それから派生したこの爲替基金勘定もまた外國に例のない新制度であるといはれてゐる。これによつて貿易に與へる効果は少くないけれども、しかしこれも未だ消極的な措置にすぎない。積極的に輸出を増進させる方途は尙ほ他に求められなければならない。

## 一 般

### ☆ 物資非常管理

#### 非常管理更に前進

【七・二】十一日の經濟部長會議に於て商工省は各關係部局長より現下の重要戰時經濟國策に關し卅六項目に亘つて當局の方針を指示説明したがそのうち特に今後の方針を示すものとして注目されるものは左の如くである

一 國產非鐵金屬の配給統制 非鐵金屬たる鉛、亜鉛、錫及アンチモンの配給に關し當局は輸入品に付ては輸入許可又は爲替許可に當り數量配給先等を考究按配しつゝあるが國內生産品に付ては

從來何等の措置も講じてゐなかつた、然るに今後は國內生産品の配給も統制する必要が生じたので先づ國內に於ける製鍊業者に對しその生産品の處分に關し豫め商工省の承認を受けしむる事とし漸次國內生産品及輸入品の一元的配給統制をなす方針である

一 層銅の配給統制 現在電氣銅には配給統制を實施してゐるが層銅に及んでゐない爲その價格が變動的に昂騰しつゝあるに鑑み近く層銅の統制も行ひ配給及價格の適正を圖り以て原料銅の全面的統制を實現すべく具體策を考究中である

一 銅使用制限規則強化 銅使用制限規則第四條の適用に關しては從來層若くは故の銅又は銅合金のみを使用する場

合又は層若くは故の銅又は銅合金のみを以て製造せられたる原材料のみを使用する場合は之を容認し來つたが、今後はこれらのものを使用制限を行ふ必要が生じたので目下その具體策を考究中である

一 一部特殊機械の配給統制 工作機械については近く省令を以て配給統制を行ふことになつてゐるが其他の特殊機械類に付ても順次同様な措置をとる豫定である

一 混紡毛糸の最高價格 價格の不當なる騰貴を防止するため混紡毛糸に付最高價格を實施する豫定である

一 化學纖維の需給調整 人絹、人織については配給、生産の全面的統制を行ふ豫定であるが紙に付てもパルプの割當配給を實施し更に金殿的な紙の消費節約を行ふ方針である

一 純ベンゾール及純トルオールの需給調整 火藥原料として重要なに鑑み近く各工場に對する消費割當並に國內產品及輸入品の配給統制を實施することとなつてゐるが之に伴ひ一般民需に對する供給も制限する

一 苛性曹達の價格統制 人絹、人織の製造に不可欠の原料なるに拘らずその價格が昂騰しつゝあるを以て工業組合を以てその最高價格を協定實施せしめる方針である

一 石炭酸及クレゾールの需給調整 石炭酸及クレゾールの輸入業者及配給業者を以て組織するフェニール類配給統制協會をして需給調整を行はしめ、價格昂騰の抑制をなす

【七・二】物資動員計畫に基き戰時經濟體制の急速確立を期す商工省物資調整局では十一日召集の全國經濟部長會議(商工關係)を三日間續開して時局關係産業法關の勵行と戰時物資の非常管理に伴ふ失業對策及び物價引下方策等の重要事項に關し協議をなし戰時國防經濟運用の本格的體制を整備するに至つたが商工省當局ではすでに新經濟法令(省令)を以て管理を斷行する十八品目の重要物資について殘りの指定重要物資並にこれに準ずる石炭化學藥品等六十餘品目の消費制限乃至節約を強行する決意を持してゐるから同會議終了後に於いて經濟警察制度も實現すると共に經濟部の擴充も成つていよいよ八月より戰時國防經濟が本格的に運営されるわけである、而して商工當局が近く急速に實施してその統制管理を強化せんとするものは先づ

一 新制定の販賣價格取締規則と呼應する暴利取締令の改正

二 層銅の配給及び價格の適正を圖るため原料銅の全面的統制を實施し

三 更に銅使用制限規則に改訂を加へてその制限範圍を擴大化する

四 工作機械以外の特殊機械についても同様に配給統制に關する省令公布をなすべく

五 純ベンゾール及びトルオールに關しても各工場に對する消費割當並に國內產品及輸入品の配給統制を實施する

六 石炭酸及クレゾールの配給統制を強行せんとする

等々着々右具體策を調整中である、かくて當局は一方戰時物資の非常管理の遂行に萬全を期し經濟法規違反の豫防並に取締に努力すると共に中央、地方兩物價委員會の積極的活動による物價監視の他につき遺憾なきを期してゐる

【七・二】別項十一日の綿需給調整協議會に報告された國內綿糸並に綿製品のスチックは左の如く尨大なる數字を示し商工當局が當初豫想せる數量を遙かに突破し價格總額は實に三億圓と推算され既に五ヶ年間の民需を賄ひ得るもので大體この内約五〇%が農山漁村及び工場、礦山等の労働者用に買上げられる筈である

△紡聯 綿糸二萬三千四百捆、綿布五千二百十九萬ヤール(七十三萬反)

△元賣及び卸商 綿糸五千二百捆

△綿工聯 廣巾四十四萬六千反、小巾百十四萬九千反

△綿布元賣商 廣巾二億四千九百六十四萬五千ヤール(約八百萬反)

△小巾三億六千八百七十二萬七千反

△メリヤス工聯 四十七萬八千貫

△タオル工聯 八十三萬二千打

△タオル商聯 浴巾等百卅七萬五千打

制限令に基き綿製品買上げ方法

【七・二】綿需給調整協議會では十一日午前十時綿工聯に特別委員會を開催、庄司三村(紡聯)舞田(綿工聯)古畑(メリヤス工聯)藤野(綿糸元賣商組合)池田谷(タオル工聯)津吉、三木(綿織物卸商聯)各委員並に商工省より美濃部物資調整局第八課長出席、農民労働者用綿製品の供給確保のため六月廿九日公布の綿製品製造販賣、加工制限令によつて抑留せる國內向綿製品買上げ方法に關し協議の結果左記の如く決定した

一 農民労働者用綿製品

1 農山漁村の労働者の日常必需品のみに限定しその品目は、野良衣、作業衣、半纏、作業シャツ、股引、作業ズボン、モンペイ、脚絆、手甲、軍手、下帯、腰巻、腹巻、作業用三尺、作業用前垂、手拭、タオル、農村指定の作業服(小学生服)、綿足袋、地下足袋、運動靴

2 労働者(鑛山労働者を含む)

作業服、ハッピ、婦人労働服、作業用シャツ、作業用ズボン、股引、腹掛け、前垂、軍手、下帯、作業用三尺、手拭、タオル、足袋、地下足袋、運動靴

3 右買上げ品目の材料綿製品

紺織、納戸織、縮木綿、紺、コール天、綾木綿、裏白、小倉織、綿ネル、天然、丸紡(三河木綿)、裏地、晒、綿縮、莫大小、帆布、雲齋、粗布、石底(足袋底)、團服地(三稜)、プロック

一 買上げ価格

イ 糸は六月廿八日現在の最高標準価格で買上げる

ロ 綿布、莫大小、タオルは中央物價委員会で決定せる小買価格がある場合にはその価格から小賣のマーチンを差引いた価格で買上げる、又物價委員会の公定せる小買価格なくとも公定小買価格の商品と類似するものは右の小買価格を準用する、右以外のもは十五日に特別委員会が具體案を作成する

一 買上げ綿製品の配給方法

イ 農民用のものは十三日農林、厚生

商工各省並に全購聯の連絡協議會を開催、配給、機杼並に數量を決定する

ロ 労働者用のものは全産聯と連絡の上決定する鑛山労働者については消費組合購買組合を経由する豫定

一 買上げに伴ふ金融  
買上げに要する資金に付ては大藏省と協議の上興銀、商工中金をして援助せしめる

一 買上げ實施時期

来る十五日の特別委員会で買上げ價格其他の細目が決定され又労働者に對する配給商品の配給機構が確立するを俟つて直に實行に着手するので實施は来る廿日過ぎになる模様である

一 買上げ品目以外の綿製品は製造、販賣、加工制限令の適用より解除する、即ち

イ 糸は原則として解放せざるも廿五番手以上の糸で現に仕掛中のものは解放し綿製品とする

ロ 綿布は廿五番手以上の綿糸を以て製織せる浴衣地、直筒木綿、久留米、紺、ポプリン、キャラコ、金巾等は解放する、其他は解放せず

ハ タオル、メリヤス等は縦横各廿番手の糸で織つた高級品のみを解放する

ニ 解放する綿製品に就いては販賣價格を統制する

綿製品販賣、加工制限一部解除

【七〇】商工省では労働者及び農民用綿製品を買上げるため去る六月廿九日付を以て綿製品の販賣制限令、加工制限令を公布したが労働者及び農民用の買上げ品

目も決定したので當局では買上げ品以外の綿製品は販賣及び加工制限令を解除することに決定、輸出入臨時措置法に基き之に關する省令を廿一日付を以て公布即日實施する、省令内容は左の如くで別表品目が買上げ品目でそれ以外の品目が解除される譯である

昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に依り左の通定む

綿糸、綿織物又は綿莫大小にして別表に掲げざるものは地方長官の許可を受けたる場合に限り綿製品の販賣制限に關する件又は綿製品の加工制限に關する件に依る制限に拘らず之を販賣し又は之に加工を爲すことを得

前項の綿糸、綿織物及綿莫大小にはステールファイバーを混用したるものを含む

附則 本令は公布の日より之を施行す

「別表」  
△綿織糸  
經緯に英式番手廿五番以下の單糸又は五十番以下の合捻糸を用ひたる綿織物にして左に掲ぐるもの

小帽物  
縮木綿、紺木綿、染紺、糖色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地

廣幅物  
太綾(ドリル、雲齋、葛城)、粗布、天然、細布、小倉織(カルゼを含む)、綿ネル、コール天、ブロック、帆布

△綿莫大小  
表糸に英式番手四十番以下の綿糸を裏糸に英式番手十番以下の綿糸を用ひ十

二寸一三寸又は十四寸の吊機又はトンブキン機を以て編立たるものにして裏毛のもの但し丸染のものを除く

△浴用タオル  
經緯に英式番手廿番以下の綿糸を用ひたるものにして一反(十二枚摺)の重量百五十匁以下のもの

尚右解除方法に關し商工省は左の方針を以て臨むこととなつてゐる

一 解除も依然當局の監理によつてなし

一時に全部を解放せず地方長官の許可を以て毎月少し宛に區切つて市場に出すことにする

一 解除を許可する場合に地方府縣廳の印章を以て解除許可品たることを明示し、たゞ急を要するもののみ組合の統制證書を使用するが從來の失敗に徴し原則として統制證書は使用しないことにする

一 解除の數量並に品目は商工省に於て大綱を決定し細目は地方長官に一任する、而して各地方府縣の間に實際需要に應じて凸凹を認め又府縣相互に融通連絡を計ることとする

一 販賣制限及加工制限令の解除方を地方長官に申請するものは綿織物卸商聯加盟の卸商である

一 デパートの抑留綿製品は約六百萬圓内半額が解除されることとなるが之については特に商務局に於て別途に具體的方法を講ずる

一 解放品目は種類多く省令では列挙されてゐないが先づ第一に解除されるものは浴衣タオル等である

労働用綿製品の買上細目決定

【七三】商工省では労働者、農民用綿製

品(混紡糸布)供給の爲のストックの買上げに關する細目を綿需給調整協議會特別委員會をして研究せしめつゝあつたが大體左の如く決定を見た

一 綿糸 綿糸は抑留ストックを全部買上げ特免用に振向ける

イ 紡聯は二萬八千五百六十五相九、一相二二〇圓に換算して六百廿八萬四千五百廿圓の手持ストックを全部買上げ

ロ 綿糸元賣商組付及綿織物卸商聯の手持ストックは五千四百六十一相卅七五、金額百八十五萬七千五百五十三圓、之は全部綿糸元賣商組合に買上げしめる

一 綿布は左記團體によつて買上げる、買上げ數量並に價格左の如し

イ 紡聯  
三百十五萬九千八百七十七碼、一碼卅錢に換算して九百四十七萬九千六百卅一圓

ロ 綿織物卸商聯  
廣幅物四千四百六十九萬七千卅一碼、小帽物一億二千六百九十八萬八千九百二十八碼、兩者合計金額三千七十二萬三千九十一圓

ハ 綿工聯  
調査未了の爲不明であるが廣幅小帽合せて二千三百萬圓見當

ニ メリヤス工聯  
廿五萬二千三百六十五貫半、金額三百卅五萬九千八百十七圓

ホ タオル工聯  
六十一萬九千五百七十七打、金額百十三萬二千三百四十八圓

ヘ タオル商聯

九十五萬六千五百九十五打、金額百八十四萬四千七百三十六圓

一 綿糸綿布合せて買上げ價額は約八千二百萬圓、其他に滿洲國及關東州向約定品が二千萬圓(千萬碼)朝鮮向約定品三百萬圓(千萬碼)があるが滿鮮、關東州向は之等地方の労働者農民用に供給する必要もあつて買上げは未定である

一 買上げ價格 (イ) 綿糸は最高標準價格によつて買上げる (ロ) 綿織物及綿雜品は物價委員會の決定せる小賣價格があれば之より小賣のマーヂンを差引いたものを以て買上げる

(ハ) 物價委員會の公定せる小賣價格のなきものに關しては紡聯と綿織物卸商聯兩者側で買上げ價格の算定について意見の一致を見ないので結局廿三日物價委員會專門委員會によつて小賣價格を決定せしめ之より小賣マーヂンを差引いて買上げ價格を決定することとし卸商聯は之が基礎資料を物價委員會に提出する

紡工聯先づ綿縮の統制機能中止

【七二】七月一日より實施された新綿業計畫に依つて紡工聯所屬の機家は紡縮の賃業業者として紡聯の統制下に屬することゝなつた、め綿工聯では從來行つて來た生産統制を中止することゝなり十二日綿縮商議委員會を開き先づ綿縮に對する統制機能の中止を決定した

紡聯相互間の綿糸賣買を規定

【七二】紡縮業者の相互間に於ける綿糸の賣買は輸出綿製品配給統制規則に依つて認められながら紡縮聯合會としては右

に關し未だ正式規定がないので十五日委員會並に統制委員會の聯合委員會を開き右會員間の綿糸賣買に關する規定を聯合會規定中に新たに加へることに決定した而してリンク制に依る棉花の不足は賣買の當事者間で定めこれを聯合會に届出するることになつて居る

日本人造綿糸元賣商聯創立

【七三】人絹糸の元賣業者は從來任意組合たる特約店組合聯合會を組織して來たが最近の統制強化に伴ひ法的組合の結成が必要となつたのでこの程人絹糸元賣業者百七十一名を以て内地一圓を地區とする日本人造綿糸元賣商聯組合を設立することに廿日大阪染工聯合會に創立總會を開催定款承認後理事長に伊藤忠商事伊藤竹之助氏、副理事長に江商吉田本二郎氏其他理事廿一名、監事五名を選定した

工作機械の供給を制限

【七二】近時兵器製造事業其他時局關係工業の工作機械に對する需要は急激に増加しつゝあるに鑑み政府は七十三議會に於て工作機械製造事業法を制定し工作機械の増産に乘出したが更に兵器、工作機械製造業等戰時緊急を要する工業部門の需要に對し工作機械の充分なる供給を確保するため供給統制を行ふことゝなり商工省では輸出入臨時措置法に基き工作機械供給制限規則を制定、廿日付官報を以て公布即日實施することゝなつた、之により當分の間不急不要事業乃至は重要事業であつても時局上の重要性が第二次的と認めらるゝ産業部門に對しては工作機械の供給は制限せられることゝなつた、尙ほ本供給制限規則は差し當り設備卅臺

以上の工作機械製造業者の製品に於てのみ適用され右以下の設備を有する業者に對しては適用されず又輸出の場合には特別供給の途を拓いてゐる、工作機械供給制限規則内容左の如し

△工作機械供給制限規則 第一條 本則に於て工作機械とは切削研磨用の金屬工作機械を謂ふ 第二條 設備たる工作機械卅臺以上を備ふる工作機械製造業者(以下工作機械製造業者と稱す)は兵器又は其の部分を製造する者以外の者に對し工作機械を供給(本則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)することを得ず、但し左に掲ぐる物品若は其の部分品を製造する場合(輸出用として輸出業者に對し供給する場合を含む)又は特別の事情ある場合に於て商工大臣の許可を受けたるときは此の限りに在らず

けたる場合は此の限に在らず 第六條 (省略) 第七條 工作機械製造業者は毎月十五日迄に左に掲ぐる事項を記載したる書類を商工大臣に提出すべし

一 前月の製造數量及價額(機種別に記載すべし) 二 前月の供給數量及價額(機種別及供給先別に記載し且各供給先に付當該工作機械を使用して製造する物品を記載すべし) 三 翌月の製造豫定數量及價額(機種別に記載すべし) 四 翌月の供給豫定數量及價額(機種別及供給先別に記載し且各供給先に付當該工作機械を使用して製造する物品を記載すべし)

第五條の規定は本則施行前に供給を受けたる工作機械に付ては之を適用せず

加里鹽類輸入販賣統制實施

【七三】戰時農業生産力の増進が急務とされてゐる反面に於て最近加里鹽類(硫酸加里、鹽化加里、加里肥料)は輸入抑制方針に依り供給不足を來してゐるので農林、商工兩省では之が輸入販賣統制に乘出すことになり臨時肥料配給統制法第二條の規定に依り十三日付官報を以て左記の省令を公布、即日實施した

農林、商工省令第三號

臨時肥料配給統制法第二條の規定に依り粗製加里鹽類の輸入及販賣に關する件左の通定む 第一條 粗製加里鹽類の輸入を爲す者其の輸入に係る粗製加里鹽類を肥料として販賣せんとするときは豫め其の販賣

先別割當數量を決定し農林大臣及商工大臣の許可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第二條 粗製加里鹽類の輸入を爲す者輸入を爲さんとするときは豫め粗製加里鹽類の月別輸入豫定數量及販賣豫定價格を農林大臣及商工大臣に届出づべし 第三條 粗製加里鹽類の輸入を爲す者は毎月十日迄に前月に於て輸入したる粗製加里鹽類の數量及輸入沖着價格並に前月に於て販賣したる粗製加里鹽類の販賣先別數量及價格を農林大臣及商工大臣に届出づべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す 粗製加里鹽類の輸入を爲す者本令施行前に爲したる販賣契約に基き本令施行後肥料として粗製加里鹽類の引渡を爲す場合に於ては本令施行後遲滞なく其の販賣先別數量を農林大臣及商工大臣に届出づべし

醫療藥品も輸入制限

【七三】厚生省では物資動員計畫の實施に伴ひ醫療用藥品並に原料の輸入制限を行ふことに方針を決し目下商工省と打合せを進めてゐるがこれと同時に藥品公定價格の設定、代用品生産の奨励並に助成標準藥品の指定等の諸方策につき具體化を急いでゐる、而して現在我國に使用されてゐる藥品は藥律附屬省令によつて規格された藥局方七百餘種の外二萬餘種に上る新藥がありこれらの藥品中原料又は精製品として輸入されるものは四千餘種に達してをり、これらを一律に禁止又は制限を加へることは實際上にも影響するところが大きいので慎重な態度を以て考

究を進めてゐるが厚生省當局の大體の方針は左の如くである

一 輸入藥品の統制は最小限の必要藥品の輸入に止める

一 輸入藥品に比較して劣悪なる國產藥品に對しては之を極力保護し、藥品の規格を引上げて之に代らしめこれに起因する價格騰貴は或る程度認める

一 代用品生産は單に輸入藥品に代へしむるのみでなく禁止、又は制限をうけた藥品の代用品生産として補助金を交付して指導獎勵する

一 標準藥品の指定は醫療上不可缺の藥品につき大體千種程度とする

一 公定價格の設定は差當り輸入藥品に對し代用品なく且つ必需品と見るべきもの百餘種を選定する

【七五】戰時物資と物價の非常管理を著々實行しつゝある商工省物資調整局では本月中には物資動員計畫に即應する戰時重要物資卅二品目及びこれに準ずる物資の使用禁止乃至制限に關する應急措置を大體完了することゝなつてゐるがこれにより物動計畫が規定する戰時物資の生産配給、物價、消費の一貫の統制が殆んど完成することゝなり惹いて軍需資材の充足並に輸出用原料及び同製品の國內流用も法制的に抑止し得る戰時經濟體制確立の第一段的諸方策が先づ終了するまでに立ち至つた、依て池田藏商相は八月以降に於いては禁止の消費制限による轉業失業對策を急速に實行に移すと共に右第一段的施策の範圍内に於いて諸生産力の飛躍的擴充に乗出し軍需及び輸出産業の最大限の充實と振興に力を置く戰時經濟

策の積極的轉換をなすことになつた、かくて我が戰時下の經濟は第二段の發展段階に入ることとなるわけである、十五日の五相會議後池田藏商相は明快に施策の積極的轉換の決意を左の如く語つた

戰時物資の消費統制に關する方策も大體實行に移したがこれは軍需資材の豊富な供給と輸出原料及び製品の國內流用の出来ないやうにし、騰勢にある物價を國民生活の安定と輸出の振興と云ふ二つの見地から抑制したので云はば物動計畫遂行の消極面と云ふべきだ、これで愈々積極的轉換をなす諸陣立は出來上つた、これからは大いに生産力の飛躍的擴充を圖りドシ／＼輸出振興に力を注ぎまた局限された範圍内で困難は勿論伴ふであらうが國內産業の振興も棄てゝは置けぬ、大いに努力する決心である、陣立てが出來ればたとゝ邁進するだけである

更に商工行政機構も急ぎ全面的に組織替へしたいが目下事務當局に於いて着々立案中である、この成案を得次第躊躇するところなく斷行する決心である

### 物價・賃銀

#### 暴利取締令改正

【七四】物資動員計畫に即應して矢張り遂行されつゝある戰時物資の非常管理と不可分關係にある政府の物價抑制政策はさきに公布實施された新販賣價格取締規則(商工省令)に引續き暴利取締令の改正省令(商工、農林兩省令)が十四日公布即日施行された、右により支那事變前の

物價に引下ぐべき積極的意圖をもつ政府の物價政策は法的にも實際的にも完全に遂行されることになつたわけである、暴利取締令の改正省令全文左の如くでこれにより新たに十三品目が追加取締りを受けることになつた、支那事變後暴利取締令は今回を以て第三回目の改正である、昨年八月の第一回改正、これは大正六年農商務省令第二十條の全文改正であつて

暴利取締令は之に依り全く面目を一新した、同年十月に第二回改正を行つたが此の改正により品目の範圍が非常に廣汎となつた、今回の改正は左の諸點で在るが其の重點は販賣價格の表示を一般的に命じた所に在る

一 暴利取締に關する地方行政官廳を東京府に在りては東京府知事及警視總監と爲したること、他の府縣は地方長官が警察權を管掌して居るが東京府は警察權に關しては警視總監が管掌して居るので東京府知事と警視總監とが合議の上で暴利取締に當ることになつたのであるがこれは従前と雖も事實上兩者は緊密なる聯絡の下に取締を爲して居つたのである、之を成文の上に表示して一層の完璧を期することにした譯である

二 暴利取締行為に仲介を加へたること最近物資獲得の困難に乗じて不當の仲介料を食する者が現はれて來たので之を取締ることにしたのである

三 品目を追加したこと今回追加した品目は次の如きものである

第一條第八號、第九號、第十一號、第十二號、第十四號、第十六號、第十七號、第十九號、第廿六號、第廿七號、

第廿八號、第廿九號

四 販賣價格の表示を命じたことである(第一條ノ二、第二條ノ二、第四條ノ二、第五條)

△改正省令全文

第一條 暴利を得るの目的を以て左に掲ぐる物品の買占若は買惜を爲し若くは爲さんとし又は暴利を得て左に掲ぐる物品を販賣し若くは販賣せんとする者と認むるときは商工大臣又は地方長官(東京府に在りては東京府知事及警視總監以下同じ)は期間を定めて其の行為を爲すべからざる旨を戒告し且必要と認むるときは同一物品の取引に付條件を附することを得不當の報酬を得て左に掲ぐる物品の販賣を媒介し又は媒介せんとする者と認むるとき亦同じ

一 金屬及其の原料並に金屬製品、二 黒鉛、硝砂及雲母並に石棉及其の製品

三 機械器具及其の部分品、四 自動車其の他の車輛及其の部分品、五 電線及電柱、六 電燈、七 研磨材料、八 陶磁器、耐火煉瓦並に硝子及其の製品、九 セルロイド及其の製品、十 石油及其の容器、十一 石炭、コークス、煉炭及薪炭、十二 棉花、麻、ステールアルファイバー及羊毛其の他の鳥獸毛、十三 絲(生絲を除く)並に布帛

(フェルト及編物を含む)及其の製品、十四、被服及身邊用細貨類、十五 紙及其の製品、十六 染料、顔料、塗料及填充料、十七 工業藥品及農業用藥劑、十八 醫藥其の他の衛生材料、十九 油、脂、蠟及其の製品並に調製劑、二十 肥料及飼料、廿一 生ゴム

香類、廿二 パール、廿三 皮

革及其の製品、廿四 麥及小麥粉、廿五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其の他の穀物以外の飲食料品

廿六 セメント、瓦、砂、砂利其の他の土木建築材料、廿七 木竹類及其の製品、廿八 燐寸、廿九 氷

第一條の二 物品の販賣を爲す者は其の價格を物品の見易き部分に記載し店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし、但し地方長官に於て特別の事情ありと認むる場合は此の限に在らず

第二條 商工大臣又は地方長官取締上必要ありと認むるときは第一條に掲ぐる物品の販賣を爲す者に對し業務に關する報告を爲さしむることあるべし

第二條ノ二 商工大臣又は地方長官は物品の販賣を爲す者に對し價格の表示に關し必要なる事項を命じ又は價格の届出を命ずることあるべし

第三條中「第一條に掲ぐる物品中木炭、肥料、飼料、麥、木材及農畜水産物たる飲食料品」を「薪炭、麻、鳥獸毛、油脂、蠟、肥料、飼料、麥、木竹類及其の製品、農畜水産物たる飲食料品並に氷」に「前二條」を「第一條、第二條又は前條」に改む

第四條第二項を削る

第四條ノ二 左の各號の一に該當する者は拘留又は料所に處す

一 第一條ノ二の規定に依る表示を爲さず又は虚偽の表示を爲したる者

二 第二條の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者

三 第二條ノ二の規定に依る命令に違反したる者

第五條中「前條」を「前二條」に、「前條の罰金刑」を「第四條の罰金刑又は前條の科料刑」に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す但し第一條の二の規定は七月十八日より之を施行す

▲地方長官に通牒【二三】政府は物價抑制政策遂行のため販賣價格取締規則について十四日暴利取締令の改正令を公布即日實施したがこれに先立ち十三日同改正令施行に關し商工、農林、内務三次官より全國地方長官に對し左の如き通牒を發した

一 本改正令の實施に當りては官廳、公共團體、商工會議所、同業組合其の他各種團體、ラヂオ、新聞、雜誌等を動員して本令實施の緊急止むを得ざる所以を物品販賣を爲す者は勿論廣く國民大衆に周知徹底せしめ進んで物價昂騰の抑制に協力する機運の醸成に努むること

二 販賣價格の表示は出來得る限り正札の方法に依らしむること爲すも物品販賣上の舊來の慣習を努めて尊重すること、物品の種類性質其の他の事情に依り店頭に掲示、見本帳の備付其の他適宜の方法を認むること、正札以外の方法を以てする場合は品質、數量等を明示して販賣價格を表示せしむること、尙包装品の生産者に對しては煙草の如き定價表示を極力圖らしむること

三 第一條の二但書の規定に依る表示の除外は原則として認めざる事と爲すも純然たる農林水産業者に付ては全般的に、左記の者に付ては事情に依り之を認むること  
(イ)各種行商、(ロ)各種露天商、(ハ)荒物雜貨類小賣商、(ニ)駄菓子類小賣商、(ホ)入札又は競賣の方法に依り販賣を爲す者、(ヘ)其他地方長官に於て表示を命ずるを適當ならざる認むる者尙前記(イ)に依り表示の除外を認めんとするときは濻め商工省に打合を爲し其の他の場合に在りては遲滯なる商工省に報告を爲すこと  
四 第一條ノ二及第三條の「物品の販賣を爲す者」とは第一條に掲ぐる物品に止まらず其の他總ての物品の販賣を爲す者にして且販賣業者のみならず生産者貿易業者を包含するも瓦斯、電氣、水道等の供給事業者及飲食店料理店等の接客業者を含まざること  
五 第一條ノ二の規定の取締に當りては物品の種類數量其の他各般の事情を考慮して之を行ひ徒らに小賣商に對する取締に終始して生産者貿易業者、卸業者等の大口取引者を看過することなき様特に留意すること  
六 第一條中「地方長官」を「地方長官(東京府に在りては東京府知事及警視總監以下同じ)」に改めたる趣旨に鑑み道府縣警察部(東京に在りては警視總監は從來の如く單に市況、取引價格等の巡察内債を爲すに止らず道府縣經濟部(東京に在りては東京府)と一體となり監視取締に遺憾なきを期すること

認むること

賣積み、買占めを行ふものに對しては暴利取締令の活用を期する

(イ)各種行商、(ロ)各種露天商、(ハ)荒物雜貨類小賣商、(ニ)駄菓子類小賣商、(ホ)入札又は競賣の方法に依り販賣を爲す者、(ヘ)其他地方長官に於て表示を命ずるを適當ならざる認むる者尙前記(イ)に依り表示の除外を認めんとするときは濻め商工省に打合を爲し其の他の場合に在りては遲滯なる商工省に報告を爲すこと

販賣價格取締規則と個々の商品の價格取締規則の一元化 販賣價格取締規則によつて商品の最高標準價格に違反せるものを取締つてあるが纖維製品及皮革等については夫々單獨の價格取締規則があり二元制の法制的觀を與へてあるが商工省としては販賣價格取締規則に全部集中する方針で近く改正省令を公布する意向である

一 工業藥品、ゴム製品(化學工業品物價専門委員會答申)  
一 南洋材(同雜貨物價専門委員會答申)  
原案通り可決、アルミニウム、アルマイト各製品、ヒマシ油、カゼイン等の標準最高價格を現在市價よりも一割乃至二割方引下げて決定した

3 此の際不急不用と認めらるる産業の生産力を必要方面への生産に轉ぜしむる爲積極的の方策を講ずる要あるものとす

△販賣價格の地方別差違 販賣價格は全國的大綱は商工大臣により決定しそれ以外のものは地方長官で決定するが地方によつて販賣價格の差違は認め即ち從來の商慣習による差違をつけ地方長官に於て販賣價格を設定するも差支へない

△原料價格の公定 販賣價格は製品のみに限らず原料價格をも公定する用意を有する

▲第一特別委員會  
一 供給確保の件  
1 生産の増大  
一 軍需充足、輸出振興に必要な産業の生産を増加する爲左の措置を講ずるを緊要と認む  
イ 現存設備の生産能力を極力發揮せしむる爲生産設備の合理的利用を圖らしめ原材料の供給に付ても之を優先的に爲すと共に勞務者に付ても之が配置、再訓練等に付適當なる方策を講ずる事  
ロ 新生産設備にして其の生産完成期の相當長期に亘るものに付ては此の際之を調整し限りある對外購買力を極力現存生産設備の生産力發揮に利用する事  
ハ 生産力擴充に關しては一部設備不足の爲生産力を充分發揮し得ざる向に對し其の整備を優先的に認むる等材料の獲得、資金の調達に付一段の改善を加ふる事  
ニ 將來の反動に對する警戒の爲に生産力擴充の阻まるる傾あるものに付ては至急之が對策を講ずる事  
三 國民生活維持に必要な物資の生産力に付ても生産の合理化、品種の整理、餘剩努力の利用等に依り極力之が維持を圖り必要供給量を確保す

第二 輸入力の増進  
輸入力を増進する爲極力左の措置を講ずるの要ありと認む  
イ 輸出用原料の輸入を圓滑ならしむる爲正貨準備を適當に利用する事  
ロ 製品の輸出と其の原材料の輸入とをリンクせしめる等輸出用原材料の輸入の確保を爲すと共に輸出用原材料の國內消費轉用を徹底的に防止する事  
ハ 輸出の振興を妨ぐる障礙例へば割當制等を出來得る限り除去する事  
ニ 滿洲、北支、中支等より原材料を極力輸入する事  
ホ 産金の獎勵に付ては更に積極的の方策を講ずる事  
ヘ 貿易外受取勘定の増大を圖る爲海運賃の對外受取増大策を講ずる等適當なる方策を樹立する事  
ト 政府及民間の在外機關を此の際整理統一する等貿易外支拂勘定の減少を圖る事  
第三 代用品の獎勵  
獎勵を必要とする代用品を明示し極力其の發明改善を圖ると共に適當の方法に依り之を助成し優良代用品の生産に努むるものとす、尙政府、地方公共團體等に於て率先して使用する等之が普及を圖るの要あり  
第四 廢品又は不用貯藏品の利用  
1 學校、地方公共團體、婦人團體等

△物資供給確保配給改善對策決定

【七三】中央物價委員會は十五日午後三時より工業俱樂部に第六回總會を開會、第一、第二特別委員會で決定した左の八案件を附議し

一 配給の改善の件(第一特別委員會)  
一 供給の確保の件(同)  
一 補製品、毛製品(第二特別委員會)  
一 雜貨物價専門委員會答申)  
一 肉類價格の抑制に關する意見(同食料品物價専門委員會答申)  
一 アルミニウム製品及びアルマイト製品(同金屬品物價専門委員會答申)  
一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

▲暴利取締令の活用を期す【七三】十三日の經濟部長會議に於て新倉商工省商務局長は當面の物價對策に關する商工省の新方針を左の如く言明した

△公定價格以下の暴利 公定價格以下で

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

△公定價格以下の暴利 公定價格以下で

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

△公定價格以下の暴利 公定價格以下で

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)

一 家賃交通費に關する意見(同專門委員會答申)



を通じ廣く一般家庭に廢品又は不用貯藏品の更生利用の必要を了知せしめ之が供出に努めしむると共に其の蒐集の組織を整備するの要あり

2 政府及地方公共團體は勿論工場、鑛山、事業場等産業方面に於ける廢品の蒐集、利用不用貯藏品の活用を極力圖らしむるものとす

一 配給の改善の件

1 當業者の組織化  
 1 配給の改善は當業者の組織化を先決要件とす而して當業者の組織化に付ては最近相當普及しつゝあるも全業種、全業態、全地域に亘り積極的に其の促進を圖る要あり尙重要物資に付ては必要に應じ其の關係當業者に對し夫々の組合を強制設立せしむる要あるものとす

2 當業者の組織化と併せて生産、輸入、輸出、配給、消費等の關係者間の聯絡を密ならしむる要あるを以て之が適當なる團體を活用すると共に地方的に又は全國的に聯絡統制機關を設置せしむるの要あるものとす

二 買占、賣借並に買溜の防止  
 1 買占、賣借の取締に關しては暴利取締令の強化及其の勵行を爲すと共に必要に應じ在庫量の制限を爲すの要あり

2 一般消費者の買溜等の防止に付ては國民精神總動員運動に依る等速に適當なる措置を講ずるものとす

三 配給管理、數量割當又は切符配給制度の採用

強度の消費制限を必要とする物資に付ては配給管理、數量割當又は切符配給制度を採用するを適切と認めらる尙必要に應じては斯る制度と併せて販賣先又は購入先の指定等を爲すの要あるべし

四 配給費の低減  
 當業者の組織化と併せて配給の系統及範圍の合理化を圖り必要に應じ配給口錢を公定する等の方法に依り配給費の低減を圖るものとす

▲第二特別委員會  
 △化學工業品物價専門委員會  
 一 工業藥品  
 (イ)工業藥品の價格騰貴抑制方に關しては嚴に一應其の應急對策を答申致したる處なるが更に其以外の品目に付ても差當り左記價格以上に價格を騰貴せしめざることを緊要と認む

品名	單位	價格
ヒマンシ油 (工業用)	石油罐斤	四〇〇圓
カゼイン	百封度	六〇〇圓
内地松脂	正味百斤	三〇〇圓

一、今後洋松脂の價格を輸入採算を基準として決定する場合に於ては内地松脂の價格をも之に準じて考慮するものとす

内地桐油 一箱(壹斤) 三〇〇圓  
 (ロ)グリズリンに關しては嚴に一應其の價格を決定したるも本品に付ては特に價格騰貴の傾向に在らざるを以て前回決定したるグリゼリンに關する最高價格は之を取消し今後の情勢を見ることとす

二 ゴム製品  
 ゴム製品の價格騰貴抑制方に關しては嚴に其の應急對策を答申致したる處なるが更に其以外の製品に付ても差當り左記價格以上に價格を騰貴せしめざることを緊切と認む

最高價格(東京に於ける價格とす、地方はその特別事情を考慮しこれに準ずるものとす)

品名	單位	種別	小賣價格
(イ)水枕	一個	中等品	一五圓
包裝付			
9×17大型		並等品	一三圓

備考 上等品と雖も其の小賣價格は一圓六七錢を越ゆることを得ず  
 (ロ)動力用調帯 プライ A 級 四五錢  
 エンドレス、ペル A 2 級 四五  
 ン及特殊規格のもの  
 のを除く B 級 三八

(ハ)布靴  
 一 中等品 八六錢  
 十文以上十二文迄 並等品 七八錢  
 備考 上等品と雖も其の小賣價格は九七錢を越ゆることを得ず

八文以上 一足 中等品 七一錢  
 九文七分迄 並等品 六三錢  
 備考 上等品と雖も其の小賣價格は八二錢を越ゆることを得ず(前回のもの、訂正)

七文以上 一足 中等品 六二錢  
 七文半迄 並等品 五三錢  
 備考 上等品と雖も其の小賣價格は七二錢を越ゆることを得ず

六文以上 一足 中等品 五三錢  
 六文半迄 並等品 四五錢  
 備考 上等品と雖も其の小賣價格は六四錢を越ゆることを得ず

七文以上 一足 中等品 六五錢  
 七文半迄 並等品 五〇錢  
 備考 上等品と雖も其の小賣價格は七五錢を越ゆることを得ず

五文半以上 一足 中等品 五五錢  
 六文半迄 並等品 四〇錢  
 備考 上等品と雖も其の小賣價格は六五錢を越ゆることを得ず

品名	單位	種別	工場賣價格	卸賣價格
(ホ)總ゴム長靴				
十文以上	一足	中等品	三〇圓	三九圓
十一文半迄		並等品	二五圓	三三圓

備考 上等品と雖も其の小賣價格は三圓二五錢を越ゆることを得ず  
 七文以上 一足 中等品 一〇圓  
 七文半迄 並等品 一〇圓

備考 上等品と雖も其の小賣價格は一圓九〇錢を越ゆることを得ず

品名	單位	種別	工場賣價格	卸賣價格
(ニ)總ゴム短靴				
十文以上	一足	中等品	一〇圓	一三圓
十一文半迄		並等品	一〇圓	一三圓

備考 上等品と雖も其の小賣價格は三圓卅錢を越ゆることを得ず

備考 上等品と雖も其の小賣價格は九文以上十文半迄(直か履)

一 (ハ)乃至(チ)に付ては凡て卸賣價格は工場賣價格に五分を、小賣價格は之に一割五分を加算したるものを以て最高限度とし右最高限度の小賣價格を前記小賣價格とす

一 工場賣價格及卸賣價格を定めたるものに付ては之之後之に順應する様小賣價格の引下を行ふものとす

一 右價格は普通品の價格にして特製品に付ては右價格を基準として之を考慮すると共に今般決定なき文數のものに付ては決定したる價格に準じ之を定むるものとす

一 (ロ)の動力用調帯に付ては卸賣價格は工場賣價格に一割以内を、小賣價格は之に二割以内を加算したるものを以て最高限度とし右最高限度の小賣價格を前記價格とす

品名	單位	工場賣價格	小賣價格
(リ)ガーデンホース			
一呎	四十分	一〇五	二〇〇
一呎	四分	一〇五	二〇〇

一 (ヌ)瓦斯管(太サ八分三吋)  
 一呎 中等品 三〇五錢  
 並等品 二八〇錢  
 一呎 中等品 三〇五錢  
 並等品 二八〇錢

△金屬品物價専門委員會  
 一 アルミニウム製品及アルマイト製品  
 アルミニウム製品及アルマイト製品の價格騰貴を抑制する爲にはアルミニウム地金の供給を圓滑ならしめ且其の價格を抑制するは勿論暴騰の現狀に在るアルミニウム屑の價格を常態に復し之をして國産アルミニウム塊より低價ならしむる様指導すると共に他

品

(註)

面消費の節約又は禁止並に代用品の使用を強制する等の根本的對策を早急に講ずるの要あり

然れども最近本製品の價格急騰しつゝある現狀に鑑み之が應急的對策として其の各製品に付差當り左記價格を以て最高小賣價格と定め以て市價の適正を維持するを緊切と認め、尙卸賣價格は工場賣價格に一割を、小賣價格は工場賣價格に四割を加算したるものを以て最高限度とし右最高限度の小賣價格を前記價格とす

アルミニウム製品(純分九八%以上) 及アルマイト製品(標準小賣價格表(東京に於ける價格を標準とす)(單位圓)

品名	標準	アルミニウム製品	アルマイト製品
寸銅網六種	一元九角	一元八角	一元六角
一八	二元	一元八角	一元六角
二〇	二元二角	一元八角	一元六角
二二	二元四角	一元八角	一元六角
二四	二元六角	一元八角	一元六角
二六	二元八角	一元八角	一元六角
二八	三元	一元八角	一元六角
三〇	三元二角	一元八角	一元六角
三二	三元四角	一元八角	一元六角
三三	三元五角	一元八角	一元六角
三六	三元八角	一元八角	一元六角
三九	四元	一元八角	一元六角
四〇	四元一角	一元八角	一元六角
四二	四元三角	一元八角	一元六角
四三	四元四角	一元八角	一元六角
四四	四元五角	一元八角	一元六角
四六	四元七角	一元八角	一元六角
四七	四元八角	一元八角	一元六角
四八	四元九角	一元八角	一元六角
五〇	五元	一元八角	一元六角
五二	五元二角	一元八角	一元六角
五三	五元三角	一元八角	一元六角
五五	五元五角	一元八角	一元六角
五七	五元七角	一元八角	一元六角
五八	五元八角	一元八角	一元六角
六〇	六元	一元八角	一元六角
六二	六元二角	一元八角	一元六角
六三	六元三角	一元八角	一元六角
六五	六元五角	一元八角	一元六角
六七	六元七角	一元八角	一元六角
六八	六元八角	一元八角	一元六角
七〇	七元	一元八角	一元六角
七二	七元二角	一元八角	一元六角
七三	七元三角	一元八角	一元六角
七五	七元五角	一元八角	一元六角
七七	七元七角	一元八角	一元六角
七八	七元八角	一元八角	一元六角
八〇	八元	一元八角	一元六角
八二	八元二角	一元八角	一元六角
八三	八元三角	一元八角	一元六角
八五	八元五角	一元八角	一元六角
八七	八元七角	一元八角	一元六角
九〇	九元	一元八角	一元六角
九二	九元二角	一元八角	一元六角
九三	九元三角	一元八角	一元六角
九五	九元五角	一元八角	一元六角
九七	九元七角	一元八角	一元六角
一〇〇	十元	一元八角	一元六角

品名	標準	アルミニウム製品	アルマイト製品
菜入れ	大 〇・七五	〇・七五	〇・七五
小 〇・六五	〇・六五	〇・六五	〇・六五
學生カッパ七種	一五 〇・四	〇・四	〇・四
八種 〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
九種 〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七
腰下カッパ七種	三 〇・一七	〇・一七	〇・一七
八種 〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五
九種 〇・一三	〇・一三	〇・一三	〇・一三
共柄杓十五	元 〇・三五	〇・三五	〇・三五
一、八 〇・二	〇・二	〇・二	〇・二
三、〇 〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五
三、三 〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
水筒(稜地袋入)	二合 〇・七五	〇・七五	〇・七五
三合 〇・八五	〇・八五	〇・八五	〇・八五
アルミニウム製釜(購物純分九五%以上)	及アルマイト製釜(標準小賣價格表(東京に於ける價格を標準とす)(單位圓)		

努力すること、尙豚、兎、羊等に付ては極力之が増殖を奨励する事

2 肉類及肉畜の配給の合理化を圖り冷蔵車其他の運搬設備の充實に努むると共に之が代用品として増産に努むべき豚、兎等に付ては之が運賃の低下を圖る事

二 牛肉豚肉の消費節約

牛肉豚肉の供給不足に鑑み公私の會食等は固より一般旅館、飲食店及各家庭に通じ肉類は一食に一皿を限度とし出來得る限り之が消費を節約せしむる方策を講ずることとし價に付ては特に之が屠殺の制限方に關する具體的方策を樹立する事

三 代用品の奨励

牛肉豚肉の消費節約實行の方策として鯨肉兎肉及羊肉等の食用を奨励すると共に速かに之等代用品の供給を豊富ならしむべき方策を確立すること、殊に鯨肉に付ては南水洋に於ける捕鯨事業の振興に伴ひ鯨肉をも併せ内地へ輸送の道を開く事

四 小賣價格の抑制

1 小賣價格は凡て之を表示せしむることとし牛肉及豚肉に付ては各銘柄に付各地方毎に夫々其の標準小賣價格を設定すること、尙此以外肉類に付ても必要に應じ其の標準價格を設定する事

2 標準小賣價格は新聞紙、ラヂオ等を通じ之を公表する事

3 府、縣、市、家畜市場及小賣市場等關係團體には適當なる指導員を置き相互の聯絡を保ち公設小賣市場、私設小賣市場等をして適當

なる價格をせらしむる様指導せしむる事

五 肉類に付ては其の性質上特に量目品質等に付取締を嚴にすると共に此の點に關し一般消費者の關心を高めしむる事

△雜品物價専門委員會

一 南洋材

南洋材の價格騰貴を抑制する爲には差當り市中在庫品と輸入品とに區分し夫々最高標準販賣價格を設定し必要に應じ之が引下を爲すを緊要と認め、尙南洋材の運賃は特に其の價格に及ぼす影響至大なるを以て之が引下を圖り品等區分及材積の適正を期する爲検査所の設置を爲し更に國産材の供給増加する等、至急適切なる措置を講ずるの要ありと認め

標準最高販賣價格

(東京、大阪、名古屋、清水に於ける價格とす但し輸入業者の販賣價格については芝浦、大阪、名古屋、清水の各港沖船側價格とす)

第一 市中在庫品

品名	標準	アルミニウム製品	アルマイト製品
甲 原木(インボイス百石に付) 及製材品(百石に付)			
種別	原木最終販賣價格	製品最終販賣價格	販賣價格
A 級	1,800.00	3,000.00	
B 級	1,700.00	2,800.00	
C 級	1,500.00	2,600.00	

備考

1 インボイス石數とは最狭部一方指寸止長尺止七九掛石數をいふ

2 原木の最終販賣價格は「ロット」賣以外の場合に在りては一割以内増額することを得

3 製材品は工場渡以外の場合は諸掛實費を申受けることを得

4 製材業者以外の者が販賣をなす場合には口錢として一割以内製品最終販賣價格に加算することを得

乙 ベニヤ板(一枚に付)

製品最終販賣價格

品名	標準	アルミニウム製品	アルマイト製品
甲 原木(インボイス百石に付) 及製材品(百石に付)			
種別	原木最終販賣價格	製品最終販賣價格	販賣價格
A 級	1,300.00	1,500.00	2,500.00
B 級	1,100.00	1,300.00	2,300.00
C 級	1,000.00	1,200.00	2,200.00

備考

1 インボイス石數とは最狭部一方指寸止長尺止七九掛石數をいふ

2 原木の最終販賣價格は「ロット」賣以外の場合に在りては一割以内増額することを得

3 製材品は工場渡以外の場合は諸掛實費を申受けることを得

4 製材業者以外の者が販賣をなす場合には口錢として一割以内製品最終販賣價格に加算することを得

乙 ベニヤ板(一枚に付)

製品最終販賣價格

普通品 ○圓八二五

備考

1 ベニヤ板は工場渡以外の場合は諸掛實費を申受けることを得

2 ベニヤ業者以外のものが販賣をなす場合には口錢として一割以内製品最終販賣價格に加算することを得

第二 輸入品

普通品 ○圖七六〇

備考

1 ペニヤ板は工場渡以外の場合は諸掛費を申受けることを得

2 ペニヤ業者以外の者が販賣をなす場合には口錢として一割以内製品最終販賣價格に加算することを得

△家賃交通費等専門委員會

一 交通費は一般物價に比すれば騰貴し居らざるも此際値上げするが如きことあらば國民生活に及ぼす影響至大なるを以て至急現在以上に之を値上せしめざる措置を講ずるを要と認め

二 特に大都市に在りては交通機關の現狀に鑑み各種交通機關の聯絡統制を強化し極力經營の合理化を圖らしむる要ありと認め

三 交通費負擔の軽減に資する爲差當り左の如き施設を講ずるの要ありと認め (一)官公私營の鐵道、軌道、乗合自動車相互間の聯絡運輸を擴充する事 (二)競争又は平行する路線の整理を爲し且交通機關相互間の運輸の調整を爲す事

(三)各種運輸の合理化を圖り且學生及勤勞者の爲にする定期乗車券の普及其他負擔軽減の方法を講ずる事

(四)貸切旅客自動車營業(タクシー營業)に付メーター料金制を實施し、企業經營の改革を圖り尙極力企業間の合同を促進して之が統制を圖る事

(五)交通機關必要材料の供給を確保し其の價格の抑制を圖る事

△纖維品物價專門委員會

一 綿製品 綿製品の價格騰貴を抑制する爲の應急

對策に關しては屢に答申致したる處なるが蒲團綿に付ても左記の通標準最高販賣價格を定む 標準最高販賣價格(東京に於ける價格とす)地方は其の特殊事情を考慮し之を決定するものとす 種 別 卸賣價格 小賣價格 蒲團綿(天津一號) 三疋に付 四・五〇 五・〇〇 同 (赤 綿) 三・〇〇 三・五〇 青 梅 綿 四千匁に付 〇・三〇 〇・三三 二 毛製品 毛製品は其の性質上秋冬期に向ふに従ひ益々需要増加するものなるに鑑み急速に之が價格騰貴抑制を圖る要あるを以て今後之を引下げる見地の下に差當り左記標準の品種に付最高標準販賣價格を設定するを要と認め尙羅紗、メルトン地其他仕上用品に付ても追て標準最高販賣價格を定むる方針なり 標準最高販賣價格(單位圓) (東京に於ける價格とす、地方は其の特殊事情を考慮し之に準ずるものとす) (イ)洋服地 種 別 小 賣 價 格 純毛サージ(紺、黒、白) 一米(三百匁)に付 五・〇〇 (同) 一米(三百五十五匁)に付 五・七〇 (同) 一米(四百五十五匁)に付 六・六〇 備考 一、日毛製品を標準とす 二、堅牢染とす 混紡サージ(三割混紡) 一米(三百匁)に付 四・三〇 (同) 一米(三百五十五匁)に付 五・〇〇

付 五・〇〇 (同) 一米(四百五十五匁)に付 六・三〇 備考 國産色に付ては 一、毛染は一米に付混紡サージ一米價格に卅銀値上とす 二、後染は一米に付混紡サージ一米價格と同値とす (ジ)浴尺物 男物尾州奎セル 一反(百八十匁)に付 三・五〇 女物尾州縞セル(中級品)一反(百九十匁)に付 二・五〇 尾州縞英ネル 一米(廿九匁)に付 三・〇〇 (ハ)モスリン 紅、黒(大東紡織赤百番日毛一號に當る) 大巾鯨一尺に付 〇・四〇 白、色(同) 同 〇・天 (ニ)毛布類 白毛布中級品(日本毛織ボタン印) 二枚續物(七百五十匁附) 三・三〇 茶毛布花額中級品(泉州物) 二枚續物(七百匁附) 四・三〇 純毛布(鐘紡紅葉印級綿糸) 二枚續物(三百六十匁附) 四・五〇 (ホ)メリヤス 男物メリヤスシャツ又はズボン下(一打六斤付防縮加工なし) 一枚(六十匁)に付 三・三〇 男物混紡メリヤスシャツ又はズボン下(四割混紡一打六斤付、防縮加工なし) 一枚(六十匁)に付 三・三〇 女物純毛メリヤス肌着(平編一打四斤半付クリ衿防縮加工なし) 一枚(四十五匁)に付 三・〇〇 女物混紡メリヤス肌着(四割混紡平編

一打四斤半付、クリ衿、防縮加工なし) 一枚(四十五匁)に付 三・三〇 (一)純毛平編腰巻 純毛(一打七斤付)一枚(七十匁)に付 三・五〇 混紡(四割混紡一打六斤付)一枚(六十匁)に付 三・三〇 (ニ)毛靴下(表糸三三單糸純毛裏糸國用糸又はスランニ〇單糸一打百五十匁付) 一足(十二匁五分)に付 〇・七〇 (チ)手編糸 純毛N廿級 一封度に付 四・七〇 純毛霜降 同 四・九〇 混紡N廿級 同 四・四〇 混紡霜降 同 四・六〇 カラム糸 同 四・四〇

△販賣價格取締指定物品四品目追加 【七二】商工省では別項の第一、第二各特別委員會の答申決定に隨つて十六日物品販賣價格取締規則第一條の規定により新に左の四品目を商工大臣指定物品として追加、商工省告示を以て發表することになつた、これでこの四品の標準最高價格は自動的に公定價格化されたが新販賣價格取締規則より指定された物品は舊の十四品を加へて十八品目となつた △アルミニウム製品△アルマイト製品△ヒマシ油△カゼイン 國産アルミニの價格協成成立 【七三】商工省では國産アルミニの價格騰勢を抑制し配給を圓滑化する爲かかつて次官通牒を以て日本アルミ、日本電工、日寶、日滿アルミ、住友アルミニウム製錬の五社に對し販賣先及販賣數量の届出と販賣協定値の設定方を命じてゐたが五社ではこの國産アルミニウムの七月限民需最高販賣價格を自治的に決定商工當局に具申して來たので十四日當局は正式にこれを認可した、こゝに最高販賣價格協定の正式成立を見たが今後は引續き毎月販賣價格を協定發表する方針である 協定價格は左の如くで一部は現在の價格據置のものもあるが他の部分に於て相當の値下げを斷行してゐる、尙配給割當については既に一部分成立してゐるがなほ未成立のものもあるので決定は多少遅れる模様である、また五社では當局の方針に従ひ近く國産アルミニの工業組合を設立することとなつてゐる △國産アルミニウムの七月限民需最高販賣價格協成協成(應當り、單位圓) 九九・〇%未滿 一一・〇〇 九九・〇%未滿 一一・〇〇 九九・三%未滿 一一・〇〇 九九・五%未滿 一一・〇〇 九九・七%未滿 一一・〇〇 九九・七%未滿 一一・〇〇 九九・八%未滿 一一・〇〇 九九・八%以上 一一・〇〇 六月末卸賣物價指數暴騰 【七四】三菱經濟研究所調査(六月末現在に於ける卸賣物價指數(昭和六年十二月十日基準)は二二・二〇で前旬に比し一・六、前月末に比し一〇・二を増加何れも依然たる騰勢の持續を示してゐる又これを商品別に見れば國內商品は五・二と前旬よりも〇・五、前月末に比し三・九、貿易商品に於いて二二・四・九と前旬に比し一・九、前月末に比し一・七と何れも騰勢を示してゐる、又輸出商品に於いては一六・二・七、前旬に比し四・七、前月末に比し二・七と騰勢を示してゐるが輸入商品のみは獨り時局を反映して前月に比し僅かに一・二の騰勢、前旬

に比し二・四の反落を示したことが注目される、次に之を商品類別に見れば保合を示せるもの工業藥品、燃料の二種、反落を示せるもの僅かに金屬類の一あるのみで工業雜品類の前旬比一七・五増の二八〇・三を筆頭に被服地、同原料類と著しき昂騰を示し穀物類、食料品等何れも増加を示してゐる、左の如し(昭和六年十二月十日基準)

△七月中小賣物價指數

類別	七月十五	前月比較	前年同期
	日現在	割合%	比較%
卸賣物價	三三〇	三〇・八	一〇八
總指數	二五三	二五・七	一五三
國內商品	二四九	二五・〇	一五三
貿易商品	二四七	二五・一	一五三
輸出商品	二四九	二五・三	一五三
輸入商品	二四九	二五・三	一五三
穀物類	三三三	三三・八	一五三
食料品類	三三三	三三・八	一五三
嗜好品類	三三三	三三・八	一五三
被服地類	三三三	三三・八	一五三
被服類	三三三	三三・八	一五三
原料類	三三三	三三・八	一五三
建築材料類	三三三	三三・八	一五三
金屬類	三三三	三三・八	一五三
工業藥品類	三三三	三三・八	一五三
工業雜品類	三三三	三三・八	一五三
燃料類	三三三	三三・八	一五三
肥料類	三三三	三三・八	一五三

七月中東京小賣物價急騰

【七・二】東京商工會館所調査)政府の物價政策は漸く小賣に於ける廣汎な公定價格制定に到達し之に依つて將來の引下まで目論まれてゐるが七月の小賣物價は過般の水害に因る食料品其の他の出廻り激減を原因として前月に比し七分六厘の急騰を告げるに至つた、前年同月に對しては二割二分四厘の昂騰となつてゐる、水害は特殊的原因であるが物價騰貴は原料料品の民需制限禁止に基く材料不足並に

昂騰が一般的原因となつてゐる、本月の異常な騰貴に對する原因となつた蔬菜及果實類(前月に比し四割九分三厘高)を除き其他の類別指數の平均は二分五厘騰貴となるが之は建築材料及び雜品が一般的に事情で騰貴してゐる爲である、類別に見れば左の如し

△昭和五年平均基準、△印下落

類別	七月十五	前月比較	前年同期
	日現在	割合%	比較%
食料品	二五三	二五・七	一五三
穀類	二五三	二五・七	一五三
蔬菜及果實類	二五三	二五・七	一五三
肉類	二五三	二五・七	一五三
魚及海産類	二五三	二五・七	一五三
飲料	二五三	二五・七	一五三
調味料	二五三	二五・七	一五三
衣料及身	二五三	二五・七	一五三
燃料	二五三	二五・七	一五三
建築材料	二五三	二五・七	一五三
雜品	二五三	二五・七	一五三
總平均	二五三	二五・七	一五三

四月分勞働統計

【七・三】(日銀調査)當月分民營工場勞働人員指數(大正十五年基準)は二九・三にして前月に比し三・四%を上昇、今重要業種につき前月との比較を見るに當月は新規雇入月として従來低下を續けたる織維工業にあつても各業種概ね上進を示した外重工業方面は依然騰勢を持續し又化學工業及雜工業方面に於ても大體上伸を告げた、鐵山業に於ては石炭業の低下に因り前月に比し〇・四%の微落を示した次に賃金情勢を見るに民營工場に於ては定額、實收賃金共低下し鐵山業に於ては兩者共相變弱調を續けた(大正十五年

基準)

指數別	指數
(一)民營工場	二九・三
勞働人員指數	二九・三
△勞働賃金指數	八〇・一
定額賃金	八〇・一
實收賃金	八〇・一
(一)男工賃金指數	八〇・一
定額賃金	八〇・一
實收賃金	八〇・一
(二)女工賃金指數	八〇・一
定額賃金	八〇・一
實收賃金	八〇・一
(一)工當り賃金	八〇・一
一人一日當り賃金	八〇・一
(二)鐵山	八〇・一
勞働人員指數	八〇・一
勞働賃金指數	八〇・一
一人一日當り賃金	八〇・一
一人一日當り賃金	八〇・一
(一)男鐵夫賃金指數	八〇・一
一人一日當り賃金	八〇・一
(二)女鐵夫賃金指數	八〇・一
一人一日當り賃金	八〇・一

豫算編成に重要物資需給量調査

【七・四】明年度豫算の編成は先般の閣議に於て決定したる豫算編成方針に基き事變目的遂行を目標として物資、資金、勞力等の需給並に輸入力の關係等を睨み合せ且つ一般經費を緊縮して政府自ら消費節約の實踐に努むることとなし各省は豫算概算書と併せて重要物資の需調調査を大藏省主計局に提出することとなつてゐるが主計局では右調書に於て要求すべき調査品目に關し研究中の處左の如く重要物資廿二品目を選定十五日各省に通過して出來得る限りに速かに之が數量、單價等を調査し豫算概算書と併せて提出するやう督促することとなつた、なほ選定品目は軍需資材及輸出入原料資材を中心として物資需給計畫の線に沿はんとしたものであるが本年度豫算の物資需調調査よりも品目数を減じてむしろその調査内容の嚴密を期したる點が注目される

△物資需調調査品目

普通鋼材、特殊鋼材、鉄鐵、銅、鉛、亜鉛、錫、アルミニウム、ニッケル、石炭、原油、重油、航空揮發油、普通揮發油、機油、木材、生ゴム、紙、皮革類、棉花、羊毛、麻

商工省豫算編成方針

【七・五】戰時經濟體制の整備とこれが消極的な消費統制施策を大體完了し今やその第二段の諸方策實施に積極的轉換をなすべき商工省物資調整局では既に來年度豫算の編成に着手、目下各部署に於いて計數調整中であるが來月上旬までには第一回豫算省議を開き協議決定することになつた、昭和十四年度商工省豫算はさきに閣議決定したる政府の戰時豫算編成方針に則り不要不急のものに於ては新規計上をなさざるは勿論既定經費もこれを削減することとなつてゐるが何分戰時物資の調整の重大任務を遂行し少くとも同省行政機構の改編を斷行して發展段階にある我が戰時經濟體制に即應その陣容も整備せねばならぬ

一 戰時物資の國內消費の全面的禁止による新製代用品工業の振興と代用品使用獎勵と指導等に關する經費は本年度の如き單に獎勵費とし計上せる僅か十萬圓程度では問題にならずその積極的施策に要する經費として相當大なる新規計上がなされること

一 物資の非常管理により漸次その影響を深刻化せしめるであらうから中小商工業者の轉業並に失業の對策實行に要する經費を新規に計上する

一 輸出の積極的振興と軍需生産力の飛躍的擴充に要する經費を更に増額計上せねばならぬ

【七・六】物資需給動員計畫に協力して重要物資の消費節約を圖らんとする本年度實行豫算の編成は目下大藏省主計局に於て各省提出の節約實行案につき査定折衝を進めてゐるが各省の節約額は閣議の決定方針にも拘らず當初大藏省の所期したる節約額は相當大きい開きがあるので主計局では節約實行案提唱者たる企畫院に援助を求め同案の趣旨徹底と各省の反省とを切望することになつた、依つて省木企畫院次長は近く次官會議の席上改めて同案の重要性を説き各省次官の協力を求める筈であるが之と共に企畫院に各省關係官の參集を求め一段の節約勵行に關して懇談を遂げる意向であつて主計局としても企畫院と相提携して今年一杯を費し當初の目標に近寄るべく努力する方針である

第二豫備金支出

【七・七】政府は十二日の閣議を経て物資

職員計費の強化に伴ひ新に設置す。失業對策委員會議として厚生省所管に於て四二、九〇〇圓を第二豫備金より支出の旨十九日勅諭を経て官報を以て告示した

依つて原形を崩して了ふには忍び難き事情あるものが尠からず何とて之等の金製品を其の形のまま、國家の爲に利用して貰ふ方法は無からうかとの相談を受けることが多いのに鑑み此際右の如き希望を達成する途を拓くことを必要とするものと考へる、斯様の希望は日露戦争當時にも極めて旺盛で國家の大事にのぞみ我國民奉公の赤心はいつも其軌を一にして居ると思ふ、仍て日本銀行では往年の例に倣ひ之等の要望に添ふ爲特に金製品を原形のまま買入れることとし且つ買却人は希望によりては事變終了後二ヶ年を経過した上其買却代金と同額で再び日本銀行より該製品をそのまま買戻し得るの取扱を開く事とした、これに依り日本銀行が買入の後賣戻の時までは現物は原形の儘日本銀行の金庫内に完全に保管される次第である、尙この申込の受付は日本銀行本支店取扱ふこととし受付期間は七月十五日より九月十四日まで二ヶ月間、買入物件は大體一口の含有金分價額約五百圓以上の金製品たることとした、尙序ながら日本銀行では従來から金銀貴重品の保護預を一般の依頼に應じて取扱ひ來つたが今回の賣戻條件附買入の開始後此の取扱は従前通りに行ふこととしてある

【七二】日銀では事變下國民退職金動員の徹底を圖る爲今回賣戻特約附金製品買上規則を制定十一日午後當局談を以て左の趣旨を發表した

（イ）原形のまま、鑑定困難なるもの 例へば時計、石入装身具、象嵌細工品等機械、寶石又は他の貴金屬の取外しを必要とするもの  
（ロ）構造脆弱にして保管に困難なるもの 例へば時代を経たる美術品等にして破損の虞あるもの  
（ハ）國寶又は重要美術品の指定ありたるもの  
（ニ）其他買入に適當せざる事由あるもの

【七三】日銀では事變下國民退職金動員の徹底を圖る爲今回賣戻特約附金製品買上規則を制定十一日午後當局談を以て左の趣旨を發表した

（三）賣戻期間 支那事變終了後二ヶ年を経過せるときより開始し其の後一ヶ年間とす、但し場合に依り右の期間を繰上ぐるべしとあるべく其の際に豫め賣渡人に通知す  
（四）賣戻條件 前項の賣戻期間中買渡人は賣渡價額と同金額を提供して買戻を爲す事を得、右の期間經過後は買戻權を失ふ事、尙買戻は賣買讓渡買入を爲すことを得す  
（五）申込受付場所 日本銀行本支店、東京、福島、秋田、函館、小樽、名古屋、松本、新潟、金澤、大阪、京都、神戸、松江、岡山、門司、廣島、松山、熊本

【七四】日銀の銀行信託課談會は

十四日正午から日銀で開催、入間野大藏省銀行局長、結城、津島正副總裁以下日銀首腦部、十八行、四信託代表者出席、先づ結城總裁から  
事變下一ヶ年の金融状態は極めて圓滑に推移してゐるが金融關係者は今後とも一致團結時局に善處して行きたい、それにつけても従來隔月に開催してゐた本懇談會を隨時頻繁に開き相互の連絡を一層緊密にして行きたい  
旨の挨拶あり入間野銀行局長から銀行支店の増設、地方金利の調整問題につき左の如く現状を説明、更に津島副總裁より事變一ヶ年の金融状態につき左の如き報告があつた  
△上期中の一般金融情勢  
年初來市場は軟調の一途を辿り國債の消化も極めて順調、起債市場も堅實な推移を示してゐるがこれが原因をなすものは供給方面では半變費を中心とする政府支拂が巨額に行はれてゐる一方需要方面では商業資金、株式資金の減少、生産補充資金の増勢一服、貿易資金の激減等が數へられる、即ち本年上期中政府資金の撒布超過は十九億八千萬圓でこれを前年の同期に比すれば十四億九千萬圓の増加に當る、かかる情勢から銀行預金の蓄積は急激に増加し日銀取引先のみを調査によつてみるも一月以降五ヶ月迄の増加額は左の如くである（單位百萬圓）

【七五】日銀の銀行信託課談會は

かゝる情勢から一般金融關係の手許は潤澤となり日銀の一發貸出（融資を除く）は上期中各月とも數高は前年同期に比し何れも減少、殊に三、四兩月は五割減五、六兩月は四割減である、尙事變發生以來一年間の政府資金撒布超過額は卅二億六千四百萬圓に上つてゐる、而して七月の情勢を見るに政府資金の撒布超過は十日迄に早くも六千萬圓に達し今後とも中旬迄に三億九千萬圓に上る豫想である、一方資金需要方面は社債の拂込（八千八百萬圓）株式の拂込（千二百萬圓）配當金の支拂（八千萬圓）等の移動に加へて所得稅、酒造稅の移納が二億圓に上る等かなり資金移動は輻輳するが右の如き政府支拂の超過から順調に推移するものと思はれる

【七六】日銀の銀行信託課談會は

△公債消化狀況  
事變發生以來去る十二日發行の三億圓を含めて公債發行額は事變費公債廿七億圓、赤字公債七億三千萬圓合計卅四億三千萬圓でこの内一億圓は國債シノ五億五千萬圓は預金部、殘額の廿七億八千萬圓は日銀引受によつて發行された、而して年初來七月十一日迄の公債消化高は日銀買却高十五億八千三百萬圓（市中買却十一億六千七百萬圓、官廳向二億四千三百萬圓郵便局一億七千三百萬圓）に預金部引受三億圓を合せて十八億八千三百萬圓に上り同期間の發行高十八億三千萬圓に比し一〇・三%の旺盛な消化力を示してゐる、事變以來一ヶ年の總消化高も廿七億九百萬圓と總發行高（七月十一日迄）卅一億三萬圓に比し八割七分の順調な消化を見せ居る、一方短資市場の緩慢を映し

【七七】日銀の銀行信託課談會は

普通銀行の定期特當兩預金 六三〇  
貯蓄銀行 一三三  
金 錢 信 託 五  
郵便貯金（六月迄） 二五〇  
合 計 一、二八

【七八】日銀の銀行信託課談會は

六 申込期間 七月十五日より九月十四日まで二ヶ月間  
日銀の銀行信託課談會  
【七九】下半年最初の銀行信託課談會は

【八〇】日銀の銀行信託課談會は

普通銀行の定期特當兩預金 六三〇  
貯蓄銀行 一三三  
金 錢 信 託 五  
郵便貯金（六月迄） 二五〇  
合 計 一、二八

金

融

日銀、賣戻特約付金買上實施

【七二】日銀では事變下國民退職金動員の徹底を圖る爲今回賣戻特約附金製品買上規則を制定十一日午後當局談を以て左の趣旨を發表した

（イ）原形のまま、鑑定困難なるもの 例へば時計、石入装身具、象嵌細工品等機械、寶石又は他の貴金屬の取外しを必要とするもの  
（ロ）構造脆弱にして保管に困難なるもの 例へば時代を経たる美術品等にして破損の虞あるもの  
（ハ）國寶又は重要美術品の指定ありたるもの  
（ニ）其他買入に適當せざる事由あるもの

【七三】日銀では事變下國民退職金動員の徹底を圖る爲今回賣戻特約附金製品買上規則を制定十一日午後當局談を以て左の趣旨を發表した

【七四】日銀の銀行信託課談會は

【七五】日銀の銀行信託課談會は

【七六】日銀の銀行信託課談會は



て米券の買入も極めて旺盛で七月十三日現在市中在高は三億八千六百萬圓に上り、昨年末の二千二百萬圓に比し三億六千四百萬圓の激増に當る

△兌換券發行狀況

政府資金の大量撒布にも拘らず公債消化の順調と日銀貸出の收縮により兌換券の回収は順調に推移して居る、七月上旬(九日)の發行高を昨年末に比較すればこの間四億三千四百萬圓の收縮を見、前年同期間の收縮四億三千二百萬圓に比し寧ろ好成绩を収め兌換券暴増の傾向は見られぬ、更に鑄鐵、鮮銀兩行の發券準備充當額を控除した純流通高について見ても本年上半期中の各月末最高派通額を前年同期に比較すれば平均二億九千七百萬圓の増加に止り、目下の處通貨の側面よりする悪性インフレーションの懸念はあるまいと見られる

△起債情勢

上半期再開後の起債界は大體順調に推移し同期中の新規起債發行高は銀行債二億二千九百萬圓、特殊社債六千九百萬圓、一般社債一億五千五百萬圓合計四億三千六百萬圓の巨額に上り再變前年同期の三億七千萬圓に比し却て一億圓の増加に當る、之が消化狀況も極めて良好である、更に下期七月に入つて後も時局關係を中心として起債界は活況を持續し既に條件表を見たものだけでも總額一億三千八百萬圓に上り下期起債界も順調を豫想されて居るが起債當局としては今後共發行銘柄、時期、條件等につき充分の統制を加へ萬全を期する意向である

△事變下の物價趨勢

事變勃發當時の昨年七月の卸賣物價指數を一〇〇とすれば、本年六月は一〇六・五となり騰貴率は六分五厘に當るが之を歐洲大戰當時の戰時第一年に於ける參戰諸國の物價騰貴率英國二割八分、獨逸三割五分、佛國四割三分、伊國二割四分に比すれば未だ僅少に止まる、一方一ヶ年の小賣物價騰貴率も一割四分程度に止つて居るから政府の統制により今後共物價の急騰を抑制し得るものと信ずる

勸銀、國民貯蓄勸奨部を新設

【七・二】勸銀では政府の貯蓄奨励運動に協力して今回行内に國民貯蓄勸奨部並に同委員會を設置し地方農村に於ける貯蓄組合の指導、斡旋を行ふ事となつた

社債、借入金を促進増資は回避

【七・六】株價維持の見地からする増資抑制については別項の如く去る十四日の日銀主催銀行信託懇談會に於て論議されたが日銀に於ては臨時資金調整法の運用に際し資金コスト低下を勸奨する意味も加味してそれが時局産業であるかと否かと拘らず今後の増資申請については該選方針を以て臨むこととなつた、即ち

- 一 社債借入金金の可能な會社に對しては極力増資による資金調達を避けしめる
- 一 社債、借入金により資金調達の不可能な會社に對しては生産擴充の見地より増資を認可するも従來の如く四分の一拂込を目標に倍額乃至三倍といふ増資申請に對しては二分の一乃至四分の三拂込を標準として増資額を可及的に縮減せしめる
- と云ふ方針の下に今後の増資申請を處理する方針を決定した

資金認許可

【七・二】前週中臨時資金審査委員會に於て認可、許可した件数は卅八件で内主なものの左の如し(單位千圓)

△増資

- 日本ステレンス(現在資本金) 五,〇〇〇
- 増資額 10,000(四分)一拂込
- 川西航空機(現在資本金) 五,000
- 増資額 10,000(四分)一拂込
- 金城鑛務機製造(現在資本金) 1,000
- 増資額 1,500(四分)一拂込
- 自動車鑛物(現在資本金) 300
- 増資額 1,000(四分)一拂込

△合併

- 大日本紡績(資本金) 110,000(内拂込) 6,500
- 岸和田人絹(資本金) 8,000
- 合併後の資本金 220,000(内拂込) 6,500

△拂込

- 中部合同電氣 拂込額 2,750
- 理研金屬 同 1,750
- 紡績製造 同 1,350
- 尼崎製鐵 同 1,350
- △擴張
- 大瀧炭礦 採炭設備擴張 4,500
- 宮田製作所 工場擴張 2,500
- 神島化學工業 同 2,100

【七・六】(日銀發表)先週中の資金調整法

による認許可は卅六件であるが主なるもの左の如し

- △新設 大坂特殊製鋼(資本金三百萬圓)
- 四分の一拂込 昭和炭業(資本金二百萬圓)
- 圓金額拂込 昭和耐火材(百萬圓、二分の一拂込)
- 大群鑛業(百萬圓、六十分の一拂込)
- 久保田精糖(百萬圓、四分の一拂込)

△増資

南洋鐵線(現在資本金百廿萬圓) 増資額百八十萬圓(金額拂込) 松下金屬(現在資本金百萬圓) 増資額百萬圓(金額拂込)

△合併

日本特殊金屬(資本金六百萬圓) 拂込百五十萬圓(東北金屬工業) 資本金百萬圓、拂込六十萬圓) を合併、存續會社日本特殊金屬の増資後の資本金は七百萬圓、拂込二百十萬圓

△擴張

住友鐵業(二百五十萬圓) 新潟電力(二百四十二萬四千圓) 富永鑛業(百五十萬圓) ケル工務建設費)

下期資金移動豫想

日銀調査一半年度下半期中資金豫想調によれば拂込總額は十億四千百廿六萬四千圓で差引五億七百九十七萬四千圓の支拂超過に當る、内譯左の如し(單位千圓)

- △拂込 國債拂込額 1,000,000
- 地方債 同 1,000,000
- 銀行債 同 1,000,000
- 會社債 同 6,000,000
- 株式 同 1,500,000
- 納稅額 同 6,600,000
- 計 1,001,000
- △支拂 國債償還 6,500,000
- 地方債償還 1,000,000
- 銀行債償還 1,000,000
- 會社債償還 5,500,000
- 國債利拂 3,000,000
- 地方債利拂 3,500,000

銀行債利拂 3,300,000  
會社債利拂 2,400,000  
株式配當 500,000  
年金恩給 200,000  
計 1,500,000

日本銀行週報

【七・三】日本銀行調査、七月三日より七月九日に至る兌換券發行高平均左の如し(單位千圓)

發行高 1,900,000 前週 2,100,000  
正貨準備 800,000 前週 800,000  
保障準備 900,000 前週 900,000  
公債 1,100,000 前週 1,100,000  
證券 400,000 前週 400,000  
手形 1,500,000 前週 1,500,000  
合計 1,200,000 前週 1,200,000

七月九日現在日銀營業報告左の如し(單位千圓)

- △負債の部 九日現在 前週
- 資本金 20,000 20,000
- 積立金及 1,500,000 1,500,000
- 損益金 1,500,000 1,500,000
- 發行兌換 1,200,000 1,200,000
- 銀行券 1,200,000 1,200,000
- 政府預金 200,000 200,000
- 政府當座預金 200,000 200,000
- 小準備預金 100,000 100,000
- 換準備預金 100,000 100,000
- 其他 100,000 100,000
- 計 1,300,000 1,300,000
- △資産の部 九日現在 前週
- 拂込未済資本金 1,500,000 1,500,000
- 現金及地金 800,000 800,000
- 金貨及地金 800,000 800,000
- 其他 200,000 200,000
- 計 3,300,000 3,300,000

割引手形	2,868,682
政府一時貸金	2,250,000
貨付金	3,000,000
外國爲替貸金	15,000,000
公債	1,267,761
代理店勘定	133,356
政府勘定特殊現金	80,000
其他	3,500,000
合計	22,800,312

【七五】日本銀行調査、七月十日より七月十六日に至る兌換券發行高平均左の如し(單位千圓)

發行高 1,868,682 前週 1,868,682  
 正貨準備 1,250,000 前週 1,250,000  
 保證準備 618,682 前週 618,682  
 公債 413,333 前週 413,333  
 證券 1,146,667 前週 1,146,667  
 手形 1,250,000 前週 1,250,000  
 合計 1,868,682 前週 1,868,682

七月十六日現在日銀營業報告左の如し(單位千圓)

△負債の部 十六日現在 前週  
 資本金 20,000 20,000  
 積立金及損益金 1,000,000 1,000,000  
 發行兌換銀行券 1,267,761 1,267,761  
 政府預金 3,500,000 3,500,000  
 政府當座預金 760 760  
 小額紙幣引換準備預金 14,484 14,484  
 其他 17,140 17,140  
 一般預金 1,000,000 1,000,000  
 其他 1,000,000 1,000,000  
 合計 22,800,312 22,800,312

△資産の部	
拂込未済資本金	15,000,000
現金及地金	68,656
金貨及地金	613,333
其他	2,250,000
割引手形	2,868,682
政府一時貸金	2,250,000
貨付金	3,000,000
外國爲替貸金	15,000,000
公債	1,267,761
代理店勘定	133,356
政府勘定特殊現金	80,000
其他	3,500,000
合計	22,800,312

東京社員銀行週報

【七三】東京手形交換所調査一同所七月九日現在社員銀行諸勘定に依れば越期後預金増勢の恢復未だ渺々しからず預金合計は四十一億千三百萬圓と前週比八百九十五萬三千圓の増加に止まつたが貸出は期末貸出の回収から卅四億一千八百萬圓と三千二百萬圓の收縮を示した、預金増勢の停滞は一時的のものと思はれるが越期後米券の賣行が比較的不振であり短資また案外引續まぬこと等から見て最近政府撥布資金の回流が若干遲滞傾向を示してゐるためと見られる、内譯を見るに△預金は當座よりの振替りに依つて特當通知は既往の最多新記録を示現したが定期は八百萬圓の増加に止まり諸預金は特銀勘定に於ける期末市場操作資金の引揚げから千百萬圓の減少を示したので合計は上記の如く九百萬圓弱の微増に止つた

△貸出金 七月九日現在 前週比較  
 △預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △特別當座預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △通知預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △定期預金 1,267,761 △ 1,267,761  
 △諸預金 3,500,000 △ 3,500,000  
 △合計 12,250,000 △ 12,250,000

在同所社員銀行諸勘定調によれば月央開散期のことと前週末に比し目立つた變化はない、即ち一當座預金は月央關係に加へて前日(十五日)新盆關係の決済が行はれた爲前週末比四千餘萬圓を減減、四億八千七百萬圓となつた一方特當は七億六千八百萬圓と前週末比五百餘萬圓を増加定期も亦五億六千五百萬圓と同じく六百餘萬圓を増加して夫々既往の最高新記録を示した、當座預金の減少から預金合計に於ても四十一億餘萬圓と前週末比一千三百餘萬圓の減少を示した、而して預金減少の根本的原因としては政府資金撤布の速度が最近稍々減少した事によるのではないかと見られる

【七四】東京手形交換所調査一十六日現在

△預金 七月十六日 前週比較  
 △特別當座預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △通知預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △定期預金 1,267,761 △ 1,267,761  
 △諸預金 3,500,000 △ 3,500,000  
 △合計 12,250,000 △ 12,250,000

△貸出金 七月十六日 前週比較  
 △特別當座預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △通知預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △定期預金 1,267,761 △ 1,267,761  
 △諸預金 3,500,000 △ 3,500,000  
 △合計 12,250,000 △ 12,250,000

一 一方貸出も亦月央關係と上期末貸付の回収が順調に行はれた爲割手を中心にして一千八百餘萬圓を減少、卅四億餘萬圓となつた

一 有價證券は市中銀行の公債買進みに一千四百餘萬圓を増加、廿八億五千五百萬圓となりコール・ローンは殆んど變化はない

詳細左の如し(單位千圓、△印減)

【七五】東京手形交換所調査一上期末現在

△預金 七月十六日 前週比較  
 △特別當座預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △通知預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △定期預金 1,267,761 △ 1,267,761  
 △諸預金 3,500,000 △ 3,500,000  
 △合計 12,250,000 △ 12,250,000

△貸出金 七月十六日 前週比較  
 △特別當座預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △通知預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △定期預金 1,267,761 △ 1,267,761  
 △諸預金 3,500,000 △ 3,500,000  
 △合計 12,250,000 △ 12,250,000

一 預金は當座以下各勘定とも軒並増加し殊に期末關係から當座の増勢強く合計は百十一億七千七百萬圓と前月末に比し五億一千百萬圓を著増し最近にない増加振りである、而してこれを前年同期に比すれば十七億七千二百萬圓を増加してゐる

一 貸出 金は増勢停頓とはいへ前月末に比し割手、手貸、證券ともに増加、たゞ貸越のみ一千萬圓を減少し合計は七十七億七千八百萬圓で前月に比し八千四百萬圓の増、前年同期に比し十億八千三百萬圓の増加となつてゐる

一 一かゝる金融情勢を映して有價證券の手持は公債、米券の買入から逐月増加の一途を辿り前月に比し二億九百萬圓前年同期に比すれば實に十億一千百萬圓を増加してゐる、コール・ローンのみ僅かに六千八百萬圓の減少を示し現金有高は期末關係から前月に比し二億五千三百萬圓を増加してゐる、詳細左の如し(單位千圓△印減)

【七六】東京手形交換所調査一十六日現在

△預金 七月十六日 前週比較  
 △特別當座預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △通知預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △定期預金 1,267,761 △ 1,267,761  
 △諸預金 3,500,000 △ 3,500,000  
 △合計 12,250,000 △ 12,250,000

△貸出金 七月十六日 前週比較  
 △特別當座預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △通知預金 2,250,000 △ 2,250,000  
 △定期預金 1,267,761 △ 1,267,761  
 △諸預金 3,500,000 △ 3,500,000  
 △合計 12,250,000 △ 12,250,000

△預金 六月末 前月比 前年同月比

當座 一、六二七、〇〇〇 二、五七三、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇  
特當 一、五七三、〇〇〇 一、五七三、〇〇〇 一、五七三、〇〇〇  
通知 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
定期 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
諸預 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計 二、七二七、〇〇〇 三、一四七、〇〇〇 三、五七三、〇〇〇

△貸付

有價証券貸付 三、〇〇〇 三、〇〇〇  
定期積金者ニ對スル貸付 一〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 三、一〇〇 三、〇〇〇

△所有有價証券

國債 一、三三三、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇  
社債 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 二、三三三、〇〇〇 二、六〇〇、〇〇〇

△預金

△預金 六月末 前月比 前年同月比  
普通貯金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
振替貯金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
定期積金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
定期預金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
其他 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇

△貸付

有價証券貸付 三、〇〇〇 三、〇〇〇  
定期積金者ニ對スル貸付 一〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 三、一〇〇 三、〇〇〇

△所有有價証券

國債 一、三三三、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇  
社債 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 二、三三三、〇〇〇 二、六〇〇、〇〇〇

△預金 六月末 前月比 前年同月比

△貸付  
有價証券貸付 三、〇〇〇 三、〇〇〇  
定期積金者ニ對スル貸付 一〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 三、一〇〇 三、〇〇〇

△所有有價証券  
國債 一、三三三、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇  
社債 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 二、三三三、〇〇〇 二、六〇〇、〇〇〇

△預金  
普通貯金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
振替貯金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
定期積金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
定期預金 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
其他 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇

△貸付  
有價証券貸付 三、〇〇〇 三、〇〇〇  
定期積金者ニ對スル貸付 一〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 三、一〇〇 三、〇〇〇

△所有有價証券  
國債 一、三三三、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇  
社債 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 二、三三三、〇〇〇 二、六〇〇、〇〇〇

△預金 六月末 前月比 前年同月比

千百萬圓となつた、之を資産勘定についてみるに投資有價証券は社債が前月比較九百七十二萬七千圓の大幅増加を示し國債は四百七十七萬八千圓を増加したに止まつたが受託有價証券に於ける國債の増加額は五百六十五萬圓と全く照例の外に地方債の二百十三萬圓減が目立つてゐる、一方負債勘定に於ては期末關係から金銭信託が五百五十三萬圓の減少を示したが有價証券信託は上記國債、社債を中心として千七百七十七萬圓を増加して居り季節的關係も考慮すれば大體順調な推移を示した(單位千圓△印滅)

△投資有價証券  
六月末 前月末比  
國債 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
社債 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 二、〇〇〇、〇〇〇 二、〇〇〇、〇〇〇

△負債勘定  
金銭信託 一、〇〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
有價証券信託 一、〇〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
合計(其他ヲ含ム) 二、〇〇〇、〇〇〇 二、〇〇〇、〇〇〇

△預金 六月末 前月比 前年同月比

△貸付 六月末 前月末比

△所有有價証券 六月末 前月末比

一般の大口取引が減少したに拘らず一般の大口取引が却つて増加してゐる結果に基づくものでこれを六月中のみの数字に見るも期末にも拘らず金額は却つて減少してゐる、詳細左の如し(單位枚數枚、金額千圓、△印滅)

△六月末 前月比 前年同月比  
前月比 一、〇〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 一、〇〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇

△上半期累計  
前年同月比 一、〇〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 一、〇〇〇、〇〇〇 △、〇〇〇

△六月末 前月比 前年同月比

△上半期累計

△六月末 前月比 前年同月比

名古屋 一、五〇〇、〇〇〇 二、〇〇〇、〇〇〇  
六ヶ所計 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
上半期中全國不渡手形  
【七三】東京手形交換所調査一六月中並に上半期中の全國手形交換所不渡手形左の如し(△印滅)

人員(人) 枚數(枚) 金額(千圓)  
△六月末 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
前月比較 △、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇

△上半期累計  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇

△六月末 前月比 前年同月比

△上半期累計

△六月末 前月比 前年同月比

【七二】(生保協會調査)五月中の新契約は廿一萬八千三百廿八件、金額三億五千五百九十一萬九千圓にして純増加は十三萬九千五百件、金額二億五千七百七十四萬八千圓の増加なり而して月末現在總契約高は

【七三】東京手形交換所調査一六月中並に上半期中の全國手形交換所不渡手形左の如し(△印滅)

人員(人) 枚數(枚) 金額(千圓)  
△六月末 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
前月比較 △、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇

△上半期累計  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇

△六月末 前月比 前年同月比

△上半期累計

【七二】(生保協會調査)五月中の新契約は廿一萬八千三百廿八件、金額三億五千五百九十一萬九千圓にして純増加は十三萬九千五百件、金額二億五千七百七十四萬八千圓の増加なり而して月末現在總契約高は

【七三】東京手形交換所調査一六月中並に上半期中の全國手形交換所不渡手形左の如し(△印滅)

人員(人) 枚數(枚) 金額(千圓)  
△六月末 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇  
前月比較 △、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇

△上半期累計  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇  
前年同月比 △、〇〇〇 △、〇〇〇

△六月末 前月比 前年同月比

△上半期累計

認可を得た、而して右は責任準備積立金以外の剩餘金を以て貸付する事を認可條件とするもので五社の貸付割管及融通利率については未だ決定を見ない、斯くて商工中金では簡易保險百五十萬圓(四分一厘)、三井信託百萬圓(四分二厘)預金部一時貸付資金二百萬圓(四分二厘)に加へ新に生保會社の融通を得て今期の活動資金は頗る潤澤となつた、尙生保側の商工中金に對する融資は當初生保證券をして一千萬圓の商工債券を引受けしめる豫定であつたが定款上債券引受不可能な爲め結局右の如く生保五社が直接に無擔保貸付を行ふことゝなつたものである

### ☆ 公 社 債

#### 支那事件公債三億圓發行

【七一】(大藏省発表) 政府は本月十二日の實行を以て支那事件公債三億圓を左記要項の通り發行することに決定した

- 一、國債名稱三分半利國庫債券(な號)
- 二、發行額額面三億圓、三、發行價格額面百圓に付九十八圓、四發行日昭和十三年七月十二日、五、償還期限昭和卅年十月十五日迄(十七年三ヶ月)、六、利率年三分五厘、七、利子支拂期四月十五日及十月十五日の二回、八、初期利子(昭和十三年十月十五日迄)額面百圓に付九十二錢、九、發行方法預金部引受額面五千萬圓日本銀行引受額面一億五千萬圓、一〇、利廻歩合複利三分六厘五毛單利三分六厘八毛

#### 政府保證與債三千萬圓發行

【七二】興銀では来る八月十日満期の第百六十八回興業債券(一千萬圓)借換へを兼ねて政府保證に號開業債券三千萬圓

を發行することゝなり十三日左の如く要項を發表した

- 一、募集總額三千萬圓、一、利率年四分二厘、一、發行價額額面百圓に付百圓、一、乗換應募第百六十八回興業債券は拂込金に代用することを得、一、元利金支拂保證 本債券の元利金支拂ひについては政府之を保證す、一、償還の方法及期限 十五年、但し三ヶ年据置その後毎年額面卅萬圓以上償還又は買入銷却す、一、申込期間 自七月廿一日至同廿三日まで、一、拂込又は代用證券提供期限八月十日

#### 東京電氣債條件發表

【七三】既報の東京電氣第一回號擔保付社債一千萬圓の發行條件は十一日左の如く興銀より正式發表された

- 一 發行金額 一千萬圓(社債總額二千萬圓のうち第二回發行分)
- 一 利率 年四分三厘
- 一 發行價額 額面百圓に付一百圓
- 一 期限 十年但し二ヶ年据置後毎半年金廿萬圓以上を償還又は買入消却し期限迄に完済す
- 一 擔保 い號社債と同一の工場財團(同賦位)
- 一 受託會社 興銀
- 一 請負募集銀行 興銀、第一、三井、三菱、住友各銀行
- 一 申込期間 七月十九日より同月廿一日迄
- 一 拂込期限 八月五日

#### 日鐵社債一般に賣出す

【七四】興銀では来る五月五日非公募を以て日本鐵業第二回日鐵擔保附社債一千五百萬圓を發行したが今回同社債を一般

に賣出すことに決定、十八日左の條件を發表した、尙ほ同社債は今回貯蓄銀行の投資物件として大藏省から新たに認可された

- 一 發行金額 一千五百萬圓(社債總額七千五百萬圓の内第一回發行分昭和十三年五月五日發行)
- 一 利率 年四分三厘
- 一 賣出價額額面百圓に付百圓(保償段)
- 一 期限 十年、但し二ヶ年据置後毎半年五十萬圓以上を償還又は買入銷却し期限迄に完済す
- 一 擔保 同社所有鐵業財團、工場財團
- 一 受託並總額引受者 興銀
- 一 賣出期間 七月廿一日より同廿三日まで
- 一 受渡日 八月一日

## 爲 替

### 對米爲替協定成立以來の新安値

【七五】英國商工界の全般的不振から當局の否定に拘らず英米通貨協定説必然と見て磅資金が金或ひは弗への逃避多く十九日正金入電の米英クロス四弗九十一仙八分五と前日に比し十六分九仙方續落最近の新安値に落ちた、從つて當日の正金對米建値は半ポイント安の廿八弗八分五と改訂され、爲替協定成立以來の新安値を示現したクロスの目先がこの狀勢からすれば九十仙を割る懼れもあるのでビル出廻りなく一方輸入許可下りず商内は全く閑散

### ☆ 外國爲替基金設置

正貨準備の現送を承認

▲大藏省顧問會議【七六】輸出振興策として輸出原料の輸入を圓滑ならしむる爲日銀の正貨準備の一部を割いて現送し別勘定にするの件につき池田藏商相は十八日大藏大臣官邸に於いて開催の大藏省顧問會議に提議し各顧問の意向を確かめたる處各顧問に於いても池田藏商相の方針を諒承したので池田藏商相は十九日の閣議に正貨準備一部現送の件を附議し閣議の諒解を得た上閣議散會後大藏大臣談を發表し豫て懸案の日銀正貨準備現送に關する件を正式發表することゝなつた

#### 日銀に外國爲替基金設置

【七七】政府は輸出原料の圓滑なる供給を圖りて現下非常時に於ける我國經濟の圓滑なる運行を期する爲かねて日銀正貨準備を最も有効に利用する方策につき種々考究中であつたが此程五相會議に於て正貨準備中三億圓を限度として日銀内に外國爲替基金勘定を設置する方針を決定更に大藏省參與會議の承認を得た、依つて池田藏相は十九日の閣議席上左の如く其内容を説明し全閣僚共異議なく之を承認、同方針は直ちに實施されることになつた

日銀正貨準備の中三億圓を割き同行に外國爲替基金勘定を置き今後主として輸出商品の原料輸入の爲回轉的に活用することにしたい、この決定は正貨準備の一部を外國爲替基金とするに依りてこれを活動的なものにしやうと云ふ趣旨である、通貨の信用には毫も影響なしと信す

▲外國爲替基金勘定要項【七八】大藏省発表) 今回日本銀行に設置せんとする外國爲替基金勘定の要項左の如し

一 要旨 (一)日本銀行はその保有する正貨準備の中三億圓を解除しこれを以て同行に外國爲替基金勘定を設置する

(二)右基金はこれを後述の方法に依り運用し主として輸出商品の原料輸入を圓滑ならしむることを目標とす

二 運用 (一)本基金に移したる正貨は必要に應じ逐次これを外貨に換へて保有する(二)本基金に屬する外貨資金は正金銀行及び他の爲替銀行をして輸出商品の原料輸入のため利用せしむ、各銀行はその利用したる資金を各自の輸出爲替代りに金の中より一定期間内に本基金に返還せしむ(三)從て本基金は原則として回轉的に輸出商品原料輸入のために活用せらるゝものとする

▲外國爲替基金運用方法【七九】輸出入リンク制を基本とする輸出入原料輸入のための爲替資金設置の具體案に就いては豫てから大藏、商工、日銀關係當局に於て慎重考慮を重ねてきたが十九日開催の定例閣議の承認を得て別項の如く日銀正貨準備八億百餘萬圓中の三億圓を以て新たに「外國爲替基金」の名稱を以て日銀勘定中に別勘定を設定することゝなつた、この勘定の目標とする三億圓の數字内基礎は(一)現時局下に於ける我國輸出入計畫から見て「誘ひ水」としての輸入月額を五千萬圓と抑へてかゝる輸入原料が再び輸出される迄の期間を半ヶ年と見たこと

(二)事變前の正貨準備が大約五億圓であつたこと、等に依り一應目安を立てたものである、次に本爲替基金は日銀の正金預金の形式をとりその基本的運用は全く日銀の責任に於てなすもので正金は日銀代理店としてその取扱をなすと同時にそ





昨年のをこれに比して遊に減少を呈してをり従つて輸出入原料品の輸入も著しく窮屈となつてゐたため内地に於けるコスト高と相俟つて輸出入貿易を萎縮する結果を來たすに至つた、これが打開策として營業者がかねてより輸出入原料品の輸入制限緩和を要望してゐたのであるが今日の現送決定により營業者の要望が貫徹され従つて今後輸出の積極的増進が期待されてゐる、殊に輸入原料品手當として一ヶ月五千萬圓見當を目標に現送資金を活用すれば棉花羊毛をはじめ輸出用原料品の入手難は拂拭されこれが輸出貿易促進に及ぼす効果は頗る大なるものありとされてゐる

▲産業界の意向 正貨準備の一部現送に關し産業界方面の意見は左の如し

今回の正貨準備三億圓の現送は今後六ヶ月間の輸出入原料買入資金に充當するものとされ之を一ヶ月について見れば五千萬圓に相當し此の大部分を輸出向原料買入に向けんとするものであるが果して之等の輸入資材がそつくりの儘加工されて輸出に向けられ所謂輸出入リンク制の完璧を期し得るや否やは一に懸つて國民の自覺に俟たざれば不可能である、輸入資材の國內消費に關しては既に各種の省令によつて取締つてゐるが同時に法網をくぐる各種の行爲も摘發されつゝある今日今後産業界は勿論國民全般が總動員精神に則り政府の措置に一致協力する以外に方法は無いのである、而してかゝる國民自覺の昂揚に加へ今回の外國爲替基金に關する政府の運用宜しきを得れば茲

に正貨準備活用による所期の目的は十分達し得らるべくこの際産業界としては十分自戒するとともに政府の政策に全幅的信頼を託せんとしてゐる

基金はリンク制に活用

【七二】外國爲替基金三億圓の運用に關し當面の問題はこの基金を利用して輸入すべき品目の範圍で、これについては近く臨時物資調整局と大藏日銀兩當局の間に細目の折衝が重ねられるが商工事務當局としては先づ商品別リンクに次いで綜合リンクに此の基金を活用する意向である、現在商品別リンクを実施してゐるものは

- 棉花—綿製品
- 羊毛—毛製品
- 牛脂及芳香揮油—石鹼
- 豚毛、及縞襪—刷子
- ノイル—フェルト帽子
- マニラ麻—帽子用紙
- 南洋材—ベニヤ板
- 羊皮及羊革—羊皮革製品
- 羊皮及羊革—羊皮革製品
- で更に實施準備中のものには
- 人絹用パルプ—人絹製品
- 人絹用パルプ—人絹製品
- 生ゴム—ゴム製品
- 銅、鉛、鉛板、皮革、鐵—自轉車
- 亞鉛板及鐵—鉄製機器
- 鹽及砂—硝子製品

等があり其他をも合せて約廿種目の商品別リンク制が實施されることとなつてゐるが此種リンク制は何れも原料の内地轉用を防止する建前をとつてゐるので今回の外國爲替基金勘定より輸入爲替資金を供給しても結局輸出によつて再び爲替資金は還流するものと期待されてゐる、

又綜合リンクは商品別リンクによるもの並に軍需用、公共用(ガソリン、石油等)を除く商品に實施す可く目下物資調整局で成案を急いでゐるが綜合リンクによつて輸入される原料の金額は商品別リンクと異り比較的小額であるので結局同基金三億圓は主として商品別リンクに活用されるものと見られ、而して商品別リンクの中では先づ八月以降の棉花羊毛の二大原料の輸入に基金が利用されるものと期待される

日銀の爲替統制強化

【七二】外國爲替基金の運用に當つては原則して別項の如くリンク制の完成せる輸出原料若くは國內轉用禁止品を指定することとなつたが同時に正金と市中爲替銀行間の取引に於ては

- 一 基金の運用に伴ふ爲替取引は一切日銀が統制する
- 一 外銀と一股市中銀行間に區別を設けず外銀の實需に對しても十分に便宜を圖るが實際問題として外貨に不足しない外銀に對する貸付は殆んど起り得ない
- 一 正金と市中銀行とは原則として貸借の形式を採り乗換取引は爲替基金と關係なく必要に應じて従來通り行ふ
- 一 借入爲替資金の返還は輸入原料とリンクする製品の輸出ビレを充當すべきであるが場合によつては生糸、生糸、生糸以外の輸出ビレを以てする返還も認容する

以上の如き方針を決定した、従つてこれを市中銀行側から見れば自行的外貨手當の範圍内で行ふ爲替取引は従來と全く變化なく正金、市中とも爲替基金の活用による分だけ取引量の増大を見る譯であるが日銀、大藏省當局の期待する如く爲替基金の回轉期間を大約四ヶ月、従つて年三回轉とすれば基金の延金額は年額約九億圓に達することとなる、従つて今後爲替基金の回轉に伴ひ日銀の直接關與する爲替取引は逐次増大を必至とし資金返還に伴ふ輸出ビレの日銀集中と相俟つて日銀の爲替統制強化の傾向を剛致する事は不可避と見られてゐる

正金、銀行間取引に乘出す

【七二】戰時下國際收支の積極的改革を圖る爲政府は輸出振興の誘ひ水としてまづ棉花輸入につき三ヶ月先九月迄の爲替許可を行ふ方針であるがこの場合輸入爲替取扱めが殺到し市中爲替銀行の手持外貨は一層窮屈を加へるものと豫想されるので之が對策が要望されて居た處近く正金では從來の方針を一擲して銀行間取引に乘出し市中爲替銀行の要望によつては外貨を賣應する事に決定した、即ち從來でも正金は特殊のものに對しては乗換取引の形により一部銀行の間に賣買を行つてゐたが今回更に右取扱ひを擴大、市中爲替銀行の外貨梗塞を打開せんとするものである

貿易は輸入が引續き萎縮し七千八百八十四萬二千圓と前旬に比し二百卅五萬九千圓を減したに對し輸出は七千二百四十五萬九千圓と前旬に比し五百五十二萬七千圓の増加に轉じた結果六十一萬七千圓と出超を示すに至つたのである、これを前年同期に比較すれば輸入が三千六百十六萬圓の激減を示してゐることは當然としても輸出も亦一千六百五十二萬七千圓の減退を見せてゐることより推察して今旬の出超は輸入に手心を加えた結果であつて健全なる出超とは云ひ難い、然し今旬の出超を契機として今後左の如き見地から一時的には入超を示現するとしても引續き出超を持続するものと觀測される

貿易

貿易出超に轉換

【七二】七月中旬に於ける本邦對外貿易は僅か乍ら出超を示した、前年は九月中旬以降において出超に轉換したに比較して今年はこれより二ヶ月程早目に出超轉換期が到來した譯である、而して本旬

貿易は輸入が引續き萎縮し七千八百八十四萬二千圓と前旬に比し二百卅五萬九千圓を減したに對し輸出は七千二百四十五萬九千圓と前旬に比し五百五十二萬七千圓の増加に轉じた結果六十一萬七千圓と出超を示すに至つたのである、これを前年同期に比較すれば輸入が三千六百十六萬圓の激減を示してゐることは當然としても輸出も亦一千六百五十二萬七千圓の減退を見せてゐることより推察して今旬の出超は輸入に手心を加えた結果であつて健全なる出超とは云ひ難い、然し今旬の出超を契機として今後左の如き見地から一時的には入超を示現するとしても引續き出超を持続するものと觀測される

一 各方面に於ける輸出獎勵増進對策の効果は漸次期待されてゐること

一 殊に今回の輸出増進の誘ひ水としての外國爲替基金の設定により輸出入原料品輸入に或程度の見透しが得られるに至つたので留保されてゐた手持輸出品ストックの解放が豫想されこれが輸出増進に拍車をかけるものと見られること

一 米國經濟界が從來の不況を脱して漸く景氣轉換に立直らんとする氣配が見られること

七月中旬重要品輸出入額

【七二】(大藏省發表表七月中旬に於ける重要品輸出入額左の如し(單位千圓、△印滅))

輸出	七月中旬	前年同期比
綿織物	△(一)四〇〇	△(一)四〇〇
生糸	△(一)四〇〇	△(一)四〇〇
人絹織物	△(一)四〇〇	△(一)四〇〇
機械類	△(一)四〇〇	△(一)四〇〇



中部	一、二六	六、七六
南部	三、五五	二、〇三
計	一七、八〇	一六、三六
香港	六、三	四、〇
合計	二四、一三	二〇、五五

前年 本年

輸出	五、七六	三、三六
輸入	三、三三	二、〇三
合計	八、一〇	五、三九
出超	二、七七	三、三六

日本沃度輸出組合創立

【七二】過般來朝のチリ經濟使節團の幹旋により今回日本沃度輸出業者卅一名とチリに於ける沃度販賣業者間にチリ一向け沃度輸出協定が成立したので貿易局大阪事務所の肝煎りにより統制機關として日本沃度輸出組合を設立することとなり十二日大阪有恒クラブにその創立總會を開催左記役員を選出した、同組合は沃度及び沃度化合物の輸出數量並に價格の統制を行ふものである

△理事 日本電工△事務理事 廣榮 株式會社△理事 南海化學工業、三井物産△監事 岩城商店、日本製煉

支那向輸出製品目決定 【七三】支那向綿製品の輸出數量制限對策を過般來關係團體に於て種々考究中であつたがこの程支那向品目を左の如く決定した

- 單糸及双糸の八枚縞子、五枚縞子並に四ツ縞、單糸ギヤパチン、片毛縞の縞
- ネル、オランダネル、ガス糸生地、巾手、卅手の細縞生地、生地のみ輸出
- される掛碼乃至四十碼の縞、鳴、三星等上銘細縞、M・K及M・Aゴプリン

綿ゼコニー、フートデ、別珍生地巾廿九インチ物、廿八インチ二分の物、四十四インチ物、コル天、縞織、梨地織、卅インチアムンゼン等の交織物

滿洲紡織は北支棉買付第一主義

【七三】奉天廠大阪市産業部入報、滿洲國綿業聯合會では日本内地よりの綿糸布輸入制限に伴ひこれが對策に腐心してゐたが綿糸布生産擴充の爲今後北支棉買付第一主義をとることに決定、差當り八九、十月の北支棉買付額二百五十萬圓の無爲替輸入につきこの程關係當局との諒解が成立した、之により各紡績會社では七月より實施豫定の増産を一時見合わせるこゝとなつた

比島向綿布輸出紳士協定延長 本年七月末に期限満了の比島向け日米間綿布輸出紳士協定に關しては豫てワシントンに於て齋藤駐米大使と米國政府との間にこれが改訂乃至は存續方につき交渉中であつたがこの程大體現行協定を更に向ふ一ヶ年間繼續することに意見一致を見た、依つて近く兩國政府間に覺書交換することに依り現行協定はそのまゝ八月一日より實施されることになつた

☆ 輸出振興策

綜合リンク制近く公布

【七二】商工省では輸出振興の方策として既に商品別リンク制を實施してゐるが更に近く綜合リンク制を實施す可く目下物資調整局に於て具體案を研究中であるがその内容は左の如く之を商工省の單獨省令とせず大藏、商工兩省令として公布する豫定である

- 一 指定品目 綜合リンク制の對象となるものは商品別リンク制物品、軍需用品(公益用品(石油類)を除く一切の品目とする(例へば生糸、陶磁器、セメント等はその一例)但し輸出品は限定せざるも輸入品は不急不要品を除く)
- 一 輸出證明 爲替銀行に輸出ビュル取組みの證明を付さしめることを基礎的條件とする
- 一 輸入權 (イ)輸出したものには輸入權を認める (ロ)輸入權は輸出業者が自ら行使し輸入するか或は自己と關連のある工業者に譲渡することを得る (この場合プレミアムの問題は發生しない)

輸入權の日銀集中 然し輸出業者自ら右の輸入權を行使し得ない場合之を他に轉々賣買せしむる時は不當なるプレミアムがつき結局輸出コストを高めることとなるし一方輸入原料を得たい者をして輸入權買ひ漁りを生ぜしめることとなるので輸出業者は輸入權を中央の幹旋機關に賣渡す(或種のプレミアムを認める)而して此の中央機關を日銀とするか輸出組合中央會とするか未定であるが實際業務の手續から日銀に集中する方法をとる模様である

- 一 輸入權行使機關 輸出業者が輸入權を長期間保留することは困るので一定期間(大體一ヶ月乃至三ヶ月)内に之を處分する義務を負はす
- 一 圓ブロック制限 國際收支の受取勸定を多くするため支那、滿洲國、關東州等の圓ブロック内への輸出は輸出として認めない、從つて輸入權を發生しない

- 一 輸出入業者 輸出入業者は爲替管理法の運用上過去の實踐主義をとるので限定されるが輸出入業者については若し之を無制限とすればリンク制の運用に多大の混亂を惹起するので原則として過去に於て輸出せる者一輸出組合員を尊重する
- 一 約定リンク 輸出の先約定に對して輸入權を認めるか否かの約定リンクは商品別及綜合リンクとも問題となるが輸出の約定の證明と義務輸出制により之を認めることとなる模様である

省令の公布 商品別リンク制は現在省令によらず運用によつて行つてゐるが綜合リンク制は爲替銀行の輸出取組み證明書の付帶的條件及輸入權の日銀集中、輸入行使期間の限定、商品の種類が種多であること等を基礎條件とするので大藏、商工兩省令によつて近く公布を見る模様であるが商工省では目下大藏當局との間に折衝を重ねてゐる

- 一 尙商品別リンクに於ては内地流入阻止が必要であるが綜合リンクについては或種の内地流入は已むを得ざるものと認め唯保税工場、特殊工場等の方法によつて内地流入阻止を講ずる程度に止める、又綜合リンクは個人リンク制を主體とするが輸出組合、工業組合其他の統制團體をして之を援助せしむることは實際的に必要であるので運用に當つては既設團體及組合を利用することとなるが省令には規定されない

羊毛リンク制の内容修正

【七四】羊毛製品と羊毛のリンクを從來の如く從量主義とするか金額主義をとるか注目されてゐたが商工省では從量主義を繼續することとし唯之がリンクの内容を左の如く修正七月廿日より實施するに決定、この旨羊毛工業會並に關係團體に通知したが當局では從量主義によつて織物よりも糸の輸出が増加するならば金額によるリンクを採用する方針をそれ迄は差し當り現在の從量主義を踏襲することとなつたものである

- 一 リンクの對象となる羊毛製品の羊毛含有量は從來三割以上となつてゐるのを一割以上に改正した
- 一 リンクの對象となる羊毛製品の品目を追加し毛布、膝掛、肩掛、襟巻の四品目を指定した
- 一 莫大小及同製品の羊毛換算率を從來百五割度であつたのを九十五割度に改正した
- 一 輸出證明書の發給機關として新に日本毛布敷布輸出組合を追加した

輸出綿製品配給統制規則改正

【七二】綿業輸出リンク制に於て綿雜品については商工省は之を特別に取扱ひ紡績會社に責任を持たせざる等についてはタオル、メリヤス、布帛製品、綿雜品の四個の輸出會社を設立して紡績會社はこの輸出會社に製品原料を引渡せば責任を解除され棉花輸入權を獲得することゝなり其後の加工並に輸出は該輸出會社の責任に於てなされしむることに方針を決定してゐたが右の内タオルについてはこの程日本輸出タオル株式會社が設立されたので商工省では之に伴ひ現行リンク制の規則たる輸出綿製品配給統制規則を左の如く改正、廿一日付官報を以て公布即日實施した、例メリヤス、布帛製品及び綿雜品に付ても會社の成立次第同條規則の改正をみることにする

△商工省令

輸出綿製品配給統制規則中左の通知改正す

第一條第一項中「綿織物」を「綿織物(タオルを除く以下同じ)」に改む

附則 本令は公布の日より之を施行す

輸出補償制改正考究

【七三】商工省では輸出振興の見地から去る七月一日輸出補償法に基く補償料を一舉に五割方引下げたが中小貿易業者の金融難を解決するため更に進んで輸出補償制の改正を考究中である、即ち現行補償制によれば甲種補償契約に於ては實損金額の八割を、乙種補償契約に於ては七割を政府が補償してゐるが貿易業者はかねて之を甲種九割、乙種八割迄補償率の引上を要してゐた、然るに貿易局では既に六大都市に於て政府の補償の外に市

が一割方の補償を行つてゐるので實質的には業者の要望せる所は達成されて居るからかゝる補償率の引上は必要なしとし別個の觀點に立つて輸出補償の擴充を實現することゝなりその一案として海外註文を見返りとして輸出補償を適用する方を研究してゐる、之が理由としては現在輸出補償法は實際上輸出した場合の手持取組を基礎として適用されてゐるが之のみでは中小貿易業者の金融難を解決し難いので今後は單に輸出註文があつた場合に補償を認め契約の解除其他の危険を補償せんとするものである

日商貿易對策を決定

【七四】日本商工會議所では輸出振興に資せんがため過般

一 輸出貿易振興のため保税工場及特殊工場制度の整備改善並に原料雜糧和方

二 圓ブロック地域に對する貿易對策の二點に關し全國各地會議所の意見を徵すと共に貿易對策委員會に於ても鋭意

一 輸出貿易振興の爲保税工場及特殊工場制度の整備改善並に原料雜糧和方

一 圓ブロック地域に對する貿易對策の兩案を決定、近く池田藏商相及瀧企畫院總裁に建議することゝなつた、兩案の内容左の如し

△第一

(一)保税工場 保税倉庫の設置及利用を容易ならしむる爲左の如き方法を實行する

一 設備並に諸願書の内容及手續等

△第二

(二)保税工場に於ける製品中輸出検査に不合格となりたる品に對しては製品課税とせず原料課税と爲し當業者の負擔を軽減する様保税工場法第五條出書に依る品目を追加する

三、四(省略)

五 工業組合又は同業者の協定に基き生産分野協定を行はしめ専ら輸出品の製造を行ふものを保税工場たらしむる

(三)特殊工場又は倉庫(貿易指定工場又は倉庫)の制度を新に設け輸出品製造に關係ある工場並に倉庫を指定し有税品無税品に拘らず輸入原料は凡て之を一應是等の倉庫又は工場に

輸入し之を國內用又は輸出用に嚴格に區分して輸入原料に依る製品の國內流入を防止すると共に輸出品の原料の輸入制限を緩和し原料手當難を除く

(四)雜貨の輸出振興を圖る爲附屬品又は部分的材料等の供給に付き便宜を圖る、輸出雜貨中には附屬品、部分品又は部分的材料等の割當不足又は價格暴騰の爲輸出商談に應じ得ざるもの尠からず是等雜貨と附屬材料に付き商品別リンク制、保税工場又は特殊工場制の活用に適するものは速かに之に依らしめ然らざるものに就きては機宜に應じ特殊の便宜を圖り以て製造上又は價格上の障礙を除き雜貨輸出の振興に資せしめられんことを望む

一 棉花、羊毛等の如く原料と製品とをリンクし得るものは滿洲及支那より原料を輸入し其の輸入價額に應じて求償的に製品を輸出することを得せしむること

二 輸出品品其の他の重要原料品にして第三國より輸入するもの中、右地域産品に依り代替し得るものに付ては其の輸入を圖り、之に對し求償的に輸出を認むること

人絹聯、リンク制を協議

人絹聯、リンク制を協議

【七五】人絹聯合會では十六日新大阪ホテルに臨時總會を開催、過般官民協議會で決定の人絹輸出振興策(リンク制)の條項及び網後に於ける各關係團體との交渉經過並に決定條項に基き承認を求めた、而して新要項に於てバルブの輸入は糸及び織物が輸出商に引渡された時(人絹會社が直接糸を輸出したる場合を含む)に於て人絹會社に許可すること、その割合はその輸出商に引渡し若くは輸出したる糸又は織物を糸量に換算しこれを各人絹會社の人工聯に販賣したる輸出織物用糸及び輸出したる糸の量により按分することと指定されてゐる、而してリンクの基準は輸出數量に準據せしむることが有力であるが人絹聯合會としては數量リンクによる場合は各人絹會社に販賣せる異品種の糸量を公正に算定することは頗る困難で技術的に極めて煩瑣であるとして金額リンクを主張してゐるので次回官民協議會に於ては議論紛糾するものと見られこれに對する商工省の裁断に深甚の關心がもたれてゐる、尙人工聯が人絹聯より共同購入する糸量は月四萬圓に決定したがこれに伴ひ人絹聯では現在設備を基

準に八月より生産制當を實施することに

なり又人絹聯より購入の四萬圓の使途に對しては二ヶ月間に必ず製品として輸出することを人工聯、輸聯、商聯の三團體で共同責任をとることに決定、輸出義務については期限を切らずに相當する輸出手持量を制限することに各團體の諒解が成立してゐる

人絹糸は人工聯で一切配給

【七六】人絹織物の輸出振興に關し是にリンク制の實施が發表されたが來る廿一日東京に於て官民特別委員會を開催、リンク制は大體八月一日から實施される模様であるが之に伴ひ内地向並に滿洲、支那向け人絹織物の原糸配給も今後一切人工聯に於て共同購入し配給をなすものである、即ち今回決定せる大綱は左の如く

一 人絹糸は總て人工聯に於て共同購入すること但し左に依り事實上の取扱をなすこと

イ 純輸出物用人絹糸一ヶ月間の銘柄デニール別數量配給希望月日及び配給先を指定したる指圖書を持つて當該月の二ヶ月前に糸聯に請求し人工聯はその組合員をして契約限月に必ず引取らしむること

ロ 滿支輸出物用及び内地物用人絹糸はデニールの單純化を圖りイに準じて購入し配給すること

今後では人工聯加盟の工業組合以外は糸の手當が不可能となるため當局では此の際に至る未加盟の工業組合は人工聯に加入し又工業組合の未組織のものは至急工業組合を結成して人工聯に加入することが必要となつた

# 市場

## 東株短期取引員組合總會

【七二】東株短期取引員組合では十一日午後三時半より東株樓上に組合員總會を開き(一)從來東株代行會社が特定取引員として組合の積立金免除の特典を有してゐたのを普通取引員並にその特典を廢止する事とし之に關する組合規約の變更を決定、(二)次いで所有代行株六萬株以内を東株に讓渡する件を承認した、尙ほ實物金銀具體化に伴ひ實物組合でも代行株の所有を希望した場合は一萬株程度の讓渡を爲すことに意見の一致を見た

## 大日本産業振興會社計畫進捗

【七三】東株並に組合幹部發起に係る株價暴落對策及株式公社債引受、株式拂込貸付等を目的とする大日本産業振興會社(當初の投資會社を解消)の設立準備は順調に進捗し、あるが東株取引員組合では十六日午前十一時組合事務所に取り員有志の參集を求めた之れが經過を報告諒解を得た、尙同社設立に關しては大藏當局はじめ日銀、興銀その他各銀行方面、實業協會、生保會社等應援支持の態度を示し既に創立準備が整つた模様である、而して今後は金融關係、實業協會、生保證券等が中心となつて更に創立準備を進めることになる模様で從つて来る十八日東株に建株會社の參集を求める豫定であつたのを之を取止めることになつた、資本金に六體三千萬圓を目標として居るが或は今後の成績如何に依つては五千萬圓を増額する方針の様である

## 正貨現送て株式活況

【七四】株式市場はソ聯兵の越境事件惡化の模様を警戒して失望筋の投物嵩み軒並投崩されたが十九日に至り正貨現送による輸出貿易振興策の決定を好感し人氣一變賣込の反動も手傳つて軟派の利喚急ぎと安値突込みの踏上げを招き時局株を先購に一齊に急反撥を告げた、殊に新東は百卅三圓五十錢、鐘紡は二百五圓八十錢と更に十六日の高値を上廻つて戻り新高値に飛躍を演じ近來の活況を示した

## 七月初有價證券時價總額

【七五】東株取引所調査七月初現在の全國有價證券時價總額左の如し(單位百萬圓)

株式	二六,一五〇
債券	三三,四〇〇
内 國 債	三二,六〇〇
地方債	二,八〇〇
社 債	五,六〇〇
外 債	三,五〇〇
合 計	六六,四五〇

尙七月現在に於ける株式拂込金額及債券償還額を標準として左記各期との値上り値下り額を推定するに次の如し

昭和三年七月に比し	四、四八億下り
五年十月に比し	一四、〇九億上り
同六年十一月に比し	一四、七三億上り
同九年四月に比し	一、四七億下り
同十一年三月に比し	三、六六億下り
同十三年六月に比し	一、二九億下り

## 期米新高値を示現

【七六】前年は日支事變の影響で七月十日に新高値を示現したが今年は土用入

りを控へて天候が不良に傾いて居り又關東西の水害による被害が一般の豫想より大きいと傳へられて正米の強調と共に臺灣蓬萊米の氣預け賣物が買外されてをり又一部米客筋の踏物があつて十五日には七月限卅五圓八十一錢、八月限卅五圓六十七錢、九月限卅五圓六十錢と三期共最近の新高値を示現するに至り天候如何によつては先行一段の高値があるかも知れぬ勢となつた、而して事變下高物價抑制方針の下にあり且つ七月一日現在の全國蓬萊米が前年同期に比して内地五十萬石、朝鮮百卅萬石合計百八十萬石餘も多く又一期蓬萊米の豐作で備境期の需給に不安なき折柄清算米の踏上げは何等か港在的の特殊事情があるのではないかと見られてゐる、兎に角鮮米、臺灣米の積取配船不圓滑、産組の進出、陸上運輸の缺陷、天候の不良による稻作悲觀氣分があるとしても一般物價引下に努力が拂はれつゝある折柄斯かる状態を示せる點は相當注目の要ありとされてゐる

## 全國米取對策協議

【七七】十九日東京米商取引所に新潟、高岡、酒田、金澤、小樽、岡山、下關の各取引所及取引員組合代表者會合し懇談會を開いたが右は政府の戰時米價政策と對して又配給機構整備から米穀會社が立消えとなつたので今後米取として善處すべき點を協議したものである、米價高抑制には統制を改正するか國家總動員法第十九條の發動以外に方法がないので政府當局としては集荷過程に於て産業組合、農會等の生産者團體がこれに當り分散過程で取引所正米市場金販等が米穀會社の如きものを組織して配給統制の中樞機

體となり其他の米穀商は商業組合或は同組業による統制を行つて配給數量の確保と積極統制を全的に實現せんとするもので今後取引員の會合は頻繁に行はれるであらう

## 十四年上半年生糸新格付

【七八】横濱取引所では來月發會の新用一月限から向ふ半々年間適用すべき昭和十四年度上半年の生糸格差について神戸とも打合せ中であつたが左記の通り協定成立したので兩取引所同時に商工省に認可申請する事になつた

白十四中A格	二五圓上付
同 B格	一五圓上付
同 C格	五圓上付
同 D格	標準格
同 E格	二五圓下付
白及び黃廿一中A格及びB格	廿圓上付乃至九十圓上付

## 米商人組部格差決定

【七九】東京米商取引所内組部では十四日格付委員會を開き來る九月限受渡に適用すべき銘柄品と標準品との格差を左の如く決定した(百廿ニール)

東洋レーヨン	標準品	普通系格差
帝人岩國一號	格上圓五	格下圓〇
帝人岩國二號	同格	格下圓〇
帝人三原一號	格上圓五	格下圓〇
帝人三原二號	同格	格下圓〇
倉敷絹織	同格	格下圓〇
東洋紡織	同格	格下圓〇
旭ベンベルグ	同格	格下圓〇

日本レーヨン	同格	格下圓〇
錦華人絹	格下二圓〇	格下圓五
東京人絹	格下二圓〇	格下圓五
福島人絹	同格	格下圓五
庄内川	同格	格下圓〇
日清レーヨン	同格	格下圓〇
岸和田人絹	同格	格下圓〇
出雲製織	同格	格下圓〇
太陽レーヨン	同格	格下圓〇
昭和人絹	同格	格下圓〇
富士纖維	同格	格下圓〇

## ☆ 産 業

### 内地燃料炭の不足は滿洲炭輸入

【八〇】本年度の滿洲石炭の内地輸入高は年約二百萬噸と契約されて來たが最近生産の擴充及時局産業の活況から燃料炭の不足懸しく從つて炭價の昂騰から一般生産品の生産コストの騰貴を招來する傾向も強いのを商工省を始め關係當局に於て種々對策考慮の結果滿洲炭の輸入の増加を圖つて内地不足炭を補充することに方針を一決し日滿經濟會議に於て岸滿洲國産業部次長、星野滿洲國總務長官並に對滿事務當局と内地側と打合せの結果内地燃料炭の不足額だけは契約高の如何に拘らず滿洲炭を輸入することに諒解成立した、これに依り燃料炭價の昂騰は漸次適當なる位置に抑制し得るものと見られてゐる

### 滿鐵、オイルシエール油増産

【八一】滿鐵では昭和八年豫限に於ける

オイルシエール液化事業の第一次擴張を行つたに引續き同十一年更に第二次擴張を行ひ従来のオイルシエール百噸處理爐八十基の他に新に百八十噸處理六十基を増設し、これは來年四月完成を見る予定であつて右増産施設完成の曉には粗油生産は現在の年産十七萬噸より一躍卅五萬噸に達する見込であるが、右オイルシエール液化による粗油の生産額は内地に於ける礦油全産額に匹敵する譯である、而して滿鐵では右第二次擴張計畫の完成を俟つて更に將來第三次の擴張を行ひ粗油年産四十五萬噸程度に増産を行ふ方針である

**滿鐵、帝燃と石炭液化會社新設計畫**

【七二】滿鐵では昭和十一年九月撫順に直接液化法による石炭液化工場建設に着手して以來これが事業計畫は着々進歩し既に部分的には工場の試運転を行つて居り愈々來る十月一日を期して綜合的運轉を行ひ年産二萬噸の人造石油の生産を擧げることになつたがこれが工場運轉開始後に於ける成績如何は一般より頗る重視されてゐる、而して滿鐵としては右液化作業開始後の實績を見極めた上直ちにこれが増産計畫に着手し昭和十一年液化事業着手當時、將來増産を行ふ場合には資金調達に於て適當な機關を設けて援助する旨の政府との約束に基き今春設立された帝國燃料と折半出資の下に別個の石炭液化會社を設け年産十萬噸乃至廿萬噸を目標に明春早々これが計畫に着手することに大體方針決定を見た

**昭和製鋼液體燃料増産計畫**

【七三】昭和製鋼所では從來増産より

發生する餘剩ガスは硫安その他各種の副産物の生産に振向けられてゐたが同社が來年度より實施する第五、六次増産計畫に於ては我國液體燃料増産の急務なるに即應してこれが從來の方針を改め餘剩ガスをフイツシャー法による合成燃料の生産に振向けると決定、目下三井と帝燃との間に行はれてゐるフイツシャー法のпатент 讓渡交渉の成立を俟つて帝燃との間に右權利讓渡に關し正式交渉を進め愈々合成燃料の生産に乗出すべく目下帝燃との間にこれが下交渉を行つてゐる而して昭和製鋼所では右第六次計畫完成の曉には年産廿萬噸の合成燃料生産を豫定してゐる

**燃料國策研究會建議**

【七四】燃料國策研究會では廿日午前九時野道俱樂部で役員會を開き會長坂本俊篤男を始め各役員出席の上秋田縣八郎瀧に於ける新油田に關し報告、打合せの後現下の緊要問題たる燃料問題解決方策に關し協議した結果大要左の通り意見を決定、直ちに會長坂本男、一條公を始め實行委員八名は首相を始め關係各大臣に對し建議するところあつた

此の際大に人造石油事業を起すと同時に幼稚なる我國の石油事業の進歩發達を圖り速かに死蔵されてゐる國內石油資源を開發する爲燃料の自給自足に到達するまで石油事業に關する租稅其他一切の負擔を免除し新に燃料省を設けて官制機構上に於いても將た人事上に於いても燃料問題解決に即應すべく一大革新を斷行し速かに外國資源に依存せざるやう急速に燃料問題を解決され度い

**日商、石炭の答申決定**

【七五】日本商工會議所では十九日東商會議室で商工當局よりの諮問事項たる石炭の配給合理化並に需給の調整方策に關する特別委員會を開催、六大都市及び小樽、門司、廣島、大牟田の各會議所代表等出席の上全國各地會議所より概したる意見を參考として最後の審議を行つた結果、左の如き結論に達した、依つて廿日開かれる常議員會議を経て竹内燃料局長官宛答申する運びとなつた

△石炭の配給の合理化並に需給の調整に關する方策

- 一 石炭の確實且圓滑なる配給を爲し以て需給の調整を圖るに必要なる具體的方策
- 二 移輸入炭の増加確保
- 三 輸送機關の改善
- 四 貯炭設備の擴充
- 五 配給の合理化
- 六 消費の合理化

一 炭價を適正に維持せしむる爲の具體的方策標準炭價公定制を採用し中央物價委員會又は炭價調整委員會(新設)をして標準炭價を決定せしむること

三 石炭國策の樹立

石炭需要の加速度的增加に對應し、需給の調整、配給及消費の合理化、炭價の適正を期する等、石炭國策の樹立を圖る爲め石炭の生産、配給、消費に關する民間代表者を網羅する官民合同の審議會を設くること

**硫安製造業者炭價引下要請**

【七六】次期(八月十二月渡)硫安販賣公定價格は過般十貫以三圓七十三錢折置と決定したが當時硫安製造業組合では生産コスト高特に石炭市價の昂騰を理由とし販賣價格の引上げを策したるに對し商工省は硫化鐵の市價引下げは勿論原料の略六割を占める石炭市價の昂騰についても當局に於て抑制する方針である旨の音質を與へた、當業者も遂に當局の措置方針を容認するに至つたものである、從つて商工省としては昔に硫安問題のみならず一般産業の基礎的原料たる石炭の需給調整並に適正炭價の維持を圖るため商工省内に石炭の生産並に配給統制協議會を設置するに至つたが、この状態に鑑み硫安製造業組合理事長は十九日昭和石炭に古田社長を訪れ石炭の潤澤なる配給及び炭價の引下げにつき善處方を要請した

**☆ 鐵 鋼 業**

**七月九月の鋼材一割六分限産**

【七七】日本鋼材聯合會では露に商工省の鐵鋼統制協議會に於て決定せる七月九月間の鐵鋼需給計畫に基き聯合會加盟各社に對する生産割當を決定すべく過般來聯合會傘下の各種鋼材共販に對し商工省の根本方針たる平均一割六分限産案を提示、善處方を命じたがこのほど各共販の限産決定に茲に七月九月渡し鋼材の劃期的限産を中心とする各種別生産割當の決定を見るに至つた、即ち最近鋼材の原料たるスクラップ、半製品及外國統の輸入が可成り制限を受けることになつた、必然的に鋼材の全面的限産を餘儀なくされるに至つたもので限産率は前期に比し平均一割六分六厘となつてゐるがその限産内容について見れば、薄板の三割五分(但し輸出を除く)を最高とし鋼管は二

**中間鋼統制原案成る**

【七八】日本鋼材聯合會ではかねてより中間鋼の統制方針につき考慮中であつたがこの程原案の作成を見たので廿日日本鋼材聯合會の臨時委員總會に於て右経過につき報告を行つた、原案内容左の如し

- 一 特殊鋼協議會が統制する品種以外の鋼(鐵基性平爐鋼は全部含む)は全部普通鋼材の統制下に置く
- 一 統制方法としては原則的に各種共販内に第二部を設けて統制をなす、但し從來共販内に既に統制販賣をなし居るものに就ては此の限りに非ず、例へ

割五分、棒鋼並に小形鋼は夫々一割(棒鋼の中でも丸鋼の如きは既に三割限産を續行中であるから新限産率は三割三分と)とされその他の品目についても僅少乍ら限産が行はれた模様で限産を全く受けなかつたものは大形鋼中の重軌條のみとなつてゐる、重軌條を限産適用外に置いたのは輸入軌條の全面的制限を企圖したものでその他限産率の輕微な品目は何れも直接重需品と見做さるべく從つて薄板、鋼管、棒鋼、小形鋼等平和向鋼材は今後大幅限産を強行されるわけに特に棒鋼小形鋼の如きは當初薄板同様三割五分の限産を行ふ豫定であつたが之に關係あるメーカー並に中小加工業者の立場を考慮の上、幸じて一割限産に止めたものである、かくて鋼材生産は直接重需品に集中されることとなつた結果、平和向鋼材を主として生産してゐたメーカーは相當深刻な打撃を蒙るわけに之が直接重需轉換問題と關聯して今後の成行は重視されてゐる

割五分、棒鋼並に小形鋼は夫々一割(棒鋼の中でも丸鋼の如きは既に三割限産を續行中であるから新限産率は三割三分と)とされその他の品目についても僅少乍ら限産が行はれた模様で限産を全く受けなかつたものは大形鋼中の重軌條のみとなつてゐる、重軌條を限産適用外に置いたのは輸入軌條の全面的制限を企圖したものでその他限産率の輕微な品目は何れも直接重需品と見做さるべく從つて薄板、鋼管、棒鋼、小形鋼等平和向鋼材は今後大幅限産を強行されるわけに特に棒鋼小形鋼の如きは當初薄板同様三割五分の限産を行ふ豫定であつたが之に關係あるメーカー並に中小加工業者の立場を考慮の上、幸じて一割限産に止めたものである、かくて鋼材生産は直接重需品に集中されることとなつた結果、平和向鋼材を主として生産してゐたメーカーは相當深刻な打撃を蒙るわけに之が直接重需轉換問題と關聯して今後の成行は重視されてゐる



ば半製品、棒鋼、鋼板關係の如きは第二部を設け之を統制するも練材の如きは從來の方法を繼續するものとす

一 製造業者の範圍 本統制品の鋼現並に壓延棒鋼の製造業者は凡て参加するものとす、但し電氣爐を有するも特殊鋼協同會の規定品以外のものを作る業者は本統制に参加せしむるものとす

一 特殊鋼協同會案による特殊鋼の定義 中(イ)の乙並にスプリング材に關する但書は削除せらるゝこと

日本鋼材聯合會臨時總會

【七・四】日本鋼材聯合會では廿日郵船ビルで臨時委員總會を開催、左記議案を附議決定した

一 薄板共同販賣組合、鐵力板共同販賣組合の本會所屬組合に参加の件並に同組合員の鋼材聯合會加入に關する件

薄板共販加入社に於て聯合會への新規加入社は日本鋼業、東京製鐵、東洋製鋼、淀川製鋼、中山鋼業、大阪中山鋼業、大阪薄板、鐵板以上七社、鐵力板共販關係新加入社は東洋鋼鐵、淀川製鋼、高砂鐵工、大阪中山鋼業、扶桑鋼業以上五社と決定

一 規約一部改正に關する件「第七章信託金及積立金」を「第七章信託金及積立金」と改め更に第六條を「會員は本會の經費及特別事業費を支辨する爲め本會統制品種の毎期生産高一應に付金二圓以内を毎期際出すものとす、但し其の金額及用途は委員總會に於て之を決定す」と改訂す

一 積出金額決定並に其の用途に關する件 右用途には經費の外に特別事業費があり之は(一)價額平衡資金(二)生産

調節資金(三)輸出振興資金の三種に分類されこの中輸出振興資金は近く實施される鋼材の輸出入リンク制と關聯して重要な意味を持つものである

一 輸出特別委員設置の件

一 製鋼業者工場用鋼材の配給手續に關する件

一 中間鋼の統制に關する件(當日は報告のみ)

尚席上商工省小金鑛山局長より今回の七月九日鋼材生産割當が著しき限産を餘儀なくされたがこの際四圍の事情より已むを得ざる旨を開陳、業者の諒解を求めた

☆機械工業

S型工作機械設計圖公開に決定

【七・五】十九日開催された定例閣議に於いて企畫院よりS型工作機械設計圖公開に關し左の通り報告あり之を承認した

現在軍需の充足、生産設備の擴充の二點から莫大な工作機械の需要が興つて居るのであるが我國工作機械製造高の約半數は中小工業に依つて出されて居り中小工場から優秀なる製品が製造されて居るもの多々あるが生産に迫はれて居る今日設計を考へる暇が無い爲に相當性能の低い型式のもの、不正確な設計のものが生産されて居る場合が多いのである、同様の場合が今迄他の機械を作つて居る現在工作機械製造の必要に迫られて居る工場にも起つて來つゝある、斯の如き傾向が機械工業の母體である工作機械工業にある場合、我國の軍需工業全體の能率に關係することになるので今日中小工業の技術の向上は重大問題である、設計する能力の

不足な工場又は設計する暇の無い工場に對し代りに國で設計を準備して置いて供給し非常時優良な製品を多數得られる様にしなければならぬと云ふ考へが古くから資源局にあつて其の結果總動員準備の一として設計せられてあつたのが此のS型工作機械設計圖である、設計は遂に資源局に於て陸軍省海軍省、商工省、鐵道省及帝國大學の官廳方面關係者並に株式會社池貝鐵工所株式會社大隈鐵工所、東京瓦斯電氣工業株式會社、株式會社津唐鐵工所及株式會社新潟鐵工所の民間有力工作機械製作者の協力に依り研究せられ來つたもので官廳、帝大方面に於ける理論及使用上の經驗と民間大工場の製作上の經驗と知識とが傾注せられて出來上つたのであつて今日之が所期の目的に利用し得るに至つた事を悦ぶものである

尚本設計は未だ多數の製作を經るの暇なく公表するに至つた關係上今後製作が重ねられ又其の使用が行はれて行くにつれて幾多の訂正、改良、追加が行はるべきこと當然であつて關係者に於ては本設計利用者及其の機械使用者より充分なる意見を聞くことを奨励してゐる

△設計圖を公開する機械の種類は次の通りである

機 種 名	稱 呼	寸 法
S型 段車式旋盤	スウイング	×ベットの長さ
300耗 ×		1,000耗
150耗 ×		1,500耗
100耗 ×		1,800耗
75耗 ×		2,000耗
50耗 ×		2,500耗
30耗 ×		3,000耗

S型 全齒車式旋盤	スウイング	×ベットの長さ
300耗 ×		1,000耗
150耗 ×		1,500耗
100耗 ×		1,800耗
75耗 ×		2,000耗
50耗 ×		2,500耗
30耗 ×		3,000耗
S型 ラヂアルボール盤	アームの長さ	1,000耗
S型 豎形ボール盤	スウキング	200耗
S型 全齒車式横フライス盤	テーブルの移動距離	長手×前後×上下
200耗 × 250耗 × 300耗		
S型 全齒車式萬能フライス盤	同右	
S並型 段車式横フライス盤	テーブルの移動距離	長手×前後×上下
700耗 × 800耗 × 900耗		
S並型 段車式堅フライス盤	テーブルの移動距離	長手×前後×上下
700耗 × 800耗 × 900耗		
S並型 形削盤	ラムのストローク	500耗

解辦達工業組合の設立を認可した、その要項左の通り

一 名 稱 日本電解曹達工業組合

二 地 區 日本全國

三 事務所の所在地 東京市

四 組合員 地區内に於て電氣分解法に依り苛性曹達並に鹽素の製造を業とする者(自家用製造業者を含む)二七名

五 事業計畫 第一期事業 (一)販賣價格の統制 苛性曹達販賣價格の統制

第二期事業 (一)販賣價格の統制 鹽素販賣價格の統制 (二)生産の統制 (三)販賣及配給の統制 (四)原料鹽の統制 (五)組合員の委託に依る原料、材料の共同購入又は斡旋 (六)營業に關する指導研究調査 (七)其の他本組合の目的を達するために必要なる事項

【七・五】確安販賣會社改組決定

【七・五】確安販賣會社では十五日帝國ホテルに重役會を開催、確安増産及び配給統制法の實施に伴ひ同社を日本確安會社に改組することに決定來る卅日丸の内工業俱樂部に總會を開き左の議案を附議することとなつた

一 確安増産及配給統制法に準據し本社の定款を變更し日本確安株式會社とするの件

一 同法附則第二項に依り日本確安株式

☆化學工業

△設計圖を公開する機械の種類は次の通りである

【七・二】商工省は十三日付を以て日本電

【七・二】日本電解曹達工業組合設立認可

會社取締役並に監査役候補者選舉の件  
 一 商法第七十五條に依る認許の件  
 次で八月一十二月の新年度に於ける製造業組合の確安公定價格につき協議したる結果

一 販賣價格は製造業組合の公定價格十貫以三圓七十三錢に從來通り同社手數料三錢、外安輸入損失補償料四錢合計七錢を加算し三圓八十錢となすこと  
 一 小買最高價格も從來通り販賣價格に十四錢を加へ三圓九十四錢とすることに決定、直ちに當局に認可の申請を爲した

### ☆纖維工業

六月中生糸製造及消費高  
 (農林省發表) 六月に於ける生糸の製造高は五二五、八二五斤にして之を器械生糸壓練糸及玉糸に分てば

器械生糸 四六六、六五斤(八八%)  
 壓練糸 三六、九六斤(七%)  
 玉糸 一八、八五斤(三%)  
 又之を白蘭糸及黃蘭糸に別てば  
 白蘭糸 四〇四、七五斤(八八%)  
 內器械生糸 三六四、五五斤  
 黃蘭糸 一〇、二〇斤(二%)  
 內器械生糸 一〇、〇五斤(三%)  
 器械生糸 三、一五斤(七%)  
 壓練糸 一七、七三斤(五%)  
 玉糸 一、〇四斤(二%)  
 白蘭糸 二、七五斤(三%)

內器械生糸 二七五、二四斤  
 黃蘭糸 一六、八四斤(六%)  
 內器械生糸 一六、四二斤  
 にして之を前年同期に比すれば一九七、三四九斤の増加を示せり

綿糸及ス・フ糸生産配割調整  
 【三五】商工省では十五日午前十時より綿工職事務所に綿需給調整協議會を開催八月分内地向の綿糸・フ糸の生産數量及配割調整を左の如く決定した(單位担)  
 △八月度内地向綿糸及ス・フ需給表

△特綿糸 供給量 保留量  
 純綿糸 四、〇〇〇 三、二五五 五、八〇五  
 落綿糸 一、五〇〇 一、五〇〇 〇  
 混紡糸 七、五〇〇 六、三三三 一、一六七  
 △ス・フ糸 五、〇〇〇 四、六六六 一、三三三  
 合計 八、〇〇〇 七、九二五 一、〇七五

綿糸及ス・フ糸の八月生産減少  
 【三五】綿需給調整協議會では別項の如く八月分の國內向綿糸及ス・フ糸の需給計畫を決定したが今回はリンク制實施の第二月目の生産配割計畫だけに注目されるが七月分に比すると生産供給量は純綿糸及ス・フ糸は據置乍ら落綿糸は二千担混紡糸は一萬二千五百担を減少し生産總計に於ては結局一萬五百担の減産となつてゐる。混紡糸を大中に減産したのは七月分は仕掛品が多かつた爲である。一方配割調整量は七月分に比し落綿糸が二千担増加せるを除き純綿糸、混紡糸、ス・フ糸は凡て減少を示してゐる

【三三】農林省では十三日午後一時半より農林大臣官邸で自作農創設維持委員會開催左の事項に付審議決定した  
 第一 昭和十三年度自作農創設維持資金配當の件

本年度自作農創設維持資金四千萬圓の道府縣別配當は左記の通り決定された(單位萬圓)

北海道	四〇〇	茨城	七二
青森	七八	栃木	九〇
岩手	六五	群馬	八五
宮城	八五	埼玉	六九
秋田	一〇三	千葉	六五
山形	九四	東京	一五
福島	一〇五	神奈川	六二
新潟	一〇五	島根	七四
富山	八一	岡山	一〇四
石川	五五	廣島	八六
福井	六一	山口	九二
山梨	九四	徳島	六二
長野	一〇〇	香川	七一
岐阜	九八	愛媛	七四
静岡	九一	高知	五三
愛知	九〇	福岡	二二五
三重	八八	佐賀	六三
滋賀	八〇	長崎	四八
京都	七九	熊本	一〇五
大阪	七三	大分	六三
兵庫	一三三	宮崎	七六
奈良	六六	鹿児島	八九
和歌山	五一	沖縄	二三
鳥取	六九	計	四、〇〇〇

### 農業

自作農創設維持資金配當決定

【三三】農林省では十三日午後一時半より農林大臣官邸で自作農創設維持委員會開催左の事項に付審議決定した  
 第一 昭和十三年度自作農創設維持資金配當の件  
 本年度自作農創設維持資金四千萬圓の道府縣別配當は左記の通り決定された(單位萬圓)

【三五】綿需給調整協議會では別項の如く八月分の國內向綿糸及ス・フ糸の需給計畫を決定したが今回はリンク制實施の第二月目の生産配割計畫だけに注目されるが七月分に比すると生産供給量は純綿糸及ス・フ糸は據置乍ら落綿糸は二千担混紡糸は一萬二千五百担を減少し生産總計に於ては結局一萬五百担の減産となつてゐる。混紡糸を大中に減産したのは七月分は仕掛品が多かつた爲である。一方配割調整量は七月分に比し落綿糸が二千担増加せるを除き純綿糸、混紡糸、ス・フ糸は凡て減少を示してゐる

【三五】綿需給調整協議會では別項の如く八月分の國內向綿糸及ス・フ糸の需給計畫を決定したが今回はリンク制實施の第二月目の生産配割計畫だけに注目されるが七月分に比すると生産供給量は純綿糸及ス・フ糸は據置乍ら落綿糸は二千担混紡糸は一萬二千五百担を減少し生産總計に於ては結局一萬五百担の減産となつてゐる。混紡糸を大中に減産したのは七月分は仕掛品が多かつた爲である。一方配割調整量は七月分に比し落綿糸が二千担増加せるを除き純綿糸、混紡糸、ス・フ糸は凡て減少を示してゐる

【三三】農林省では十三日午後一時半より農林大臣官邸で自作農創設維持委員會開催左の事項に付審議決定した  
 第一 昭和十三年度自作農創設維持資金配當の件  
 本年度自作農創設維持資金四千萬圓の道府縣別配當は左記の通り決定された(單位萬圓)

【三〇】わが國農村の過剩勞働力は農業の集約化により漸次減少しつつあつたが支那事變勃發以來勞働力の不足を來し而も勞働力分配上繁閑多きため急激に移動勞働の増加を來しこの儘に放置すれば徒らに勞働賃銀の昂騰を誘致し中間ブローカーの増加を來す虞れがあるので農林省經濟更生部では之が對策として試験的に佐賀縣下全町村に亘り本邦最初の試みとして勞働力の移動調査を行ふ一方田植時期の不足勞働の集團補給を目標に「農業報國移動班」を組織し豫め田植時期の地方的繁閑、勞働不足の具體的基礎調査を行ひ之に照應し移動勞働の計画的動員を行つたところ豫想外の成功を収めたので今秋の刈入時には之を全國各府縣に普及せしめることとなつたが戦時下農業勞働力の計畫經濟化の試みとして注目される、尙佐賀縣の移動勞働實施成績は六月十九日より七月三日に亘る十五日間に延二萬人を動員、七月五日現在で田植の終了せるもの昨年の九三%に對し本年は九四%といふ好成績であつた

### 農業報國移動班を全国的に普及

【三三】本年の米作は東北地方の多雨寒照、稻熱病の發生に加へ關東、阪神地方の水害等から樂觀を許さざるものがある一方米價は農林省としては政府の物價昂騰抑制の大方針に基き最高價格の如きも絶対に引上げずとの強硬方針を堅持してゐるもの、從來の如く買上げ放出による單なる價格政策を以てしては凶作ともなれば最高價格の抑制は勿論戦時下米穀政策の完全遂行は到底不可能の狀態に立至つた、依つて有馬農相はかねて米穀局に命じ米穀配給機構整備に關する具體案を立案せしめてゐたがこの程大綱方針を樹立今後はこの線に沿つて米穀政府の戦時經濟化が急速に具體化することとなるべく我國米穀政策に一大轉換を期するもの

としては頗る注目される、米穀配給機構調整に關する大綱左の如し

- 一 米作農家の販米は全部産業組合、帝國販賣所の手で蒐荷し産地仲買人の介在を排除す
一 右單位組合で蒐集したる米は移出前組合(産地開闢)乃至は全販聯系統機關に販賣する
一 右移出商の同業組合をして移出米販賣統制に當らしめる
一 地方の移出前組合、販賣組合が蒐集した米穀は都市の正米開闢組合に移送する
一 米穀清算取引所は正米市場に包攝する

- 一 米穀清算取引員、正米關係業者、臺灣米移入協會等をもつて商業組合の組織乃至日本米穀會社の創設を爲す
一 白米小賣商は既存の白米商聯盟をして自治的に制限統制せしめる
一 右配給機構の各段階に於ける手数料を公定する
一 凶作等の爲米穀の需給關係が窮迫した場合は戰時食料管理委員會を組織、一本建公定價格を實施し右系統機關をして米穀の管理に當らしめる
一 右の如き新機構整備の爲め必要に應じ國家總動員法を發動し場合に依つては米穀統制法の改正も行う

▲有馬農相談【七三】右に關し有馬農相は十二日左の如く語つた
戰時經濟に於ては配給部面より遊離した市場操作を主眼とする價格政策は殆んど無力なので配給部面の一元的統制を可能ならしめる機構整備に就いて考究してゐる、日本米穀會社案も來議會

には提出せざるを得まいがそれも從來の當業者救済と云ふ意味からではなく新配給機構の一纏たらしめると云ふ見地から再検討して見る心算だ

全國米穀現在高

【七四】(農林省發表)昭和十三年七月一日現在内地に於ける米穀現在高は總數量二千七百六十九萬二千九百九十七石にして之を前年同期の二千七百十八萬八千八百廿二石に比すれば五十四萬四千七百七十五石即ち約二分の増加を示せり
一 産地別(單位石、△印は減)

Table with 2 columns: 産地別 (産地) and 昭和十三年度 前年比較. Rows include 内地米, 朝鮮米, 臺灣米, 外國米, 計.

▲朝鮮在米高増加【七三】朝鮮總督府農林局發表一七月一日現在の米穀現在高は總數量三百八十八萬三千九百五十五石にして前年同期に比すれば百卅一萬八千八百八十四石の増加である

▲臺灣在米高増加【七五】臺灣總督府殖産局發表一七月一日現在に於ける米穀現在高は總數二百六十六萬六千六百六十六石にして前年同期に比し、十五萬一千六百九十四石(七・九%)の増加にして内蓬來米は百卅一萬八千五百一十一石である
▲五、六兩月の米需給實績【七四】七月一日現在に於ける全國在米高を基礎として過去二ヶ月間(五、六)の米穀需給實績を算定するに消費高は一千七百七十一萬九千石で前年同期に比し四萬四千石の減少を示した、斯く消費減を示したのは本

米穀年度以降最初のことでは最近の物價高、消費節約の一般的趨勢を反映せるものとして注目し値する、需給實績左の如し(單位千石)

Table with 2 columns: 項目 and 五月一日現在在米高. Rows include 輸入高, 移出高, 輸出高, 移入高, 合計, 小計, 七月一日現在高, 合計, 前年同期比較減.

▲六月米米作付状況【七五】農林省では戰時下に於ける米穀生産確保に萬全を期する爲め本年より最初の試みとして六月未現在の米作付状況を早期調査中であつたが十五日左の如く發表した

農林省發表一昭和十三年六月末日現在に於ける四十三道府縣(水害等の爲報告遅延の茨城、滋賀、兵庫及佐賀を除きたる分)の米作付状況は單位町、括弧内( ) 作付済段別 三、五七、六六(八六) 作付未済段別 三、五三、五九(一・一) 計 三、六一、二五(八七)にして之を前年作付段別二、八六三、七八六町八段に比すれば二六〇町五段(二・七)の減少を示せり

本年作付段別 前年作付段別比
大麥 一、五八二、八(一、五、六四六)
小麥 七、五二七、四(五、五、六〇〇)
計 一、三、一〇九、二(一、一一、二四六)

次に麥豫想收穫高及其の前年實收高との比較は
本年豫想收穫高 石前年實收高比
大麥 七、一一〇、〇(三、一、六〇〇)
裸麥 七、七三〇、〇(三、三、七二二)
小麥 一、〇〇五、二(一、四、三三三)

▲全國春蠶豫想收穫高激減【七三】(農林省發表)本年度に於ける春蠶豫想收穫高左の如し
總數 一、五五五、九〇員
白繭 三、三三九、九〇員
黃繭 八、〇一六、〇員

之を前年春蠶收穫高四千五百五十三萬三千九百卅三員に比すれば七百十三萬八千二百八十三員(一割五分七厘)の減收を示せり

戰時下水産維持方針成る【七六】政府の物資動員計畫強化に伴ひ漁業關係の漁網、石油、鉛の使用制限から漁業生産力にも相當の影響を齎すので農林省水産局では左記方針に従ひ漁獲高維持に萬全を期することとなつた
一 各種漁業に亘り整理統合を行ひ共同計算制を實行すること
一 網糸、鉛については代用品の使用脚を奨励し場合によつては國家總動員法を發動し代用品の使用を強制す
一 整理を受ける漁業に對しては轉業資金その他補償施設を講じ之に要する經

費は十四年度豫算に計上す
一 網糸漁 網使用に就いては購入補助金を交付す

産組未設置町村解消方法決定【七三】農林省では物資動員計畫の主動機關として産業組合を動員せしむべく之がため産業組合未設置七百町村に對し八月末までに産組を創設せしむべき方針を決定したが産業組合中央會はこの未設置町村解消運動の衝に當ることとなり十三日中金ピルに産組中央機關連絡委員會を開き左の如き具體的方針を決定した、尙三月末現在に於ける産組未設置町村は全國七百七十七町村五十萬人に上りその内秋田、山形、福島、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、静岡、三重、大阪、岡山、廣島、大分等未設置町村が多數存する地方に對しては産組加入促進に主力を注ぐと共に八月末迄に未設置町村全部の解消を期しこれがため、産組中央機關(中央會、中金全販聯、全購聯、日柑聯糸聯)は六萬圓を支出、農林省及び各道府縣と緊密な連絡上直ちに實行に着手することになつた、未設置町村未加入農林漁家解消計畫要綱左の如し

一 未設置町村に對しては左の基準に依り速かに産業組合の設立を圖ること
イ 區域
町村區域を原則とす、一町村の地域内に未設置部落あるときは既設組合の區域擴張又は町村區域の組合を新設すること、し場合に依りては未設置部落を區域として一個乃至數個の組合を設立すること、町村區域狭小又は戸數過少等の事情に依りては二ヶ町村又は三ヶ町村區域の組合の設立

を認むる事、漁業協同組合の設立しある町村に在りては農業部落を市に在りては區又は之に準ずる區域を原則とする事

ロ 事業の種類

四種事業を原則とするも止むを得ざるときは一應販賣、購買事業とする事

ハ 組合員數

設立者は町村に於ける各部落の代表者を全部網羅せしむること而して設立後一ヶ月以内に區域内農林漁家の全部を組合員たらしむる事、但し個人加入困難の者に對しては農事實行組合等の法人加入の方法に依らしむる事

ニ 出資並拂込方法

出資一口の金額は原則として十圓とし第一回拂込金額は一圓以上とする事

二 未加入農林漁家は左に依り速かに産業組合員たらしむる事

出資能力無き等加入困難なる者に付ては、イ 加入條件の緩和、ロ 加入豫約貯金の實行等、ハ 法人加入の方法に依らしめること

三 實行方法

イ 中央本部は中央會内に置き全國機關の役職員を以て構成、中央會常務理事會之を總括す  
ロ 地方本部は道府縣廳又は支會内に置き道府縣係官、支會及聯合會の役職員を以て構成し道府縣主務課長又は支會常務理事會之を總括す

ハ 地方支部は必要に應じて各地に設くる事

(一) 協議開催

イ 地區協議會

△北海道及東北區(秋田市) △關東區北陸區、靜岡及山梨縣(東京市) △近畿區、福井、愛知、三重及岐阜縣(東京市) △中國區及四國區(岡山市) △九州區及沖繩縣(熊本市)

ロ 道府縣別指導者協議會

ハ 道府縣別未設置町村長協議會

ニ 道府縣別産業組合長會議

ホ 町村別協議會

ヘ 部落懇談會

四 實施期間

七月下旬より八月末日迄(特別の事情ある道府縣に付ては九月末日迄)とする事

五 經費

本計畫實施に要する經費は全國機關及道府縣聯合會等に於て相當之を負担する事、本省、道府縣並町村に於ても相當助成する事(未長置町村に對し一町村に對し一町村卅圓當りの奨勵費を交付する筈)

▲産組未設置町村の解消運動展開【七〇】

産業組合中央會では戰時國策遂行の線に沿ひ未設置町村並未加入農家の即時解消運動を展開することとなつたが此の程同運動の中央統制機關たる中央本部を結成し愈々本格的に解消運動を進めることとなつた

産組、綿製品配給方針協議

【七〇】産業組合中央物價委員會は十四日午前十時より中金ビルに特別委員會を開催、道府縣産業組合物價委員會活動方

策及び綿製品配給統制に關する件につき協議の結果左の如く方針を決定、商工當局に傳達、諒解を求めた

一 地方産組物價委員會活動方針

中央より地方物價委員に對し物價通信及び活動指令を發し中央、地方の連絡を緊密ならしめ組合活動を通じて専ら物價抑制及び抑制品目の増加に當らしめる

二 綿製品配給制に關する件

商工當局より未だ右に關する具體的方針の指示に接してゐないが産組としては公正廉價なる配給を期すると共に成る可く摩擦を避ける方針の下に中央、地方に天々配給調整協議會を設置し中央、地方の緊密な連絡の下に配給の合理的調整を行ふ

全販聯取扱數量著増

【七〇】全販聯では事變取扱分量(自十二年十一月一日至十三年七月十五日)につき集計中のところ廿日左の如く發表した、即ち事業分量合計は二千六百七十二千二百八十三個と前年同期に比し六百七十一萬一千卅二個の著増を示したが之は系統機關利用の活潑化、軍需關係需要の増大及び平均賣の徹底化等の諸因に依るものである、著増品目左の如し(單位千袋鶏卵千箱)

米	八、〇〇〇	前年同期比増	一九
麥	五、七〇〇		七三
鶏卵	六、八		二三
木炭	四、六八		一、七三

全販聯ガソリン代用炭價格公表

【七〇】全販聯ではガソリン代用木炭需

要の著しい増加に對し木炭生産が減退傾向にあるため配給の圓滑化、物價昂騰の抑制其他の對策につき腐心して居るが此の理價格の公正を期する爲當面のガソリン代用木炭の價格を公表すると共に配給圓滑化につき所屬縣の協力方を要望した

△全販聯ガソリン代用木炭價格(隅田川倉庫渡し)  
檜炭十五冠 一俵 一圓五六錢  
雜 同 一圓五〇錢

☆運輸業

日本海航路の改善を建議

【七一】日本海を通ずる内鮮滿の連絡發展に交通刷新を目標とする日本海航路の改善に關しては既に日滿實業協會が率先して關係當局に建議したが更に日本海經濟聯盟でもかねて同問題につき慎重検討中のところ此の程に至る前記實業協會と同様主旨の成案を得るに至つたので理事會の議を経て十一日滿兩國關係當局宛に建議書を提出した、之と同時に同聯盟では北鮮に於ける重要港たる羅津港の現状が貨客の運輸關係諸施設に未だ欠くる點あるを遺憾とし日本海航路を改善と併行して同行の施設改善をも急速に實施すべき旨の建議も行つた、羅津港の施設改善に關する建議内容は次の通り

(一) 貿易に關する事項

イ、貿易尙の誘致策、埠頭倉庫の増設、特産品取引所の設置、金融機關の整備 現在鮮銀、朝鮮殖産兩行の支店あるも特産品輸出の關係上外國爲替取扱のため正金銀行の支店若くは出張所の設置を必要とする  
ホ、荷役能率の向上策

(二) 税關に關する事項

日滿一體の建前から速かに日滿稅關事務の簡易一元化を實現し以て通商手續の煩雜と通關の遲延を除去する事

(三) 羅津府都市經營に關する事項

イ、都市計畫の主體 羅津府都市計畫の主體は現在府尹なるも同都市計畫の重要性に鑑み之が主體を朝鮮總督府又は滿鐵とすべき事  
ロ、土地の整理 羅津の地は大部分不在地主の所有に屬する、従つて都市計畫並に港灣利用の各種建設計畫の遂行上地價の昂騰その他困難なる諸事情あるを以て土地評價の方法を講じ或ひは土地收用令其他の適當な方法により根本的障害の除去を期るべき事

ハ、工場の誘致策 滿洲及び北鮮の特産を原料とする工場の誘致を期る爲め豆滿江より工業用水を引用すると共に低廉なる電力の供給方法を講ずべき事等

小型船の標準備船料を決定

【七二】海運自治統制委員會では長期戦下に於ける統制強化の必要を痛感し去月廿二日以來數次に亘り小委員會を開催海運統制の基本的方策樹立に努力しつゝあつたが十六日神戸オリエンタル・ホテルに特別委員會を開き左の決議を行つた、而して今回の委員會に於て注目すべきものは疊に決定の標準備船料中配置された一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

△決議

料の騰勢を抑制したことである

一 運賃並に船料

(一) 最近の市況は船腹需給關係の急激なる變動に依り極めて緊迫せる事情にあるため動もすれば市況を奔騰せんとす。傾向にある、然れども飽て政府の船舶需給に順應して市況の騰勢を抑制し以て現行標準率の勵行を罰するとも、更にその完壁を期するため左記標準率を追加す

- (イ) 二千噸級六ヶ月、噸當り十二圓
(ロ) 一千噸級六ヶ月、噸當り十四圓
(ハ) 期船料は儲間の長短に拘らず標準率に應じ一割の割増を越ゆることを得ず

(二) 標準率設定以後の航空路並に貨物に對する運賃に關して特に高率化せるものある時は嚴重に標準率を準用せしむる事

(三) 船腹不足著しき現狀に於ては到底輸送の圓滑を期し能はざる故至急當局に對し貨物輸送の順位を決定せられるやう懇請す

(四) 港灣に於ける荷役及び貨物接續設備は目下の輻輳せる貨物量に對し著しく不備にして船舶の能率を減退すること甚しきを以て至急これが改善に就き當局の考慮を促す事

二 統制委員會決定事項の實行方法
日本船主協會の會員は當然統制委員會の決定事項を實行すること、而して日本船主協會に加入し居らざる海運業者には船主協會より通知してこれが實行を要請する事、右實行されざる場合はこれを特別委員會に附して此の勵行を求めること、且つ必要ありと認むるときは當局の協力を仰ぐ事

外國備船料支拂に考慮を求む

【七二】海運自治聯盟では十一日丸の内中央亭に於て東京委員會を開催、爲督管理強化に依る外國備船料支拂の困難なる實情につき種々情報を持ち寄り之が對策を協議した、即ち三井、山下、川崎、大同等社外船主は多數の外國備船を運航してゐるが最近の爲督管理強化の爲外國備船料の支拂に種々支障を來し之を解約せんとすれば殆んど備船料に等しい巨額の違約金を請求される懼れある等憂慮すべき實情にあり更に外國航權の保持増進の爲には今後外國備船を積極的に増加する必要があるから當局に於ても右の實情に鑑み外國備船料支拂については特に考慮されべき旨陳情することに決定近日中に神戸支部に理事會を開き正式決定の上遼信大藏兩省に具申することとなつた

外國備船の極力縮減を圖る
【七三】海運自治聯盟では十九日郵船ビルに於て緊急理事會を開催、國際收支改善の爲の海外排船に關する政府の要望に基き外國備船に對する業者の態度につき協議した結果、海運界は船腹を充足して外國航權の維持増進を圖るの必要に直面してゐるが之は別個に考究すること、當面は政府の爲督維持政策に協力すべく業者としては極力外國備船の減少を圖ることに意見一致した、而して現在本邦船主に依る外國備船数は約七十萬噸(重噸)でそれからタンカー十五萬噸を差引いた残りの五十五萬噸中の約六割見當は近海航路に就航してゐるものである、従つて今後外國備船の減少と共に近海の船腹不足は一層激化する懼れがあるから之と併行して運賃、備船料並に配船の統

制等海運統制を強化する必要があるが十一日神戸に自統制委員會を開催して外國備船減少に關する具體的方法並に之に併ふ諸對策につき協議する事
▲外國備船の縮減は二割見當【七四】爲督維持政策に順應して海運自治聯盟では今後極力外國備船の備船を減少せしめる事となり各社は隨時手持ち外國備船の解約を行ふと共に新規契約は手控える事となり其の減少程度は大體二割見當と見られ目下之が具體的方法並に之に伴ふ諸對策に對しつき考究しつゝあるが差當り左の如き對策を講ずると共に究極は日本船主協會の強制組合等全面的海運統制の強化に依り戰時下の船腹調整を期してゐる模様である

一 外國備船の減少に依る近海の船腹不足は税關當局との協力に依り船込の合理化を圖り航海回數の増加を期す
一 遠洋航路については既に紐育航路に對する配船を減少した大同汽船に做つて今後各社共に配船の減少を行ふべく之が善後策としては配船統制に依り外國航權の維持、増進を期す

▲シアトル・極東航路郵船が獨占【七五】米國ダラ・汽船の子會社たるアメリカン・メール・ラインでは最近の海運界不振に依り今回シアトル・極東航路を廢止して、從來同航路はアメリカン・メール・ラインがシアトルを起點としホノルル、横濱、神戸、上海を経て香港を終點に五隻、月二回の配船を行ふのに對し日本郵船では神戸を起點とし横濱、バンクーバーを経てシアトルに至る三隻月二回の配船を行つて兩社の競争航路になつて

るたものである、而してアメリカン・メール・ラインの配船廢止後の同航路の取行については頗る注目されるが最近アメリカ政府は優秀郵船四隻を新造して同航路に配船し復航を計畫してゐると傳へられてゐる

六月末建造船舶減少

【七六】日本海運集會所調査に依る六月末現在に於ける總トン數一千トン以上の建造中及び建造豫定船舶は五月末現在に比し五隻四萬二千四百五十トンを減少し貨物船八十三隻五十六萬六千重噸、油槽船九隻十一萬一千噸、鯨工船その他五隻六萬九千噸、客船又は貨客船廿二隻十八萬四千噸、合計百十九隻九十三萬三千噸となつた

船舶の減價銷却短縮通告
【七七】大藏省では過渡時期關係産業の固定資産に關する減價銷却耐久年數の短縮を敢行したが海運關係に就いては十五日遼信當局を経て日本船主協會宛左の如く改正通告をなした

一 總噸數一千噸以上の鐵船(昭和十二年七月一日以降降水のもの) 耐久年數廿年
一 漁船(捕鯨船を含む)及び油槽船に就ては銷却年限を二割以内短縮することを得

一 發動機船に就ては昭和十二年七月一日以前申請に係るものに對しても右の耐久年數を適用し得

紙製造高は一億六千二百卅七萬三千封度販賣高一億五千八百九十九萬九千封度にして販賣率は九割七分九厘二毛を示し前月に比し製造高は四厘二毛の増加、販賣高は一割二厘の減少であつた、而して一月以降累計は製造高九億四千五百八十八萬三千封度販賣高十億四千三百九十九萬二千封度にして前年同期に比し前者は一割一分二厘、後者は五分六厘八毛の夫々減少である、六月中の統制紙並に新聞用紙の製造販賣量左の如し(單位千封度)

製 造 販 賣
上等印刷用紙 八、五七〇 七、八〇〇
印刷用紙 二、八〇〇 二、五二〇
筆記及書用紙 四、〇〇〇 四、五〇〇
模 造 紙 七、三〇〇 九、三〇〇
小 計 三、六〇〇 六、八〇〇
新聞用紙 三、三〇〇 三、三〇〇
其他共計 一、三〇〇 一、九〇〇
尙同會調査、六月中のバルブ輸入高は製紙用四百八十一萬封度(六十七萬三千圓)人絹用二千卅二萬封度(二百七十四萬一千圓)である

珽瑯鐵器の生産割當減少

【七八】西部珽瑯鐵器工業組合では十三日統制第十五期第一日(七月十五日)八月十四日)の輸出珽瑯鐵器生産割當を協議の結果當期の基準數は據置いたが當月の生産割當は市價維持のため一萬六千四百三十三個と先月より一千二百九十一個減少と決定した

六月中洋紙製造、販賣高
【七九】日本製紙聯合會調査六月中の洋

☆ 其 他

紙製造高は一億六千二百卅七萬三千封度販賣高一億五千八百九十九萬九千封度にして販賣率は九割七分九厘二毛を示し前月に比し製造高は四厘二毛の増加、販賣高は一割二厘の減少であつた、而して一月以降累計は製造高九億四千五百八十八萬三千封度販賣高十億四千三百九十九萬二千封度にして前年同期に比し前者は一割一分二厘、後者は五分六厘八毛の夫々減少である、六月中の統制紙並に新聞用紙の製造販賣量左の如し(單位千封度)

Table with 2 columns: 製 造 (Production) and 販 賣 (Sales). Rows include: 上等印刷用紙 (8,570 / 7,800), 印刷用紙 (2,800 / 2,520), 筆記及書用紙 (4,000 / 4,500), 模造紙 (7,300 / 9,300), 小計 (3,600 / 6,800), 新聞用紙 (3,300 / 3,300), 其他共計 (1,300 / 1,900).

# 社 會 文 化

## 學 術 ・ 文 化

### 旬 間 大 觀

科學振興調査會の委員が決定した。いよゝその機能を發揮する日の近きを思うて國民は相當の期待をかけてゐる。委員の額中私學關係者は僅かに一人、これは私學に權威者乏しきためか或は選擇の都合によるのか、私學當局にとつて恰好の研究課題であらう。

代用品の研究がますます積極的に進みつゝあるのは欣ばしい。金鑽だの代用品だのは、相應の元手をおろして見た上でなければその實用性ははつきりしないかも知れぬが、刻下節約と代用品進出は消極積極兩端に坐しつゝしかも融合一致させねばならぬ國民的義務だからである。

萬國博の延期、オリンピック東京大會の中止はいづれも當然との衆評。人の口からでなく現實があれだけ條理をつくして説明してくれたのだから、誰しも納得せざるを得まい。或る一つの學校の近くから十五歳以上卅五歳のサーヴィス女を驅逐したのとは土臺筋ががぶ。

### 國寶廿九件獨逸へ

【七二】文部省では十三日省內會議室に國寶保存會總會を開催、三上會長代理細川會長缺席、以下委員廿四名並に本省側より荒木文相、伊東次官出席、外務省森谷文化事業部長、ベルリン日本古美術展委員會會長大久保利武侯、永井同委員長等も特に列席、荒木文相の挨拶あつた後文

相諮問の「ベルリン古美術展に出品すべき國寶の輸出許可に關する件」につき慎重審議を行つた結果盟邦ドイツとの文化親善及び兩國々際關係上より考慮して國寶保存法制定以來かつてない國寶の大量

海外輸出を滿場一致可決した、この海外輸出許可を見た國寶廿九件(卅九點)はいづれも我國古美術品の代表的傑作でその品目は繪畫十二件(十四點)彫刻十七件(廿五點)である、なほ右の他重要美術品卅二件も輸出許可された

### 新國寶卅三件指定

【七三】文部省では十三日國寶保存會を開き、國寶指定の件を附議した結果建造物 四件、彫刻 廿一件、工藝 八件

を新に國寶として指定することに決定した、尚之と同時に國寶の現狀變更許可の件五件及び國寶修理費補助の件卅件も附議決定された、國寶指定の分は左の通り

▲藝類寺山門(青森縣弘前市大字新町、誓願寺) ▲淨光明寺五輪塔(神奈川縣鎌倉郡鎌倉町雨ヶ谷、淨光明寺) ▲諏訪神社々殿、本殿幣殿、拜殿、透塼、唐門、附透塼、樓門(靜岡縣濱松市利町、諏訪神社) ▲和願下神社本殿(奈良縣添上郡樺本町、和願下神社)

### ▲彫刻

▲木造不動明王坐像一軀(滋賀縣大津市別所、勸學院) ▲木造智證大師坐像一軀(同院) ▲木造釋迦如來立像一軀、足柄に建保元年十二月十五日銘あり(京都府京都市下京區松原通東洞院西入、因幡堂一町、平等寺) ▲木造弘法大師坐像一軀、膝裏に巧匠定阿彌陀佛長快の銘あり(東山區松原通大和路東入、饅頭町、六波羅密寺) ▲木造釋迦如來立像一軀(本堂安置、同右京區鳴瀨木町、常樂院) ▲木造阿彌陀如來坐像一軀(本堂安置、同右京區大森多敷町、西光寺) ▲木造吉祥天立像一軀(同右京區大森崎岡町、廣隆寺) ▲木造多聞天立像一軀(同上) ▲木造藏王權現立像一軀(同上) ▲木造藏王權現立像一軀(同上) ▲木造智證大師坐像一軀(同相樂郡川西村若王寺) ▲木造四天王立像四軀(大阪府大阪市北區中之島七丁目、尼崎伊三郎) ▲木造阿彌陀如來坐像一軀(同泉南郡西葛城村孝恩寺) ▲木造十一面觀音立像一軀(同上) (傳觀音菩薩像) ▲木造十一面觀音立像一軀(同上) (傳勢至菩薩像) ▲木造阿彌陀如來立像一軀(同上) ▲木造十一面觀音立像一軀(觀音堂安置) 一軀(同南河内郡古市町長圓寺) ▲乾漆千手觀音坐像(本堂安置) 一軀(同藤井寺町、剛琳寺) ▲銅造佛頭一箇(奈良縣奈良市登大路町、圓福寺) ▲銀造佛手一

箇(同寺) ▲銅造誕生釋迦佛像一軀(同宇陀郡內牧村悟真寺)

### ▲工藝

▲銅印々文「但馬倉印」一類(新潟縣北魚沼郡小千谷町、西脇清三郎) ▲金銅聖觀音像懸佛一面(山形縣東村山郡津山村、若松觀音堂) ▲仁和寺境内出土品(京都府京都市右京區御室大内、仁和寺) ▲小城國花背別所經線群出土品(同愛宕郡花背村大字別所、福田寺) ▲金銅裝束鹿付鐵臂(和泉國淡輪西小山陵古墳出土) 一領(大阪府大阪市、大阪城天主閣遺址敷育館保管) ▲石製經筒一口、附湖州鏡一面(高根縣藤川郡鶴淵村、鶴淵寺) ▲銅鐘(伯耆大日寺上院之鐘) 一口(同寺) ▲金銅寶塔一基(山口縣防府市宮市、松崎神社)

### 日本新聞協會訪獨使節決定

【七三】獨逸國宣傳省は昨年日本新聞協會に對し日本の有力新聞人を同國に招待した旨申出あり、協會で人選中のごころ十五日新聞使節十三名を決定した

### 科學振興調査會委員決定

【七三】長期國力戰に對應して學術研究機關の連絡統制を圖り科學振興を企圖する目的のために文部省では近く科學振興調査會を設置することとなつたが十六日文部省より荒木會長以下左記四十三委員の氏名が發表された

### ▲科學振興調査會委員

會長 文部大臣 荒木貞夫  
委員 東大總長 長與又郎、東大教授 田中芳雄、同 和田小六、同 丹羽重光、同 佐藤寛次、同 寺澤寛一、同 宮川米次、同 富塚清、同 關口麒吉、東京工大學長 中村幸之助、東京工大

教授 關口八重吉、桐生高工校長 西田博太郎、氣象家技師 岡田武松、同 藤原稔平、内務技師 藤井眞透、農事試驗場技師 安藤廣太郎、商工技師 山根新次、電氣試驗所技師 密田良太郎、鐵道技師 橋口行彦、理研所長 子爵 大河内正敏、學士院會員 田中館愛橋、日本學術振興會學術部長 長岡半太郎、學研會員 慶松勝左衛門、日大工學部長 依野利器、日本學術振興會理事 櫻井錠二、學研會員 柴田桂太、學士院會員 平賀讓、陸軍省技術本部長 久村種樹、海軍省艦政本部長 上田宗重、陸軍科學研究所長 多田禮吉、海軍省軍需局長 氏家長明、海軍技術研究所長 日高鏡一、陸軍省兵器局長 木村兵太郎、大藏次官 石渡莊太郎、陸軍次官 東條英機、海軍次官 山本五十六、農林次官 井野碩哉、商工次官、村瀬直實、遞信次官 小野猛、企畫院次官 青木一男、文部政務次官 内ヶ崎作三郎、文部次官 伊東延吉、文部參事官 池崎忠孝

幹事 企畫院調査部長 植村甲午郎、企畫院產業部長 東榮二、文部省專門學務局長 長男、山川建、同普通學務局長 藤野惠、同實業學務局長 小笠原豐光、同教育調査部長 松岡忠一、同專門學務局學務課長 本田弘人、同學務課長 有光次郎

### 日米學生會議

【七三】事變下に日米若き學徒の力強い握手である第五回日米學生會議の開會式は十六日午後五時より練風囃々たる日吉臺慶應豫科講堂で盛大に行はれた

【七六】第五回日米學生會議は愈々十八



日午前八時から日吉慶應義塾科校舎で開かれた、日本側百十一名、米國側四十一名の男女學生代表は、A B 二組に分れて會議に入つたが、事變下に意義深い兩國若き學生の交誼であるので會議は最初から非常な緊張を見せ、額の汗を拭ひながら眞摯な討論を續行

太平洋問題、現在世界の諸問題、日米兩國政治的關係、日米兩國に於ける工業的組織、學生生活、藝術と生活等六項目の議題について討議したが、中でも太平洋問題中の一般政治、經濟的諸問題と現在世界の諸問題中のフアシズムと自由主義及びフアシズムとコムニニズムは混亂する國際情勢時局の影響下に最も眞剣な討論が行はれた

【七六】銅製煉所で從來焙爐爐から排出される莫大なる鑽滓は其儘海邊や谷間に放棄され我國のみでも其の量は一日約八千噸一ヶ年二百八十萬噸と云ふ大量に上つてゐるが、これを銑鐵に還元しやうとかねて研究中であつた大阪帝大工學部講師齋藤大吉氏及びその愛弟子の同學部松川達夫教授の熱心な努力によりこの程遂に完成し學界にセンセーションを捲き起してゐる

石油代用に大豆

【七五】世界總産額の六〇パーセントを占めると云ふ滿洲の大豆から製出する豆油を物資總動員の鐵則下に縛られた石油の代用品として年一億圓に近い鑽油の節約を計らうとする劃期的研究が阪大工學部教授熊谷三郎博士により成功し近く企業化されんとしてゐる

文展開催に決す

【七四】我國唯一の官展である今秋の第二回文展をこの時局下に開催すべきや否やに就いて意見を徴すべく急遽招集せられた美術最高顧問會議は十九日午前九時半より永田町の文相官邸で開催、細川侯岡部子、正木、松浦、清水の五顧問並に文部省側より伊東次官、山川専門學務局長等關係官出席、直に第二回文展を今秋開催すべきや否やに就いて懇談を重ねたが中止開催兩論に岐れ結局問題は國策に關する重大事であるから右裁量は之を擧げて荒木文相に一任する事に決した

【七三】今秋の第二回文展開催問題につき荒木文相は十九日午後三時半から文相官邸に伊東次官、池崎參謀官、山川専門學務局長等文部省側を招致二時間餘に亘つて情勢を聽取した結果遂に開催と斷を下し豫定の如く十月十六日から十一月廿日まで開催する事になつた、この問題について荒木文相の意圖はかねて不開展に傾いてゐるが、事務當局としては官展の傳統及び美術行政の建前から開催を主張してをり遂にその主張が通つて強行することに決定したものであるが題材にも非常時日本の現状に即してといふ無言の條件が加へられる外作品の大きさ、材料等についても相當の制限が加へられる筈で近くこの詳細は審査員の顔觸れと共に顧問會議にも諮つた上文部省告示を以て發令される筈である

【七二】出品は一人一點【七三】非常時局下に開かれる今秋の第二回文展要綱は廿日午後省より左の如く發表され十月十六日より十一月廿日迄上野美術館で開催されるが六曲一双、百號等の大作は禁止金銅その他材料の使用は作家の考慮が要され作品も無鑑査、受鑑査共に厳入は一ポイントと制限された

紐育博への日本参加正式契約

【七二】日本政府は明年ニューヨーク【七三】日本政府は明年ニューヨークで開催される世界博覽會に參加することとなり諸般の準備を進めてゐるが去る十一日若杉ニューヨーク總領事は同博覽會々々長ウーレン氏との間に参加契約の正式調印を了十三日その旨發表された、同契約により日本側へ割當てられる敷地は五萬平方呎と決定したがこれはフランスの十二萬平方呎、ソ、英、伊の各十萬平方呎、蘭、白の九萬平方呎に次ぎ參加六十二ヶ國中の第七位を占めるものである、以上各國の參加費用は夫々卅萬弗乃至百萬弗と見積られてゐるが支那は同博覽會には參加しないこととなつた

萬國博延期

【七一】紀元二千六百年記念日本萬國博覽會の開催如何を決定すべく主管省たる商工省では十四日午前十時より省内大臣室に池田商相、次官以下各局長集合協議の結果長期戰體制整備の必要上萬國博は事變終了後まで延期し、後日を期して盛大に舉行すること、既に發賣せる前賣券は抽籤を繼續しそのまゝ開催期まで有効とするに決定、十五日の閣議に商相より提出承認を求めることになつた

閣議延期を承認

【七〇】十五日の閣議に於て池田商相より萬國博に關し政府は現下舉國一致物心兩方面の總動員を行ひ聖戰目的の達成に邁進しつゝある情勢に鑑み紀元二千六百年記念日本萬國博覽會開催は之を延期せしむるを適當と認め其旨主催者たる社団法人日本萬國博覽會協會に通牒する旨を説明し更に博覽會開設の困難なる事を詳細に説明し全閣異議なく延期を承認した

商相延期理由につき説明

【六九】萬國博覽會開催延期につき池田商相は十五日左記聲明を發表した日本萬國博覽會は紀元二千六百年奉祝記念事業の一つとして朝野の協力によつて着々その開催準備を進められ來つたものであるが、今や舉國一致物心兩方面共に總動員して長期戰の態勢をとり聖戰目的の達成に邁進しつゝある重大時局に際會したるにより豫定の如く昭和十五年に本博覽會を開催するも所期の成果を擧げ難き虞れなしとせぬのである、政府は右の事情を慎重考慮の結果この際本博覽會の開催を延期し支那事變の見据つきたる際、改めて適當なる時期に之を開催せしむるを妥當と認め、その方針を決定するに至つたのである、本博覽會主催者たる日本萬國博覽會協會に於ても政府の方針に順應し他日紀元二千六百年奉祝記念事業の一つとして一層充實せる萬國博覽會の開設を期するものと思はれるのであるから國民も現下の狀勢に鑑み之に理解と支援を與へられんことを希望する次第である

檢察・裁判

經濟警察管下の違反件數

【七二】去る七日店開き以來十日の警視廳經濟警察係ではその後管下各署の警察官を督勵して大いに國策の遂行に遺憾なきを期してゐるが十八日迄に經濟警察係に集まつた統制違反報告に依れば綿製品五〇件、皮革製品二五件、ゴム製品四件、米松四件、合計八十三件で統制を知りながら法網をくぐつて違反を犯した者は嚴重處罰し知らずして過誤を犯した者は説諭に止める方針で經濟警察係では管下各署と協力大いに違反の皆無を期してゐる

社會・雜

食パンの斤量統一

【七一】食パンの斤量が不統一で一斤といつても七十三匁から百五十三匁まで百種類もあるのが東京市産業局で川崎、横浜南市とも協力しパンの計量改善委員會を組織し業者も加へて改善案を研究してゐるが十二日午後一時から市政會館に同會官民委員卅餘名出席し次の如き統制案を決議し九月一日から實施することを申合せた

- 一 一方はグラム建とすること
- 一 一塊のパン呼稱を一斤パン、二斤パン、三斤パンとする
- 一 一斤の量目は四百五十グラムとする
- 一 (標上後廿四時間以内の量目)
- 一 九月一日より東京市、神奈川大齊に實施す

一 右各項は食パン一切に適用す  
昭和十二年度人口動態

【七二】内閣統計局では昭和十二年度我が國內地に於ける内地人の出生、死亡、婚姻、離婚、死産の確定数を待たので十三日左の如く發表した

(實數) 昭和十二年 前年トノ比 較(△印減) 出 生 二、八〇、七四八 夫、去五

年	出生	出生率	死亡	死亡率	自然増加	婚姻	離婚	死産	嬰胎
昭和三年	二、三三、八三三	一、三三、七二一	八、九二一	〇、九七二	一、三二、七四九	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
昭和四年	二、〇七、〇〇六	一、一七、〇〇六	八、五七九	〇、九二九	一、一八、四二七	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 五年	二、〇〇、一〇〇	一、〇〇、一〇〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 六年	二、〇三、七四〇	一、〇三、七四〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 七年	二、一八、七四〇	一、一八、七四〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 八年	二、三三、七四〇	一、三三、七四〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 九年	二、四三、七四〇	一、四三、七四〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 十年	二、五〇、七四〇	一、五〇、七四〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 十一年	二、五〇、七四〇	一、五〇、七四〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇
同 十二年	二、八〇、七四〇	一、八〇、七四〇	八、八八五	〇、九三三	一、〇一、二一五	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇	一、〇七、七〇〇

二 出生率、死亡率、人口自然増加率に付我國と外國(本國)との比較左の如し

項目	日本(内地)	獨逸	伊太利	北米合衆國	英吉利	佛蘭西	ソヴェト聯邦
出生率	一、三三、七二一	一、三三、七二一	一、三三、七二一	一、三三、七二一	一、三三、七二一	一、三三、七二一	一、三三、七二一
死亡率	〇、九七二	〇、九七二	〇、九七二	〇、九七二	〇、九七二	〇、九七二	〇、九七二
人口自然増加率	一、三二、七四九	一、三二、七四九	一、三二、七四九	一、三二、七四九	一、三二、七四九	一、三二、七四九	一、三二、七四九

東京市の人口動態

【七二】東京市の本年一、二、三月の人口動態が十九日發表された、これによる出生は僅かに増加し死亡が激増してゐることが注目される

△自然増加 一、二、三の三ヶ月間の自然増加数は一萬九千八百八十八人で前年同期より三千四百九十七人の著減を見せ

生活様式委員會議  
【七二】國民精神總動員中央聯盟では更に一段と統後國民の緊振を待望して豫ねて「非常時國民生活様式委員會」を立案中の感成案を得て十四日午後商工省内に同委員總會を開き、國民實踐事項として新調見合、贈答廢止、服裝簡素、宴會制限及び上中事項として精白米販賣禁止、娯樂機關の營業時間短縮、ネオンサイン等一切刺戟的照明の制限其他を決定し、全國各公私團體に於てその實行促進徹底を期すべく努力することになった

早大附近の喫茶店肅清強化  
【七二】「八月卅一日以後は早大附近三百米以内の喫茶店では十五歳以上卅五歳以内の女子を使用すべからず」と同學園附近の淨化に乗り出した藤田早稻田署長は十四日午前管内の喫茶店女給卅五名を同署に招き右の趣旨に基く訓辭を與へた

兵庫縣の水害調査(十三日現在)  
【七二】十三日午前零時現在兵庫縣警察部報告による水害被害詳報左の通り

郡部	市内	合計
死者	三	三
負傷者	三	三
行方不明	一	一

計

▲跡部定治郎博士【七二】京都帝大名譽

▲關議でオリソピツク中止決定【七二】

▲關議でオリソピツク中止決定【七二】

教授法學博士跡部定治郎氏は急性肺炎の爲め十二日京都市左京區下鴨芝本町の自邸で逝去した、享年六十七

▲鈴木三四郎氏【七二】元海軍技師、神奈川縣鐵工組合理事長鈴木三四郎氏は豫て病氣の爲平塚市杏雲堂に入院中十二日逝去した、享年六十三

▲鳩山春子刀【七二】自政友會代行委員鳩山一郎氏母堂共立女子職業學校長春子刀自はかねて動脈硬化症で療養中十二日小石川區音羽の自邸で逝去した、享年七十八

▲藤井厚二博士【七二】京都帝大工學部教授工學博士藤井厚二氏は豫て直腸癌の爲め京大附屬病院で加療中の所十七日逝去した、享年五十一

オリソピツク

☆ 東京大會中止

オリソピツク中止決定  
▲厚相中止明言【七二】十四日の商工省議で萬博は延期と決定オリソピツク東京大會もその成否如何が危懼されるに至つたが、同日午後三時木戸厚生大臣は記者團との會見で「厚生省當局はオリソピツク開催中止の意向を決定し、一兩日來組織委員會及び關係各方面と廣瀬次官、兒玉體力局長が協議を重ねてをり十四日中に完了すれば十五日の關議に於て萬博開催問題と同時に上程、政府として正式にオリソピツク東京大會の中止を決定する運びに至る」旨を明言した

▲關議でオリソピツク中止決定【七二】

▲關議でオリソピツク中止決定【七二】

十五日の定例關議に於てオリソピツクに關し木戸厚相より

政府は現下舉國一致物心兩方面の總動員を行ひ聖戰目的の達成に邁進しつつある情勢に鑑み之が開催を取止むるを適當と認めその旨オリソピツク組織委員會に通告したい

旨の發言あり更に事茲に至れる事情を詳細に説明各關係の諒解を求めた、之に對し字垣外相先づ同意を表し次で各關係とも異議なくオリソピツク中止に同意した

▲厚相聲明【七二】オリソピツク東京大會取止めにつき木戸厚相は十五日談話の形式を以て左記聲明を發表した

茲に第十二回オリソピツク東京大會を取止むるの已むなきに至つたことは洵に遺憾の次第である、顧るにオリソピツク大會が、我が國において開催せらるることについては丁度その年が紀元二千六百年の祝典の年に當り且つ我國勢を海外に示すの上でもない好機會である爲國民も舉つて之が開催を希望したのである、而して我が國に開催決定を見るまでには隨分于餘曲折があり幾度か非常にむづかしい場面に逢着したのであるがその間東京市ははじめ大會關係者においては終始一貫之が招致と開催準備に努力を拂はれ、中には之が爲に貴き犠牲となつた方さへあつたのである、我々も之等の方々の勞苦に對しては平素深敬意を表して居つた次第である、之と同時に今日々本に大會を開催することについて多大の好意を寄せられた諸外國當局並に國際オリソピツク關係者に對しても衷心感謝の意を表するものである、故に自分として

は從來議會をはじめ種々の機會に之が開催を希望する旨述べて来たのであるが今や支那事變の推移は長期戦の備へを一層堅くする爲に物心兩面に亘り益々國家の總力を擧げて事變の目的達成に一路邁進するを要する情勢にあるので、終にこの際オリンピック大會の開催も之を取止むるを妥當なりとするに至つたのである、申すまでもなく近時國民體力の向上を圖ることが喫緊の要務とせられてゐる際に當つてオリンピック大會を取止めることが總ての體育運動を輕視することであるかの如き感

を國民に與ふるものがあつては甚だ遺憾に存するのであつて此の時局下に於て國民は愈々剛健なる身體と實質なる氣風を鍊成する爲に非常時に相應した國民體育に努められんことを切望するものである、此の意味からしても明後年の紀元二千六百年には奉祝の熱誠を披瀝して舉國國民體育大會を開催したいと希望して居るのであり、オリンピック大會に就ても来るべき和平の日に再び之を招致して我國民の意氣を中に示したいものであると念願すると同時に其の際には重ねて海外友邦の一層の友誼と協力を切望する次第である

組織委員會返上決定

【七六】東京大會の大詰第廿八回組織委員會は大會返上を正式決定す可く十六日午後三時から滿鐵ビル内三階會議室に會合、政府の中止勧告問題に關し永井事務局長起つて去る十五日行はれた木戸厚相と會見内容に就き報告あり、國策に基く以上國民としてこれに従はざる可からずと問題なく大會返上に意見一致した

▲市會五輪委員會次回大會確保に邁進 【七六】東京市會オリンピック委員會議は十六日午前十一時から市會第一議員室にて開催、小橋市長より東京大會中止問題に關し説明の上遺憾乍ら國策に順應せざるを得ぬ旨を述べて一同の承認を求めたが、之に對し次回オリンピックの招致運動繼續を條件として之を承認した

▲札幌實行委員會返上決議 【六七】第五回冬季オリンピック札幌大會實行委員會は十七日午後七時卅分からグラント・ホテルに於て最後の實行委員會を開催、先づ高辻局長代行から中止に至つた政府の所信並に經緯を述べこれに對し一同は此の際當然國策に準ずべきであるとし潔く大局に従つて第五回冬季大會返上に満場一致を以て決議、茲に全く五輪旗返上を決定した

第十二回大會はヘルシンキ

ヘルシンキ 【七八】日本の一九四〇年第十二回オリンピック大會返上に依り東京市に替るべき開催地としては國際オリンピック委員會カイロ總會に於て行はれた「東京大會の拋棄された場合はフィンランドに於て開催すべき」旨の附帶的決議に基きフィンランドの首都ヘルシンキに内定してゐたがフィンランド・オリンピック委員會は十八日國際オリンピック委員會より「一九四〇年度第十二回オリンピック大會を組織すべき」旨の公式委囑通告を受け受したので、茲に次回大會のヘルシンキ開催は正式に決定した

海外反響

米 國

▲澤田氏に傳聞合せ殺到 ニューヨーク 【七九】東京大會拋棄の飛電に接した米國オリンピック委員會關係者は絕對日本支持を續けて来ただけに愕然として居るが、組委會アタッシュエ澤田一郎氏の下にはA・A・U名譽秘書フェリス氏並にA・O・C書記ルビエン氏等A・O・C關係からは大會放棄の眞偽問合せが殺到して居る、即ち米國關係者は日本支持を明示して居たのにも拘らず突然の放棄納得ゆく様な表明が欲しいと希望して来てゐる、尙一部では政府が國策から高壓的に放棄させたとの疑念を抱き、オリンピックの獨立性を尙すものだと曲解するものまで出て来て居る

英 國

▲日本の放棄は當然だ ロンドン 【八〇】日本が第十二回大會を放棄したとの報に對して英國運動界は頗る冷靜な態度を以て之を迎へ、寧ろ之を當然として居る觀があつたが、英國オリンピック協會議長アバーデア卿は次の如く語つた  
過日I・O・Cとカイロ總會に於ても各國委員は東京大會はアジアに於ける最初の大會としてオリンピック史上に未永く記録されるのだからもつと各方便大會を開催するに相應しい状態にある時に行はれるべきである、現下の様な情勢の下では大會を開催しない方が得策だと云ふ空氣が濃厚であつた

佛 蘭 西

▲日本は賢明な道を探つた パリ 【八一】フランスのオリンピック委員會關係首脳部間では日本が一九四〇年度大會を放棄したとの報に對しても案外驚かず寧ろ東京が採つた態度を當然と言つた見解を下

し次の如く語つてゐた

フランスの態度は東京が大會を開催するとも或は放棄しやうとも此の間些かも變更する所は無い、然し乍ら日本としてはその現状から言つてこれを放棄したことは最も賢明な策といふべく寧ろ時期遅しの感無きものでもない

獨 逸

▲哀悼の意を表すべき言葉なし ベルリン 【八二】東京大會中止の報飛んだ十四日朝のベルリンスポーツ界は流石次回オリンピック大會のバトンを東京に渡しただけに忽ち異常な昂奮に包まれ友邦日本のオリンピック拋棄に對して心から哀悼の意を表してゐる、然も日本が一九四〇年オリンピック東京大會準備に關する組織を断念した理由は理解出来るが、それにして誠に残憾であるとの態度を表明してゐる、そして會つて自らが嘗めたオリンピック中止の一九一六年の痛ましい日

瑞 典

▲エクルンド氏談 ストックホルム 【八三】去る二月末の國際陸上競技聯盟總會に於て極力總會を日本に有利に導いた國際陸上聯盟秘書スエーデンI・O・C委員エクルンド氏は日本が東京大會を拋棄したその決意に對し次の如く心から満足意を表して居る  
實際日本が東京大會を断念したことは誠に立派である、萬一此の拋棄が後六ヶ月遅れて居ればその後如何に準備を急ごうとも第十二回大會は何處の國も開催し得ぬ状態にあつた、換言すれば第十二回大會は何國と雖も開催し得ず流會の遺憾をオリンピック史上に残すに至つたであらう

▲獨逸體育長官が慰問電 【八四】東京大會中止に關し十八日ドイツ體育長官チャスマー・ウント・オステン博士は我が組織委員會宛慰問電を寄せて来たが、之れが此の問題に關する海外から組委會宛にあつた便りの最初のものである  
東京大會中止の報を受け、日本の困難なる事態を理解し、同情の意を表す

ドイツは今後も日本との親善關係を保つると共に日本に對するスポーツ關係の増進を期す

伊 太 利

▲日本の決断に賛意 ローマ 【八五】日本が一九四〇年のオリンピック大會主催國たるを辭退するに決したとの報はイタリア各方面に多大の衝動を與へたが政府筋では日支事變がソ聯、フランス等の積極的支援に依り愈々擴大し長期に亘らんとする形勢にある際日本がこの決断をなしたことは國策の緩急を適切に判断した結果であるとして賛意を表してゐる、然も日本が更に萬國博覽會をも放棄して一黨專心聯ソ抗日蔣政權打倒に邁進する斷乎たる態度には双手を擧げて賛成してゐる

×

×

滿

洲

國

旬間大觀

日滿伊通商協定が成立し滿獨通商條約も近く調印されんとしてゐる時、突如ソ聯兵の張鼓峰不法占據事件が勃發した。不法占據について急遽陣地を構築したばかりでなく清鹽より更に兵力を増派、機械化部隊砲兵部隊も行動開始の兆あり飛行機また頻りに越境して我方を偵察してゐると報道さる。日滿兩國當局は隱忍自重、靜かに外交折衝によつてソ聯兵の撤退を要求したのであるが、ソ聯外交部は張鼓峰の自國領なることを執拗に主張我が正當な要求を一蹴して冷然たるものあり、滿洲國外交部も遂に外交交渉の一應打切りを發表の止むなきに至つた。

かういふ國際紛争の解決こそ外交當局の手腕に俟つところ多く、宇垣外交の腕試しとして國民舉つて期待する所以であるが、松島伍長が射殺され岩田伍長が首領統制を受けた副産物は輕々に妥協は許さぬ。解決遲延策はソ聯外交の常套手段たるイヤガラセだと見做す向もあるが、いづれにしろ最後の折衝に臨む際の我方の解決方針は斷乎「國威を顧慮」したものでなければならぬ。

滿獨兩國元首祝電交換

ベルリン【七・三】滿獨修好條約は愈々十三日ドイツ側の批准完了を俟つて効力を發生したがこれを機會に滿洲國皇帝とヒトラー獨總統の間に鄭重な祝電の交換が行はれた、即ち滿洲國皇帝には十五日ヒトラー總統對し

滿獨兩國の外交關係の開始を規定し更に赤化共同防衛、世界平和の維持並びに兩國の文化的經濟的關係の増進を圖るため兩國の恆久的提携を規定せる滿獨修好條約の成立を欣快とする旨の祝電を寄せられた、これに對しヒトラー總統は直ちに鄭重なる返電を發し「滿洲國皇帝と全く希望を一にする」旨の意向を披瀝し滿獨提携を強調した、なほ

これと同時に張景惠國務總理とリツペントップ外相との間にも祝電が交換された

小麥粉統制強化

新京【七・二】滿洲國の小麥粉對策は小賣最高價格の公定より一轉して最近に於ては國內配給統制を實行しつゝあつたが右配給統制法は業者の自治的統制に委ねられてゐた爲め業者側には先約定其他の理由をつけて買惜しみ買溜めを爲す者機出すに至り市中相場は依然として饑饉相場を現出してゐるので經濟部では今回更に配給統制を一段と強化し過嚴決定された公定價格により省又は市公署をして小麥粉の實際販賣を行はしめる事に決定した、之に伴ひ業者の既往の先約定は一切

解消せしめる方針で解消による差損金並に公定相場による配給によつて將來蒙ることあるべき差損金は一切政府に於て負擔する意向を有してゐるが右配給統制の強化は政府の小麥粉強制管理の一步手前手段として注目に値する

二 監理統制委員會  
三 爲替及び金庫對策委員會  
四 貿易及び物資發給對策委員會  
五 物價對策委員會  
六 總動員計畫委員會  
尙委員並に特別委員選出については事務の簡捷化を期するため可及的少數に制限する方針である

最高標準電壓修正  
新京【七・三】電力五ヶ年計畫に於ける最高標準電壓に就いては政府は既に鴨綠江及び第二松花江水力發電の送電幹線最高電壓を十五萬四千ボルトに決定し既に滿洲電業に於いても超高压委員會を組織して十五萬四千ボルト送電計畫の技術的調査研究を行つてゐるが、此程日本發送電會社が最高標準電壓を十五萬四千ボルトより一擧に廿五萬ボルトに引上げを内定するに至つたので、産業部では先般當局者を東上せしめて選信當局の方針を打診させた結果、選信省としては未だ方針は決定してゐないが日本發送電會社に於ては殆んど決定方針として目下著々準備を進めつつあり、廿五萬ボルトは殆んど確定的であることが明白となつたので、産業部では既定送電計畫の修正に着手する模様である

緊急性に鑑み從來の民間團體たる綿業聯合會の改組強化を企圖しつゝあるが右は既に關係當局並に同聯合會の首腦部間に於て大體の決定を見た模様である、然して改組の内容は同聯合會を半官半民の組織に改め統制の圓滑化を圖らんとするものである

輸出制限品追加  
新京【七・三】滿洲國政府は當局の進展に對應し必要物資を確保すると共に重要輸出品の統制を圖り國際收支の改善に資し併せて日本に於ける貿易政策に協力する爲め現行貿易統制法に輸出及び輸入の制限品目を更に廿數目追加することとなり去る四日の國務院會議を通じて十二日參議院會議の諮問を経て十四日公布、即日實施となつた、今回追加されたものは左大體次の如きものである

滿洲國法人に内地株式取得許可  
【七・三】日滿經濟の一體化就中日滿兩國重要産業の一體緊密化に關しては鋭意これが促進助成に最大力點を置き既に物資動員計畫遂行については日滿經濟會議に於て重要打合せを遂げ滿洲國は一體不可分の關係上、日本に積極的協力なすこととに決定、日本の物資供給方針に基き滿洲國でも重要物資の消費統制をなしつゝ、あるが、政府では今回更に鐵鋼、金、燃料等の重要物資の資源開發、生産力擴充配給の合理化に拍車をかけるため日滿兩國重要産業資本の積極的協同をなさしむべく、滿洲國法人に限り日本特殊會社の株式を所有し得る劃期的な單行法を新たに制定することを決意し來議會に提案すべく目下對滿事務局をして鋭意成案を急

企畫委員會設置  
▲官制公布 新京【七・三】滿洲國政府では最近に斷行した政治、行政機關改革の趣旨に即應し産業經濟その他の統制運営に關する重要政策を綜合的に審議し以てその適切有效を期する爲め政府關係、各官廳首腦者、特殊會社の理事者及び民間智識經驗を以て構成する企畫委員會を設置す可く案を練り、去る四日の國務院會議に上程し異議なく可決、更に十二日の參議院會議の諮問を経て本日政府は十四日附勅令を以て右官制を公布した

▲企畫委員會の構成 新京【七・三】滿洲國政府では現行政治機構の不備なる點を補正し産業開發五ヶ年計畫遂行に伴ふ基本的諸政策の審議決定機關として七月十四日企畫委員會を設置したが同委員會は左の六大政策別委員會を以て構成される  
一 産業開發委員會

高粱、小麥及び小麥粉、米、豚毛、馬毛、羊毛、山羊毛、山羊絨及び駱駝毛、牛皮及び熟皮、毛皮、木材、麻袋、アンチモニー、アンチモニー、硫化アンチモニー、アンチモニー合金及びアンチモニー製品、モリブデン、モリブデン及びフェロ、モリブデン、タングステン、タングステン及びフエロ、タングステン、矽石、螢石、ナフタリン、硝酸、黃麻、苧麻、亞麻、大麻、青麻及びケナフ、屑綿纖維、屑紙、自動車、自動車用内燃機關及び自動車用シャシー

以上國內保有品を確保するため輸出を制限するものである

がせてゐる、即ち現在では日本製鐵、帝  
 燃、日本産金等の如き特別法に基く會社  
 は何れも外國人及び外國法人がその株主  
 たるものが出來ないことになつて居り  
 ひいて滿洲國法人も同様の取扱ひを受け  
 てゐるので日滿産業統制上不便多く而も  
 時にやゝもすれば日滿兩國の同種會社が  
 對立的關係を生じ日滿經濟の一體化を期  
 する點より見て弊害も生ずるので諸國策  
 會社の設立運営されんとするこの際日滿  
 重要産業資本を實際的に交流せしめて眞  
 個の日滿經濟一體化による産業統制を積  
 極的に行はねばならぬとの建前から先づ  
 右の如き新單行法の制定が急がれてゐる  
 わけである

**星野長官參議に説明**

【七三】滯京中の星野滿洲國總務長官は  
 十二日の閣僚參議懇談會に出席して滿洲  
 國の一般情勢並に産業五ヶ年計畫の内容  
 について説明した

**「五年計畫變更せす」(星野長官談)**

新京【七二】星野總務長官は十五日歸任  
 したが十六日記者團との會見に於いて滿  
 洲國産業五ヶ年計畫の遂行は斷乎既定の  
 方針に向つて適進し再修正を施すが如き  
 ことは全然ない旨を明言し左の如く語つ  
 た

今回の日滿經濟連絡會で産業五ヶ年  
 計畫遂行に必要な主要資材で日本に  
 於て調達する分と第三國から輸入する  
 ものを示し又滿洲から日本に供給し得  
 る重要物資の最低限を示して來たが日  
 本に於て五ヶ年計畫の必要資材を相當  
 調達し得る確信を得たので五ヶ年計畫  
 は既定方針通り遂行する、然し外資導

入に依つて始めて爲し得るものであつ  
 て其の時の狀勢に於て必要な修正を加  
 へて行く事は勿論であるが大綱に付て  
 修正を施す考へは無い、一部ではこの  
 計畫に對して悲觀の見解を抱いてゐる  
 ものもあるが最も重要な錢に就いて見  
 れば本年末には昭和製鋼で鉄二百萬噸  
 噸、來年十月頃には本溪湖で五十萬噸  
 の生産設備が完了するこの鉄二百五十  
 萬噸は當初の五ヶ年計畫の最終目標  
 増産量でこれを二ヶ年年で達成するわ  
 けだ、従つて修正案の四百五十萬噸計  
 畫も決して不可能でない、又第三國か  
 ら相當必要資材を輸入しなければなら  
 ないので滿洲國關東州との間の爲替行  
 政を一元的に統制することは勿論相當  
 高度の爲替統制を施すわけだが、これ  
 はまだ立案中で具體的實行方針に就い  
 ては今言明出來ない

**孫民生部大臣渡日**

新京【七二】民生部大臣孫其昌氏は滿洲  
 國赤十字社設立準備打合せのため十六日  
 午前八時發東京に向つた

**錦州附近に大鹽田開發**

錦洲【七二】滿洲國では豫て大鹽田を  
 物色してゐたが建國後廢田となつてゐた  
 錦州省内大凌河と小凌河間の海岸に着目  
 し去る二月より鹽田を開闢、來秋までに  
 七千町歩の大天日鹽田の出現を目論んで  
 る、生産量は年卅萬噸を企圖され主と  
 して日本向け工業鹽として輸出胡蘆島港  
 より積出す筈である

**石油源に古羅利用**

新京【七二】滿洲國政府では時局に鑑み  
 揮發油の正味質と煤油その他石油に就い

ては古羅利用を斷行する事となつた、こ  
 れにより平年度二百萬圓の海外拂を節約  
 し得る豫定である

**初代駐獨公使呂宣文氏に内定**  
 新京【七二】滿洲國修好條約成立に伴ひ滿  
 洲國より獨逸に派遣される初代公使に就  
 いては此程現通化省長呂宣文氏を任命す  
 るに内定し滿洲國政府は近く駐獨公使館  
 官制の公布と同時に獨逸政府に初代駐獨  
 公使として同氏のアグレマンを求めると  
 今秋迄には柏林に滿洲國公使館開設の  
 運びとなる豫定である

**駐哈ソ聯總領事代理ク氏歸國**  
 新京【七二】豫てから歸國を傳へられて  
 居た哈爾濱駐在ソ聯總領事代理クズネツ  
 オフ氏は十九日哈爾濱發國際列車でモス  
 クワに向ふ事となり副領事ゴルブアツ氏  
 が代行することとなつた、クズネツオフ  
 氏の歸國に關し駐哈ソ聯官邊では單なる  
 賜暇歸國であると稱してゐるがソ聯政府  
 の在外使臣に對する肅清工作が依然執拗  
 に繼續されてゐる折柄同氏の再歸任は一  
 般から危懼の眼を以つて見られてゐる

**☆張鼓峰事件**

**ソ聯兵不法越境、張鼓峰占據**

新京【七二】去る十二日ソ聯極東軍十二  
 名は不法にも滿洲國東部國境軍春南方約  
 四十キロの國境線を突破して三キロ餘り  
 滿洲國領内に侵入し來り長池西側の張鼓  
 峰に於て軍事的工事を開始し一方同峰の  
 東側斜面には約四十名のソ聯兵が掩蔽壕  
 を構築して集結待機し且同峰の北方斜面  
 にも約卅名のソ聯兵が天幕露營を行つて  
 ゐる、尙同地東北廿キロの香山堂(ソ聯

領)には多數の赤軍を集結してゐるなど  
 ソ聯側は該方面滿洲國境一帶に亘り國境  
 警備の兵力を増加し各陣地間は車馬の往  
 來頻繁を極め無氣味な空氣が漂つてゐる

新京【七二】軍春南方で滿洲國領内に不  
 法侵入し來つたソ聯兵は張鼓峰を不法占  
 據したが同地は朝鮮北端方面を一眸の中  
 に收めると共にソ聯側ベソト附近海軍  
 根據地を展望し得る滿洲東部國境の要點  
 であり、従つてソ聯側としてはかくの如  
 く軍事的要地を管轄下に置くと共に合せ  
 て自國側の軍事的諸準備を秘密し得る目  
 的を以てこの不法行為を敢てしたものと  
 見られるが國境前線の警備を嚴重にして  
 此の不法越境を爲した事を見るも今回の  
 越境占據が不法行為なることを自ら認め  
 萬一に備へつゝ計畫的に之を行つた事は  
 明かである

**張鼓峰附近は明白に滿領**

【七二】ソ聯軍が不法占據してゐる張鼓  
 峰附近の境界問題についてはソ聯側は恐  
 之を自領であると稱し依然不誠意なる  
 態度を示してゐるが、同地方が滿領たる  
 ことについては明白なる根拠があり我方  
 ではあらゆる觀點よりソ聯側の不法を指  
 摘して撤兵を要求する斷乎たる方針を堅  
 持してゐる、即ち從來張鼓峰附近の滿洲  
 國境線の所在に就ては二説があり、一は  
 舊露國參謀本部發行八萬四千分の一地圖  
 に記入してある線で、本境界は他に何等  
 條約的根拠を發見することは出來ない、  
 之に對し他は所謂軍春界約に據るもので  
 前項境界線に比し二乃至三料西方に偏し  
 てゐる軍春界約は一八八六年清露兩國夫  
 々全權委員を現地に派遣して境界を釐定  
 せしめその結果に基き一八六〇年の北京

條約附錄條文に修正を加へたものである  
 軍春界約に關しては正確な露文は現存し  
 てゐないが、マツソフスキー著「支那帝  
 國地理概論」附錄露支國境考中本件に關  
 する部を引用すれば  
 國境は豆滿江口を起點とし該江を溯る  
 こと十五露里にして土字界碑(註下臥  
 峰北側)に至り同界碑より西方に向ふ  
 山嶺に從ひ哈爾濱湖(註長池)の西側を經  
 て砂層(註沙草峰)に至り茲に第一界標  
 を立つ云々  
 又軍春界約に關する支那文「交通道路記  
 文」に從へば  
 土字牌より西北の嶺を越へ哈爾濱湖の西  
 側を經て沙崗子に至る云々  
 とある  
 右兩文獻を見ると露文による時は張鼓峰  
 は正に滿洲國境線上に屹立して居るもの  
 とも觀察せられるが、しかし支那文によ  
 るときは「土字界標より西北進し標高五  
 二高地東側(文中「嶺」と解釋す)を越え  
 長池西側(張鼓峰東側)を經て沙草峰(沙  
 崗子)に至る」との解釋するに至當と  
 する、右兩文獻の法的價值を比較すると  
 露文のものは一地理書に過ぎないが、支  
 那文は嚴然たる條約文で國境線考證の爲  
 唯一の資料と稱すべく従て張鼓峰は完全  
 に滿領に歸屬するものと判定し得るもの  
 である、之を事實に徴しても從來張鼓峰  
 附近は滿洲國側の勢力圏内にあり附近住  
 民等は屢々同峰に登り祭禮を催し或は家  
 畜の放牧等に従事して居り今日迄沙草峰  
 南端—長池内西側—張鼓峰東側斜面を通  
 ずる道路を以て國境線と解して居る有様  
 である

**滿洲國抗議**

新京【七三】滿洲國政府は今次の軍春方面に於けるソ聯兵の滿領不法越境事件を極度に重大視し十四日午後五時十五分外務局より左の如く發表した

事件に關し外務局は十四日午後下村北滿外交特派員に對しソ聯總領事代理クズネツコフに左の如く嚴重抗議方訓令せり一十二日午前十一時滿ソ國境より約廿キロ半の滿領張鼓峰に六、七名のソ聯兵不法越境し來り陣地構築作業を開始したがその後方にはソ聯兵約卅名交代作業中にして尙長池の南側斜面には募舎十一個を準備し居れり滿洲國側はソ聯の右不法行為に對し嚴重抗議すると共にその即時是正を要求し併せて將來此の種不法行為の繰返さざる様措置方を要求す

**外務省抗議**

【七三】滿領ソ國境張鼓峰附近に於けるソ聯兵の不法越境事件に關し外務省では西駐ソ代理大使に對しソ聯政府に嚴重抗議方訓令したが、右に關し外務省情報部では十六日正午左の如く發表した

**△情報部發表**

ソ聯兵が十一日軍春南方張鼓峰附近に突如不法越境したことに關し十五日正午西代理大使はストモニャコフ大臣代理を往訪し左の通り嚴重抗議した

「確實なる情報に依れば十一日正午頃より長池の西方張鼓峰にソ兵侵入し來り約四十名に達するソ兵は右地方占據の爲相當計画的作業を開始してゐる、問題の地方は滿領なるが故にソ兵の右地方への侵入は明かに不法にして同方面の守備に當り居る日滿軍憲の當然なる憤慨を惹起せざるを得ない、帝國政

府は滿洲國との特殊緊密關係に鑑み將又ソ兵不法行動地點の位置の關係上本事件に對し重大なる關心を有す、依て本官は政府の訓令に依りソ政府に對し右地方よりソ兵の至急撤退方嚴重要求す、尙若しソ側が撤退を實行せざる場合生ずることあるべき事態紛糾に關する一切の責任はソ政府にあることを聲明する

**ソ聯我方の要求拒絕**

モスクワ【七三】滿領ソ國境附近張鼓峰に於けるソヴエト兵の不法越境事件に關し西駐ソ代理大使は本國政府の訓令に基づき十五日午後十一時半ソヴエト外務人民委員部にストモニャコフ人民委員代理を訪問嚴重抗議を行つた、西代理大使はソヴエト兵の不法行為を指摘して其の撤退を求め十六日午前三時半迄前後四時間の長きに亘つて折衝したがソヴエト側は現地はソヴエト領であるとなして我方の要求を拒絕し會談は遂に物別れとなつた

**ソ兵煙秋附近に陣地構築**

京城【七三】慶源よりの情報に依れば慶興對岸ソ滿國境はリニシコフ大將越境亡命以來緊迫狀態を續けて居り煙秋よりフアタシに至る間には騎砲兵約三百名が募舎廿數箇を張り陣地を構築すると共に重戰車を増加し戰時行動を開始し又長嶺子には數百の騎兵を増員し附近一帯の國境線は無氣味な緊張を呈して居る

**浦鏡より増兵**

京城【七三】ソ聯側は十七日來ウラヂオより軍艦にてボセツトに兵力輸送を開始し續々増兵中である

**更に將軍峰に進入**

京城【七三】張鼓峰を不法占據したソ聯兵は更に同地より將軍峰を結ぶ線に進入これを占據して盛に陣地を構築中で益々挑戰的態度に出てゐる

**重光大使モスクワに歸還**

【七三】十八日午後外務省着電によれば豫てバルカン、北歐方面に重要連絡旅行中であつた重光駐ソ大使は十八日飛行機にて急遽ストックホルムよりモスクワに歸還、今後の對ソ折衝に當ることとなつた

**滿鮮國境防衛當局撤退要求**

慶興(朝鮮威鏡北道)【七三】滿鮮國境防衛當局は十八日午後六時五十分ソ聯煙秋警備司令官に對し張鼓峰に於けるソ聯兵撤退方を嚴重要求し、ソ聯側の反省を求むると共に我が要求拒否の場合は斷乎たる態度を採る旨通告した

**滿洲國再抗議**

新京【七三】張鼓峰事件に關する十四日の滿洲國外務當局の嚴重なる抗議に對しソ聯側は何等の回答を示さぬので下村駐哈外務特派員は十八日午後七時半特派員公署にソ聯總領事代理クズネツコフ氏の來訪を求め十四日の口頭抗議に捕足して警告的抗議をなすと共に公文を手交してソ聯の猛省を促し急速且つ和平的解決に對する善處方を要求した、然るにこれに對しクズネツコフ總領事代理は軍春事件を楯にとり該地はソ聯領内と稱し我が正當なる要求に對し誠意の片鱗だに示めざ、同會談は實質上決裂に終つた

**ソ兵不法射擊、松島伍長死亡**

京城【七三】去る十五日午後一時〇〇除伊藤重實、松島憲兵伍長一行四名はソ軍不法越境狀況偵察のため小飯山北側渡場附近において渡河し盧頂東北方三叉路附近に到りたる際ソ聯側より突如射撃を受け松島伍長は死亡した、射撃を受けた地點は日滿三國地圖によるも滿領たることと明瞭で現地に於て嚴重抗議を提出した

**我方更に嚴重抗議**

【七三】西駐ソ代理大使は十六日午後十一時半ストモニャコフソ聯邦外務人民委員代理を訪問、張鼓峰不法越境事件に對する我方の嚴重抗議を提出せる際松島伍長の戰死事件に關しても本件は全くソ聯側の不法なる挑撥行為にして我が憲兵の狙撃を受けたる地點は明に滿洲國側なるを以て責は一切ソ聯側にある

**ソ聯警備司令官免職要求**

新京【七三】ソ聯兵の張鼓峰占據に憤激した滿洲國防衛の現地當局は十八日午後六時五十分某地點よりソ聯カラランチン駐屯地へ、ペウを通じ煙秋警備司令官宛て左の如き内容の通告文を提出し、ソ聯側の不法占據地即時撤退を通告した、通告文内容左の如し

ソ聯警備兵は去る十二日以來ハザン湖西北地區張鼓峰一帶の滿洲國領を侵犯且つ陣地構築をなす等、我方として此の國境侵犯を斷じて黙する態能はず、貴司令官は速かに不法越境のソ聯兵を現地に歸還せしめられるやう嚴命せられん事を要求す、若し我方の要求容れられざる時は斷乎必要なる手段を取るやも知れず、其の責任一切はソ聯側に於て負はるべきものなり、我方は國境紛争を和平裡に解決すべしと思考したるにより右要求す

**ク總領事モスクワへ出發**

哈爾濱【七三】駐哈ソ聯總領事代理クズネツコフ氏は本國よりの歸還命令に接し本日午前十時四十分發國際列車で哈爾濱發モスクワに向つた、同氏の身邊に關しては目下ソ聯の在外使臣を戰慄せしめてある外交官肅清檢舉の嵐が同氏に及びかゝつたものとの觀測も有力に行はれ殊に國境問題勃發の折柄とて多大の疑惑を以つて見られてゐる

**岩出伍長不法射擊**

新京【七三】最近烏蘇里江上に於ける滿人漁夫がソ聯兵のため屢々不法拉致せられつゝある折柄六月廿九日も虎林附近のウヌリー江上に於て滿人漁夫が舟諸共拉致されたので虎林憲兵隊の岩出代治郎伍長は滿洲國警備官四名と共に右事情察のため十八日午前虎林發烏蘇里江を遡江中突如グラススキーのソ聯陣地より不法射撃を受け岩出伍長は左大腿部に貫貫銃創を負つた外滿人警察官の帽子を射ち抜かれたので一行は岩出伍長を介抱しつゝ、虎林に引返したが斯くの如く我が方の航行權を阻害するのみか不法射擊不法拉致を續けるソ聯側に對し我が當局では非常に憤激し十九日午後六時滿洲國外務當局は駐哈ソ聯總領事館を通じてモスクワ政府に嚴重なる抗議を發した



外務當局嚴重抗議

【七二】張鼓峰附近に於けるソ聯兵の不法占據事件に重なる十八日午前虎林附近に於ける虎林憲兵隊の岩出伍長他滿人警官四名に對するソ聯兵の不法射擊事件に關し外務當局では重大關心を有し直ちに滿洲國側並に陸軍當局と連絡の上相次ぐソ聯側の不遜行為に對しモスクワの重光大使に嚴重なる訓令を發し強硬抗議を爲すこととなつた

【七三】宇垣外相は十九日午後五相會議終了後、板垣陸相より張鼓峰事件に關する現地情勢を詳細に購取したが右陸相の報告に基きモスクワ重光大使に重なる訓令を發した、よつて重光大使は近くリトヴィノフ外務人民委員を訪問嚴重抗議をなすと共に、事件發生以前の狀態復歸を要求するものと見られる

兵力百數十に増強

京城【七二】當地に達した情報によれば去る十三日張鼓峰に越境し同地一帯を占據したソ聯部隊はその後漸次兵力を増加し十八日午後兵力は百數十に達し陣地は逐次増強されてゐる、また十八日午後煙霧より海岸方面には車輛部隊、乘馬部隊が前進しなほ夕刻には東方より煙霧に有力なる大部隊が侵入した模様である

ソ聯機頻りに越境飛行

京城【七二】張鼓峰事件に緊張の折柄十八日午後九時四十分頃ソ聯フルゲルマ島方面より飛行機二機豆滿江に沿ひ上空を廻りノルミ山方面より滿洲方面に機影を發した

新京【七三】十九日午後三時四十分ソ聯領ボシエト方面より飛來せるソ聯軍用機

一臺は滿ソ國境第九號界標(輝春東南方約二〇キロ)附近より滿領内五キロを不法越境し約卅分間に亘り滿洲國領を偵察の後東方に向つて飛び去つたのを同地附近監視哨より確認した

京城【七二】十九日午後以來張鼓峰及びその背後一帯地區においてはソ聯側の行動著しく活況を呈し、同夜十時卅分頃煙霧方面より飛行機三機が飛來し附近一帯を偵察した後煙霧方面に姿を沒した、かくして〇一帯は異常な緊張を呈して居る

〇〇【七三】去る十八日ソ聯側に送つた使者は未だ歸らずいよゝ沈痛な空氣漲つた廿日午後十時半〇〇上空に突如ソ聯機と覺しき飛行機三機が飛來し附近一帯を偵察した後煙霧方面に姿を沒した、かくして〇一帯は異常な緊張を呈して居る

ソ聯機の不法越境を抗議 新京【七三】

滿ソ東部國境第九號界標附近に於けるソ聯飛行機の不法越境偵察に對し、外務當局は十九日夕刻に哈爾濱外務局特派員に訓令を發し哈爾濱駐在ソ聯總領事代理に嚴重抗議せしめた

滿ソ國境狀況

京城【七三】當地に達したその後の狀況によれば

- 一 十八日夕刻貨物船と覺しき大型汽船三隻がボセツトより出港、ヤンゴムゾイ前面海上に碇泊したが十九日朝には二千トン級汽船一隻が新たにボセツトに入港し緊迫せる空氣の中に無氣味な黒煙をあげてゐる
- 一 去る六月上旬より約七、八十名のソ聯兵が旺んに構築してゐた土門子正面に當る北山陣地は完成したものと如く

辭叙を極めてゐる

一 十八日夕刻より數日來の霧も全く辭れ展望萬里にしてヤンゴサ飛行場上空を飛翔する一機が判然と看取された

ソ聯更に増兵

京城【七三】十八日我が防衛當局は使者を通じてソ聯側煙霧警備隊司令官に文書を以て張鼓峰陣地のソ聯人撤退並に軍事施設工事中止方を要求したがソ聯側は何等反省することなく依然として現地の陣地構築を續行し十九夜の月明を利用して砲兵部隊を張鼓峰に配備し若干の歩兵部隊も交へてソ聯兵力を二百餘名に増加した

在浦驢軍艦出動準備か

京城【七三】當地に達した情報によれば今次事件に關し浦驢方面にある太平洋艦隊も十九日來活動の兆候あり、軍艦ウロフスキー號及び水上飛行隊も出動準備中の模様である

機械化部隊も行動開始か

京城【七三】十九日夜から張鼓峰一帯に兵力を充實せるソ聯側は廿日朝來ますます活潑な動きを見せ、同日午前中にはボセツト灣に千五百噸級の警備船三隻が入港し圖門江下流江口附近にも相當数の砲兵部隊を配置し國境線の警備を嚴にし日滿側に備へつゝあることが判明した、尙ほ煙霧並にスラビヤンカ方面の機械化部隊も行動を開始せる模様である

砲兵部隊増強

京城【七三】滿領張鼓峰を不法占據して陣地を構築中のソ聯兵は十九日夜月明を利用して、砲兵部隊を増加し山砲を始め速射砲、重機銃を配備する一方暫據構築に

全力を擧げ、廿日午後三時現在張鼓峰一帯に在るソ聯兵力は約三百名を越え、更に後方香山洞部落及び長池東側ソ聯領からも若干の兵力を増強してゐる模様である十九日夜より廿日朝にかけ相當部隊が増強されたことは明かである、我方はソ聯側のかゝる挑戰的な兵力増強を眼前に見ながらも隱忍自重、ソ聯兵の動向を嚴重監視すると共に十八日ソ聯側に嚴重通告した回答を待ちつゝ萬全を期するの態度を持してゐる

トラツク六十臺で軍事輸送

京城【七三】滿領張鼓峰附近に兵力を増強しつゝあるソ聯軍は廿日朝來スラビヤンカ方面よりトラツク約六十臺を以て輝春東方約卅キロの馬滿達方面の國境に向け軍事輸送を開始した

自動車通行頻繁

京城【七三】確實なる筋への情報によれば廿日朝來張鼓峰後方地區に於けるソ聯軍の行動は著しく活潑を呈しバラバシ・オフチニョフ間に十數臺の自動車往復しバラバシ・ペトロフ方面にも自動車の通行頻繁で事態の急迫を思はせるものがある

西部國境でも不法越境

新京【七三】東部國境虎林附近の不法越境事件、飛行機越境事件、其他恐日病に關られたソ聯側の不法行為が國境方面に相次いで惹起されて居る折柄、又西部國境に於て不詳事件が發生した、廿日午後一時頃滿ソ西部國境滿洲里東方約卅卅四塔山附近に於てソ聯兵五名が突如國境線に近接し來り滿洲國領土内の偵察を行つたが内二名は不法にもそのまゝ越境約

三、四百米侵入、同所附近を巡警中の滿軍監視兵二名に對し後方の三名のソ聯兵と共に矢庭に不法發砲せるを以て滿軍監視兵も已むなく之に應戦、力闘の後ソ聯兵一名を逮捕し其他を逃走せしめた、右の報告を接受した外務當局は直ちに在哈出先官憲に對して適當なる措置を執るやう訓令した

重光大使嚴重抗議

モスクワ【七三】バルカン北歐方面の視察旅行より急遽モスクワに歸任した重光駐ソ大使は帝國政府の訓令に基き廿日午後二時外務人民委員部にリトヴィノフ委員を訪問、去る十五日西代理大使を通じて抗議した張鼓峰事件に關し約一時間半に亘り重要會談を遂げた、席上重光大使は日本側の蒐集した材料に基き問題の張鼓峰一帯が滿洲領土なる所以を説明しソ聯兵を速に現場より撤退せしめられたいと要求したがリトヴィノフ外務人民委員は張鼓峰一帯は飽くまでソ聯領なりと主張して譲らず會談は何等得るところなく物別れに終つた

▲重光・リトヴィノフ會談内容【七三】

張鼓峰事件については七月十五日西代理大使よりソ聯政府に對し抗議をなしソ聯兵の撤兵と事件發生前の原狀復歸を要求したがソ聯側は右要求を拒否したので廿日午後二時重光大使はリトヴィノフ外務人民委員を訪問重ねて帝國政府の抗議を申入れた、外務省では廿二日午後八時情報部長談の形式を以て右重光・リトヴィノフ會談の内容を左の如く發表した

△張鼓峰事件に關する重光・リトヴィノフ會談内容

重光大使より日滿間の有する確實なる資料に依れば問題の地點が滿洲國領土であることは明瞭であるのみならず、今日迄永年の間滿洲國人民は問題の張鼓峰山上に於て毎年六月及九月宗教上の儀式を地方的習慣として行つて來たのである、我方が滿洲國の共同防衛の責任を有する立場上右滿洲國領土内に於て遲滞なく必要なる措置をなし得べきは當然のことである

從來ソ聯側はソ滿國境方面の現状維持を主張しその平靜に注意を拂ひ來つた旨を一再ならず述べて居る次第であるが、今回突然重要なる地域を武力を以て占據したことは國境方面の現状破壊を企圖するものと云ふべく之れに依つて生ずることあるべき一切の責任はソ聯側の負ふべきものである、換言すれば右行動は日本に對する一種の挑發行為と目すべきもので日ソ兩國關係が兎角圓滿を缺くやの觀ある今日一層重大なる一石を投じたものといはざるを得ない

かゝる事態の下に於いても日滿側は大いに隱忍自重してソ側の善處を注視して居る次第であるが事情に依つては緊急必要なる手段は何時にても執り得る權利と用意を有することを茲に明言する次第である

兎に角今日要求する所は張鼓峰方面より至急ソ兵を撤去せられ七月十一日前の原狀を回復し國境方面の靜謐を回復するにあり帝國政府として此點に關しソ政府の深甚なる考慮を促すものであるとの趣旨を述べ尙十五日午後四時張鼓峰附近偵察中の憲兵に對するソ聯兵

の射撃及松島伍長の行方不明に關し抗議した處リトヴィノフは飽足問題の地點は明かにソ領である事を主張し國境の靜謐を侵さるゝ事があらばそれは恐らく日滿側に依り侵されるものであり其責任は専ら日本側にある旨述ぶる所があつた

右に對し重光大使はソ側主張の唯一の證據たる地圖其ものは未だ嘗て外部に公表されたることなくソ聯政府以外何人も之を知る者なし、斯る逼迫せる事態に際し地圖に付論議を重ねるは本問題を益々紛糾させるのみで今日の問題は日滿側より見て滿領なること確實なる地點に對しソ兵の侵入し來た事より起りソ聯側からの現状維持の主張に反し自ら直接行動を始め陣地を構築した爲に始まつたもので帝國軍隊としては日滿共同防衛の責務上右侵入に對し抗議せざるを得ないと繰り返して重申するゝ所があつた

之に對しリトヴィノフはソ聯としてはソ側の行動を以て挑發的行爲と言はれた點に付抗議せざるを得ず自分の領土内に於ける蘇兵の行動は何等挑發に非ざるを撤兵せよとの要求こそ挑發的であると反駁して來たので重光大使より斯る事件の發生はソ側が滿領に侵入し軍事行動を執りたるに起因す、本日之の提案は原狀を回復し國境の靜謐を繼續せんとする條理を盡した提案である、ソ側に於て拒絕せられる責任は重大なりと強く申入れたがリトヴィノフは結局我方の條理を盡せる提案に對しても耳を藉す事無く會談を終つた

滿洲國外務當局談發表

新京【七三】張鼓峰事件に關し滿洲國外務當局は本日左の如き當局談を發表した十四日の張鼓峰事件に關する滿洲國側の抗議に對しソ聯側は何等の誠意を示さず、且つ其後回答もなさざるにより外務當局は更めてソ聯政府の回答を督促するに決し十八日在哈下村特派員に對し再度訓令を發したが、既報の通り右訓令により下村特派員は同日直ちにクツネツオフ總領事代理の來訪を求め

「今回ソ聯が突如として不法占據の舉に出で陣地構築その他の軍事施設を敢てせるは純然たる第三者より見るも明白なる挑發的行爲と斷ぜざるを得ず」とソ聯側の不法をなぢり事件の急速且つ和平的解決の爲め取敢えずソ聯政府が先づ以て本件發生の日以前即ち七月十一日以前の狀態に速かに恢復せん事を要求しソ聯政府がこれに應ぜざる場合、萬一生ずる事あるべき最悪の事態に就てはその責は一にソ聯に在る事を通告しソ聯側の反省を求めたるに對しクツネツオフ總領事代理は現地に於ける越境の事實を確知する事無く單に條約論を根柢として自國領土内に於て行ふ事に關し他國の容喙を受くべき筋合に非ざると言を左右にし何等誠意を示さざるにより、重ねて下村特派員は原狀恢復より外に本件の急速且つ平和的解決の途なくソ聯側派之に應ぜざる場合はソ聯側が好んで事件の擴大を圖ると認めざるを得ずと斷じソ聯側の猛省を促したるにクツネツオフ總領事代理も之を本國政府に取次ぐ旨を答へたる趣なり、斯くて事件の解決はソ聯側が滿洲國の公正妥當なる要求を容れ取敢ず事件發生

前の狀態に撤兵し誠意を示す以外外交的解決の道なき事態に立至れり、滿洲國側は事件の解決に關し重大決意を固むると共に今後のソ聯側の態度に關し重大なる關心を寄せつゝあるものなり尙附言するに我が公明且つ平和的なる主張を容れ先づ以て事件發生前の原狀に恢復するは國際道念に照すも當然の事項にして何等の屈辱に非ざるべくソ聯本國外務人民委員部がよく實情を認識し將又ソ聯本國官憲と極東出先官憲が充分意思を疎通せるに於ては此種事件の迅速解決を所期し得るものと確信するも今日尙は滯滞を見つゝあるは特に挑發的意圖あるか若くは國內紛糾の爲め不統制に陥りたるものと斷ぜざるを得ざるなり

外交交渉は一應打ち切り

新京【七三】滿洲國外務當局は廿日張鼓峰事件に關する哈爾濱交渉の經緯に就き當局談を發表したが外務當局としては右聲明を以て張鼓峰事件に關する限り一應外交交渉を打ち切りソ聯側より今後何等かの申出がない以上進んでソ聯側に對し積極的交渉開始を行はぬ意向なることを表明したものと解される、蓋し滿洲國としては事件不擴大平和解決の大乗の見地よりソ聯側に對し現地越境ソ聯兵の撤兵と原狀恢復を交渉の前提條件として極力ソ聯側の注意を喚起せるに拘らず、ソ聯側があく迄同地は自國領なるを主張し、果ては國內問題なりとして滿洲國の注意喚起を以て内政容察なりと放言するに至り、茲に於て外務當局はソ聯側の態度に誠意なきものと認め慎重對策を練つた結果遂に交渉一應打ち切りを決し聲明發表の

運びに立ち至つたもので、外務當局としては若し兩國に不幸なる事態の惹起を見場合其の責は一にソ聯側に於て負ふべきであるとしてゐる

獨伊の日本支持

ローマ【七三】元エトリリア總督コラド・ゾリ氏は十五日のトリブーナ紙に一文を寄せ日獨伊三國防共協定の意義を強調した後、ソ聯が日本を武力で攻撃する場合には獨伊兩國は全力を擧げて日本を支援する旨左の如く述べてゐる

吾々は三國防共協定が唯單に消極的的重要性のみでなく積極的意義を有するものであることをソ聯に對して明かにする必要がある、日獨伊三國の共通目的はボルシェヴィズムの疫病に對する自己防衛にある、従つて假令日本が支那事變の結果國力を消耗する様なことがあつてもその際吾々はソ聯が日本を撃つのを斷じて許さないであらう、イタリヤはソ聯がスペインのフランコ政府を扼殺するのを許さなかつたがスペインの情勢に對すると同様に極東の事態に對しても決して關心を失ふものではない

我方對策

▲外相、陸相重要會談【七三】宇垣外相板垣陸相は十九日の閣議會後別室において張鼓峰におけるソ聯兵不法越境事件に關し約卅分間重要會談を遂げた  
▲局長、陸相訪問【七三】風見書記官長は廿日午後二時陸相官邸に板垣陸相を訪

問、陸相より張鼓峰事件の經過につき説明をうけ辭去した

▲外相陸相打合せ【七二〇】板垣陸相は廿日午後二時卅分外務省に宇垣外相を訪問張鼓峰事件につき打合せ同五十分辭去した

▲陸相參内【七二〇】板垣陸相は廿日午後宇垣外相と會見後同四時廿分官中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ、所管事項につき委曲奏上、種々御下問に奉答して御前を退下、更に別室に於て宇佐美侍從武官長と會見、張鼓峰附近に於けるソ聯軍不法越境事件の情況につき詳細報告し同六時廿五分退出した

▲陸軍省部重要協議【七二〇】張鼓峰に於けるソ聯軍の不法越境事件については我方は飽くまで外交折衝によつて撤退を要求してゐるがソ聯側は依然頑迷なる態度を保持し我方の正當なる要求を拒絶してゐるため今後の事態の推移如何は重視されるに至つたので板垣陸相は廿日午後七時より陸相官邸に多田參謀次長、中村軍務局長外各關係官を招致して省部首腦部の重要會議を開き今後の外交折衝の結果如何により我方として採るべき萬全の措置に關し重要協議を遂げ同八時散會した

ソ聯中央部の態度

赤軍極東に増援

モスクワ【七二〇】U.P.モスクワ支局の報道によれば特別極東軍總司令アリユツヘル將軍は今回極東戰線總司令官に任命された、尙極東の事態悪化に備へて東蒙シベリア各地には軍隊が續々増援されつゝあり毎夜シベリア鐵道を通じ極秘裡に

來着する部隊は夥しい數に上つてゐるといはれる

ソ聯側越境を否定

モスクワ【七二〇】張鼓峰附近に於けるソ聯軍の不法越境事件に關し帝國政府は去る十五日西駐ソ代理大使を通じて嚴重抗議を提出したがソ聯外務人民委員部は十七日「去る十一日ソ聯兵が滿洲國領内に侵入したとの日本側の報道は事實無根である」旨發表した、なほ右に關聯したタス通信社も越境の事實なしと強辯して十七日左の如く發表した

外務人民委員部に送した公報によればソ聯兵の滿洲國領内越境を指摘した日本側の報道は事實に符合せずソ聯兵は一兵たりとも越境した事實はない、西駐ソ日代理大使は本問題に關しソ聯外務人民委員部に對し申入れを行つた、これに對しソ聯側は一八八六年の暹羅界約及び附屬を提示し説明を行つたがこれによれば問題の哈桑湖はソ聯領内にあり従つてソ聯側に越境の事實なきことは疑を容れぬところである

モスクワの態度消極的

モスクワ【七二〇】滿洲國境紛争事件に關して外國方面で東部シベリア戒嚴說、軍隊動員說等が傳へられてゐるがソヴェト官邊では右の風説は何れも事實無根として否定してゐる、今回の滿洲國境紛争については政府當局は沈黙を守つて居り日下開會中のロシア共和國最高會議にも何等報告されない程でモスクワ中央政府の態度は消極的である

ソ聯官邊冷僻

モスクワ【七二〇】張鼓峰のソ聯不法越境事件に關しニューヨーク・タイムス紙モスクワ特派員ツオルター・ジュランチイ氏はモスクワの情勢並にソ聯側の見解を左の如く報じてゐる

張鼓峰事件に對してソ聯官邊は何等緊張の色を見せてゐない、東部シベリアに戰時狀態布告云々のデマは皆てチエコ動員說を放送したのと同じ方面より出たものと考へるのが至當だ、當地一般の見解ではチエコに對し第二のクーデターを斷行しようとしてゐるヒトラー總統は恐らくフランスがチエコ問題に關聯して佛ソ並にソ・チエ相互援助條約に對するルー・マニアの出方に不安を感じてゐる間隙を利用するだらうしその際ソ聯が極度に緊張してゐると見てゐる、ソヴェト當局は今後六週間が歐洲にとつて最も危険な時期だと見てゐるがこの見解は次の二つの事實によつて一層拍車をかけられてゐる

その一つはかねて支那に對し高射砲の賣却を交渉中だつたスイスの某會社が既に價格及び現金支拂について話が纏つた後に至つて突然契約を取消し生産品は全部ドイツに賣却されることになつた旨を通告した事實で第二は支那とポーランドとの間に行はれてゐた三吋砲の購入交渉もドイツが全部買占めたため中斷された事實である

ソ聯事件の重大性を否定

パリ【七二〇】フランス各紙は張鼓峰附近に於けるソ聯兵の不法越境に端を發する滿洲國境紛争を重視し連日相當大きく取扱つてゐるが十八日の朝刊各紙はモスクワ發アヴァス電としてソ聯側の見解を左

の如く報道してゐる

外國では張鼓峰國境紛争問題を不當に重大視してゐるがソ聯側では今回の事件は滿洲國境の未確定に基因するありふれた國境事件で驚くには當らぬとの見解を持してゐる、又最近南米に流布された東シベリア戰時狀態布告説は全く根據のない虚報としてタス通信社は之を否定してゐる

ソ聯緊急軍事會議開催か

ワルシャワ【七二〇】D.N.B.通信社ワルシャワ支局が十九日ソヴェトからの信賴すべき情報として報する處によれば中部ワラル航空隊司令官ラザイロフ將軍は十八日墜下の飛行機二百五十機を率ひて急遽極東の赤軍根據地ハバロフスクに向け出發したと言はれる、又右情報によれば極東シベリアでは目下赤軍大部隊の移動が行はれてをり各地からの増援部隊到着の結果極東赤軍は今や七十萬の大兵力を擁するに至つた、一方モスクワに於ては張鼓峰事件に關しスターリン黨書記長司會の下に十九日クレムリン宮に於て緊急軍事會議が召集されることとなり同會議にはアリユツヘル元帥を除くソヴェト赤軍の全首腦部が出席することとなつた模様である、尙アリユツヘル元帥は十九日ハバロフスクからラヂオ放送演説を行ひ痛烈に日本を攻撃してソヴェト赤軍は一寸たりと雖も後退しないであらうと大見得を切つたと傳へらる

ホセツト灣に警備艦増備

南部滿洲國境【七二三】廿日朝來ホセツト灣に一千五百噸級の汽船三隻を配備し且つ圖們江下流ソ聯陣地に相當多數の砲兵

部隊を配置し國境を固めたソ聯軍は今朝更に一千噸級警備艦をホセツト灣に回航せしめた、又東寧前面のソ聯空軍部隊も廿日より異常に緊張し數機入り亂れて國境線近くに飛來し滿領を偵察した事實がある

國際デマ放送の出席

ニューヨーク【七二〇】十六日U.P.通信社はモスクワ發として「ソヴェト政府東シベリアに戰時緊急狀態を宣言す」とのセンセーショナルな報道を發表、後刻誤報なることが判明してこれを取消したが誤報の原因につきU.P.通信社は十七日ロンドン電報として次の如く發表した問題のニュースは十六日U.P.ペルリ支局へモスクワから國際電話を以て速報されこれが直ちに世界各地に轉電されたものであるがその後調査の結果當日U.P.モスクワ支局はペルリ支局に電話をかけた事實がないことが判明した、従つて右の電話は何等か爲にせんとする作爲的怪電話と見らるゝに至りドイツ秘密警察及びソ聯外務人民委員部は怪電話の主を突き止めるため目下鋭意捜査に當つてゐる

×

×

# 世界情勢

## 旬間大觀

新なる體制を生み出すとするヨーロッパの構みは深く大きい。ヨーロッパの外交は、一張一弛の間に、命懸けの火花を散らしてゐる。十九日、英皇帝は、外相ハリファックスを伴つて、フランスを訪れ、英佛の親善關係を誇示した。英國は更にまた、ヒトラー側近のワイデマン大尉の訪英を機會に、ドイツがチエコ政略の力なきことを宣傳することを忘れなかつた。ロンドン・パリ樞軸のベルリン・ローマ樞軸に對する示威がこゝに行はれ始めた。これに對し、イタリヤは、伊洪會議によつて、ハンガリーとの間にローマ協定書の効力を再確認し、ドナウ諸國をベルリン・ローマ樞軸の傘下に收めやうとして居り、これら大國の動きの間に、ポーランドを中心としてバルチック諸國の第三樞軸運動が小渦紋を描いてゐる。

スペイン内亂は十八日をもつて二周年を迎へた。内亂終局の時期は最早や遠からざる將來と見られてはゐるが、既に三ヶ月前に調印を了した英伊協定の發効問題の行き悩み及び佛伊關係の不調は、反面において、内亂の前途が必ずしも然かく樂觀すべきものでないことを示してゐる。スペインの内亂は、いふまでもなく、歐洲全政局から切り離しては考へられないからだ。

## 國際軍擴競爭

### 米紙の海軍協定論

ボストン【七二】クリスチャン・サイエンス・モニター紙は十六日の紙上に「益々大きくなる艦」と題する社説を掲げて建艦問題に對する英米佛三國の行動はロンドン條約の精神に背馳するものではなく却つて世界平和を促進するものであると左の如く述べてゐる

米國の四萬五千噸級戰艦に對し英國が四萬噸級即ち米國より劣る立場を喜んで承認すると言ふのは世界海軍史上最初のことであるがこれは英米兩國に對立關係なしと云つた一九三六年のイ

を促進することが出来るであらう

## 英國

### 驅逐艦不起工の理由

ロンドン【七二】シエルクスピア海軍次官は十一日下院に於て保守黨議員チャーリス・エモット氏の質問に答へ英國海軍が今年度に驅逐艦を起工しないことに決した理由につき次の如く説明した

政府は今年度には驅逐艦を起工しない事となつたが右は現在英國海軍が當面する各種の必要を考慮した結果決定したものである、政府は最近數年間引續き着々驅逐艦を建造して來たが本年度の建艦計畫では建造に更に長年月を要する主力艦、航空母艦の建造に主力を集中することとなつた

### 日本の油槽船建造問題

ロンドン【七三】十三日の下院質問時間に於て保守黨議員アラン・グレーハム氏から日本の油槽船建造問題に關し

政府は日本が現在一萬噸二十節の油槽船若干隻を建造中との情報を入手してゐるが是等の油槽船は純然たる軍事的用途を有すると思考するが如何、又政府はこれに對して適當な對策を講じてゐるか

## 東洋空軍擴張

シンガポール【七二】最近頻りに軍備擴張に憂身をやつしてゐる英國は更に極東軍備強化のためシンガポール根據地空軍の増強を圖ることとなり目下英本國より續々重轟撃機（東方移駐を行つてゐるが十七日シンガポール・サンデー・タイムス紙の報道に依れば既にシンガポール島西方地區テంగాに第二飛行場が略々完成、本年末英本國より移駐する機隊二個中隊が此處に駐屯する予定と言はれる、テంగా飛行場は二年の日數と二千名の苦力を使役し既設の飛行場に大擴張を加へたもので、廣さはシンガポール根據地のセレーター飛行場に匹敵し既に整備塔二個及び兵舎が完成してゐる、なほ以上の外乾船渠南方地區のセンバワンクにも目下第三飛行場の建設計畫が進められて居り二年後に完成の豫定であるが以上三飛行場が出揃つた時は英國の東洋空軍は一大偉力を發揮することゝならう

### 米から飛行機エンジンを購入

ニューヨーク【七二】ニューヨークのライト航空會社では英國政府から飛行機エンジン四百個の購入注文を受けた旨十六日左の如く發表した

英國航空省はライト「サイクロン」型エンジン四百個を購入した、これは何れも偵察機に据付けられる筈である

尙世界早廻り飛行に新記録を樹立したヒューズ機のエンジンもこのライト「サイクロン」型であるといはれる

### 新主力艦三隻入札に附せらる

ワシントン【七三】米國海軍は第一次及び第二次ヴィンソン建艦案に基き年内に主力艦四隻の建造に着手することとなり十五日ノーフォーク海軍工廠で建造豫定の第六十號を除く第五七、五八、五九の三主力艦の建造を民間造船會社の請負入札に付した、入札者が相當數に上れば十月五日に開票し請負會社を決定の豫定であるが最高利潤が一割に制限されて居り請負工事として危険性が多いので一般民間造船會社では氣味薄の模様で建造を熱心に希望してゐるのはニューヨーク造船會社だけと言はれてゐる

## 米國

### 新主力艦の性能

相は左の如く答へた

政府はかゝる情報入手してゐるがこれ等の油槽船が商業的用途を有しないと斷定することは出来ない、適當な對策とは何を意味するか明瞭でないが政府は自國の油槽船問題に關して充分注意を怠らぬことを判つきり申上げる

海軍根據地新設調查委員會設置

ワシントン【七二】米海軍はヴィンソン法に基く海軍の大擴張に伴ひ米國沿岸各地に多數の航空機、潜水艦其他の根據地を新設するに迫られ各種の準備を進めてゐるがスワソン海軍長官は十六日...

太平洋諸島施設強化

ワシントン【七二】十四日A・P・ワシントン支局の報道によれば米國陸軍は最近ハワイ西方のミッドウェー及びブエノス...

最近米國陸海軍の技術家は米國領太平洋諸島の中で平時交通上の要點に當り戰時には軍路上重大な役割を持つ島嶼の諸施設擴充に着手した、就中陸軍は...

では米領太平洋諸島の全般的軍事開發を計畫してをり右ミッドウェー、ウェーク及びバルミラ諸島の強化計畫はその一部をなすものである

大西洋上で空前の大合同演習

ワシントン【七二】米國海軍當局は十一月一九三九年度海軍年次演習に先立ち明年一月大西洋上に於て大規模の聯合大演習を舉行する旨發表した、右に關し海軍消息通は、演習計畫の輪廓を左の如く語つた

今回の聯合演習の白眉は米領ポルト・リコの東沖合キューブラ島を中心に行はれる敵前上陸演習で参加人員は水兵五千五百名、陸戦隊五千五百名、陸軍の正規兵千名に上る空前の大規模のものである、参加海軍機も未曾有の多數に上る筈で新鋭航空母艦ヨークタウン號、エンタープライズ號(天々二九、九〇)の二隻も竣工以來初めて演習に参加するものと豫想される

自動着陸装置の實驗成功

ワシントン【七二】十一日U・P・ワシントン支局の報道によれば米國陸軍は最近飛行機の自動着陸装置の實驗に成功したといはれる、この装置は要するにロボット操縦士による自動操縦と電波操縦の原理を基礎に考案されたもので實用化された時は軍用並に民間航空界に革命を齎すものと豫想される、陸軍當局では「絶対に事故なし」と太鼓印を捺して居り從來降雨や濃霧のために屢々繰返された墜落の慘事も間もなく昔語りとならうとのことである

ソ 聯 邦

レニングレードに要塞施設か

ワルシャワ【七二】ソヴェト政府は國際非常時に處し歐亞兩國境方面の軍備強化に躍起となつてゐるがワルシャワの新聞トブリ・ウィックオールはソ聯がレニングレード方面の要塞築造工事に着手する旨十九日左の如く報じてゐる

レニングレードからの情報によればソヴェト當局は歐洲諸國の海軍擴充に歩調を合せレニングレード方面の防備を強化する必要を痛感し今回レニングレード並にクロンスタット兩港附近に近代的要塞を構築するに決定した、工事は五年計畫で終了する豫定である

赤色空軍と極東戦線

モスクワ【七二】ソ聯空軍司令官ロクチオノフ將軍は十五日のプラウダ紙に一文を寄せ赤色空軍の發達と極東戦線の確立を誇つて次の如く豪語してゐる

ソヴェトの誇りとする名パイロット、コッキナキーの最近の極東飛行の經驗に徴し今日ソヴェト空軍は數千臺の飛行機を一日で歐洲から極東に輸送する事が出来る、最近ソヴェトの新聞が極東赤軍を最早「特別極東赤軍」と呼ばず「唯」赤色極東戦線」と呼んでゐることは重要な意義をもつてゐる

軍事専門家は「戦線」の用語を極東における赤色陸海軍の指揮統一の表現と解してゐるが現に七月上旬ハバロフスクに歸つた極東軍司令官フリユツヘル將軍は最近正式の呼稱を「極東戦線司令官」と改めたといはれる

(空軍に就ては尙ほ「ソ聯邦」最高會議の項参照)

トルコ

トルコ、英に軍備注文  
イスタンブール【七二】トルコ政府は過般縮結された英土協定に基き英國の財政的援助を得て海軍擴充に乘出すに決し軍艦注文の爲十四日トルコ海軍使節團をロンドンに派遣した旨發表した、トルコ政府は海軍擴充に伴ひ更に五百萬磅を投じイスタンブールの西北方廿五哩の黑海沿岸チャタリアに軍港を構築する意向といはれる

☆ 軍 縮 問 題

ル大統領軍縮を説く  
サンフランシスコ【七二】十四日サンフランシスコに到着したルーズヴェルト大統領は大觀艦式開始に先立ちトレジュニア島のサンフランシスコ萬國博覽會場で催された歡迎午餐會に臨んだが席上大統領は世界軍縮の必要を力説すると共に他國の國防強化を辯護して次の如き一場の演説を試みた、尙大統領の演説はラデオにより全米に中繼放送された

米國は世界の諸大國が世界軍縮の實現に向つて具體的な努力を開始する場合に何時たりともこれに協力する用意がある、然し他國米國はその國防力の整備にも萬遺憾なきを期しつゝあり米國海軍はこの意味に於て單なる象徴的存在ではなく萬一の場合には常に米國國防の爲にその力を發揮する力強き嚴然たる存在といふべきであらう、正しい

思考力を有する米國男女市民は僅少な軍事豫算の支出が米國の安全となるやうな事態の出現を希望してゐる、然し諸君も充分御承知の如く我々の直面してゐるのは理論ではなく現實でありしかもその現實は我々が進んで選擇したものでない、この際唯自ら慰め得ることは我國の總歲出の中に占める軍事豫算の比率が他の諸大國の比率の三分一乃至は四分一に過ぎないといふ事實である、世界の諸大國が現在彼等のとりつゝあるコースは結局彼等自身を破滅に追ひ込むものであることを悟る日の來らんことを衷心希望して已まぬ、米國は來る一九三九年を期しニューヨークとサンフランシスコの兩地に於て同時に萬國博覽會を開催することとなつたがその事實こそ我國は一九三九年を平和の年として迎へる自信のあることを最も雄辯に物語る證左である、若し來るべき一九三九年が世界の恒久的平和に向つて具體的な進軍を開始出来れば同年こそ正に歴史上畫期的な年といふことが出来るであらう

大統領の軍縮提唱演説は軍縮問題に對する米國の原則的態度を表明したもので米國が軍縮會議開催について何等か具體的の方策を探る様子が現在且つ近い將來に於ても豫想されない、國務省當局者はルーズヴェルト大統領の演説に就いて敷衍するのを差控へてゐるがルーズヴェルト大統領の述べた様な一般的原则は先にハル國務長官も屢々述べたところであり具體化の問題は今のところ全然問題となつてゐない

▲ハル長官說明回避 ワシントン【七二】

ルーズヴェルト大統領が米國は世界軍縮に協力する用意ある旨を力説したことに就きハル國務長官は十五日の定例會見に於て記者團の質問に答へ

身で明瞭であつて何等説明を要しないと多くを語ることを避けた、當地消息筋では大統領の聲明を米國は自ら進んで軍縮を提唱する意圖はなく唯他國が世界軍縮の努力を開始した場合にのみこれに參加すると云ふ意味と解してゐる

軍縮會議は一九四〇年が時期

ワシントン【七三】最近各方面で米國政府は世界の憂ふべき現状に鑑み宜しく他國に率先して世界軍縮會議を招集すべきであるとの要望が昂まりつゝあるが政府

官邊では米國の斯る方面への積極的乗出しは依然時期尚早なりとの見解を持し少くとも一九四〇年以前には米國が他國に働きかけて軍縮會議を招集するチャンスには恵まれないだらうと見てゐる、政府

筋で一九四〇年を以て軍縮會議開催の時期と豫測してゐる主なる理由は次の通り  
一 スペイン内亂、支那事變並びにチェコ問題等は何れも一九四〇年頃には多分解決し世界主要國は現在よりも親密な關係におかれることゝならう

一 一九三六年のロンドン海軍條約は一九四〇年を以て満期となり締結各國は同年を期して新條約の締結交渉を行ふことゝなつてゐる  
一 米國の大統領選挙も同年行はれることゝなつてゐるが若し何等かの形に於て軍縮に成功すれば平和を愛好する選挙民方面から多數の投票を獲得することゝ出来よう

少數民族問題

チエコスロヴァキア

(併せて英佛會談及び英獨會談の項參照)

チエコ問題危機回避(佛首相演説)

パリ【七三】ダラディエ首相は十二日夜縣人會に臨み最近の國際情勢に關する演説を行つたが首相はチエコを繞る歐洲政局の危機が回避されたことを特に強調し左の如く述べた  
數週前中歐に於ける事態の急展開は殆ど收拾すべからざる政局に導くかと思はれたが英佛兩國並に—余はこゝに特に擧げなくてはならないと思ふが—ドイツの平和的決意によつて幸ひ危機は回避された、フランス政府はその際ヒトラー總統が常々披露してゐたその平和的抱負に信頼を置いた譯である、一方和協的工作はフランスのチエコスロヴァキアに對する誓約が神聖なものである丈に一層活潑に行はれた、蓋しフランス政府も國民も將來この誓約を發動させる様な事態の起らないことを切に希望してゐるが然しこれを放棄する様な考へは毛頭ないからである  
最後にダラディエ首相は國內問題に言及しフランスの現平價維持の決意を述べると共に財政全權法に基き最近施行された各種緊急令の効果につき満足の意を表明した

チエコ政府強硬決意

ロンドン【七三】少數民族問題に關する打合せのため歸國中の駐英チエコ公使ジャン・マサリツク氏は十二日ロンドンに歸任したが同公使の歸任に伴ひ少數民族問題に關しては種々の取沙汰が行はれて居りチエコ政府はズデーテン黨との折衝が行済み状態にあるので愈々強硬決意を固めズデーテン黨の同意をまたす言語法其他少數民族に關する重要問題の解決を圖るべく愈々來る廿一日頃議會に少數民族法案を上程することゝなつたと傳へられる、これに對し英國政府は斯る過激な手段は避け各少數民族の同意を俟つて平和的解決を圖るよう極力チエコ政府を説得する模様であるが政界の一部では中歐殊にズデーテンの情勢は悪化を免れぬものと豫想してゐる、尤も一部では結局ズデーテン問題についても英佛獨三國間に諒解が成立しようと思つる向もある  
英、チエコの善處要望  
ロンドン【七三】十二日プラハから歸還した駐英チエコ公使マサリツク氏は十三日英國外務省にハリファツクス外相を訪問、少數民族問題に關する本國政府の方針を詳細説明すると共にズデーテン黨との交渉經過を報告し種々意見の交換を行つた、英國政府はチエコ問題の圓滿解決を期して目下チエコ並にドイツ政府に働きかけ和協的態度に出ることを徳憑してゐるが特に本日の會談に於ては問題の少數民族法案の議會上程前にチエコ政府が豫めズデーテン黨側と完全な諒解を遂げる必要があることを強調し獨斷的な處置により禍を將來にのこすことなき様英國政府の希望を表明したと解される

民族法案近く議會に提出

パリ【七四】チエコ政府は過般來國內各方面との間に少數民族解決法案につき折衝中であつたが同法案の完成を俟つて愈々七月下旬議會に提出するに決定した、少數民族法案の内容は次の通り  
一 各民族地域に於けるドイツ語、ハンガリー語及びポーランド語の使用承認に關する言語法案  
一 各少數民族の法的的人格承認及び或種國內法の施行拒否權賦與に關する少數民族法案  
一 各少數民族地域に於ける地方議會開設に關する自治行政法案

チエコ外相強硬態度表明

パリ【七四】プチ・ジュールナル紙は十四日の紙上にプラハ特電としてチエコ外相カミル・クロフタ氏の會見談を發表してゐるがこれによればクロフタ外相は問題の少數民族問題解決法案につき左の如き強硬態度を表明してゐる  
チエコ政府はズデーテン・ドイツ黨の態度如何に拘はらず少數民族法案を原案通り實施する意向である、チエコ政府は領土的自治の如きチエコ憲法と相容れぬ譲歩には飽くまで反對するがチエコ憲法の民主主義的精神及び我國の領土保全と矛盾しない範圍に於てならばズデーテン側に譲歩する用意がある、政府は委員會を組織し教育、社會福祉及び通信等の重要問題につき協議する計畫を進めてをり、又言語法を修正することにも反對しないがズデーテン・ドイツ人とはゆる「個人的自治」即ちチエコ在住のドイツ民族に對し全權を有する總統の下に全ドイツ少數民族を

ナチ的に組織するといふ如き不當な要求は斷じて承認しない

ズデーテン側總罷業決行か

プラハ【七五】少數民族問題を繞るチエコ政府とズデーテン・ドイツ黨との交渉が遅々として進歩しない折柄十四日政府派のチエコ國民社會黨機關チエスキ・スローヴオ紙の報道によればズデーテン黨側は來る十五日を期してズデーテン地方一帯に政治的總罷業を執行する意向といはれる、即ち十三日リベレックで開かれたズデーテン黨支持労働組合の會議ではズデーテン黨側の意向を無視した少數民族法案には飽く迄反對することゝなり同法案に對する抗議とカールスバート大會採擇の八ヶ條要求貫徹の爲せネットを行ふに決したものでその方法としては最初部分的罷業を開始し漸次之を總罷業に發展させる方針といはれる、總罷業の報道はプラハ各方面に衝動を與へてゐる

英、ソ、チエ條約廢棄勸告か

ロンドン【七六】チエコ政府とズデーテン・ドイツ黨との交渉は兩者の主張に相當隔りある爲容易に進捗せずチエコを繞る國際關係に暗影を投じてゐるが十六日アヴァス通信ロンドン支局の情報に依れば英國政府はチエコ政府に對しソヴェトとの相互援助條約廢棄を勸告する意向であるといはれる、即ちソ連との關係清算によつてドイツ側の要求を満足させ獨チニ關係の好轉を計ると共にチエコは隣接諸國と不睦條約を締結しその安全を確保すべきだといふものでハリファツクス英外相は近く英皇帝に扈從し訪佛の際フランス政府に右意向を説明しその支持を



求める豫定とも傳へられる、英國として  
はソ・チエ協約の解消により中歐に於ける  
獨ソの衝突を回避する一方英獨交渉を  
開始しドイツの舊領植民地返還要求を  
る程度容れかくて歐洲の全般的平和を  
りたいとの希望だがソヴェト並にチエ  
兩國と密接な關係にあるフランスとして  
は間接に自己の勢力を弱める様な提案に  
直ちに賛成するとは思はず従つて果し  
て英國の希望が實現するかどうかは疑問  
とされてゐる

子エゴ對獨國境に軍隊動員

ベルリン【七六】D.N.B.通信社は十  
六日チエコスロヴァキアが獨チエ國境に  
軍隊を動員した旨次の如く發表した  
シレジャ地方ワルデンブルクからの報  
道によればチエコスロヴァキアは十六  
日朝を期しトロツバウからトラウテナ  
ウに至る獨チエ國境附近一帯に軍隊を  
動員しつゝある

尙ドイツ官邊に入つた情報によればチエ  
コ側は右シレジャ地方對獨國境一帯にバ  
リケードを築き機關銃座を設ける等物々  
しい状態を呈してゐるといはれる

▲チエコ側動員説を否定 プラハ【七二】  
チエコがドイツ國境に軍隊を集結した  
の報道につきチエコスロヴァキア政府は  
十六日正式にこれを否定し左の如く言明  
した

チエコ軍隊がシレジャ地方その他如何  
なる國境地方にも動員されつゝあると  
いふ様な事實は全然ない

▲チエコ軍隊集結を獨重視 ベルリン

【七六】チエコ政府が獨チエ國境一帯に  
大部隊の軍隊を集結してゐるとの報道は

ドイツ朝野に大衝動を與へ十八日の各紙  
は何れも多大の紙面を割いて報道して  
るが各紙の現地特派員の報告を綜合す  
ば左の如くである

ドイツとの國境一帯は文字通り戦時状  
態を現出してゐる、國境の原駐部隊は  
何れも大部隊と交替し道路上は鐵條網  
對戰車壕の障害物を構築し機關銃座を  
他の防禦工事も極めて嚴重である、  
チエコ軍將校は毎日國境の町シュネー  
コツペに來てドイツ側の寫眞を撮つて  
ゐる、チエコ政府は右軍隊の移動は休  
暇のための交替に過ぎぬと稱してゐる  
この點に關しフェルキツシャー・ペオ  
ハター紙はチエコ政府の言分を反駁して  
曰く

要塞兵と駐屯兵の休暇が全般的に同じ  
日に實施されるといふことは平時には  
異例のことである、又僅々六時間前の  
通告によつて豫備兵を二ヶ月間召集す  
るやうなことも普通だとは云ひ得ない  
一方で平常休暇を實施し乍ら他方では  
兵隊を集結し防禦工事を進めるなどは  
矛盾も甚しい

チエコ在營期間延長計畫

プラハ【七八】チエコ政府は過嚴徵兵在  
營期間を二年より三年に延長案を國際關  
係を考慮して撤回するに至つたが十八日  
チエコ國民同盟機關ナロドニー・リス  
テ紙の報道に依れば最近又々在營期間延  
長計畫が蒸し返へされ目下チエコ政府は  
之が具體案につき慎重協議中であるとい  
はれる、政府原案として傳へられる所  
によれば右在營期間延長は凡ての兵種の適  
用されるが歩、砲、空の三科の在營期間  
は各兵科の必要に應じ夫々適當に決定さ

獨官邊子エゴの形勢注視

ベルリン【七六】チエコ少數民族法案の  
議會上程を前にドイツ官邊はチエコの國  
内情勢の推移に異常な關心を示し特にズ  
デーテン・ドイツ黨とチエコ政府との交  
渉經過について嚴重監視を續けてゐるが  
A.P.ベルリン支局は十八日ベルリン官  
邊の空氣を左の如く報じてゐる

チエコ問題は今後二、三週内内に重大  
な發展を見るだらう、政府のスポーク  
スマンも繰返しかくる見解を表明して  
ゐるがそれ以上のことは口を噤して語  
らない、消息通の見るところではチエ  
コ問題に對するナチス黨の對策は既に  
決定を見てゐるが獨チエ兩國間に戰爭  
が起るやうなことは萬あるまいと觀測  
される、愈々といふ場合ヒトラー總統  
はベルヒテスガデンの別墅に留まつ  
てゐるもあと萬事ゲリリング空相、  
リツペントロツバウ外相、ゲツベルス宣  
傳相が承知してゐる、ドイツ政府の意  
向は要するにズデーテン・ドイツ人は  
少くとも英本國に對するアイルランド  
の地位と同程度の自治を獲得せねばな  
らぬといふに盡きる、又チエコ政府に  
對する要求としては  
一 ソヴェト聯邦との同盟關係を解消  
する事  
二 挑發的外交政策を清算すること  
三 チエコ軍隊の反獨的行動停止の保  
障を與へること  
の三ヶ條を堅持してその實現を期して  
ゐる

聖地騷擾

パレスチナの騷擾嚴重化

エルサレム【七五】パレスチナに於ける  
アラビヤ人とユダヤ人の抗争は日毎に險  
惡となり十五日もシリアとの國境に近き  
サフエドで通行中のアラビヤ人が襲撃さ  
れユダヤ人の投げた爆彈で三名の死傷者  
を出した事から憤慨したアラビヤ人は大  
擧ユダヤ人街に殺到しあはや血の雨を見  
んとしたが出動した英國軍隊のため辛う  
じて事なきを得た、襲撃事件は既に日常  
茶飯事の如く連日至る所で繰返されて  
ゐるが日時の經過と共に抗争は急テンポで  
惡質化しつゝあり何時動亂化するかも知  
れぬ情勢にあるので當局は緊急の事態に  
處すため萬金の手配を行つてゐる、エル  
サレムでは十五日警官隊が市内に陰謀さ  
れた多數の武器を發見、沒收すると共に  
連累者多數を檢擧した、又市内のデイヴ  
イツド街でアラビヤ人が爆彈に見舞はれ  
即死四十名、多數の重傷を出した



定例閣議國際情勢檢討

ロンドン【七二】英國政府は十三日午前  
ダウニング街十番地の首相官邸に於て定  
例閣議を開き現下の國際情勢に關し檢討  
を加へた、本日の閣議では特に目下歸朝  
中のフィツパス駐佛大使及びヘンダーソ  
ン駐獨大使の報告を基礎にチエコ問題及  
ひ地中海問題について討議を行つたと確  
定する、英國政府はチエコの少數民族間

題に關しドイツ政府の出様に多大の關心  
と危懼を懷いてゐる様子だがチエコ政府  
とズデーテン黨との交渉が圓滿解決を見  
るに至れば改めて英獨通商關係の確立改  
善のため全般的交渉を開始する壯と傳へ  
られる、問題の英伊交渉發効促進に關す  
るイタリア政府の要求については飽く迄  
従前の方針を堅持し英伊協定の公換公文  
に明示された「スペイン問題の圓滿な解  
決」を見る迄は絶対に批准を差控えるこ  
とに方針が決つて居り唯英國政府が「圓  
滿解決」と認める標準をどの點に置くか  
について種々意見が出てイタリア義勇軍  
の撤收完了を以て批准すべきか又は相當  
程度の撤收が實現次第批准すべきかを憤  
重協議したが最後の決定には至らなかつ  
た模様である

ヒューゲツセン駐米大使説

ロンドン【七三】駐英英國大使バース卿  
は英伊協定が批准されるのを俟つて近く  
政界を引退する意向と傳へられるがバ  
ース卿の引退を契機に英國外交陣には相當  
廣汎な移動が行はれる模様で更迭を豫想  
される駐米大使の椅子には支那事變で活  
躍した前駐支大使ナツチアル・ヒューゲ  
ツセン氏が拔擢されるとの噂が有力であ  
る、尙バース卿の後任には現駐土大使バ  
ーシー・ロレン氏が確實視されてゐる

ロンドン金買旺盛

ロンドン【七二】新英米通貨協定説を繼  
つて最近ロンドン外國爲替市場は連日浮  
動を續け金塊相場も亦昂騰を示現してゐ  
るが十二日も諸市場共又復活を示呈し金  
塊市場においては歐大陸筋の退蔵目的需  
要が旺盛となり取引出來高百廿二億ポンド

を算し、又ソヴァレン金貨に對しても活潑な引合が現はれ金塊公定相場は一四一シル二ペンス半と前日に比し二分一ペンス高となつた、尤もその後市況は閉歇となつたが買手値段は公定相場に比し一ペンス二分一高を唱へてゐる

▲倫敦金塊に買物殺到 ロンドン【七二】十九日のロンドン外國爲替市場においては英米爲替は四弗九一仙七五と昨日に比し更に六二ポイント安を示し一方金塊市場においては金塊公定相場は七ポンド一シル四ペンス二分一と昨日に比し一ペンス二分一方急騰昨年四月以來の新高値に達した、これはヨーロッパ大陸に於て國際政局に對する不安が急に増大し金退蔵目的の買付乃至ポンド預金の金換へが盛んに行はれた爲である、傳へられる所によると右不安人氣増大の原因は主としてチェコ對ドイツの關係及び日本對ソ聯の關係急迫に歸せられヨーロッパ大陸に於ては日本援助の爲ローマ、ベルリン輻軸が乗り出すに至るののではないかと懸念して居るものゝ如くである

▲主要任向地別に見れば日本向輸出が昨上半期の五十二萬四千平方ヤードに對して本年は皆無となつて居るのも目立つた支那向シンガポール向けが増加を示して居る、詳細左の通り

(單位千平方ヤード)

輸出總額	本年上半期	昨年同期
	七〇、八八五	六〇、七七五
△内		
印 度	一五、〇五五	一七、〇四五
支 那	六、一四〇	四、八八〇
日 本	—	五、〇〇〇
歐 大 陸	七、五九〇	三、四二六
地 中 海	三、六九〇	四、一〇〇
關 印	二、六〇〇	二、一〇〇
アフリカ	九、七〇〇	一七、九〇六
シンガポール	二、五〇〇	三、三〇〇
南 米	七、五〇〇	二、二七〇
濠 洲	六、九〇六	七、〇〇六

### 英佛關係

#### 英佛通商航海條約更改

▲上半期中の綿布輸出激減

ロンドン【七二】英國商務省は十四日本年六月中の英國綿布輸出高を發表したが之によると六月中の綿布輸出高は九千六百六萬八千平方ヤードと前月に比し一千三百八十一萬二千平方ヤードを減じ本年三月以來の減少傾向に拍車をかけられた事を反映して居る、斯くて本年一月以降六月迄の上半期中の綿布輸出高は合計七億四百八十六萬五千平方ヤードと昨年同期の九億八千七百七十五平方ヤードに比し二億七千五百九十一萬平方ヤード、約二割八分の激減を示した、これを

▲英佛通商航海條約更改

パリ【七二】英佛兩國政府は過般來パリに於いて英佛通商航海條約更改につき折衝中であつたがこの程漸く協定に到達し八日午後フランス外務省に於いてボンネ佛外相、フイツプス駐佛大使間に正式調印を了した旨フランス外務省より發表された、因みに新協定は一九三七年七月廿九日假協約に依り廢棄された一八五六年度協約に代はるもので互惠的取極めを骨子とするものである

▲英佛バルカン工作に提携(獨紙論調)

ベルリン【七二】英國政府は最近バルカ

ンの經濟工作に目覺し活躍を見せ同じバルカン進出を企圖するドイツ政界並に財界に不安を投げかけて居るが十一日のアングリフ紙は英佛兩國がドイツを向ふに廻しバルカン制覇を企てゝある旨左の如く論じてゐる

東南ヨーロッパに關し英佛間に暗黙の提携が成立してゐることは明かだ、過般締結された英土クレデット協定はサンチャツ紛争の解決に關する佛土協定並に佛土修好條約と不可分の關係にあり東歐並に東部地中海に於ける英佛の緊密な提携を裏書きしてゐる、更に最近成立を見た英國のギリシヤ及びブルマニアに對する經濟援助協定も亦フランスの發意に基く外交工作に外ならず明かに重大な政治的意義を有つものである

#### 英佛の協力外交不變

▲英佛の協力外交不變

パリ【七三】チェコ少數民族法案の議會上程を前にチェコ問題が再び歐洲列強の視聽を惹めつゝある一方英伊協定の發効促進交渉に絡んで英佛伊三國關係が微妙な動きを見せてゐるがフランス外交通ヘルチナツクス氏は新事態に對する英佛兩國政府の動向を左の如く報じてゐる

ガラデーエ首相は十二日現下の國際情勢に關する演説を行つたがその中でチェコスロヴァキアに對してフランス政府の積極的援助方策を重ねて闡明したことは注目し得る、同首相は對チェコの協定を強調するに當り強硬な措辭を用ひたが、これは最近ヒトラー總統及び側近者が去る五月少數民族問題でチェコ國內が異常な動搖を示した際ドイツがもつと大膽な措置に出たなら

#### 英佛首相書簡交換

ロンドン【七二】英伊協定の發効問題及びチェコ少數民族問題の紛糾につれ最近英佛提携に若干弛緩の兆ありとの報道が頻りに行はれてゐるがこの形勢に對しチエンパレン英首相並びにガラデーエ佛首相は十六日書簡の交換を行ひ兩國の緊密なる關係を強調すると共に共通の外交政策について再確認をなした、右書簡に於ては何等新たな誓約はなされてゐないが外交問題に關する兩國の立場が特に強調されてゐると確信する、兩國の外交政

#### ☆英帝御訪佛

▲英帝御訪佛御豫定

パリ【七三】英國皇帝ジョージ六世並にエリザベス皇后は愈々來る十九日ハリファックス外相以下を隨へられてフランスを公式に御訪問遊はされることとなつたが皇帝がフランス御滞在の御豫定は次

策に關しては近く英帝御訪佛の際これに通從するハリファックス英外相がボンネ佛外相と會見して更に協議を遂げる筈である

▲ベルチナツクス所論

パリ【七二】英伊協定の發効問題及びチェコ少數民族問題の紛糾につれ最近英佛の足並みがやゝもすれば亂れんとする氣配が見えたが英外交通ヘルチナツクス氏はガラデーエ首相の機宜を得た措置により外交政策に關する兩國の共同職線が強化された旨十五日左の如く報じてゐる

スペイン及び地中海對策に關聯して最近英佛間の協力に隙が入らんとする危険があつたがガラデーエ首相が即刻チエンパレン首相及びハリファックス外相と書簡を往復して卒直に意見を交換した結果危機は全く解消するに至つた英伊協定は行儀みの佛伊協定が併行的に締結されぬ限り效力を發生しないこととなる模様である、他方チェコ問題についてもボンネ外相は目下政府の召電で歸國中のドラクロア公使と協議中だがフランス政府の方針は既に決定して居りチェコ政府に對し徒に各派との折衝に手間取るより大膽に政府原案を提示して各派に責任ある態度表明を求めんことを勧告してゐる

の通りである

△七月十九日 午後零時四十分ブローニエ港御上陸、特別列車にてパリに向はせられ午後一時ボア・ド・ブローニエ驛に御到着、驛頭に御出迎へのルブラン大統領夫妻、エリオ上院議長、ジャンネー下院議長、ダラディエ首相以下各閣僚と親しく御挨拶を交はされるが皇帝の御列車がブローニエ驛御到着と同時にエツフェル塔にはユニオンジャツクの大旗が掲げられパリ市民に皇帝の御到着を知らせる、皇帝はルブラン大統領の御先導にてケー・ドルセーの御宿舎に向はせられるが公式行列はブローニエ驛よりフオシユ街に出でエトアル廣場を過ぎジャンゼリゼー街コンコルド廣場を經ケー・ドルセー橋を渡つて御宿に到着の筈である

皇帝の御車は騎兵隊及びオートバイの衛衛兵で御衛衛申上げ五軒に亘る滑道には軍隊が堵列して皇帝の御通過をお迎へ申上げる、皇帝がケー・ドルセー宮に御入り遊ばされるや宮殿の頂には直ちに英國皇帝旗が高く掲げられるが皇帝には御少憩の後エリゼー宮にルブラン大統領を御訪問、御訪佛の挨拶を述べられた後再び御宿舎に御歸還、續いて駐佛各国外交代表を御引見遊ばされる、同夜はエリゼー宮に於て正式歓迎晩餐會が開かれ續いて夜會が催される

△七月廿日 皇帝は凱旋門下の無名戦士に花環を授けられ續いてケー・ドルセーからパリ市公會堂を御訪問遊ばされる、更にボア・ド・ブローニエに於ける園遊會に御臨席、夜は英國大使館

に於ける晩餐會、オペラ

△七月廿一日 皇帝はルブラン大統領と御同道にてヴェルサイユに向はせられ同地に於てフランス軍隊を御閱兵、ヴェルサイユ宮嶺の間で御餐餐、ヴェルサイユ宮の庭園を御觀覽遊ばされた後夕刻パリに御歸還、夜はフランス外務省に於けるボンネ外相主催、皇帝並びにルブラン大統領を主賓とする晩餐會に御臨席

△七月廿二日 皇帝皇后御同道パリ御出發、ヴェイエ・プレトノに向はせられ同地に於てオストラリア戰役將士記念碑の除幕を濟された後同日カレールから御乗船御歸英遊ばされる

尙皇帝の御宿舎に當てられるケー・ドルセーの貴賓館は今や全く準備整ひ各部屋々々にはフランス歴代王朝の粹を蒐めた藝術品、家具等で美はしく飾られてゐるが特に皇帝の御寢室並びに御机はナポレオンの愛用したもの又一エリザベス皇后の御寢室にはマリイ・アントアネットの寢臺が當てられてゐる

英帝御訪佛第一日  
ロンドン【七】英國皇帝ジョージ六世並にエリザベス皇后兩陛下はハリファアツクス外相以下隨員を従へさせられ十九日午前ロンドン發フランス公式御訪問の途につかせられた、兩陛下は十九日正九時パツキングラム宮を御出門、ジョージ六世は海軍大將の御服裝、エリザベス皇后は御母若ストラスマア伯爵夫人の逝去に喪中の黒黒衣を御召しになり滑道に奉送の群集に御會釋を賜はりつゝヴェイクトリア驛から特別列車でドヴァアに向はせられ同地で海軍省のヨット、エンチヤント

レス號に御乗船、第五艦隊除隊御衛衛に十時五十分ドヴァアを御出港、午後零時半グリネ岬まで出迎へたフランス軍艦七隻、軍用機十八機を従へ十九日午後零時半ブローニエ軍港に到着、港内外に碇泊するフランス軍艦から一齊に發する廿一發の禮砲裡に兩陛下はフランスに御一步を印せられボンネ外相以下フランス政府首腦並びにフイツプ駐佛英國大使の御出迎へを受けさせられた、兩陛下は滑道に堵列するフランス市民の熱誠な奉迎裡に午後一時六分ブローニエ御發特別列車でパリに向はせられ、午後四時五十分パリ西端ボア・ド・ブローニエ驛に御着、驛頭に出迎へのルブラン大統領夫妻、ジャンヌネー上院議長、エリオ下院議長、ダラディエ首相以下各閣僚と親しく御挨拶を交はさせられた、皇帝の特別列車がブローニエ驛到着と同時に百一發の禮砲轟き平和を象徴する數千羽の鳩がバツと一齊に放たれ、エツフェル塔の頂上にはユニオン・ジャツクの大旗が掲げられパリ全市の歡迎の幕は切つて落された、皇帝はルブラン大統領の御案内で英佛國歌吹奏裡にボア驛御發、海軍大將御禮裝の皇帝と燕尾服のルブラン大統領は第一車エリザベス皇后とルブラン大統領夫人は第二車の順で自動車十臺を列ねオートバイ隊の先導で公式行列は御宿舎たるケー・ドルセーの貴賓館に向ふ、ボア驛からフオシユ街に出エトアル廣場を過ぎジャンゼリゼー大通、コンコルド廣場を經てケー・ドルセー橋を渡りケー・ドルセーに至る滑道

五軒は英佛國旗で文字通り埋め盡されてゐる、各廣場、公園等には趣向を凝した

奉迎裝飾が施され堵列する軍隊の後に立錐の餘地ない迄に詰めかけた數十萬市民はとどめなく「皇帝萬歲、皇后萬歲、英國萬歲」を叫ぶ、かくて皇帝、皇后は市民の熱狂的歡迎に一々會釋されつゝ午後五時廿八分外務省に御着、ボンネ外相夫妻の出迎へを受けて同省内貴賓館に入らせられるや屋上高く英國皇帝旗が掲げられる、皇帝は御少憩の後午後六時十五分エリゼー宮にルブラン大統領を公式御訪問御挨拶があつた後各国外交副を引見遊ばされ一旦御宿舎に歸還、午後八時廿分陸軍元帥の御禮裝にて再びエリゼー宮に御着、ルブラン大統領主催の歡迎大晩餐會に臨席され席上英佛提携を強調したルブラン大統領の歡迎の辭、ジョージ六世の謝辭があつて晩餐會は午後十時終了

△ジョージ六世の謝辭  
ルブラン大統領閣下並にパリ市民が余等に對して示された歡迎の熱情に對して深く感謝の意を表する、余が即位以來最初の海外旅行に於てパリを訪問し得たことは余の最も欣快とする所である、英佛兩國の永き且つ緊密なる提携は正に共通の理想によつて培はれたものである、兩國の國民は等しくデモクラシーをその礎として立つ原理としてゐるがこの民主主義こそ兩國の天來の資性を最もよく反映するものであり且つ個人の自由に對する共通の信條を示すものである、我々はこの信條を我等の誇とし且他の諸大國と共にこの主義を頌つものである、然し乍ら斯る主義の實行はそれ自體我々に重大な責任を課してゐる、即ち現在の事態下に於て我々の斯る信條は我々各自に對し賢明且不屈の努力を

に強化された、平和を維持し國際法を尊重することは常に各自の義務を遂行することであり日々たゆまざる努力を必要とする我々はあらゆる思考を統一しこの目標に向つて邁進せねばならぬ、更に一步を進めてより一層廣汎な規模に於て一般的な安全と提携を實現する爲には國內の各分野に於て共通する英佛兩國國民の完全なる諒解以上のものが不可欠となつて来るであらう、然し我等兩國の協調は決して排他的なものではなく多數諸外國との提携を何等妨害するものでもない、余は陛下並に閣下の政府が常に余並にフランス政府と同様この實在の光輝を更に發揚すべく努力されんことを信じて疑はぬものである

英佛兩國元首の演說  
パリ【七】十九日夜エリゼー宮に於て催された歡迎大晩餐會席上交換されたルブラン大統領の歡迎の辭並にジョージ六世の答辭は何れも英佛兩民主主義國の親善關係及び平和擁護を目標とする兩國政策の不易性を強調したものでその要旨左の通り

△ルブラン大統領歡迎の辭  
兩陛下をお迎へ申上げてフランス國民の喜びはこれに若くもがない、兩國を結ぶ親善の絆は相互尊敬の永き傳統から生れ出たもので更に其後も不斷の努力によつてその基礎を固め幾多の試練を経て神聖化され自由と平和の共通思想によつ

て強化された、平和を維持し國際法を尊重することは常に各自の義務を遂行することであり日々たゆまざる努力を必要とする我々はあらゆる思考を統一しこの目標に向つて邁進せねばならぬ、更に一步を進めてより一層廣汎な規模に於て一般的な安全と提携を實現する爲には國內の各分野に於て共通する英佛兩國國民の完全なる諒解以上のものが不可欠となつて来るであらう、然し我等兩國の協調は決して排他的なものではなく多數諸外國との提携を何等妨害するものでもない、余は陛下並に閣下の政府が常に余並にフランス政府と同様この實在の光輝を更に發揚すべく努力されんことを信じて疑はぬものである

△ジョージ六世の謝辭  
ルブラン大統領閣下並にパリ市民が余等に對して示された歡迎の熱情に對して深く感謝の意を表する、余が即位以來最初の海外旅行に於てパリを訪問し得たことは余の最も欣快とする所である、英佛兩國の永き且つ緊密なる提携は正に共通の理想によつて培はれたものである、兩國の國民は等しくデモクラシーをその礎として立つ原理としてゐるがこの民主主義こそ兩國の天來の資性を最もよく反映するものであり且つ個人の自由に對する共通の信條を示すものである、我々はこの信條を我等の誇とし且他の諸大國と共にこの主義を頌つものである、然し乍ら斯る主義の實行はそれ自體我々に重大な責任を課してゐる、即ち現在の事態下に於て我々の斯る信條は我々各自に對し賢明且不屈の努力を

に強化された、平和を維持し國際法を尊重することは常に各自の義務を遂行することであり日々たゆまざる努力を必要とする我々はあらゆる思考を統一しこの目標に向つて邁進せねばならぬ、更に一步を進めてより一層廣汎な規模に於て一般的な安全と提携を實現する爲には國內の各分野に於て共通する英佛兩國國民の完全なる諒解以上のものが不可欠となつて来るであらう、然し我等兩國の協調は決して排他的なものではなく多數諸外國との提携を何等妨害するものでもない、余は陛下並に閣下の政府が常に余並にフランス政府と同様この實在の光輝を更に發揚すべく努力されんことを信じて疑はぬものである

に強化された、平和を維持し國際法を尊重することは常に各自の義務を遂行することであり日々たゆまざる努力を必要とする我々はあらゆる思考を統一しこの目標に向つて邁進せねばならぬ、更に一步を進めてより一層廣汎な規模に於て一般的な安全と提携を實現する爲には國內の各分野に於て共通する英佛兩國國民の完全なる諒解以上のものが不可欠となつて来るであらう、然し我等兩國の協調は決して排他的なものではなく多數諸外國との提携を何等妨害するものでもない、余は陛下並に閣下の政府が常に余並にフランス政府と同様この實在の光輝を更に發揚すべく努力されんことを信じて疑はぬものである

に強化された、平和を維持し國際法を尊重することは常に各自の義務を遂行することであり日々たゆまざる努力を必要とする我々はあらゆる思考を統一しこの目標に向つて邁進せねばならぬ、更に一步を進めてより一層廣汎な規模に於て一般的な安全と提携を實現する爲には國內の各分野に於て共通する英佛兩國國民の完全なる諒解以上のものが不可欠となつて来るであらう、然し我等兩國の協調は決して排他的なものではなく多數諸外國との提携を何等妨害するものでもない、余は陛下並に閣下の政府が常に余並にフランス政府と同様この實在の光輝を更に發揚すべく努力されんことを信じて疑はぬものである

要求するであらう、然し大統領閣下も強調された如く兩國の協調は決して排他的なものではない、我々の提携は如何なる第三國をも目標としてゐない、否寧ろ兩國政府が切實に希望してゐることは世界の平和を脅威する政治問題並に人類の福祉を妨害する經濟的困難を國際的協調によつて解決せんとするにある、英佛兩國政府は共通の目標に向つて動いてゐる、即ち眞の提携によつて兩國の幸福を確保せんとするのがその目標である

▲兩元首演説の意義 パリ【七・元】ジョージ六世並にルブラン大統領の英佛兩國元首が晩餐會の席上民主主義の理想に基づく兩國の提携及び緊密關係を強調したことはパリ世界に於て頗る重要視されてゐる、特に去る五月ヒトラー、ムソリーニ兩巨頭が獨りの共通理想を謳歌したに對しジョージ六世及びルブラン大統領が民主主義によつてのみ平和と正義とが達成され得ると言明した點は注目されてゐる、一方皇帝並に大統領は民主主義國と全體主義國との相違點の存在は明らかに認めたと同時に英佛協調は何等第三國を目標とするものでないことを併せ強調したことは見逃すことが出来ないといされてゐる、更にルブラン大統領が「國際法の範圍内に於て平和維持の爲不斷の努力が必要である」と述べた點は中歐の緊張緩和の爲のフランスの義務遂行並に英國の努力を示唆したものと思われる

▲兩元首演説の意義 パリ【七・元】ジョージ六世並にルブラン大統領の英佛兩國元首が晩餐會の席上民主主義の理想に基づく兩國の提携及び緊密關係を強調したことはパリ世界に於て頗る重要視されてゐる、特に去る五月ヒトラー、ムソリーニ兩巨頭が獨りの共通理想を謳歌したに對しジョージ六世及びルブラン大統領が民主主義によつてのみ平和と正義とが達成され得ると言明した點は注目されてゐる、一方皇帝並に大統領は民主主義國と全體主義國との相違點の存在は明らかに認めたと同時に英佛協調は何等第三國を目標とするものでないことを併せ強調したことは見逃すことが出来ないといされてゐる、更にルブラン大統領が「國際法の範圍内に於て平和維持の爲不斷の努力が必要である」と述べた點は中歐の緊張緩和の爲のフランスの義務遂行並に英國の努力を示唆したものと思われる

御訪佛第二日

▲パリ【七・元】パリ御訪問の第一夜をケ・ド・ルセルの御宿舎に過ぎられた英國皇帝ジョージ六世は廿日午前凱旋門下の無

名戰士の墓に詣でられ花環を捧げられた後パリ市廳を御訪問御少憩の後ケ・ド・ルセル 御歸還、午後ルブラン大統領夫妻の案内で英國大使館を御出發、沿道路列の數萬民衆の歡呼に答へつゝ、公式行列を連ねて午後三時卅五分ルヴル博物館に御到着、英國美術展覽會を御鑑賞遊ばされた、同四時十分ルヴル博物館發ホア・ド・ブローニエの由際深きバガテル公園の園遊會に臨まれた後、同五時十五分英國大使館に御歸還遊ばされた、御小憩の後午後八時ルブラン大統領を主賓とする公式晩餐會を開催され次いで午後十時オペラ劇場の歡迎オペラに御臨席悲劇サランボを熱心に御觀劇の後午後十一時卅五分沿道市民の歡呼に答へられつゝケ・ド・ルセルの御宿舎に御歸還遊ばされた

英帝訪佛と英紙

▲ロンドン【七・元】英國皇帝ジョージ六世並にエリザベス皇后のパリ御訪問の記事は十九日のロンドン各紙は大々的に取扱ひ何れも論說に於て今回の訪問は從來の英佛親善關係を表明すると同時に今後の提携を一層強化するものであると述べてゐる、主なる新聞の論說要旨左の通り  
△タイムズ紙 ハリファックス外相が感從したことは政治的意義をもつものであり英佛兩國の協調は理想と利害の一致に基くものである  
△デーリー・テレグラフ紙 今回の御訪問は先づ第一に英佛兩國の親密なる友情を新しく示すこと、第二に歐洲平和の強化に寄與するといふ確信を得る點に於て重要である  
△デーリー・エクスプレス紙 フランスは

軍事同盟を希望してゐる模様だが軍事同盟は相手か何れの國であるを問はず用心すべきである、英國は須らく歐洲に對し深入りを選び海外領土との連繫を固くし米國と協調して進むべきである

☆英佛會談

▲英佛會談の諸問題(アヴァス觀測) パリ【七・元】英帝のパリ御訪問に扈從したハリファックス英外相は愈々廿日からハラデイエ首相及びボンネ外相と英佛間の重要諸懸案について意見を交換することとなつたが右會談の内容につきアヴァス通信社は十九日パリ世界の觀測として左の如く報じてゐる  
今回の英佛會談では、先づ去る四月ハラデイエ、ボンネ兩相のロンドン訪問の際成立した英佛軍事協力の強化策が主要な議題になるであらう、兩國政府は英佛軍事提携を一層強化するため現在英佛參謀本部間に存在する作戦協定の範圍擴大を考慮するものと見られるこの作戦協定は一九三六年ドイツがロカルノ條約破棄を宣言した際成立し更に過般のロンドン會談で確認を受けたものだが爾後兩國の協力緊密化に向つて左の如き重要な進展があつた

- 一 兩國間に原料品の購入調整に關する諒解が成立し戦時には共同原料品購入局の設置に進展する模様である
- 一 英國はフランス空軍擴張の必要を確認これに支持を與へた
- 一 兩國は最近米國から航空機を購入することとなつたがその内にはハワード・ヒューズ氏が世界最早廻り飛行に使用したのと同型の最新式優秀機も含んで居る

一 英佛兩國政府は有事の際に於ける兩國陸海軍の共同作戦を考慮中である、但し單一司令部の設定迄は未だ問題となつて居ない  
更に英佛會談に於てはチエコ問題も當然議題に上るものと豫想されるが英國政府としてはフランスが若し中歐の同盟國との條約履行を餘儀なくされる場合にはフランス側に立つてであらう、去る五月のチエコの危機に際しても同様な態度を執ることをドイツに通告した、更に最近ハラデイエ首相がフランスのチエコ救援の決意を改めて強調し其際も英國はこれに賛成の意向を示したがこの英國の態度は英佛間の諒解の緊密さを物語るものだ

會談開始

▲パリ【七・元】英帝のパリ御訪問に扈從したハリファックス外相は愈々廿日からハラデイエ首相及びボンネ外相と重要意見の交換を開始することとなつたがハリファックス、ボンネ兩外相は先づ正午ケ・ド・ルセルのフランス外務省に會合、一旦會議を開始した後打連れてボンネ外相主催の英帝歡迎午餐會に臨み更に午後ハラデイエ首相を加へて會談を續行、歐洲現下の政局を組上に重要會談を開始した、會談は前後四時間に及び夕刻に至つて漸く終つた

- ▲會談内容 本日の會談に於てはチエコ問題を筆頭に英伊協定發効問題、佛伊交渉再開問題が討議の中心となつた模様である、アヴァス通信社は廿日權威ある筋よりの情報として次の如く報じてゐる
- 一 チエコ問題 廿日の會談の大部分はチエコ問題に集中され凡有る角度から徹底的検討が行はれた、ハリファックス外相は渡佛直前ヒトラー總統の特使ワイデーマン大尉を通じて行はれたドイツ側の提案内容を説明すると共に英國政府としては明確な回答を與へなかつた旨を通告した、結局ドイツ政府との間に國交調整の交渉を開始することは極めて望ましいが對獨接近はズデーテン問題の解決を俟つて行ふことに意見の一致を見た、チエコ援助に關する軍事的保障については英佛兩國は去る四月のロンドン協定の精神に基き獨チエ兩國間の和協達成に努力する一方英國は佛チエ相互援助條約によるフランスの義務を尊重し萬一の場合にはフランスを援助することを約した
- 一 ス페인問題 ス페인問題は午餐會の席上で取上げられショータン、エリオ、アルム氏等も列席して意見を交換したが何れも可及的速かにスペインの動亂を終結せしめる必要を認めあらゆる機會を利用して平和克復に努力することになつた、同時に英國が率先して調停に乗出すことが四圍の情勢上最も穩當であるといふに意見の一致を見

- 一 英伊協定發効問題 英伊關係及び佛伊關係については双方共特別に議論せず唯英伊協定と佛伊交渉との關聯性について従前の諒解を確認するに止りイタリア政府の出稼を俟つて改めて協議することとなつた
- 一 英佛軍事提携の強化 この問題については四月のロンドン協定を確認し今後更に兩國提携の實を擧げるために協

力することゝなつた  
一 佛ソ相互援助條約 この問題も議題に上りハリファアックス外相より英國政府は同條約が歐洲の諸懸案解決に及ぼす効果を検討中なる旨言明したが條約の存在に對しては敢えて反對の意向を表明しなかつた

### 英佛會談コンミュニケ

パリ【七三】廿日の會談終了後左の如き共同コンミュニケが發表された  
今回英國皇帝ジョージ六世のバリ御訪問によりハリファアックス英外相並びにドラデーエ佛首相、ボンネ佛外相は英佛兩國間の諸問題並びに國際政局の全般に亘り検討を遂げる機会を與へられたが會談は終始相互信頼の精神を以て續行された、席上兩國代表は和平と協調の努力に對する共通の決意を披瀝した、更に去る四月廿八日、廿九日の兩日に亘るドラデーエ首相、ボンネ外相の訪英に際し完全に一致した兩國の見解が今なほ完全に維持されてゐる事實を確認した

### 英佛會談の成果

パリ【七三】廿日の英佛會談の結果については英佛間の瞭解増進に關する簡單なコンミュニケが發表されたが更に實質的討議の内容につき確論するにハリファアックス英外相並びにドラデーエ佛首相、ボンネ佛外相は次の四項目について意見の一致を見た模様である  
一 ズデーテン問題 チェコ少数民族問題については去る四月廿九日の英佛會談の決定に基き懸案の平和的解決を側面から援助する、他方適當の機會にド

イツ政府と交渉を開始しズデーテン問題の徹底的解決を期する  
一 スペイン問題 英國政府は四圍の情勢が許す限り出来るだけ速かにスペイン問題の調停に乗り出し西歐政局の終局的安定を確立する  
一 英伊協定發動問題 佛伊兩國間に國際調整に關する瞭解が成立する迄英國政府は英伊協定の効力を發生せしめない  
一 英佛軍事提携内容 去る四月の英佛協定を再認識しあらゆる部門に於ける兩國の軍事的提携を促進する

### 佛政界英佛提携を謳歌

パリ【七三】廿日の英佛會談の成果についてパリ政界は多大の満足を示し最近一部の外國間に英佛の離間を目的とする策動が行はれたに拘らず今回の會談で兩國の完全な提携が再確立されたと英佛提携の強化を謳歌してゐる、廿日の會談で最も問題となつたのはチェコ少数民族問題でフランス側ではこの點についても英佛の意見は完全に一致しドイツがチェコを侵略した場合英國はフランスを軍事的に援助する旨の確約を與へたと稱してゐる、が實際はそこまでゆかず英國は結局フランスに對して無條件の軍事援助の保障を與へることを拒否した模様である、A.P.パリ支局の報道によればドラデーエ、ボンネ兩相は會談の席上チェコ政府に對し英佛兩國に明確な軍事的保障を與へる必要を力説しハリファアックス外相の説得に努めたが英國側は責任ある保障を與へることを欲せず遂に同意を與へなかつたと評される、會談後發表された共同コンミュニケは

英佛提携に關する四月廿九日のロンドン協定は完全に維持される  
と言明してゐるのはよくこの間の経緯を物語るもので英國政府がロンドン協定の申合せ以上に積極的にチェコ援助を行ふ意思のないことを示すものと見られてゐる  
英佛提携に關する四月廿九日のロンドン協定は完全に維持される  
と言明してゐるのはよくこの間の経緯を物語るもので英國政府がロンドン協定の申合せ以上に積極的にチェコ援助を行ふ意思のないことを示すものと見られてゐる

## 英獨會談

### ワイデマン大尉訪英

ロンドン【七二】デイリー・エクスプレス紙の報道によればヒトラー總統側近の腕利きと言はれるフリッツ・ワイデマン大尉は去る十六日ベルリンから飛行機で極秘裡にクロイデン飛行場に到着目下ロンドンに滞在申すが十八日アヴァス通信社は同氏訪英の使命につき左の如く報じてゐる  
ワイデマン大尉の使命は極秘に附されてゐるが歐洲の軍縮問題と關係があり何等かの形式による軍備制限協定の成立を通じて英獨關係を調整する案に就きイギリス各方面の意向を打診する使命を帯びてゐるものと言はれる

### ドイツ側の見解傳達か

ロンドン【七二】英國皇帝ジョージ六世の御訪佛により英佛提携が大きく示威されてゐる折柄去る十六日ベルリンからロンドンに飛んだヒトラー總統側近者フリッツ・ワイデマン大尉の活躍は各方面から注目されてゐるが英國官邊の消息ではワイデマン大尉は既にハリファアックス外相と會見しチェコ問題及び英獨關係調整に關するドイツ政府の重要意見を傳

達したと傳へられる、即ち十九日アヴァス通信社が英國官邊の情報として傳へる所左の通り  
ワイデマン大尉はハリファアックス外相に對しドイツ政府はズデーテン地方併合の意思なきこと及びズデーテン・ドイツ人が満足する限りチェコ政府とズデーテン黨との間に結ばれる如何なる取極めをも承認する用意ある旨確言した、更にワイデマン大尉は英獨關係調整に言及し目下のとこ兩國關係に疎隔を來す如き難問題は存在しない旨を強調した、但し舊獨領植民地返還問題には何等觸れなかつた模様である  
尙消息筋ではワイデマン大尉の使命は英帝のフランス訪問に先立ち英獨接近の可能性に關するドイツ側の見解を傳へフランス政府の反獨政策に深入りせぬ様英獨政府を説得するにあると観測してゐる

### 獨官邊は公式使命を否定

ロンドン【七二】ロンドン訪問中のフリッツ・ワイデマン大尉の使命については種々取沙汰されてゐるが十九日ドイツ官邊はワイデマン大尉のロンドン訪問は私用のためである旨左の如く言明した  
ワイデマン大尉のロンドン訪問は全く私的性質のものである、従つて同大尉がドイツ、チェコ兩國關係、或は英獨會談の可能性に關するドイツ政府の公式文書を携行して居るとの報道は事實無根である

### 英大使ドイツ外務省訪問

ベルリン【七二】十六日ロンドンから歸任した駐獨英國大使ネヴィル・ヘンダーソン氏は十九日夜ドイツ外務省を訪問、

フォン・ワイゼツッカー次官と種々懇談を遂げた、會談の内容は主としてチェコ問題に觸れたものと傳へられる

### ヒ統のチェコ解決案を検討

パリ【七三】英佛會談の中心議題たるチェコ問題の對策に關聯してパリ政界ではハリファアックス外相の渡佛直前に行はれたヒトラー總統の特使ワイデマン大尉と同外相との會見に多大の關心を示してゐるが、消息通の洩らすところによればワイデマン大尉はハリファアックス外相に宛てたヒトラー總統の親書を携行しズデーテン問題の平和的解決に關しヒトラー總統の議案を提示して懇談を遂げたと傳へられ本日の會談の席上ハリファアックス外相より改めてドイツ側の提案を披瀝詳細な検討が行はれた模様である、英獨間の連絡は数ヶ月全く絶たれてゐたに突然ドイツ側から積極的に英國に接近して來たことはドイツの出様が最も注目されてゐるだけにフランス政界に衝動を與へ一部では英佛の提携が豫期以上に強固なのに驚いたヒトラー總統が先手を打つて解決案提示の思切つた策に出たものと見てゐる

### 英獨會談の内容

ベルリン【七三】ヒトラー總統の特使ワイデマン大尉とハリファアックス英外相との會談の結果についてヒトラー總統の側近者は「充分満足すべきものとは云へぬ」と稱してゐるがA.P.ベルリン支局はこの間の消息を左の如く報じてゐる  
ハリファアックス外相の態度は極めて和協的で英獨關係の改善については多大の熱意を示したがチェコ問題について

は突込んだ話合を避けた模様である、ハリファックス外相はズデーテン問題を憂慮しチエコ政府を説いてズデーテン・ドイツ人に相當廣泛な自治を與へるやう従進すべき意圖を表明したが英國案の内容はドイツ側の要望する殆んど獨立に均しい「完全自治」とは相當遠庭があり意見の一致を見るに至らなかつた、更にウイデーマン大尉はヒトラ―總統の見解として「チエコ政府はソヴエト、チエコ相互援助條約を廢棄すべし」とのドイツ側の主張を述べたがハリファックス外相は之に對して何等明確な態度を表明しなかつた

**ウイデーマン大尉歸國**  
 ペルリン【廿三】ヒトラ―總統の特使としてロンドンを訪問しハリファックス外相を始め政府要路者と重要會見を遂げたウイデーマン大尉は十九日密かにベルリンに歸還したことが判明した、同大尉は未だハリファックス外相との會談の結果をヒトラ―總統に報告して居ない模様だがアヴァス通信社の報道によればドイツ官邊では同大尉のロンドン訪問に對する英佛兩國の反響に満足の意を表明し左の如く語つた

ウイデーマン大尉のロンドン行は何等特別の使命を帯びたものではなかつたが英佛の輿論が同大尉の訪英を西歐諸國間に外交調整の氣運を醸成するものとして歓迎してゐる事は満足に至りだ

**空軍制限協定も考慮**  
 ロンドン【廿三】英國政府は廿日の定期開議に於いてドイツ側の和協的態度表明に鑑みこの機會に積極的に英獨關係の調

整に乗出す方針を決定したと傳へられるが右に關し廿日アヴァス通信社ロンドン支局は英國政府がドイツ政府との間に空軍制限協定締結を考慮中なる旨を左の如く報じてゐる

英國政府は廿日の開議に於てズデーテン問題の圓滿解決を俟つてドイツとの間に空軍の質的制限に關する交渉を開始する可能性について意見の交換を行つたと確信する、英國政府の獨協政策が重大な變化を見せんとしてゐることは注目すべきでこの動きはハリファックス外相とヒトラ―總統の特使ウイデーマン大尉との會談及びヘンダーソン駐獨大使とワイゼッカー獨外務次官との會談と密接な關係を有つてゐる、但し英國政府としては飽く迄慎重を期し空軍制限協定についてもドイツがズデーテン問題の圓滿解決によつてその和協的態度を事實の上に立證する迄は對獨交渉を開始することを控える方針と解される

**英對獨交渉に乘出さん**

ロンドン【廿三】英國政府は廿日首相官邸に定期開議を開き主としてチエコ問題及びスペイン問題を議題に各種の情報を持ち寄つて政府の對策を審議した、開議は先づヒトラ―總統の特使ウイデーマン大尉とハリファックス外相との會談の經過報告を聴取すると共に十九日ヘンダーソン駐獨大使とワイゼッカー獨外務次官との會談に關する同大使よりの報告を検討した、確信するに右會談の席上ワイゼッカー次官はドイツがズデーテン問題の圓滿解決を希望してゐる旨を力説

ヒトラ―總統はズデーテン地方をドイツに併合する意圖なく進んでチエコ政府とズデーテン黨との間に成立すべき解決案を承認する用意がある、ドイツがチエコ問題に介入するのはドイツ人の血が流された場合に限られると聲明したと傳へられる、本日の開議でもこの言明が討議に上りドイツ政府の態度につき種々意見の交換が行はれたが結局ドイツ政府が和協の態度に出た結果チエコ問題を繞る國際情勢の緊張はかなり緩和されるに至つたとの見解に一致、この機を逸せず英獨關係の改善に努めることになつた模様である、開議は更に十九日ウアレnciaでフランコ軍飛行機に爆撃された英國商船スタンランド號事件に關する報告を聴取したが調査の結果右の爆撃がフランコ軍の計畫的行爲なることが判明した場合にはフランコ政府に全然誠意なきものと認め目下歸國中のホジン代表をブルゴスに歸還せしめぬことに決定したといはれる

**☆ 濠 洲**

**英濠通商協定延長**

ロンドン【廿三】英國政府は過般來濠洲通商使節團と英濠通商關係調整の交渉を進めてゐたが結局一九三二年オッタワで締結された英濠特惠關稅協定を延長することに意見一致し兩國代表は廿日延長協定に調印を了した、同時に協定成立の事實はスタンレー商相により下院で發表された

**英濠通商交渉經過發表**

ロンドン【廿三】英濠通商協定成立と共に兩國代表は廿日夜交渉經過に關する覺書を發表したが右覺書は英帝國內の特惠關稅制度の意義を強調すると共に英濠兩國が第三國と通商協定を締結することが不可避な情勢に當面してゐることを認め

てゐる、覺書要旨左の通り  
 英國代表は濠洲が産業を振興しこれによつて可及的速かに人口増加を招來することは英濠二國のみならず英帝國全體の利益に貢獻するものなることを確認し濠洲代表は英本國が農業並びに輸出貿易保護の必要に當面して居ることを認めた、兩國代表は又互に相手方の領域に於ける國防の増進に共通の利害を有する事實をも充分考慮に入れた、兩國代表は英帝國內特惠關稅制度に對する熱心な支持を表明すると同時に兩國とも第三國との通商協定締結が不可避なるのみならず寧ろ望ましい事態に當面してゐることを確認し互に相手國と第三國との協定成立に向つてあらゆる實際的協力と與へることを約した

**☆ 印 度**

**反英運動再燃の兆**

ロンドン【廿三】ガンディを總帥とする全印國民會議派の反英闘争は去る二月のハリブラ大會以後不穩の空氣を示してゐたが十八日ロンドンの印度關係筋に入つた情報によれば全印國民會議派は印度統治法の規定する聯邦政府制度を不満として政府代表はよろしく民主的選舉を以て選出すべしと印度總督に要求、右要求が容れられない場合には全國的に不服従運動を再開すべき決意を表明したといはれる、尙消息筋は印度總督を初め各州知事印度諸公侯の來英は事態の容易ならざることを裏書きするものと強調してゐる

**日本人の爲北濠洲開設提唱**

シドニー【廿三】ニュージラランド・ワイカトのイングラント教會監督セル・チエリントン師は十二日のシドニー發行夕刊紙上に日濠關係の將來に關する所見を發表し濠洲は對日恐怖の軍備に腐心するよりも寧ろ未開地を日本人の爲に開放すべしと提案し注目を惹いてゐるチエリントン師の所論要旨は次の通り  
 日本人の南方進出は種々問題となつてゐるが英國としては貧弱な軍備の濠洲及びニュージラランドを今更武力で防ぐことも出来まいから此際寧ろ血を見せず又人口も稀薄な北濠洲を日本の爲は無償で提供したらよい、又ニュージラ

**ルービー平價引下説**

ニューヨーク【廿三】印度ルービー貨最近の軟調はロンドン及び極東方面は素よりニューヨークに於ても可成りの關心を呼んで居るが當地に於ては此際印度政府當局はこの情勢を利用し各方面からのルービー貨引下の要求に應じてルービー貨を對英平價一志六片丁度から一志四片丁度に引下るのではないかと噂が執拗に行はれて居る、尤も消息通筋はルービー貨引下の前述べの如き要求に對しては印度政府及び印度準備銀行は勿論これを拒絶するであらうと爲して居るが之はルービー貨を減價してもルービー貨低落の主要原因たる印度の貿易逆調を變更させる事は到底出来ないからであり且つ又ルービー



一貨減價の結果は印度の對外債務利拂の増加を來し政府豫算の歳出を膨脹せしむる事となるからである

# フランス

## 佛大學生負傷事件解決

佛伊國境でイタリア國境警備兵の爲狙撃された事件につきチアノ伊外相は十二日ブロンデル駐伊フランス代理大使に回答を寄せ

- 一 責任者を處罰する
- 一 將來この種事態の再發防止の爲措置を講ずる
- 一 損害賠償要求に應ずる

旨を通告、イタリア側の和協的態度によ同事件は圓滿解決するに至つた

## 人民戦線派氣勢暴らす

パリ【七二五】七月十四日の巴里祭は今年も盛大に舉行されたが十五日の右翼系各紙は巴里祭當日の人民戦線派示威行列が一昨年及び昨年比し人数が激減したのみならず關係は一名も出席せず人民戦線側の諸政黨の間の意見相違のため演説會は取り止めとなつたと報じ人民戦線派の不人氣及びその分裂の徵候等を指摘してゐる、尙勞働總同盟の機關「アール紙」に於ては十四日の示威行列中に掲げられたスローガンの多くはスペイン關係及び内政關係のものが多く極東關係は「支那民衆友の會」の分が日本商品を買ひこつてせよとの旗を掲げたに過ぎなかつたといはれる

# ドイツ

## 獨逸空軍代表交雜

ベルリン【七二二】ルーマニア空軍代表ネグレスコ將軍並びに民間航空代表パスコヴィアヌ大佐を首班とするルーマニア航空使節團は去る九日ベルリンに到着して以來ドイツ空軍並びに民間航空施設を視察してゐたが十一日ゲーリング空相代理シュツンプ中將の招宴に臨み獨逸空軍を交雜した

## ヒ統帥伊陸軍次官と會見

ミュンヘン【七二二】ヒトラー總統は十一日ドイツ訪問中のイタリア陸軍次官パリアーニ將軍をミュンヘンのケーニヒスブラットの自邸に招待、親しく遠來の勞を憐み種々懇談を遂げた、尙パリアーニ將軍は總統訪問に先立ちミュンヘンの無名戦士の墓並にナチス黨員犠牲者の墓に参拜花環を捧げた

## 獨逸平和和國民投票を提唱

ルードウイヒスハーフェン(ドイツ)【七二二】オーストリア州總監ヨゼフ・ビュルケル氏は十七日ルードウイヒスハーフェンに於て開催されたザール・フアルツ地方ナチス黨大會に臨み一場の演説を行つたが席上平和に對する國民の眞意を質すため獨逸兩國に於て國民投票を實施すべき旨を提唱、更にドイツはフランスに對し何等領土的野心なしと斷言し時節稍隨る注目された、ビュルケル氏の演説要旨左の通り

佛獨兩國が果して平和を希望してゐるかどうか、又平和防衛の爲凡ゆる保障を與ふる用意があるか否かを質すために兩國は宜しく國民投票を實施すべきである、斯る國民投票を實施すれば兩國は何れも一致して平和を希望するに違ひない、又獨逸兩國は夫々自國の安全保障に重大關心を有してゐる、ドイツはフランスに對して戦争を仕掛ける意圖はなく寧ろフランスと協力して平和を維持せんことを望んでゐる、ドイツはフランスの領土を占領し或はフランスに對し危害を加へんとするが如き意圖は毛頭ない

## 前獨逸令孫夫妻近く日本訪問

ホルル發郵便 前ドイツ皇帝カイゼル・ウイヘルム二世の令孫ルイ・フェルディナンド公は去る五月四日新婚の新人夫人前露國のキリル大公女キア・キリロヴナ・ロマノワ姫と相婚して世界一周蜜月旅の途次六月廿九日太平洋の梁國ホルルに到着した、公夫妻は約一ヶ月ホルルに滞在の上エンプレス・オブ・カナダ號で憧れの日本を訪問、八月五日横濱着の豫定である、ドイツ空軍の豫備將校で今日までに既に航空八百時間の記録を持つフェルディナンド公は本年卅歳、見るからにたくましい青年貴公子である、公は語る

日本には約四週間滞在の豫定で出来れば近衛首相にも御會ひしたいと思つてゐる、防共の盟邦を訪問することは今回の旅行中私が最も期待してゐる所である、歸りには上海にも寄つて日本軍のあの驚異的な奮戦の跡を視察したい祖父(カイゼル)は老婦ではあるが非常に健康で私達の出發の際にはわざわざ船まで見送りに来てくれた

傍から新夫人ロマノワ姫(亦も夫君を助けて) 私の住宅はベルリン郊外のグルンワルドといふ處にありますがそれは本當にさうやかな家で夫妻がよりやく住める位のもので、今度の旅行が終つてベルリンに歸つたら一家の主婦として落付きたいと思ひますと語つた

## 訪日獨逸青少年團出發

ベルリン【七二二】十一日ベルリン出發の日本の訪問の途についたドイツ青少年團一行廿八名を統率する團長レデック氏は本年廿八歳、ハンブルグの少年團の牛耳をとり名指導者として全國的に有名な青年、その下に政治幹部としてヒトラー青年團黨掛長ユルゲンズ君以下新聞、文化、衛生の専門幹部が三名、團員は計五名である、幹部始め團員全部ヒトラー青年團の精銳部隊だ、新聞報道といふ文化の尖端を擔當する幹部の一人ロルフデッカー君など廣い胸にヒトラー青年團記章のほかスポーツ五種競技章、射擊章、航空章など老將軍の禮服ほどに勳章をさけてゐる、團員も年こそ若く十七歳から十九歳の間だが何れもヒトラー青年團員三百乃至五百名を日頃教育訓練した強者許りで又イタリア、英國、スウェーデンなどの外國派遣團に参加した經歷を有する新興ドイツの代表選手だ、身長も一米八〇から九〇といふ堂々たる體格で今度歸國したらヒトラー青年團第一期生に進み未來のドイツ青年運動を双肩に擔ふ粒撰りの青年揃ひである、レデック團長は出發に際し左の如く語つた

友邦日本訪問を心から喜ぶ、兩國の政治的提携を更に青年の握手で固めたい三千年の日本文化と日本青年運動から力強い印象を期待してゐる

## 伯生産品の買入れ中止

ベルリン【七二三】ブラジル銀行は去る六月末限りドイツがブラジル生産物買入れに際して拂つた清算マルク(アスキ・マルク)の買上げを中止したがこのためドイツは今回コーヒー、ゴム、煙草、木材肉類、バナ、等をブラジルから直接買入れる事を中止し他の諸國より買入れる事となつた

## 埃州の鐵鋼統制

ウキーン【七二三】獨逸合邦以來獨逸間の經濟調整は着々として進捗して居り去る一日オーストリア州の鐵鋼業は鐵鋼に對する需要増大のため全國鐵鋼統制官の統制に服すべき事に決定された、舊ドイツに於て即ち實施されてゐる鐵鋼割當をオーストリア州にも適用する事となり鐵鋼に對する注文は總て統制數量により供給されることになつてゐる

## 埃亡命者救濟議終

エウイアン(フランス)【七二四】獨逸合邦に伴ふオーストリア亡命者の處置協議のため各國代表を集めて當地に開催中の政治的亡命者救濟會議は前後一週間に亘る討論の結果十四日三箇條からなる決議を採擇して散會した、決議内容次の通り

- 一 ドイツに隣接する諸國が現在以上多數の亡命者に庇護を與へる餘地なきことを認める
- 一 數國の代表が大規模の亡命移民を收容する用意ある旨を聲明したこと
- 一 對し満足の意味を表明する

一 亡命者救済の具體的措置考究のため  
國際委員會をロンドンに常設して八月  
三日に初會合を開く

# イタリヤ

## 文官も黨服着用

ローマ【七二】イタリヤ政府の文官は従  
來フアシスト黨員でも普通の背廣の着用  
が認められてゐたがムソリーニ首相は今  
回フアシズム精神の徹底化を圖る爲政府  
文官の全部に對し役所にある間は總べて  
黨の制服を着用せしめることに決定、十  
七日この旨發表した

## ☆伊 洪 會 談

### 洪首相等イタリヤ訪問

ブダペスト【七三】ハンガリー首相イム  
レディ氏並びに外相デ・カンヤ氏は今回  
イタリヤを公式訪問することになり十七  
日朝フタバペストを出發ローマに向つた、  
出發に際しイムレディ首相は語る

ハンガリーはベルリン・ローマ樞軸の  
誠實な友でありベルリン・ローマ樞軸  
はハンガリーの平和維持につき重要な  
役割を擔つてゐる

アヴァス通信社ローマ支局は十七日右に  
つきローマ消息筋の觀測として次の如く  
報道してゐる

ハンガリー政府首腦のローマ訪問によ  
りイタリヤのドナウ諸國に對する態度  
が明かにならう、イタリヤはベルリン  
ローマ樞軸の確立と共にハンガリーと  
の友好關係の維持増進を希望してをり  
更にユーゴスラヴィア及びルーマニア

との接近にも努めてゐる、今回の訪問  
は又チェコ問題に對する伊洪兩國の意  
見交換の機會をも提供するものであ  
る

### 伊洪會談の中心議題

ローマ【七六】十八日ローマに到着した  
ハンガリー首相イムレディ氏、及び外相  
デ・カンヤ氏は愈々三日間に亘りムソリ  
ニ首相、チアノ外相と中歐の政治經濟  
問題を組上に重大會談を行ふこととなつ  
たが會談の中心議題は獨逸合邦による中  
歐情勢の變化に伴ひ伊洪洪三國協定の内  
容を如何に調整すべきかの問題でムソリ  
ニ首相は恐らくイムレディ首相に對し  
ベルリン・ローマ樞軸に對する積極的協  
力を求めるものと期待されてゐる、消息  
息消の觀測ではイタリヤはローマ、ベル  
リン樞軸の旗の下に全バルカン諸國を糾  
合して英佛の勢力に對抗せんとして居り  
ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルー  
マニア、アルバニア、ブルガリア、トル  
コ及びギリシアと順次バルカン諸國をイ  
タリヤの勢力圏内に引き入れて小協商國  
の勢力を弱めんとする政策をとつて居る  
のでムソリーニ首相はその第一着手とし  
てこの機會にハンガリーの協力を確保す  
るために全力を注ぐだらうといふに一致  
してゐる

### 伊洪會談始まる

ローマ【七二】ハンガリア首相イムレデ  
イ氏及び外相デ・カンヤ氏は十八日午前  
九時イタリヤ官民多數の歡迎裡にローマ  
に到着、出迎へのムソリーニ首相、チアノ  
外相及び駐伊ドイツ大使フォン・ハツセ  
ル氏と頭碰り握手を交した、イムレ

ディ、カンヤ兩相は先づヴェネチヤ宮に  
ムソリーニ首相を正式に訪問伊の挨拶  
を述べた後キチ宮に赴きチヤノ外相と第  
一會談を行つた

### 伊洪會談終る

ローマ【七三】ハンガリー首相イムレデ  
イ氏及び外相デ・カンヤ氏はローマ到着  
以來ムソリーニ首相、チアノ外相等イタ  
リヤ政府首腦部と間に兩國の政治的、  
經濟的提携強化に關し重要會談を續けて  
ゐたが會談は廿日を以て終了し同日午後  
左の如き共同コミュニケが發表された  
今回の會談により伊洪兩國政府は兩國  
の政治的、經濟的協力に關し完全なる  
意見の一致に到達した、伊洪兩國に關  
する限り一九三四年のローマ議定書は  
依然完全な効力を有するものである、  
伊洪兩國政府は兩國の政策が獨逸樞軸  
の精神と完全に一致することを確認し  
た、伊洪兩國の對外政策の基調は歐洲  
に平和と正義の理想を實現せんとする  
にあるがこの理想こそ秩序と平和の爲  
に貢獻せんことを熱望する諸國の前に  
開かれた國際協力の眞の基礎を爲すも  
のである

### ム首相ブダペスト訪問か

ブダペスト【七三】廿日ハンガリー政府機  
關エステイ・ウイサグ紙の報道によれば  
ムソリーニ首相はイムレディ洪首相及び  
デ・カンヤ洪外相の伊都訪問の答禮とし  
て近くブダペスト訪問の豫定と傳へられ

てゐる、ムソリーニ首相の國外公式旅行  
は昨年のベルリン訪問を以て嚆矢とする  
が若し今回の答禮が實現すればムソリー  
ニ首相の第二回の國外旅行となる

# 歐洲諸國

## ベツク波外相リガ訪問

ワルシャワ【七三】ポーランド外相ベツ  
ク大佐は近くラトヴィア的首都リガを公  
式訪問することとなり愈々十三日ワルシ  
ヤワを出發し空路リガに向ふことになつ  
た、ベツク外相の今回のラトヴィア訪問  
はソ聯とドイツの中間を運べる中立地帯  
の結成運動に關係があるのではないかと  
傳へられてゐるがポーランド政界筋では  
ポーランド政府は特にこの際隣國との  
提携を重視してゐるが未だ協定の締  
結などは考慮してゐない  
と言明してゐる

## 波外相リガに到着

リガ【七三】ポー  
ランド外相ベツク大佐はラトヴィア公式  
訪問のため十三日午後ワルシャワより空  
路リガに到着した、ベツク外相は二日間  
當地に滞在ラトヴィア政府首腦と懇談の  
豫定であるが今回の訪問は過般來ベツク  
外相が奔走努力しつゝある東、北歐諸國  
の提携確立のためと見られる、尚ベツク  
外相は途中コヴノの飛行場でリスアニア  
外相と暫く會談した

## 波外相諸國訪問

オスロー【七三】ポーランド外相ベツク  
大佐は来る八月一日オスローを訪問ノル  
ウェイ政府首腦と交禮を遂げることとな  
つた、ベツク外相はオスローに二日間滞

在の豫定で訪諾の理由は二年前ノルウェ  
イ外相コート氏のポーランド訪問に對す  
る答禮と云はれてゐるがベツク外相は最  
近スウェーデン、エストニア、ラトヴィア  
等の東北歐各國首都を訪問盛んに活躍し  
てをり今回の旅行もベツク外相の提唱す  
るいはゆる歐洲第三樞軸の結成運動と關  
聯あるものと見られる

## 羅馬尼皇太后崩御

ブカレスト【七八】ルーマニアのマリー  
皇太后には豫て肝臓炎のため御療養中  
のところ十八日午後五時卅八分シナイアの  
ペリシヨール城に於いて崩御遊ばされた  
御年六十三、御臨終には國王カコロ二世  
ミハエル皇太子及びクリステヤ首相等が  
御見送り申し上げた、マリー皇太后は英  
國皇室の御出でウイクトリア女王の令孫  
に當らせらる、一八九三年ホーヘンツォ  
ルレン家のフェルディナンド公と御結婚  
一九一四年フェルディナンド公のルーマ  
ニア國王御即位と共に皇后と成らせられ  
世界大戦中國王を輔けて國難打開に努め  
られ一九二七年國王崩御後皇太后とし  
て國內黨派の紛争をよく超克しルーマニア  
の國力進展に盡された、又マリー皇太后  
には英、佛、獨、ルーマニア、ロシアの  
各國語に堪能なる上文筆の才に長けさせ  
られ御著作も四種の多きに上り更にその  
美しい御容姿と共に才色兼備の皇太后と  
してルーマニア國民一同の思慕の的であ  
らせられた

# スヘイ

フ軍ヴァレンシア刺内に入る

テルエル(スペイン)【七三】ヴァレンシアを目標してテルエル、トルトサ兩方面から進軍中のフランコ軍は人民戦線軍の抵抗を排除し十六日遂にヴァレンシア州内に入った、テルエル、ヴァレンシア街道の要衝バツカスも近くフランコ軍の手に歸すると見られる

フ政府代表部の昇格を要求

ロンドン【七三】駐英フランコ政府代表アルバ公は十三日英國政府に對し駐英フランコ政府代表部の大使館昇格を要請する

旨の本國政府の通牒を手交したと確聞する、フランコ政府は右通牒に於て駐英フランコ政府代表部の大使館昇格が實現した曉には同時にブルゴス駐在英國通商代表ホデソン氏に對し同様の全權を賦與する標示唆してゐる模様だが英國政府としては人民戦線政府と正常の外交關係を維持してゐる現在直ちにフランコ政府の大使館昇格要請に應ずることはあるまいと見られる

英、ア港の單獨中立化に反對

ロンドン【七三】英國政府は最近英艦空機問題につきフランコ政府との間に折衝を重ねてゐるがチェンバレン首相は十三日下院に於て英國はフランコ政府の提案するアルメリア港單獨中立化案を受諾出来ない旨左の如く宣明した

人戦政府、伊のフ軍援助を非難

ロンドン【七二】スペイン人民戦線政府

大使デ・アスカラテ氏は十一日英國外務省を訪問、イタリア政府が依然フランコ軍に對し援助を繼續してゐる事實を擧げこれを非難する旨の通牒を手交した、通牒の内容は次の通り

イタリア政府は最近に至るも依然スペインに對する干渉行為を熄めないが右はイタリアに果して義勇兵撤収案を實行する意思があるか否かを疑はせるに充分である、イタリア政府はフランコ軍との話し合ひにより義勇兵撤収の最少限度たる一萬名は全部イタリア傷病兵をもつてこれに當て殘餘のイタリア義勇兵はスペイン外人部隊に編入する策を講じてゐるといはれてゐる

駐英スペイン大使歸國

ロンドン【七三】駐英スペイン大使デ・アスカラテ氏は十三日午後一時十五分ロンドンを出發、パリ經由でバルセロナに向つた、歸國の目的は露に英國政府から通達された義勇兵撤収案につき人民戦線政府首脳と最後の打合せを行ふためと見られ結局撤収案の技術的な點について二三説明を求めた上で同案を正式に受諾するものと期待される

英伊協定發効問題

ロンドン【七二】英國政府はスペイン外國義勇兵撤収案の成立に力を得て懸案の英伊協定の効力發生を一気に實現すべくイタリア政府と折衝を重ねてゐるが協定發効の條件となつてゐる義勇兵撤収案迄には尙ほ相當の時日を要し一方撤収案

は依然行儀みの状態にある、英國政府としては義勇兵撤収完了を俟たずして英伊協定の効力を發生せしめるためには一イタリア政府が自發的に自國義勇兵を撤収するか

一 内亂終結の結果自然に撤収されるかの何れかによりイタリア義勇軍の一部撤収が行はれることを條件としてゐるがムソリーニ首相はかゝる譲歩がイタリアの體面を傷けることを懼れて居りフランコ政府も亦全く停戦の意思なきのみならず人民戦線軍の抗戦を慮つてイタリア義勇軍の大量撤収に同意する模様がない、従つて此儘では結局不干渉委員会で採擇した義勇兵撤収案の實現を俟つ外手の施し縁がないといふに消息通の意見は一致してゐる、夫のみならず不干渉委員會の撤収案に對してもフランコ政府及び人民戦線政府は折返し英國政府に同案の説明を求めて來るものと豫想され双方の正式回答が到着する迄には尙ほ三週間乃至四週間ばかりの見込みでチェンバレン首相の苦心にも拘らず英伊協定の發効は未だ前途遠の形である

英伊協定發効問題協議

ローマ【七二】駐英英國大使バース卿は十一日キジ宮にチアノ外相を訪問、英伊協定の發効問題について協議を遂げた、本日の會見はバース大使の申出によつて行はれたものだが恐らく英國政府より新訓令が到着した結果と見られ目下行儀みの状態にある協定の發効問題について英國側から何等かの提案が行はれたものと解される

佛、伊の非難に應酬

パリ【七二】イタリア各紙は最近英伊協定の發効遅延の背後にフランスの手が動いてゐると書き立てフランス政府を旺に攻撃してゐるが十一日アヴアス通信社の報道によればフランス政界ではイタリア側の非難を以て英佛の離間を計る宣傳であると左の如き見解を表明してゐる

イタリア側が英伊協定發効の遷延をフランスの責任に歸せんとしてゐるのは意外だ、去る四日英伊協定成立以來フランスは佛伊交渉開始のため積極的努力を惜しまなかつた、過般の聯盟理事會でフランスがエチオピア非承認決議撤回のため種々斡旋した事實、不干渉委員會におけるフランスの協力的態度並に西佛國境の封鎖などフランス政府がとつた措置を見れば英伊協定の効力發生を促進こそすれ之を妨害する如き意圖が全くないことは明瞭な筈だ

協定批准の爲議會臨時召集か

ロンドン【七三】チェンバレン首相は十三日の下院質問時間に於て一議員の質問に答へ英伊協定批准のため休暇中に議會を召集するに至るやも知れぬ旨を示唆して次の如く述べた

英伊協定發効促進に關する交渉が議會休暇前に纏らない場合政府は同協定の効力發生を速かならしめる見地から休暇中と雖英伊協定批准のため議會を召集することに於けるかも知れぬ

協定發効問題英妥協か

ロンドン【七三】英伊協定の發効問題は去る十一日のバース・チアノ會談後も依然好轉の氣配が見えぬが十三日チェンバレン首相が下院で休暇中の議會召集を仄めかした爲妥協成立の期待が濃厚となつて來た、英國政府としては「スペイン問題の解決」を前提條件とする方針に變りはないがその規準の認定については全然自由な立場にあり十三日の閣議に於てもその點が論議され義勇兵の撤収完了を以て解決と見るべきか否か問題となつた、半官筋の消息では撤収が現實に相當進捗したことを見届けた上で協定の効力を發生せしめるに意見の一致を見た模様で大體英國案による一萬人の義勇軍撤収實現を條件にイタリア側と妥協せんとする意向と觀測される、但し之も八月一杯は充分かゝる見込みなので丁度議會休會最中に當り一方休會明けまで批准を延期することとは對伊關係上面白くないので休暇中の議會召集を考慮するに至つたものと見られる

かゝる問題は政府の保障の限りでないが英伊協定の發効は「スペイン問題の解決」を前提條件としてゐるから議會は包括的にこの問題を審議すべきだと

最近ソ聯の内狀

ベルリン【七三】十四日モスクワより當



最近ソ聯の内狀

地の信すべき筋へ達した情報によれば、レムリン宮のソヴェト首脳部は内外重要問題の山積の折衝最近ウクライナ共和国及び極東赤軍部内に大規模な混乱が發生した爲これが善後策に忙殺されてゐると傳へられる、モスクワ情報部の傳へる最近のソ聯内状左の通り

例年ならばモスクワの昨今は暑熱の最も甚だしい時節で政府高官は孰れも南北の避暑地へ出掛けて今頃は政治休暇シーズンとなつてゐる筈である、それが今年七月月上旬モスクワで毎日卅六度乃至七度といふ殺人の猛暑が續いたにも拘らず政府要路者は全部モスクワに留り當面の重要問題處理に缺掌してゐる、その原因の一部として今年にはロシア共和国の最高會議召集の關係もあることはあるが主なる原因は至急措置を要する内外重要案件協議の爲と見られる、之がためクレムリンは過般來海外主要國駐在の大使を續々モスクワに召還して居り駐英大使マイスキー、駐佛大使スーリツツ、駐支大使オレルスキー、駐日大使ストラウツキーの各大使は既にモスクワに到着、駐米大使トロナノフスキー其他の在外使臣も近く續々モスクワへ歸還する予定といはれる

移を待たねば流れとも判明しないがクレムリンが昨年六月トハチエフスキー元帥を始め赤軍の元勳を一擧に銃殺し續いて本年春ブハリリン一派を血祭りに擧げた當時内外に示した態度は全く文字通り秋猶烈日の感があつた、然るに今回のウクライナ及び極東事件は勿論發生と同時に例により素早く全國的に行動を開始した辣腕エージョフ以下内務人民委員部の活動振りたるや従前のそれに比し頗る退嬰的且つ消極的であり甚だしく自信を失つた観がある、

今これが具體的事實を擧げることとは差ひかへるが現地に於ける昨今の諸般の現象から見てクレムリンが果して國外に流布してゐる様な諸風即ちソ支軍事同盟締結、チエコの武力援助、極東軍動員による對日作戰開始等に乘出すものと信すべき根拠は甚だ薄弱と考へられる

**第一回最高會議開く**

モスクワ【七・五】過般の總選舉に基く第一回ロシア共和国最高會議は十五日からクレムリン宮に於て開會された、開會式にはスターリン書記長を始めカリーニン聯邦最高會議幹部會議長、モロトフ人民委員會議長、ワラシシロフ國防人民委員カガノヴィツチ重工業人民委員等ソヴェト首脳がずらりと顔を並べ、最年長者ステファ・パリスシエフ議員開會を宣した後議長及び副議長の選舉に入り議長には共産黨中央委員會書記長レニングラード市及び州の黨委員會書記長の要職にあるジュダノフが満場一致で選舉された、副議長にはタタール自治共和国人民委員會議長チエロフ及びモスクワ・レニング

ラード地區總業組合中央委員長マカロフの兩氏が當選した、次で議事日程の審議に入り次の如く議題を決定した

- 一 資格審査委員會の選舉
- 二 最高會議常設委員會の選舉
- 三 ロシア共和国憲法の一部條章の修正及び追加
- 四 ロシア共和国最高會議幹部會の選舉
- 五 ロシア共和国人民委員會議の改造

**軍需人民委員會議**

モスクワ【七・五】ロシア共和国最高會議第二日は前日に引續き十六日夜クレムリン宮に於て開かれたが席上カガノヴィツチ軍需工業人民委員は既にモスクワ、ウラジオストツク間の長距離飛行に成功したコツキナキ氏の功績を賞讃しソヴェト空軍の發達により極東地方の防備が強化されたと露誌し左の如く演説した

今我々は東方の敵並に友人に對しウラジオストツクは最早遠い極東でなくいはゞ近東の地となつたといふことが出来る

尙當日の會議は十一名から成る立法委員會並びに十三名から成る豫算委員會の兩常設委員會を選出しその委員長には夫々スモレンスク地方スヒニチ選出議員ゴリアコフ氏、ツラ地方ウエネフ選出議員ウラソフ氏を任命した

**ロシア共和国憲法修正**

モスクワ【七・五】最高會議第二日席上代議員ホフロフ氏はソヴェト聯邦最高會議の承認に成るロシア共和国の行政區劃變更に關し説明報告を行つた後共和国憲法につき若干の追加修正を提議満場一致採

擇された、主要修正内容左の通り

- 一 國內商業人民委員部を商業人民委員部に改稱する
- 一 聯邦人民委員會議附屬の穀物調達委員會を穀物調達委員會部に再組織する

▲最高會議 第三日 モスクワ【七・六】第一回ロシア共和国最高會議第三日は十九日クレムリン宮殿に開會、最高幹部會議長の選舉を行つた結果、アレキセイ・エゴロヴィツチ・バダエフ氏が満場一致當選した、又ロシア共和国數と同数の副議長十七名、幹部會書記一名及び幹部會員廿名も同時に選舉された

**最高會議終る**

モスクワ【七・六】第一回ロシア共和国最高會議第四日は廿日クレムリン宮に於て開會、ロシア共和国人民委員會議の改造を行つた結果、保健人民委員チエスノコフ及び食料工業人民委員バダエフが権免されアエルツフが保健人民委員に、スミルノフが食料工業人民委員に任命された外全部留任と決定した、尙廿日の會議を以てスターリン憲法に基く最初のロシア共和国最高會議は茲に議事日程全部を終了して閉會となつた

**在外使臣會議内外策再検討**

ベルリン【七・四】十四日モスクワからベルリンに達した情報によればソヴェト政府は今夏を期しソヴェト聯邦の當面する内外の各種重大問題に再検討を加へ内治外交の全部門に亘る根本方針を決定する爲目下續々海外主要國に駐在するソヴェト大使をモスクワに集めてゐる、即ち日英、佛、支各國駐劄大使は既にモスクワに在りトロナノフスキー駐米大使も近く

モスクワに到着することゝなつてゐるが一方政府高官連も悉く夏季休暇を取消して目下モスクワで得機するなど最近のモスクワ境界は例年の如き夏季閑散期なるべきにも拘らず異常な緊張振りを示してゐる、ソヴェト政府と在外使臣との合同會議に於ける主要議題と見られるもの次の通り

- △對外政策
    - 一 極東問題對蔣援助並びに對日政策
    - 一 スベイン内亂對策並にチエコ援助問題
  - △對内政策
    - 一 肅清工作問題
    - 一 産業上の混亂調整問題
- 新駐獨ソ聯大使信任状捧呈**
- ベルリン【七・三】新任駐獨ソヴェト大使アレクセイ・メラカロフ氏は十三日總統官邸に於てリツペントツツ外相待立の下にヒトラー總統に對し信任状を捧呈した、メラカロフ氏は昨年十一月ユルネーフ大使の本國召還の後をうけて去る五月五日駐獨大使に任命されたもので今迄は貿易人民委員部次長の地位にあつた外交界の新人である
- 本年度豫算概數**
- モスクワ【七・二】ソヴェト聯邦の豫算は例年一月に發表される筈の所一九三八年度の豫算内容が未だに公表されない爲ソヴェトの財政状態につき種々の臆測を生んでゐるが財務人民委員ゾグエレフ氏は十一日發行された聯邦共産黨理論機關「ボルシエヴァイキ」誌七月號に長論文を寄せソヴェト豫算に關する報告を發表した、ゾグエレフ委員は依然として具體的數字

を懸けるのを避けて僅かに概数を發表し  
てゐるに過ぎないが論文内容を綜合すれ  
ば次の通り

一 一九三七年年度の全聯邦及び各共和國  
地方豫算集計は一九三七年年度に比し二  
二%増加した(一九三七年年度の集計は  
一千四十一億留から計算すれば一九三  
七年度は約一千二百七十億留となる)

一 歳入に就いては直接税及び直接手  
料収入は全歳入の二・六%を占めて居  
り總収入の九一・四%はすべて社會主  
義化された經濟からの収益である

一 豫算の四分の三、地方歳入豫算の三  
分の二は取引税で占めてゐるがこの取  
引税額は一九三七年年度の七百五十九億  
留に對し三八年年度は八百卅三億留に上  
る見込みである

一 一九三七年年度に於ける國營及び協同  
組合商業小賣高の合計は一千二百五十  
億留に達した

一 農村經濟への支出額百九億留  
一 社會教化施設への支出額三百十四億  
留

大體以上の通りで最も重要な軍事費につ  
いては全然解れてゐない

募債失敗

ワルシヤワ【七五】モスクワからの情報  
によれば七月一日から募債を開始したソ  
聯の「第三次五ヶ年計畫國債」は各方面  
で極めて評判が悪く政府の強制的募債に  
も拘らずロシア共和國を除き他の共和國  
の應募は非常に少く就中イナナや學校  
教師間に最も成績が悪い、ウクライナ共  
和國では教師の三分の一が應募したに過  
ぎらず又もや人民の敵として檢舉が行は  
れてゐるがソ聯當局でも意外の不成績に焦

慮して各共和國財政人民委員に對し募債  
に失敗すれば汝等の責任なりと強迫的警  
告を發した

收穫改善進まず

モスクワ【七三】ソヴェト政府當局は本  
年度農作物收穫準備の亂派状態克服に躍  
起となつてゐるが十三日のプラウダ紙は  
全國各地の混雑は農業人民委員部に反  
革命分子が殘存するためであると左の如  
く述べてゐる

本年度の農作物收穫準備の進行状態は  
極めて不満足なものだがこれは農業人  
民委員部からスパイや怠業者が未だ完  
全に清掃されてゐないことに起因する  
數日前にもオデッサの農業人民委員部  
内に真食ふ反革命分子が摘獲された

日用品、雜貨類の増産を指令

モスクワ【七五】ソ聯邦で日用品雜貨類  
が缺乏してゐるのは既に慢性的症狀であ  
るが依然として殆ど改善の跡が見えぬの  
で十五日人民委員會議より一般大衆用金  
屬製品及び家庭用諸道具増産に關する嚴  
重なる警告が發せられた、右の警告によ  
れば本年初頭以來五ヶ月間に於て機械製  
造人民委員部並びに林業人民委員部が生  
産増加に對する怠業及び破壞分子の肅清  
工作に充分努力しなかつたため計畫が實  
行されなかつた事實が指摘されてゐる、

即ちこの五ヶ月間に金屬製品並に家庭用  
諸道具の生産は機械製造人民委員部では  
豫定の三七%、重工業人民委員部では三  
〇・二%、林業人民委員部では三四%に  
しか達しないと云ふ状態である、斯る缺  
陥は家内工業、生産協同組合及び地方工  
業にも及んでゐる、例へば機械製造人民

委員部の管轄では自轉車製造は昨年度同  
期の七四・八%、鑄造品は七六・三%、  
鉄鋼七七八%となつて居り重工業人民  
委員部管轄の亜鉛鍍金品は昨年度同期の  
五七・二%、錫鍍金、牛乳道具四三・五  
%、寢室六七・四%、鑄物煤煙七三・七  
%となつてゐる、而も右缺陷は邊境地方  
特に東部地方に甚しいので國家計畫委員  
會に對し之が改善案を提示した上更に各  
關係人民委員部所管の工場のうち日用品  
製造工場の擴張増設を命じてゐる、更に  
本年度に生産すべき産額を各人民委員部  
毎に指定してゐるがそのうち機械製作人  
民委員部の分を次の如く規定してゐる

アルミニウム・スプーン	二〇〇萬箇
裁縫用ミシン	三五〇〇〇臺
裁縫用針	三〇〇萬本
自轉車	二二五〇〇〇臺
自動自轉車	二〇〇〇〇臺
蓄音器レコード	一〇〇〇萬枚
懷中時計	三五〇〇〇箇

國勢調査で反ソ分子摘發

ワルシヤワ【七五】モスクワ來電によれ  
ばソ聯政府は最近各種のソ聯統計の喰ひ  
違ひが内外の峻烈な批判を受けつゝある  
に鑑み明年一月迄に急速に一般的國勢調  
査をなすことに決定した、共和國別に市  
町村の分布、人口動態につき再檢討す  
るのだがこれを機會に反ソ分子の徹底的調  
査摘發を行ふ意圖と傳へられる

ソ聯兩飛行士表彰さる

モスクワ【七七】ソヴェト最高會議幹部  
會は去る六月廿八日モスクワ・ウラジオ

ストック地方間無着陸飛行に成功したウ  
ラジミル・コツキナキ及びアレキサン  
ダー・ブリアンジンスキの兩飛行士に  
對し同飛行に於て示した卓拔せる勇氣と  
優秀なる技能を賞して夫々「ソヴェトの  
英雄」の稱號、レーニン勳章及び賞金二  
萬五千元を授與するに決定、十七  
日その旨發表した

☆リ大將越境事件

イワノフ、ペトロフカ行方不明  
京城【七五】情報に依ればリュシコフ大  
將脱出事件の當面の責任者たる煙草、ゲ  
ー・ペー・ウー隊長イワノフ大佐並びにペ  
トロフカ大佐の兩名は罷免、モスクワに  
召還されたが途中で行方不明となり又赤  
軍國境守備隊も過半數はウラジオ太平洋  
師團と交替して對日戰備を強化しつゝあ  
る模様で事態は重視されてゐる

リュシコフ大將の後任決定

京城【七五】當地の確なる筋への情報に  
よればソ聯内務人民委員エージョフは極  
東内務委員部長官リュシコフ大將の後任  
としてクリノフスキー軍團司令官(三等  
大將)を任命又モスクワに召喚逮捕され  
た前極東地方黨委員會書記長スタツエウ  
イツの後任としてクラサノヤルスタ黨委  
員會書記長ポドレフが榮轉した、クリ  
ノフスキー師團長ゲ・ペ・ウ長官は反スタ  
ーリン派清掃にチェキストとして辣腕を  
振つたのでエージョフの信任を受け極東  
探題として拔擢された青年將軍であり又  
ポドレフは本年卅八歳の職工出身で一  
九一八年入黨一時軍隊に勤務した外は黨  
務に活躍して反スターリン派清掃の功績

を買はれて現在聯邦最高ソヴェト代議員  
として全露中央執行委員を兼ねてゐる  
リュシコフ大將記者團と會見

【七三】去る六月十三日滿ソ國境を脱出  
我國に亡命した内務人民委員部極東長官  
リュシコフ大將はさきに長文の手記を發  
表、スターリン政權の欺瞞政策を痛烈に  
曝露し全世界に一大衝撃を與へたが十三  
日午後三時より赤坂山王ホテルに於て記  
者團と最初の會見をなしたの如き一問一  
答を行つた(内容速記による)

問 脱出の直接動機と脱出経路並に心境  
如何

答 脱出の直接の動機は自分が直接危險  
に直面したことが原因である、即ちモ  
スクワから招電が来て現在の地位から  
他の地位に就く様言つて来た、これよ  
り先スターリンが極東の共產黨中央委  
員會書記長スタツエウイツ、同ソ  
ヴェト執行委員會議議長レフコズラーウ  
オフ等錚々たる共產黨員がモスクワよ  
りの召還命令に接しこれが皆揃つてモ  
スクワで檢束された事實並に昔チェカ  
當時から一緒に仕事をして来た連中が  
召還されて何れも檢束された事實があ  
つた、更に最近に於てはレニングラー  
ド州内務人民委員部の長官ヤコフスキ  
ー、古いチェカの委員レブレフスキ  
ー、これはウクライナの内務人民  
委員であるが、モスクワに召還され  
たので今度自分の番だと直感して脱  
出したのである、然し最も主要な原因  
は自分がスターリンの政策に反對であ  
るといふ事だ、スターリンの政策は全  
く國家を毒するもの、國家を危殆に

き國家を滅亡に導いてゆく政策である  
と確信したからであるこれが脱出の主  
たる原因である、脱出はウズリ南方  
のボシエトの國境を越えて官命に依つ  
て巡視をしてゐるといふ形をやつた、  
脱出した自分の心境を云へばスターリ  
ンの政策に對する政治的反感これが滿  
ち／＼たる結果であると云つていゝ

問 蕭清工作の實情とそれに對する感想  
如何、即ち蕭清の目的はスターリン政  
權の維持強化のためか或は經濟政策の  
失敗を隱微せんがためか

答 先づ蕭清工作の實情について云へば  
——最初はトロツキスト並に共產黨  
の右翼分子に對して彈壓するといふの  
が當初の目的であつたが漸次單にそれ  
等トロツキストや右翼派に屬してゐ  
るものばかりでなくそれ等に對する同  
情者をも片付けるといふ方針に變つて  
來た、更に暫く經つとスターリンの政  
策に疑問を抱き又はその政策の實施に  
動搖的な態度を表示するものは之を片  
付けてといふ様になり最後の段階に至  
つて黨中央機關部、黨幹部、指導者、  
十月革命及び國內戰當時スターリンと  
共に仕事をしてゐた古い同志を片付け  
る——

これはスターリンが新しい道に進み新  
しい仕事をなすに當つて即ち自己の獨  
裁の完成に取つて妨害となるものに蕭  
清彈壓を下すに至つたことを意味して  
ゐる、共產黨といふ政治的集團に對し  
てのみこれが自己の獨裁にとつて恐る  
べき存在であると考へたので黨をさへ  
犠牲として之に彈壓を加へるに至つた  
かくしてスターリンは盲目的な服従者

問 即ち若いものに基礎を置くといふ政策  
を採つて進んで行つた、蕭清工作につ  
いての感想を云へば蕭清は反スターリ  
ン分子の掃蕩のみが目的であつてつま  
りスターリンの同僚的な對外政策の失  
敗を戰爭によつてその活路を見出さう  
といふのである、故に蕭清工作は戰  
争の目的に向つて進んでゐると云ふこ  
とが出来、蕭清はスターリン政權の  
維持、強化のためか或は經濟的失敗を  
隱微せんが爲にやつたといふ問題に對  
する回答も以上の答への中に含まれて  
ゐると考へる、蕭清を行ふに當つてス  
ターリンは國民の敵から國民を救はん  
がためであると云つてゐるがその結果  
として幾十萬幾百萬の國民を捕へそ  
多くのものを統殺してゐる現狀は國民  
を救ひ出すものに非ずして國民に對す  
る挑戦であると云ひ得るであらう

問 スターリンとブリュッヘルとの關係  
如何、果して傳へられるが如く兩者の  
間に對立關係ありや

答 この兩者の關係は外面的に見ると非  
常に平等的の關係にある、然しスター  
リンがブリュッヘルに對して好感を持  
つてゐるかどうかと云つて終局までの通  
りであるかどうかは疑問である、この  
問題についてはあまり深入りしたくな  
い(とていろ／＼な角度から質問する  
が明快な答を與へない)それは要する  
に相對的なものだからと云ふ外ない  
(如何に問ふても相對的といふのみで  
核心にふれず、問ふ者も答ふる者も遂  
に失笑のまゝ此の問題の質問を打ち切  
る)

問 ソ聯軍備は東西獨立同時作戰を目標  
とする政策を持つて居るのか

答 スターリンは戰爭によつて活路を拓  
かうとする政策を持つて居り従つて國  
内は擧げて非常な緊張状態にある、戰  
争のための準備も大規模に實施されて  
居る、現在赤軍は兵力二百萬を數へ、  
師團百、飛行機並に戰車も夫々數千  
用意してある、すべての軍需品の製造  
能力等も向上を計つて居る、かくして  
戰爭準備は進められつゝあるがスター  
リンの政策そのものが動搖的であるた  
めに先程言ふたやうに戰爭によつて局  
面打開を考へることになり畢竟するに  
國內狀勢から生れて來て居るのである  
要するにスターリンの政策そのものは  
非常に危険性を帯びたもので又動搖性  
を持つて居るものであるといふ事が出  
來る、戰爭がなし得るか如何かといふ  
ことは一にその時の情勢に係る問題で  
あつて確言し兼ねる、極東について言  
へば極東にはかなりの武力が集中され  
て居り、戰爭を開始するための充分な  
打撃力があるものと思はれる、しかし  
獨立して戰爭を始めるか如何かは全く  
その時の情勢によるものであつて今は  
それ以外に何とも甲上げる事は出來な  
い

問 對支援助の實情如何

答 スターリンの支那に對する考は彼の  
冒險政策、對日本の冒險的政策の武器  
であるといふやうに支那を見て居る、  
即ちスターリンは支那を日本に對する  
武器として利用しやうと云つて居る  
どうにかして日本の武力を段々減退さ  
せる事に希望をかけて居る、従つて支  
那を出来るだけ自己の勢力下に握つて  
置かうと努力して居る、此の具體的政  
策としては飛行機その他の武器の支那  
に對する供給、指揮官、幹部の派遣等  
を行つて居るのである、又國內の技術  
的武器生産能力並にその性能の試験を  
支那事變を利用して試みやうとして居  
りさきの指揮官幹部派遣は赤軍幹部の  
指揮統帥能力を向上させやうといふ目  
的以外の何ものでもない

問 ソ聯民衆の對日感情及び排日宣傳の  
實狀如何

答 先きに述べた通りスターリンは戰爭  
を第一として居るのであるが特に日本  
が對ソ出兵をするであらうといふやう  
な點を強調して國民を驚かせる事に努  
力して居る、そのための排日宣傳は實  
に巧妙を極め國民は全く驚かされ恐怖  
状態にある、戰爭の準備状態は着々進  
行して居る事を國民は目撃し又日本側  
の積極的行動を見聞し更に總ての工業  
産業方面に於て不成績な實情にあるの  
は皆日本側の手によつて夫等關係者が  
赤軍の戰爭準備を妨害する爲であると  
して寧ろそれを利用する、つまり軍需  
品製造に關する缺陷は日本側の手によ  
つて戰爭準備を妨害するための手段の  
表れとなしそれを好餌として宣傳する  
状態である、二三の例を擧げればガマ  
ルニクの陰謀事件即ち舊極東の共產黨  
中央委員書記長ラウレンティエフ、  
ワレイキス等がガマルニクと提携して  
極東軍備を破壊せんが爲に陰謀を目論  
んだといふ事實を作り上げて之に彈壓  
を加へた、即ち彼等は日本側の手先と  
なつて極東軍の兵力を弱めんがため極  
東赤軍内部に害毒を流すものであり日

本側の侵略行為を有利に導かんがため  
の畫策であると宣傳して盛に對日感憤  
を煽つて居る、次に一九三八年三月モ  
スクワで行はれた某事件の公判に於て  
も盛に日本側の露軍後方擾亂のための  
陰謀と捏造し公判廷で公にして國民に  
知らしめて居る、又昨一九三七年のコ  
ンスタンティノフスキー島事件(所謂  
乾盆子事件)を以て實際は滿洲領海内  
で行はれたにも係らず日本側の侵略的  
行動と逆を利用して排日宣傳の具とし  
て居る、その他ブラゴエンチエンスク  
のクロースキー陰謀事件等々枚舉に遑  
がないが要するにありもしない事件を  
あつたかの如く吹聴し又異つた點から  
眺めて宣傳に用ひ事毎に對日感情を煽  
つて居る

問 愛妻イーナ及び家族は如何なると思  
ふか

答 ソ聯の法律から言へば脱出した者の  
妻は當然檢束逮捕される事になつて居  
るだらう、殊に今度の問題については  
最も熾烈な彈壓が下るだらうと愛應に  
堪へない、妻は六月上旬ハバロフスク  
に來て居たが十一月になる一人娘の手術  
のため急ぎモスクワに連れて歸つたの  
で之が最後の別れとなつた、其後の經  
過或は病狀については何も知らず心配  
で堪らない

問 獨ソの危機と日ソの危機は何れが緊  
迫しどの間と思ふか

答 この問題は非常にデリケートな國際  
的問題であり、どちらが先といふやう  
な事はその時の情勢次第で非常に複雑  
な關係にありどちらとも言ひ兼ねる、



この点については餘り觸れ度くない  
問 渡日後の感想と今後の方針如何  
答 ソ聯の新聞雜誌等の報道機關によつて日本の情勢を色々知つて居たがそれらによると日本の内部は支那事變勃發以來經濟的危機に直面し經濟上非常に困難な状態にあると聞いて居つた、それが来て見ると全く反對であるのに驚いた、糧食、商品その他すべて國內に充實して居り自由に販賣され又一般の國內生活状態も正常な状態にあり何等戰爭が反映して居ないのに驚いた、

一般に誰でもが感ずるやうに日本の風物、山、川、海、氣候すべてが自分に好感を與へて居り自分は非常に愉快である  
リユシコフ事件の特別調査開始  
新京【七・三】極東ゲ・ペ・ウ長官リユシコフ大將の滿洲國脱走の報に接したクレムリン最高幹部は極度に狼狽して極東地區に於ける反革命分子を處断する爲内務人民委員エーゾフ以下の特別調査團を極東に派遣する旨發表したがエーゾフは極東に向ふ途中スターリンよりモスクワに急遽歸還せよとの電命を受け國防人民委員次長メリスに一切を委嘱しモスクワに引き返した、エーゾフに代りクレムリン幹部よりリユシコフ大將脱走事件に關し極東反革命分子肅清特別調査團長を命ぜられた國防人民委員長メリスは九日ハバロフスクに到着、直ちに現地官憲と協力し肅清工作に乗り出したことが判明した

佛紙のリユシコフ事件批評  
パリ【七・三】ジャック・ドリオ氏の主宰

する極右反共産紙リベルテは十五日の紙上にリユシコフ大將の事件に關する論説を掲げ左の如く論じてゐる  
フランスに於けるスターリンの仲間連では東京に逃けたリユシコフ大將は本物ではないと説明しようとしたが最近東京で當人が本物であることを確めさせたので最早その企圖は水泡に歸した、リユシコフ大將の聲明を見れば赤軍は國境の護りよりも個人的復讐に心を奪はれてゐるといふことがよくわかる

ブリユツヘル元帥勢力縮減さる  
新京【七・三】信すべき筋の情報によれば極東特別軍司令官ブリユツヘル元帥は新たに極東方面軍司令官に任命されたが但し隷下部隊は縮小され従來同元帥の命令系統に服して居たアムール赤色艦隊及び中央管區航空兵團は何れも方面軍隷下より除外せられる事になつた、右は實質的にはブリユツヘル元帥の勢力減殺を意味するものとして注目される

▲元帥近くモスクワに出頭 新京【七・三】確實なる筋への入電によると極東方面軍司令官に任命されたブリユツヘル元帥は今回スターリンの召電に接しモスクワに赴く事となつた模様である、同元帥のモスクワ行は過般のリユシコフ大將事件の善後處置報告の爲と見られる、尚ほエーゾフ内務人民委員に代りハバロフスクに赴いたメリス國防人民委員部政治部長を首班とする肅清調査團は目下ハバロフスクに滞在し極東赤軍及び内務人民委員部極東地方局その他に亘り冷酷な肅清剔抜のメスを揮ひつゝあるが他の情報によればブリユツヘル元帥の脚近者若

くは同元帥自身迄がメリスの肅清の目標とされてゐると言はれ同元帥のモスクワ出頭は更に何等かの異變が惹起するのではないかと絶大な關心が寄せられてゐる

▲元帥不即不離の關係清算か 新京【七・三】ブリユツヘル元帥の極東方面軍司令官任命と彼のモスクワ行は赤軍の將來の動向が重大なる轉換期に直面せることを示すもので元帥の勢力削減を企圖するスターリンの底意に對し元帥がモスクワ出頭後スターリンと會見の結果彼がスターリンに屈して其の身の安全を圖るか或は彼の脚近者と共に極東赤軍のスターリン化に楯つくか何れにせよ元帥としても従來の不即不離の關係を持して行くことは既に種々の状態よりしても困難な状態にあり元帥現在の立場こそ十字路に立つたものと見られてゐる

ウラヂオデ支那大學生逮捕  
京城【七・三】モスクワより當地に達した情報によれば漢口より香港經由英船でウラヂオに到着したモスクワ孫逸仙大學習中の支那留學生十四名及び極東赤軍當局との交渉使命を帯びた支那赤軍代表名目のは日本間諜の擬裝者なりとの容疑の下にゲ・ペ・ウのため一網打盡に逮捕されたと云はれてゐる



ル大統領重要聲明か  
ニューヨーク【七・三】ルーズヴェルト大統領の西部旅行に隨行中のニューヨークポスト紙特派員は十二日コロラド州通過

中の大統領特別列車上から特電を寄せ次の如く報じてゐる  
ルーズヴェルト大統領は列車旅行中も外交問題の研究討議を怠らないが最近極東の形勢重大化には特に關心を抱いてゐる模様である、從つてルーズヴェルト大統領はカリフォルニア州で行ふ演說中の何れかに於て日支紛争に關聯して重要な外交政策の聲明を行ふのではないかと観測される

ル大統領觀艦式に臨む  
サンフランシスコ【七・三】西部諸州遊説旅行の途にあるルーズヴェルト大統領は十四日午前九時サンフランシスコ灣に臨むクロケット驛に到着、メア・アイランド海軍工廠を視察した後再び列車で多數市民の歓迎裡にサンフランシスコ萬國博の會場を視察した後、萬國博事務局主催の歓迎午餐會に臨み一場の演說を試みた、次いで大統領は新設巡洋艦ヒューストン號に搭乗、午後二時からサンフランシスコ灣に於て舉行された合衆國艦隊の大觀艦式に臨んだ、米國海軍の精銳六十五隻の艦隊から成る大艦隊は司令官官ロック提督の指揮下にサンフランシスコ灣を歴し米國海軍の威容を誇つたが記者は特に旗艦ペンシルヴァニア號に便乗を許され唯一の日本人としてこの大觀艦式を親しく參觀した、この日天気晴朗、サンフランシスコ灣一帯の地はこの觀艦式を見んものと雲集した群衆で稀有の賑ひを呈してゐる

豫算見積修正  
ワシントン【七・三】ルーズヴェルト大統領は去る一月五日の豫算教書により一九

三八一三九年度歳出六十八億六千九百萬弗、歳入五十九億一千九百萬弗、赤字九億五千萬弗の豫算案を提出したがその後の情勢の變化によりこれが見積替を必要とするに至り十二日ホワイトハウスから左の如く思ひ切つた修正見積數字が發表された

去る一月發表の豫算教書見積數字を其後の情勢の變化を考慮に入れ左の如く修正することとなつた(單位百萬弗)  
修正見積額 豫算教書  
歳 出 八、八八五 六、八六九  
歳 入 五、〇〇〇 五、九一九  
歳入不足 三、九八五 九五〇  
豫算教書の數字は景氣の好轉を豫想して見積られたものであるがその後景氣悪化したので失業救済及び事業促進のため追加豫算を必要とするに至つたものである、本年度末の國債總額は四百六億五千萬弗に上る見込である  
なほ修正された費目の中主なる項目は左の通りである(單位百萬弗)

- 一 事業促進局及び全米青年局豫算 一一一三五
- 一 公共事業費 一、〇〇〇
- 一 國防費(非軍事豫算を含む) 一、〇五〇

- 内 譯
- 一 海軍豫算 六〇〇
- 一 陸軍豫算 四五〇
- 一 農業救済費 七〇〇
- (新農業法實施に伴ふ經費二四〇を含む)
- 又もや反日漁業取締決議

ボートランド(オレゴン州)【七・三】米國西部沿岸諸州の漁業組合は從來から外人

所有漁船の懸案に躍起となつてゐるが、オレゴン州漁業委員会は十三日漁業取締の強化を要請する決議案を起草し近くワシントンの主務官廳に送付することゝなつた、決議の骨子は遠洋漁業に對する政府の取締區域を海岸から八十哩乃至百哩に擴大することを要求したもので明らかにアラスカ方面に於ける日本漁船の進出阻止を目的としたものである

**墨油問題で政府を攻撃**

ニューヨーク【七三】ニューヨーク・ジャーナル・オブ・コンマース紙は十二日の紙上に「メキシコ政府の財産収用問題」と題する社説を掲げメキシコ政府の外國石油會社財産収用問題に言及し米國政府の右問題に關する軟弱態度を左の如く論難してゐる

カルデナス政府による在墨外國石油會社財産収用に對し強硬な聲明を拒み且つ報復的行動を厭はぬ様な米國々務省の軟弱な態度は米國が恰もカルデナス政府の政策を支持してゐるかの如き印象を與へてゐる、若しラテン・アメリカ諸國がこれを一つの先例と見做す様になつたら從來互惠通商條約及び善隣政策によつてこれら諸國との貿易及び一般經濟關係を發展せしめんとする米國政府の計畫は大なる危險に曝されるだらう

**クラーク博士逝去**

シャルロットス・ザイル(ヴァーヂニア州【七〇八】)米國に於ける東洋研究の權威ヴァーヂニア大學附屬政治經濟研究所太平洋研究會長クローヴァー・クラーク博士は豫て病臥中のところ十八日逝去し

た、享年四十六、クラーク博士は一八九一年十二月大阪の生れで長じて支那に渡り北京大學教授となり且つ「ペンシリーダ」紙の主筆を兼ねたが一九二八年より三〇年の三年支那飢饉賑災國際委員として活躍し歸國後も米國論壇に活躍東洋通として廣く知られてゐた

**☆フリードマン**

**「比島から見た極東の危機」**

▲ケソン大統領放逐 マニラ【七六】週報休暇靜養のため來朝する十七日マニラに歸還した比島大統領マヌエル・ケソン氏は十八日午前六時四十五分全米に向けてラヂオ放送を行ひ「比島から見た極東の危機」と題し比島中立問題を中心に次の如き縱横談を試み獨立後の日比關係について一部米國人の誤れる認識を是正した、演説の要旨左の通り

比島の獨立が實現した後比島を中立化する案については日本の政治家は例外なくこれに賛成してゐるやうである、余は比島獨立後に於ける日本の態度について些かの懸念をも懷いてゐない、今回の日本訪問は全く静養のため中立問題について日本政府と交渉を開始するやうな意圖は全然なかつた、ある米人新聞記者が出鱈目の想像記事をニューヨークに打つたことだがこれは全く根も葉もないことだ、比島の外交政策は全く米國政府の管理下に置かれてゐるから中立問題に關する交渉を始めるにしても米國政府を通じて行はるべきである、又日本が比島の獨立後中立條約に参加を要請された場合喜んで之に應ずる用意があることは已に外務省のスポークスマンを通じて屢々言

明された所で周知の事實である、今日比島が國防の強化に努力してゐるのは何も他國が比島の獨立乃至領土主權を脅かす如き意圖を識してゐるとの考へから出發したわけではなく一に獨立政府の第一の機能は國家の安全を確立するにあるとの信念に基くものである、比島は如何なる國家に對してもその獨立を脅す存在ではない、又比島がその自發的意圖によつて他國の一部とならぬ限り如何なる國家の自己防衛をも援助するわけにはゆかぬ、獨立後の比島が通商の目的で國內に居住する外國人の權利に對して充分な考慮を拂ふことは言ふ迄もない、最後に日支兩國が現在干戈を交へつゝあることはまことに遺憾なことだ、比島國民は戰禍に備ひ人々に深く同情するものであるがこゝで日支紛争について兎角の論議を行ふことは適當でないと思へる、唯余は比島國民の感情を代表して日支紛争が圓滿に解決し極東諸國民間に平和と信頼が確立される日の一日も速かならんことを切に希望して已まぬものである

**☆經濟**

**英の對米金現送と米の金過剩**

ニューヨーク【七六】最近海外より米國向金流入の傾向が再び顯著となり、特に英國から今後數ヶ月間以内に相當な量に上る金塊が米國向けに續出されるものと見られる、この金塊積出は一部米國の對英輸出が季節的に大量に上つたのを反映するもので米國の證券界活況からロンドン筋の米國證券が旺盛でこのために資

金の移動が行はれつゝある事も亦かゝる金塊積出しの理由となるものと見られる然し英國側としては英國爲替平衡資金が金現送を行つてポンド貨下落を支へる事になつても大して心配する程の事はなくその理由として左の如きものが挙げられてゐる

- 一 英國爲替平衡資金の金保有高は去る三月現在二億九千八百萬ポンドに上り最近フランス向にも金を相當喪失して居るが米國向に金現送を行つてもベルギーよりの輸入で充分取返しがつくと見られる
- 二 最近のドル騒動即ちドル貨再切下説の懸念から個人の退職用金買付が行はれたが是は右の噂が下火となるに従ひ再びロンドンで賣出され平衡資金の金保有を増加しつゝある
- 三 茲數ヶ月ポンド貨及びドル貨獲得の目的でソ聯邦は規則的に英國向に金現送を行つて居りこの操作は當分の間繼續する可能性がある

然し斯くの如き對米金現送が起るとなれば米國政府は再び過去に於けると同様な金を消化せねばならぬ問題に直面する事になる、而して金の對米現送は英國のみでなく日本からも又中米諸國からも行はれるのである、殊に米國政府の財政赤字は過日の見積り替によるもの巨額を豫定されて居り、このため米國財務省にとつて金の相當量を受取る事は望ましくないので結局是を不活動金の形態で隔離せしめず右を見返りとして金證券を發行し聯邦準備銀行に預金することになり斯くて既に卅一億五千萬ドルといふ膨大な額に達してゐる準備銀行の過剩準備を更

に膨脹せしめる結果を招來するであらう仍つて豫想される英國の對米金現送は直接米國の過剩金問題に關する一般の注意を喚起しつゝあり早晚米國政府はこの問題に頭を捻らざるを得なくなるであらうと言はれてゐる

**メキシコ、米國へ金現送**

ニューヨーク【七五】メキシコは今四百卅三萬六千ドルの金を米國へ現送した、右現送の動機に關しては米國官廳では何等關知しないと言つてゐるが金融市場では次の如き噂が行はれてゐる

メキシコ銀行はその金準備の大部分をニューヨークへ送りイヤマコ金として預金して置かうとしてゐるやうである、而してこれは恐らく借款の擔保として使用されるものであらう

**英米通貨交渉説**

ロンドン【七三】最近外國爲替市場において英米通貨協定説が流布されてゐるが十二日のロンドン各紙も目下英米兩政府間にワシントンに於て通貨問題に關する商議が進行中である旨報じてゐる、右に關し英國半官の方面では言明を避け若し實際に商議が行はれてゐるとすればそれはワシントンで行はれてゐるであらう、而してその内容は最後の協定に到達する以前には何等發表される事はないであらうと語つてゐた、一方米國關係方面では左の如く述べてゐる

英米通貨協定の噂は稍々時期尚早であらう、然し英米通商協定が成立したとしても是に關係兩國の通貨安定といふものが伴はない限り實際的價值を發揮する事は不可能である

▲英米通貨協定説否定 ロンドン【十三】英米通貨協定にドル及びポンド貨の比率に關する諒解が含まれてゐるか否かにつき昨日十一日米國々務長官コーデル・ハル氏は新聞記者團との會見において「この問題は財務省に聞いてくれ」との意味の言明を爲し各種の臆測を生ぜしめてゐるが米國政府に密接な關係を有する當地某有力筋は左の如く語つてゐる

昨日のハル長官の言明は弗及びポンド貨の新比率決定の見地から交渉が行はれてゐる事を示すのみならず、此の種の問題に對する回答を全部財務省に振向けたと解すべきである

一方ロンドン外國爲替市場に達した情報も亦否定的でそれに依ると英國の最も責任ある筋でもドル及びポンド貨の比率協定交渉が行はれてゐるなどは全く聞知してゐないと言つてゐる

通商協定に通貨條項挿入か

ニューヨーク【十三】目下交渉進行中の英米通商協定は通貨問題に關聯して成行頗る注目されてゐる、而して右に關しては政府筋から何等公式の發表もないが消息通の報道によると右協定は左の如き項目を包含するであらうといはれる

- 一 英米佛三國通貨協定を繼續する
- 一 本通商協定が存続する限り通貨の競争的減價を禁ずる

尙傳へられる所によると右の通貨減價を禁ずる特別條項を協定中に包含せしめる爲の會商は既に開始されてゐる

ハル長官通貨協定説を否定

ワシントン【十三】最近歐米財界を賑は

してゐる英米通貨協定説についてハル國務長官は十三日右の風説を否定して左の如く語つた

英米間には互惠通商協定締結交渉と關係あるなしに拘はらず通貨問題に關する討議は一切行はれてゐない

財務長官も通貨交渉否定

ワシントン【十三】英米通貨交渉を繞る風説については昨日ハル國務長官が一切否定の言明を爲したが十四日モーゲンソー財務長官も右風説を頭から否定して左の如く言明した

通貨問題に關し米國が英國及び其他の國との間に何等かの商議を行つてゐると云ふ事實はない、又自分のフランス旅行について種々の風説を生んでゐるやうだが自分はフランス滞在中に通貨問題の討議を行ふ意志も持つてゐない

因にモーゲンソー長官は休暇のため明日五日フランスへ向け渡航することになつてゐる

英米通貨協定説にポンド下落

ニューヨーク【十三】先頃來軟調を辿つてゐる米英クロスは十一日更に一仙方低

落し遂に四弗九二仙四分三といふ本年の新安値へ落込んだ、これが直接の原因は最近相場急落にも拘らず英米政府筋が一

向買支へに出動する模様なくこの情勢を眺めて更に大量の買壓迫が加はつた爲である、最近ポンド貨に對しては殆ど需要なく一方相場が幾分でも引戻し氣勢を示せば買物が現はれるといふ状態であるが

外國爲替業者はこれが低落の主因を次の如き風説に歸してゐる、即ち

にポンドを舊パリーたる四弗八六仙と四弗八七仙との間に安定するといふ諒解事項が包含されるらしい

尤もその外にも次の如き諸點がポンド安ドル高の原因として擧げられてゐる

- 一 米國の貿易が順調で最近では毎月一億ドルの出超を示してゐる事
- 二 米國證券界の活況に伴れて引續き米國へ外資の流入を見てゐる事
- 三 歐洲の政局が依然急迫を告げてゐる事

▲米英クロス依然軟調 ニューヨーク

【十三】ニューヨークに於ける米英クロスは十二日四弗九二仙四分三と結局前日と同値で大引けたが底意依然軟調で一時本年の不安定を現出した、ポンド貨の斯る軟化は

- 一 英國當局が何等かのポンド減價を策してゐる
- 二 英米佛三國通貨が近く安定されるであらう、等の風説が依然行はれてゐるためである、尤も爲替業者の報する所によれば目下のドルに對する需要は數週間前にドル平價切下説でドルを賣

進んだ手筋の空賣埋めと見られる、一方他の外國爲替も區々の成行を示したが就中ベルギーのベルガは頗る軟調であつた、これは英米間に通商協定の協定が成立した際ベルガは最も打撃を受けるであらうと見られる爲である

▲爲替資金の出動で反撥 ニューヨーク【十三】先頃來軟化の一途を辿つて居た外國爲替は十三日ポンド、フランを筆頭に

一齊に反撥し米英クロスは四弗九三仙十六分五と十六分九高、米佛爲替は二仙七六・八分五と四分三高を示した、反撥

の原因は英米佛三國爲替安定資金が一齊に出動した爲である

▲米英クロス不安定へ ニューヨーク【十三】ニューヨークに於ける米英クロスは依然軟調を辿り英國爲替平衡資金の數回に亘るポンド買支へ出動に拘らず又

- 一 外國患惡筋の米國證券買付依然熾まらずそれに伴れてポンド賣ドル買ひが行はれて居る事
- 一 米國對外貿易が好調を續けてゐる事
- 一 チェコ對ドイツ問題を繞り中央ヨーロッパの國際政局が不安なる事

▲英米通貨協定に關する風説が依然執拗に傳へられてゐる事

尙最近再びヨーロッパ資本の對米逃避が始まつて居るが右に關し爲替業者は左の如く指摘してゐる

海外資本家は自國よりも米國を資本の安住所と認めて米國へ資本を移動しつゝあるが最近ドイツの證券相場が大幅の崩落を演じた事も資本の逃避を促進したものと見られる

一方米英クロス低落に伴れてフラン其他の外國爲替も一齊に軟化した

▲ポンド貨反撥 ニューヨーク【十三】最近連日續軟を辿つたニューヨーク外國爲替市場に於けるポンド貨は廿日に至り

政府筋の統制資金出動があつて反撥し米英最終レートは四ドル九二セント八分一と二分一セント方即ち昨日の低落分だけ反騰した、有力爲替業者の觀測によると本日ポンド貨の回復は主として利喰ひ

の出た事及仕手關係的な要因に基くもので市場の大勢が逆轉したことを示すものではない、一方市場ではポンド貨のこの回復にも拘らずポンドの平價切下が行はれるだらうとの噂が依然流布されてゐる

▲米ソ通商協定更改交渉開始

ワシントン【十三】米ソ通商協定は昨年八月六日協定されて今日に至つたが十二日國務省より發表された所によれば右協定は來る八月五日を以て満期となるので其更改交渉がモスクワに於て開始された

シカゴにチエコ輸出協會設立

シカゴ【十三】米國に於ては最近チエコスロヴァキアの廉價品進出が目目されてゐるが今回シカゴに「チエコスロヴァキア輸出協會」が設置されることとなり七月中には開設の運びとなる筈である、これは米國中西部の輸入業者間にチエコスロヴァキア品の購入を促進せしめる目的を以て設立されたもので日本品の輸入に對し猛烈な競争を醸すものと見られる

鐵鋼調査は沙汰止みか

ワシントン【十三】米國政府は議會の意向を受けて七月を期し米國全體の鋼鐵業に亘り鐵鋼價格及び業界一般情勢の調査を行ふべき計畫であつたが政府として鋼材價格が先頃既に引下げられた事情もあり此の際實際勞働者の賃銀を引下げるやうなことを行はなければ鋼鐵業の調査を強行する意向はないものと見られるに至

つた、蓋し續會に於てこの問題が相上につつたのは米國の製鋼作業率は著しく低率なるに拘らず鋼材價格が製鋼作業率の高率であつた昨年と同様の水準にあつたので政府は景氣振興策の一として鋼材賣値の引下げを計畫、これが爲鋼材價格の計畫が進められたのであつた

**製鋼労働者賃銀引下折衝**

ニューヨーク【七三】ドウ・ジョーンズ通信社ピッツバーグ特電に依るとピッツバーグの獨立製鋼會社社はこの程製鋼労働者の賃銀引下問題に關し C I O 系の製鋼業従業員組織委員會との間に非公式の交渉を開始した、これは過般の鋼材値下げにも拘らず右の値下げが格別新規の商内を刺戟するまでに至らないことが明らかとなつた結果製鋼會社側としては生産費の低下延いて賃銀の引下げを企圖せざるを得なくなつて斯くて労働組合側と折衝を開始するに至つたものと見られてゐる

**復興金融會社の社債發行條件**

ワシントン【七二】米國復興金融會社は最近社債發行の方針を決定發表したが十日モーゲンソー財務長官は右社債二億ドルの賣出條件を左の如く公表した

△總額二億ドル△賣出價格パー△期限三年△利率年八厘七毛五糸

**屑鋼續騰と紐育の觀測**

屑鋼は去る六月十四日俄然本年々初來の軟勢を脱して反撥に轉じて以來騰貴に騰貴を重ねてピッツバーグ渡し一級屑鋼相場は如き昨今は一四ドル五〇セントと本年二月上旬の相場と類合せするに至つて

あるが最近鋼材相場の引下げが行はれ且つこれに對する反動的買物も餘り思はしくないのであるから屑鋼相場が斯く騰貴を續けてゐることは特に注目を惹いてゐる、而して屑鋼のこの騰勢については屑鋼の値上りが大抵は製鋼業者の需要増大を反映するものであるところから製鋼作業の増大が近付いてゐることを示すバロメーターとする普通一般の見方も行はれてゐるが一方消息源は今回の騰勢には右の外にも幾多の理由があると觀測し左の如く指摘してゐる

一 屑鋼相場が反撥に轉する前の落勢は行き過ぎであつた嫌ひあり、殊に銑鐵相場が二四弗見當であつた當時屑鋼相場が一時一〇弗整に落ちたるが如きはその適例で今回の騰勢はその反動と見られる

一 又屑鋼取扱業者間に思慕買の氣運があることも相場騰貴の重要因子となつてゐる、尤も最近の屑鋼市場における買物が最終消費者筋から出てるか否かは明瞭である

一方最近製鋼業に建値方法に大變革が行はれてゐる事情に鑑み屑鋼相場の建値方針にも同様に變革が行はれるべきであるといふ説が有力になつた、これは製鋼工場及び保守的取引業者の要望で彼等は屑鋼相場は他の鐵鋼材と同様の相場關係に置かるべきであるとなし、屑鋼相場をパー・ブレット・シェーブの綜合價格の四割に定める事とするか又は基準銑鐵の相場より一定率下値に定める事にする方法を主張してゐる

**小麦融資決定**

ワシントン【七二】ウォーレス米國農務長官は十四日一九三八年産小麦に對して一ブツセルにつき平均五十九仙乃至六十仙の融資を行ふべき旨發表した、右は去る十一日付農務省より發表された一九三八年産米國全小麦及び春小麦の收穫豫想が合計九億六千七百四十一萬二千ブツセルと云ふ豐作を見込まれ之に前年度より持越高二億ブツセルを加へると供給總高は十一億六、七千萬ブツセルとなり平年の國內消費及び輸出必要量たる七億五千萬ブツセルより四億ブツセル以上超過する、依つて新農調法に基き自動的融資規定の發効實施されることとなつたもので發表された計畫内容は左の如くである

一 小麦の相場回復まで之を手持せんとする農家には一ブツセルにつき平均五十九乃至六十セントの融資を行ふ

一 右融資額は小麦の品等及び集散市場より製造所までの距離に應じて差等を附す

一 融資を受くべき農家はその小麦積付反別が農調法に基く地味減衰作物(この場合小麦)反別割當よりも5%以上超過しなかつたものに限る

一 右融資に提供された小麦は商業用倉庫、エレベーター、認可を受けた農場所貯蔵所に貯蔵すべきものとす

一 融資に對する利子はエレベーターに貯蔵した時は七ヶ月につき四分、又農場所貯蔵所に貯蔵する時は一九三九年五月末までの期間につき四分とす

右融資計畫實行のため商品金融會社は一億ドルの支出を計上してゐるがウォーレス農務長官は融資を行ふに至つた目的につき左の如く語つた

長官は十四日一九三八年産小麦に對して一ブツセルにつき平均五十九仙乃至六十仙の融資を行ふべき旨發表した、右は去る十一日付農務省より發表された一九三八年産米國全小麦及び春小麦の收穫豫想が合計九億六千七百四十一萬二千ブツセルと云ふ豐作を見込まれ之に前年度より持越高二億ブツセルを加へると供給總高は十一億六、七千萬ブツセルとなり平年の國內消費及び輸出必要量たる七億五千萬ブツセルより四億ブツセル以上超過する、依つて新農調法に基き自動的融資規定の發効實施されることとなつたもので發表された計畫内容は左の如くである

一 小麦の相場回復まで之を手持せんとする農家には一ブツセルにつき平均五十九乃至六十セントの融資を行ふ

一 右融資額は小麦の品等及び集散市場より製造所までの距離に應じて差等を附す

一 融資を受くべき農家はその小麦積付反別が農調法に基く地味減衰作物(この場合小麦)反別割當よりも5%以上超過しなかつたものに限る

一 右融資に提供された小麦は商業用倉庫、エレベーター、認可を受けた農場所貯蔵所に貯蔵すべきものとす

一 融資に對する利子はエレベーターに貯蔵した時は七ヶ月につき四分、又農場所貯蔵所に貯蔵する時は一九三九年五月末までの期間につき四分とす

右融資計畫實行のため商品金融會社は一億ドルの支出を計上してゐるがウォーレス農務長官は融資を行ふに至つた目的につき左の如く語つた

たものでもなければ又それを期待して行つたものでもない、その目的は新農業計畫の他の部分が實行に移されるまでの大量の小麦の秩序ある取扱を促進せしめんとする點にある、融資を行ふからして小麦の輸出を決して犠牲にしようとするものではない、小麦に關する完全な計畫と言へばその目的の一つには公正な世界小麦市場の維持といふことが懸けられるであらう

尚ほウォーレス農務長官は假令政府の負擔となつても輸出補助金を與へて米國産小麦の外國市場再建について努力する意向なることを仄めかした

**小麦融資と市場 シカゴ【七二】**

▲小麦融資と市場 シカゴ【七二】十四日のシカゴ小麦市場は初め一九三八年産小麦融資價格が發表されたのを入れて一時昂騰したが値上りは長続きせず利喰及び繁き賣りに押されて間もなく急反落を演じた、これは小麦融資額が多くなる農家を大して融資に赴かしめる事にならぬにせよと報ぜられ且つ本年の新麥大増收豫想といふ壓迫材料もあるので融資の効果が疑問が抱かれるに至つた爲である、一方産地の天候良好、引續き出廻りが旺盛な事及び北西部産地のラスト被害懸念が薄らいだ事も相場反落の原因となつてゐた、大引相場は前日に比し一仙乃至一仙八分七安

たものでもなければ又それを期待して行つたものでもない、その目的は新農業計畫の他の部分が實行に移されるまでの大量の小麦の秩序ある取扱を促進せしめんとする點にある、融資を行ふからして小麦の輸出を決して犠牲にしようとするものではない、小麦に關する完全な計畫と言へばその目的の一つには公正な世界小麦市場の維持といふことが懸けられるであらう

尚ほウォーレス農務長官は假令政府の負擔となつても輸出補助金を與へて米國産小麦の外國市場再建について努力する意向なることを仄めかした

産小麦の全國作付反別割當を決定布告することになつて居り且つ今年産小麦が農作を見積らるゝ所から先きに一九三九年産の反別割當を五千五百萬ブツセルに減縮し得る法案を提出、既に大統領の署名を終つてゐるので農務長官は同法の規定により許された最少反別まで一九三九年産反別を減縮する事に決定發表したものである、因に一九三八年産小麦の反別は農調法に於て反別割當を六千二百五十萬ブツセルと規定せられてをり又去る七月一日現在の農務省調査によると七千六萬九千ブツセルと見積られてゐる、従つて新發表の一九三九年産割當は一九三八年産反別に比し著しき縮減に當る

**上半期砂糖引渡高減少**

ワシントン【七三】米國農事調整局は十五日本年上半期(一―六月)中の米國市場に對する砂糖引渡高を粗換算二百八十二萬五千ショート・トンと發表した、右は前年同期の三百廿四萬九千トンに比し四十二萬四千トンの減少に當る、内譯左の通り(單位千ショート・トン)

本年上半期(一―六月) 前年同期

精製糖 二、〇四六 二、二五二

甜菜糖 四八一 六二九

輸入糖 二九七 三六八

引渡合計 二、八二五 三、二四九

一方本年六月卅日現在に於ける甘蔗糖業者の手持在荷高は八十三萬ショート・トンで前年同期の九十三萬トンに比し十萬トンの減少である

**紐育株式急騰**

ニューヨーク【七三】十九日の株式市場は近來稀な買氣を喫つて一弗乃至四弗方

急騰し昨年十月以來の高値を出現したのも多数あつた、一方多量の利喰賣現はれ市況は屢々活潑を殺がれたが値上りは維持されてゐた、相場急騰の原因は左の通り

一 産業界の各部門に於て更に景氣回復の徴候が窺はれる外過去二週間株式市場が驚くべき抵抗力を示した結果これに刺戟されてブーム人氣が擡頭した事而して買注文は全国各地から出てゐると報ぜられる

一 製鋼作業率、建築契約、小賣賣れ行等何れも急回復を示し株式の買氣を刺戟した事

而して鐵鋼の消費が引續き生産を凌駕し而かも在荷がノーマル以下に減少してゐる事が明らかとなつたため強調を呈し鐵道株は鐵道貨銀會議の行詰りにも拘らず貨物輸送増大見越しに引締つた、主要株は大引相場一弗四分三高、アナコンダ株は一弗高、鐵道株甘種平均一弗一七仙高、工業株卅種平均は三弗二八仙高でスチール株及び工業株平均は何れも昨年十月以來の新高値に達してゐる



チヤコ紛争圓滿解決

ブエノスアイレス【七三】米國、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグワイ等六中立國より成るグラン・チヤコ紛争調停委員會は過般當事國たるボリウエア、パラグワイ兩國の委囑に基き調停原案を中心に折衝を重ねてゐたが廿日拂曉に至り漸く當事國間に完全な意見の一致を見るに至つたので廿日午前調停委

員會より調停成立の旨公表された、紛争解決に關する和平條約は關係各國代表出席の下に廿一日午後三時ブエノスアイレスに於て正式調印の管で茲に多年南米の禍と目されてゐたグラン・チヤコ紛争は圓滿解決を見るに至つたがブエノスアイレス市では南米の平和克復を祝福して調印の當日全市に巨り大々的に祝典を催すこととなつた

ウエネツエラ離脱退通告

ジュネーヴ【七三】南米ウエネツエラ政府は十二日國際聯盟を脱退する旨聯盟事務總長アヴノール氏宛正式通告した、脱退の理由については何等説明されず唯だ同通牒で

ウエネツエラ政府は脱退後も聯盟の原則に忠實を誓ふものである

と述べてゐるに過ぎないが去る四月十九日ウエネツエラ外相ヒル・ボルヘス氏が聯盟に宛てた通牒の中で聯盟規約の効力につき疑念を表明し

今後ウエネツエラ政府は聯盟規約により發生する事態に對し責任を分擔するを欲しない

と聲明した點からして露に聯盟を脱退したチリと同様聯盟規約問題につき失望した結果と見られる、これで中南米諸國中脱退を通告した國は九國に上り現在尙聯盟に止まつてゐるのはアルゼンチンその他十一國を餘すのみとなつた

ペルー訪日使節團觸決定

リマ【七三】日本の經濟状態觀察と親善交誼のため近く日本を訪問するペルー文化經濟使節一行の觸觸は愈々決定、廿日ペルー政府から左の如く正式發表され

た

團長 セザル・デ・ラ・フエンテ將軍 (前外相)

團員 ヘルマン・ベリド博士 (現外務次官)、エドワード・サンテイヤナ (現外務省通商局長)、アルテイドロ・アルヴァラド (産業省嶺山石油局長)、オスカ・アルルス (サン・マルコ大學經濟學教授)、アウグスト・マウエル (國民産業協會々長)、カルロス・アルザモラ (農業協會副會長)、ベルス・エメエル (商業會議所議員)、マヌエル・シスネロス (法律家)、エンリケ・サイアン (リマ・カトリック大學教授)

外同行の婦人四名、尙訪日使節團一行は七月廿七日サンタ・マリア號にてリマを出發、桑港經由來朝するが一行は日本に約七週間滞在する豫定である

伯國新移民法全文

共和國大統領は憲法百八十條(立法權)を行使し之を布告す

第一章 外國人の入國

第一條 左記男女外國人の入國を禁ず

- (一) 不具體疾者、盲人、聾啞者
- (二) 乞食浮浪人、ジブシー及びこれに類するもの
- (三) 細則規定のあらゆる性質の神經的乃至精神的疾病の徵候あるもの、酒精中毒者、劇藥常用者
- (四) 傳染性重病患者、特に肺病患者、トラホーム患者、花柳病患者、癩病その他衛生局規定にあるもの
- (五) 有機的病害のため機能不充分なるもの

(六) 十八歳未滿六十歳以上の單獨旅行者、但し細則規定の除外例を除く

(七) 正當なる職業乃至自身及自己從屬者の生活を維持するに足る財産を所有せざるもの

(八) 治安國防乃至制度機構に對し現然有害なる行狀を有せるもの

(九) 國外に追放されたる事あるもの但し追放行爲無効となりたるものを除く

(一〇) 伯國法令に準じ罪引渡しに相當する犯罪により他國に於て處刑されたるもの

(一一) 曾淫乃至賣淫周旋業に従事するもの乃至現然不道德的性行を有するもの

單款 右記の箇條以外他に禁止事情あり得るものとす、また(一)(五)(六)の規定は一時的の滞在外國人には適用されざるものとす

第二條 聯邦政府は移植民審議會の諮問を経て經濟的社會的理由により一定人種乃至オリゼンの人物の入國を制限乃至停止する權利を留保す

第三條 ブラジル領事當局によりて查證されたる旅券及其他の書類は領土内入國の條件を具備するものとす

第四條 上陸乃至通境の際には外國人は監視當局者に對し旅券及入國拒絶の場合當上級當局に上訴し得可き領事總識證明書を提示し必要なる查證を求む可し、その上に於て細則規定通り臨時の入國の許可を與へらる可きものとす

第五條 國內或は外國人出發地の伯國當局は旅券の查證以前その權限内あらゆる方法により本法令並に細則の要求せる書類の合法的眞實の條件の有無を

取調可きものとす

單款 外國人の肉體的衛生的條件に關する診斷書は領事館信任の醫師による可し

第六條 左記の場合には查證する事を得ざる外國人なる場合

(一) 領事當局の認め入國を容認し得ざる外國人なる場合

(二) 領事當局が認ましからぬ外國人と認め得可き事實或は正當なる理由を知る場合

第七條 查證は查證當日より起算して九十日を以て有効期間とし當該調當の盡き居らざる限り同期間の延期をなす事を得可し

第八條 一切の外國人は查證を與へ得可き當該領事館から旅券所持者の姓名、親子關係、國籍生、誕場所及日附、職業を記載せる書類を受取る可し

第九條 外國人の入國は左記の箇條に於て許さる可し

- (一) 海路よりするものはベレン、レシフエ、サルヴァドル、リオデジャネイロ、サントス、サンフランシスコ、ドスル、フロリア、ポリス、リオ、格蘭デの諸港に限らる
- (二) 陸路、河路及空路によるものは聯邦移民監視局乃至移民局の存在せる場所たる可し

第二章

第十條 國內に入國せんとする外國人はその永久的性質乃至臨時的性質により二種類に區別さる

第十一條 永久的性質に於て來るものと認めらるるものは六月以上の期間國內に滯留せんとするもの

第十二條 臨時的性質によりて來る外國

人は次の各号とす、(一)漫遊客、一般訪問者、寄港外國人、(二)外國商店代表者及商用を以て来るもの、(三)藝術家、講演家、運動家及之に類するもの、(四)本條に區別されたる外國人は本令規定の條件を充す場合にのみ永住する事を得可し

第十三條 旅行途中にある外國人にして一週以上上陸滞在せざる可からざるものは伯國領事當局に對し目的國領事當局の査證済の旅券を提示してその査證を求む可し、若し滞在期間七日以内なる時は査證の要なし

第三章

第十四條 永久的性質の下に入國を容認する可き一國籍の外國人の數は一八八四年一月一日より一九三三年十一月卅日(以下)の期間に於て伯國に入國したる同國籍の外國人の數に對する二パーセントの年限度を越ゆる事を得ず

第一款 一九一四年一月一日以後に構成されたる國家に對する割當計算の基數は同日附より一九三三年十一月卅一日まで永久的性質の許に入國したるもの、數に國家構成前に遡り十年乃至その端數毎に二〇パーセントを追加したるものなる可し

第二款 領土屬地乃至殖民地には特定の割當なし

第三款 他國歸化の伯人は割當中に計算さる

第四款 夫婦の國籍相違せる場合は割當の缺乏せざるもの、國籍を利用し得可し

第五款 一國籍の割當三千に達せざる場合に移植民審議會は右限度まで引

き上ぐる事を得

第十五條 左は割當外とす、(一)臨時的に來る外國人、(二)伯人と結婚せる外國婦人又は寡婦は假りに國籍を喪失したるものと雖もまた伯婦人と結婚せる外國人にして婦人が伯國旅券を所持せる場合及それ等の小兒、(三)一歳以下の小兒、(四)國內在住の外國人にして第十四條の再渡航證明の日附より四ヶ年を越えざる期間を以てブラジルより不在せんとするもの

第十六條 各國割當の八割は外國農業者乃至農村工業の技術家に充當さる可し

第十七條 農業者乃至農村工業技術家は審議會の認可ある場合を除き上陸日附より四ヶ年連續的にその本職を放棄する事を得ざる可し

第十八條 國家の經濟的必要上好都合と思考する場合は審議會は割當の殘部を割當の盡きたる國家の農業者誘入に利用する事を許可する事を得

單款 本條規定は出移民國と締結されたる双務協定に適用さる

第十九條 聯邦政府は農業労働者を誘致し之を國內に定着せしむる事を目的とし移植民の双務協定を締結す可し

第一款 州政府は聯邦政府に對し同協定締結を提議し得可し、但し聯邦に對し同協定より生ず可き義務に就いて責任を擔ぶ可きものとす

第二款 移植民審議會は協定締結に就いて豫め審議をなし根底ある意見書を提出す可し

第五章 監 視

第六條 旅客の監視並に上陸のために行

はる可き甲板訪問は衛生移民警察三當局同時に行はる可し、規定上及前二者の要求にかゝる上陸拒絶に反對したる之を履行する權能は後者に歸す可きものとす

第七條 乘客の上陸拒絶を解除する權能は警察に歸す、但し衛生局及移民局要請のものは前以て當該當局の承認を得ずして解除する事を得ず

第八條 公衆衛生上乃至國防上の危險なく且つ書類の合法化を目的とする場合には警察は割當限度内に於て外國人の上陸を許可する事を得可し、但しその際船舶汽船切符價格に相當せる保證金を提供せしむ可し

第九條 警察許可の期限盡き且つその要求を充さざる外國人は保證金を旅費として本國へ送還さる可し

第十條 當該當局の甲板訪問中は外交並に領事官代表及當局者以外の訪問を禁す

第十一條 勤務中の當局者は自由に甲板及埠頭に入出入する事を得可し

第十二條 本令細則規定の必要條件を充さざる外國人の入國は拒絶さる可し

單款 船長は上陸を拒絶されたる船客を出發港に送還する義務を有す、但しその際移民局に對し五コントス乃至十五コントスの保證金或は保證書を納入し出發港の伯國領事より該船客下船の通知書を提示して保證金の拂戻しを受

第十三條 入國後の外國人の監視は審議會の權限内にある場合を除き警察の權限に屬しその場合には審議會自身解決に任ず

第十四條 國土を目的とする外國人は第十二條記載條項を除き本令細則の規定す可き規定に準じ移民局の身元調べを經ざる限り上陸乃至通境するを得ず

第十五條 外國人は上陸日附より起算し卅日の期間内に目的地警察に出頭し登録を了す可し

第十六條 一 國土内上陸或は入國日附より起算し四ヶ年の期間内は勞働就職乃至住居の変更ある時は警察に於て新登録をなすを要し警察は之を審議會に通報するを要す

二 勞働乃至就職上何等の變更なき際は登録は右期間満了まで毎年更新するに止まる可し

第十七條 如何なる外國人と雖も警察發給の身元證明を所有せざる限り六十日以上國內に滞留する事を得ず

第十八條 身元證明證は移民當局査證の旅券を提出し國當時の法令に準じ國內滞在の合法性を實證せざる限り發給されざる可し、身元證明書には當該外國人の合法的滞在を宣告す可し、旅券なき場合は移民者の證明書を提示す可し

第十九條 第十二條(一)規定の外國人は登録上の條件を免除さる可し

第二十條 ブラジル現住の十八歳以上の外國人男子は一ヶ年以内に第十八條規定を履行す可し

第二十一條 國內の民事及軍事身元證明當局は外國人の個人的指紋法の複寫を移民局及聯邦區民事警察に送附す可し

第二十二條 傭主は雇人が外國人なる場合登録簿に本令細則の規定す可き他の情報以外左を記載す可し(一)旅券記載の

國內入國乃至上陸の日附(二)國籍、入國性質

第二十三條 臨時に入國を許可されたる外國人は第十二條(三)規定の場合國內に於て就職する事を得ず、農業者乃至農業技術家として入國を許可されたるものは第十七條規定の四ヶ年の期間を經過せざる限り都市に於て就職する事を得ず

第二十四條 聯邦州、郡當局公私退職恩給基金組合及同種類のもの、外國人に對し營業鑑札、營業登記免狀、職業證明書、コンセッション、恩典並類似の願書下附を決定する以前その合法的入國及滞在の上の證明を要求す可し

第二十五條 外國、農業者及農村工業技術家の宿泊及配置事務は聯邦政府はリオ港に於て各州政府會社及個人は他の外國人上陸港に於て行はる可し

第二十六條 前以て移民局の許可を得ざる限り會社企業團體及個人は入國の際外國人に如何なる奉仕をもなすを得ず

第二十七條 移民局檢問後に於てはじめて會社、企業、團體及個人は外國人の宿泊配置その他一切の事務をなす事を得、自發的に渡來せるもの或は聯邦政府送入の外國人たる時は身柄及手荷物運送は聯邦州郡及個人の負擔たる可し、個人及州に對してはその誘入にかゝるものゝみに對して負擔を歸す可し

第二十八條 案中及同化

第二十九條 如何なる小殖民地農業中心地

第六款 一國籍の割當三千に達せざる場合に移植民審議會は右限度まで引

第七款 旅客の監視並に上陸のために行

第八款 入國後の外國人の監視は審議會の權限内にある場合を除き警察の權限に屬しその場合には審議會自身解決に任ず

第九款 國土を目的とする外國人は第十二條記載條項を除き本令細則の規定す可き規定に準じ移民局の身元調べを經ざる限り上陸乃至通境するを得ず

第十款 外國人は上陸日附より起算し卅日の期間内に目的地警察に出頭し登録を了す可し

第十一款 一 國土内上陸或は入國日附より起算し四ヶ年の期間内は勞働就職乃至住居の変更ある時は警察に於て新登録をなすを要し警察は之を審議會に通報するを要す

第十二款 勞働乃至就職上何等の變更なき際は登録は右期間満了まで毎年更新するに止まる可し

第十三款 如何なる外國人と雖も警察發給の身元證明を所有せざる限り六十日以上國內に滞留する事を得ず

第十四款 身元證明證は移民當局査證の旅券を提出し國當時の法令に準じ國內滞在の合法性を實證せざる限り發給されざる可し、身元證明書には當該外國人の合法的滞在を宣告す可し、旅券なき場合は移民者の證明書を提示す可し

第十五款 第十二條(一)規定の外國人は登録上の條件を免除さる可し

第十六款 ブラジル現住の十八歳以上の外國人男子は一ヶ年以内に第十八條規定を履行す可し

第十七款 國內の民事及軍事身元證明當局は外國人の個人的指紋法の複寫を移民局及聯邦區民事警察に送附す可し

第十八款 傭主は雇人が外國人なる場合登録簿に本令細則の規定す可き他の情報以外左を記載す可し(一)旅券記載の

第十九款 國內入國乃至上陸の日附(二)國籍、入國性質

第二十款 臨時に入國を許可されたる外國人は第十二條(三)規定の場合國內に於て就職する事を得ず、農業者乃至農業技術家として入國を許可されたるものは第十七條規定の四ヶ年の期間を經過せざる限り都市に於て就職する事を得ず

第二十一款 聯邦州、郡當局公私退職恩給基金組合及同種類のもの、外國人に對し營業鑑札、營業登記免狀、職業證明書、コンセッション、恩典並類似の願書下附を決定する以前その合法的入國及滞在の上の證明を要求す可し

第二十二款 外國、農業者及農村工業技術家の宿泊及配置事務は聯邦政府はリオ港に於て各州政府會社及個人は他の外國人上陸港に於て行はる可し

第二十三款 前以て移民局の許可を得ざる限り會社企業團體及個人は入國の際外國人に如何なる奉仕をもなすを得ず

第二十四款 移民局檢問後に於てはじめて會社、企業、團體及個人は外國人の宿泊配置その他一切の事務をなす事を得、自發的に渡來せるもの或は聯邦政府送入の外國人たる時は身柄及手荷物運送は聯邦州郡及個人の負擔たる可し、個人及州に對してはその誘入にかゝるものゝみに對して負擔を歸す可し

第二十五款 案中及同化

第二十六款 如何なる小殖民地農業中心地



乃至殖民地と雖も同一國籍の外西人を以て構成するを得ず

第四十條 移殖民審議會は創業中乃至完成せる小殖民地農業中心地及殖民地に於てブラジルの人種的社會的組織に逆ひ極量乃至察中せる國籍の外國人に對して土地の切讓、讓渡、賃貸を禁ずる事を得可し

第一款 各公私殖民地及農業中心地に於ては最少限三割のブラジル人最大限二割五分の外國人を以て維持する可し、伯人不足の場合にはこの最少限は移殖民審議會の許可を得て葡國人を優先とする外國人を以て補給する事を得可し

第二款 審議會はその場合本條の規定に従ひ措置す可し

第四十一條 小殖民地、農業中心地乃至殖民地に於ける一切の公私の學校は生來のブラジル人によつて主管する可し

第一款 小殖民地、農業中心地乃至殖民地に於ては必要数の小學校は義務的に設置するを要し之を殖民計畫中に計上す可し

第四十二條 如何なる小殖民地農業中心地乃至殖民地と雖もまたそれ等に存在せる商店工場組合と雖も外國語の名稱を附する事を得ず

第九章 歸國證明

第四十三條 永久的性質の下に合法的にブラジルに入國せる外國人にして一ヶ年を越えざる期間を以てブラジルより不在せんとするものは細則規定通りの特別書類提示により單なる警察の認可のみを以て歸國する事を得可し

第一款 再渡航證の有効期間は領事官

局により一年以上に延期する、事を以て得

第二款 本條遂行上の合法的入國證明は旅券を以てなざる可く旅券無き時は移民局の證明書による可くこの場合必要と認めらるゝ取調べは別個的に行はれ得るものとす

第四十四條 外國人歸伯したる際は警察により徵收する可し

第一款 細則規定の特別の場合には書類はその規定期限満了後に於てのみ徵收する可し

第十章 集團移民許可

第四十五條 州、會社企業團體、個人にして外國人を誘入せんとするものは前以て次の事項を通告し移殖民審議會の許可を要請す可し

(一)一年間に誘入せんとする外國人の數及國籍

(二)外國に於ける上船地及目的地

第一款 會社企業團體或は個人は法規通り登録を了せる事並に財政的資力ある事を證明す可し、會社はまたブラジルに於ける營業の認可ある事を證明す可し、何れの場合にも雇傭契約を提出するを要す、但し殖民會社にして一九三七年十月の法令第五十八條規定を履行せる事を證明するものは右の要なし

第二款 登録願には外國人に提供したる勞働及農業者乃至農村工業定着上の保證を種別す可し

第四十六條 認可ありたる時は之を登録しその旨外務省へ通告す可し

第四十七條 移民局は領事館内に技術官を駐在せしめ現地に於て選擧事務に協力せしむる事を得可し

同様の目的を以て州、會社企業團體、乃至個人にして第四十五條により認可されたるものはブラジルに國籍を有するものにして移民局承認の代理人派遣員を海外に維持する事を得可し

第四十八條 移民局に登録せる航運會社のみ本令第九條記載の内國諸港及國境並に上陸地點に外國人を運送する事を得可し

第五十二條 本令規定及本令細則に違反する船長は第十三章規定の刑罰及罰金に處せらる可し

第一款 登録は毎年更新する可く當該請願書には左の事項を記載す可し

(一)船舶の數及名稱

(二)定期寄港地

(三)等級別乘客定員數

第四十九條 航運會社は左記の義務を有す

(一)船客の均一的種別を設定する事

(二)前以て移民局、警察及衛生當局へ船舶到着日を通告する事

(三)移民局及警察へ左を交附する事

一 ブラジル領事當局の證明を受けたる外國人の目的港別人名表

二 海外行内國諸港乘船客人名表

三 ブラジル領事證明の乗組員人名表、本人名義には乗組員以外の人名を記載し得ず

第五十條 如何なる航運會社と雖も本令及細則の要求せるブラジル領事登記證の旅券及領事職證明書を提出せざる限りブラジル行外國人に對し切符を販賣する事を得ず

第五十一條 ブラジルに寄港す可き船舶は三等船客乃至同階級の定員超過を許さず

引區域

第三 第四十五條第一款 (一)私設職業周旋所には

一 商號乃至持主名

二 合資者の姓名國籍住所並に資本

三 團體本部支店及その宛名

四 派遣員代表者外交員の姓名國籍住所及外交員取引區域

單款 右變更ある場合直ちに移民局へ通告す可し

第五十八條 爲替取引は銀行乃至銀行業者によつてのみなす事を得可し

單款 現存の兩替商は本年十二月卅一日までに閉店すべきものとす

第五十九條 航空航海陸路旅行用の切符販賣は本令規定により當該會社船舶業委託業者又は労働省認可の代理店によつてのみ行はれ得可きものとす

單款 右記の代理店は二百五十コントス以上の拂込資本及現金或は聯邦公債百コントスの國庫供託金ある場合にのみ開業し得可し

第六十條 航運會社職業周旋所にして聯邦州郡政府に何等かの請願をなさむとするものは本令及細則より來る一切の義務完了を證明す可きものとす

第十三章 刑 罰

第六十一條 左記の外國人は追放の刑に處せらる可し

(一)第八十三條の條件を充さざるもの

(二)資格を詐稱して誘入し或は誘入せんとするもの

(三)第廿八條規定通りの登録をなさざるもの

第六十二條 あらゆる種類の會社、商店にして(一)に抵觸するものは管理人に

對する刑罰以外各自の登録及營業上の許可を取消せる可し

第六十三條 第六十一條(二)規定に抵触する内國人は二年乃至四ヶ年の重禁錮に處せらる可し

第六十四條 警察は第十二條單款を除く(一)(二)(三)各規定通り合法的滞在期間を超過する外國人の即時退去を取り計ふ可し

單款 外國人に對する退去令の期間は通告日附より起算して絶對に十五日を超ゆる事を得ざる可し、刑罰追放

第六十五條 第十二條(一)規定の下に入國したる外國人は國內に於て如何なる報償的活動をなす事を得ず、刑罰、六ヶ月乃至一ヶ年の重禁錮及追放

單款 本條記載の外國人を使用したるものは、一コントス乃至十コントスの罰金を課せらる

第六十六條 外國人労働者乃至農村工業技術者にして上陸日附より四ヶ年以内の期間に自己の階級以外の職業に従事するものは滞在權を喪失し第六十四條規定通り退去す可きものとす

第六十七條 都市區域に於て事業經營の雇主にして移民局査證の旅券提示をなさしめずして外國人傭人を傭ひ入るものは五百ミル乃至二コントス、累犯

第六十八條 本條規定及細則を履行せず或は履行せしめざる公吏にして罪過決定の際に刑法上の問責とは關係なく卅日の停職累加の場合はその倍増、詐偽行為ある時は罷免せる可し

第六十九條 運輸會社、商店或は個人にして本令及細則に違反するものは五百

ミル乃至五コントス、累犯の場合には倍増の罰金を課せらる可し

第七十條 罰金は移民局長及その法定代表者によつて課せらる可し、出訴は罰金の停止の効果なく十五日以内に移民局に提起せらるべし

第十四章 移民印紙  
第七十一條 印紙税を設定し別表通り徴收せらるべし

第七十二條 本令實施のために生ずる負擔は次の財源收入により支拂せらる可し  
(一)移民印紙  
(二)本令規定罰金  
(三)聯邦荒地賣上高  
(四)聯邦維持の小殖民地、農業中心地及殖民地の殖民者賦割支拂高

第十五章 移植民審議會  
第七十三條 大統領任命の七名の會員より成る移植民審議會を設置し會員中より會長及不參乃至事故の場合の代理者任命せる可し

單款 現任會長決定投票權を有す  
第七十四條 州政府は審議會に「オブザーバー」を任命し得可し

第七十五條 一年を通じ連續的に三會議不規則的に十會議不參するものは辭職す可きものとす

第七十六條 審議會は左の任務を有す  
(一)第三章規定の外國人入國割當を決定する事實  
(二)内規作成  
(三)本令施行上の當局の行為に對する訴訟裁決

(四)外國人誘入に關する各請願審議  
(五)外國人を誘入せんとする企業團體組合會社個人の請願に就いて採決

第七十七條 移植民審議會は普通週一回必要に應じ或は會長の召集ある度に臨時的に會合す

第七十八條 審議會の討論には最少限四名の出席を要し決議は多數決による可し

第七十九條 オブザーバーは討論權を有するも投票權なし  
第八十條 局長任命の移民局官吏一名囑託として審議會書記官の任に服す可し

第八十一條 移植民審議會員は代表の名目に於て出席會議數に應じ每會議百ミルの支給を受く可し  
第十六章 一般的暫定規定  
第八十二條 左は本令規定により省かる

(一)外國政府の外交領事代表家族家僕及自國政府の官用を帯びて渡來するもの  
(二)國際會議乃至商議の公式代表

第八十三條 一切の外國人は當該當局より要求ある際滞在の合法的證明を提示す可し

第八十四條 外國人にして本令布告當時非合法的に在住せるものは必ず卅日以内の期間に於て本令及細則規定を充したる上その滞在を合法化する事を得可し

第八十五條 國內一切の農村學校に於ける如何なる課目の教授も葡語を以て授けらる可し、但し現行外國語教授上に於ける直接法の假定的使用は之を妨げず

一 本條規定の學校は常に生來の伯人によつて主管せる可し  
二 それ等の學校に於ては十四歳未満のものに外國語を教授する事を得ず

三 小學校用の教科書は絶對に葡語によつて書かれたるものなる可し  
四 小中學課程案中にはブラジルの地理歴史の教授は義務的なる可し  
五 成年者の外國人學校にては伯國の政治制度の概念を教授す可し

第八十六條 國內農村地方に於ては審議會の許可なくして外國語の書籍雜誌新聞を發行する事を得ず

第八十七條 外國語の書籍冊子雜誌新聞告示の發行は一切前以て司法省の認可並に登録を必要とす

第八十八條 州及聯邦區警察ははその部内に於て第九條規定の執行事務を組織す可し

第八十九條 外國人入國監視上の警察の權能は海軍航空國境各警察が憲法規定通り聯邦化されるまでは聯邦區は聯邦區民事警察により各州は地方警察により行使せる可きものとす

第九十條 政府は六十日以内に本令施行上必要な細則を布告す可し、細則布告されざる間は規定洩れの事件解決は移民局長に歸す可し、但し外國人の上陸及定着に關する規定はそれと警察及殖民事務部の職責とし之を除外す

第九十一條 聯邦政府は優先的に内國人要素を以てするアマゾンの經濟的開發及殖民計畫を組織す可し

第九十二條 政府は本令及細則施行上必要なクレジットを設定す可きものとす

第九十三條 本令に違反する規定は無効とす  
第七十一條規定移民印紙稅表  
一 ブラジル行外國旅券の領事査證料

一人につき二〇ミルレリス(金貨)  
備考 農業者農村工業技術者は無税とし漫遊客は互惠的とす

二 移民局發給證明書二〇ミルレリス(紙幣)  
三 航運會社企業團體殖民會社の年度登録料一コント(紙幣)

四 切符販賣店職業所等年度登録料五〇〇ミルレリス(紙幣)  
五 再渡航査證料二〇ミルレリス(同)

六 再渡航特別査證二〇ミルレリス(紙幣)  
七 再渡航査證に對する領事再證明二〇ミルレリス(金貨)

八 第十二條單款規定類別變更一コント(紙幣)  
九 外國語書籍告示發行上の認可、一版毎に百ミル(紙幣)

十 外國語新聞雜誌發行認可五百ミルレリス(紙幣)  
備考  
一 徵收場所  
(一)より(七)までは領事館、(一)(三)(四)(八)は移民局、(五)(七)は警察、(九)(十)は司法省  
二 (三)(四)規定の會社或は副代理店は半額とす  
三 第一款に記載せる査證の延期は第七條の場合には新印紙の支拂を要す

# 世界經濟

## ☆ 國際砂糖會議

砂糖割當減少案事實上成立  
ロンドン【七・五】去る五日以來ロンドン

に開催された國際砂糖評議會の會合は來年度砂糖輸出割當に關する新提案につき加盟各國政府の訓令を仰ぐため去る十日より十三日まで休會、十四日再開の結果は新割當につき事實上協定に到達した、尤もソヴェト聯邦の輸出割當を六萬九千トン方減する點につき同國代表より本國政府に仰いだ訓令に對する回答が未着なるため會議は今日十五日も尙閉會の運びに至らなかつたがソヴェト政府の回答が近く到着するものと見られ評議會はその上で會議の経過につき詳細なるコミニュケを發表するものと見られてゐる

▲コムニケ發表 ロンドン【十八】國際砂糖評議會の全體會議は會議の決定事項に就き十八日左の如きコミニュケを發表した

本年八月末を以て終る年度の世界自由市場に於ける砂糖需要高は三百九萬一千メートル・トンと推定される、これに對しては五月の會議に於て決定された輸出割當量は三百廿三萬九百五十一メートル・トンとなつて居り右の需要見積りに比し十三萬九千九百五十一メートル・トン方超過するがベルギー、ブラジル及びドイツの三國が合計二萬一千七百五十メートル・トンを讓歩する事に同意した結果需要超過割當量は十一萬八千二百メートル・トンに減少する何れにしても砂糖評議會は砂糖協定實施第一年度に於ける砂糖供給量は先づ需要量を超過しないと結論に到達した、一方來る九月に始まる第二年度の世界自由市場における需要量は三百十五萬メートル・トンと見積られるが之に對して輸出割當量は三百六十八萬二

千五百メートル・トンと見積られる、右の内納くとも十萬トンは自發的に讓歩されるとして割當量は三百五十八萬二千五百トンとなるがそれでも需要量を對しては四十三萬二千五百トンの超過となる、よつて評議會はこの超過量を減殺するために左の如き方法を探る事に同意した

- 一 割當量を五%減額する事によつて十八萬四千五百トンを減額す
- 一 輸出國の同意により更に廿二萬八千三百七十五トンを自發的に減額せしむ
- 一 右の二方法によつても更に二萬トンの超過となるが之は濠洲、南阿及び英領植民地諸國の輸出割當を減額してその減少に寄與せしむ

## 國際航空

### 世界一周新記録樹立

フロイド・ベネット飛行場(ニューヨーク郊外)【十七】東部標準時十日後六時廿分(日本時間十一日午前八時廿分)ニューヨークを出發した米國富豪ハワードヒューズ氏の操縦する世界単廻り機「一九三九年ニューヨーク萬國博覽」は全航程を無事破し東部標準時十四日午後一時卅七分(日本時間十五日午前三時卅七分)出發點たるフロイド・ベネット飛行場に見事ゴール・インした、所要時間僅かに三日十九時間十七分を以て大圈コース世界一周を完了した譯で一九三三年故ウイリー・ポスト氏の作つた世界記録七

- 一 廻轉速度を變化し得る新式ハミルトン・スタンダード式プロペラー
- 一 世界最優秀のスペリー式廻轉機
- 一 三三三キロサイクルから二二、〇八〇キロサイクルに至る周波數を出し得る無線電信機二ヶ及び無線電話機
- 一 海上不時着に備え五人乗のゴム製浮船二つバラシユット並に卅日分の食糧
- 一 高空飛行用の酸素貯藏タンク
- 一 特に米國陸軍に乞ふて使用を許可された強感度高度計

日十八時間四十九分の半分にも満たぬ際然たる世紀の新記録である

▲世界一周機の性能 ニューヨーク【十七】大圈コース世界一周飛行に驚異的成功を収めたハワード・ヒューズ氏の使用機はロッキード航空會社が最新式を誇るロッキード四型双發單葉機である、最近英國政府が同社に二百臺の大量注文を發したのもこの型だが今回の註文で總工費廿萬弗を投じて製作されたもので無電機二臺の他無線電話、高度飛行のための酸素吸入設備を有してゐる、主な性能左の如し

- △機型 中翼單葉機
- △全長 四四呎四吋
- △全幅 六五呎五吋
- △發動機 一、一〇〇馬力 二基
- △ガソリン積載量 一、七五〇ガロン
- △燃料消費量(一時間平均)七二ガロン
- △航程距離 四、七〇〇哩

今回の世界一周飛行のためヒューズ氏の特別註文で左の如き種々の苦心の設備が施された

### 同盟旬報

(毎月三回發行)

一部 卅五錢 送料壹部  
 半年分 五圓五十錢 一錢五厘  
 壹年分 拾圓

編輯發行 大川幸之助  
 兼印刷所 東京市神田區保町一ノ五六番地  
 印刷所 濱中印刷所  
 東京市京橋區銀座西七丁目一番地  
 發行所 社團 同盟通信社

---

同盟通信社發行刊物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。

東京市銀座西八ノ九

【同盟通信社別館】

社團 同盟通信社出版部

振替 貯金口座  
東京 八五〇〇番

---

電話専用

營業専用  
銀座(57) 二三五

電話専用  
銀座(57) 四八七

電話専用  
銀座(57) 四九九

★ 同 盟 通 信 社 刊 行 ★

昭和十三年版 (一九三八年)

時事年鑑

同盟に繼承 面目一新!!

政治、經濟、外交、軍事、勞働、統計  
人名、教育、工業、演藝等の諸年鑑が  
打つて一丸となつてゐる綜合年鑑。

- ◇四六倍判 八四〇頁
- ◇クローヌ裝上製函入
- ◇定價貳圓五拾錢 送料卅三錢

昭和十三年版 (一九三八年)

新聞寫眞年鑑

內容精選 體裁完備!!

本年鑑に收載せる寫眞は昭和十二年  
度に於て、全國各新聞社の寫眞班員  
が撮影せるもの、中より最も優秀な  
るものを選択した寫眞記録。

- ◇菊倍判 二百數十頁
- ◇總アートの布上製
- ◇定價五圓 送料卅三錢

昭和十三年版 (一九三八年)

レジヤド・パ・ガイド

貿易の指針 本邦唯一!!

通商貿易の發展及び日本商品を全世界に紹介する目的で發行する、本邦に於ける最も完備せる「英文貿易年鑑」である。我生産品數百を網羅して詳細懇切に解説せり。

- ◇四六倍版 八百余頁
- ◇總革特製函入
- ◇定價貳拾五圓

東京市橋區銀座西八丁目九番地

社団法人 同盟通信社 出版部

東京市橋區銀座西八丁目九番地

電話 一四四三  
一〇六一  
三五九二  
五七九三  
一〇六一  
一〇六一  
一〇六一  
一〇六一

